

平成 19 年旭市議会第 3 回定例会会議録目次

第 1 号 (9 月 4 日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	2
説明のため出席した者.....	2
事務局職員出席者.....	3
開 会.....	4
人事の紹介.....	4
議長報告事項.....	4
会議録署名議員の指名.....	5
会期の決定.....	5
議案上程.....	6
議案第 1 号 平成 18 年度旭市一般会計決算の認定について	
議案第 2 号 平成 18 年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について	
議案第 3 号 平成 18 年度旭市老人保健特別会計決算の認定について	
議案第 4 号 平成 18 年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について	
議案第 5 号 平成 18 年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について	
議案第 6 号 平成 18 年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について	
議案第 7 号 平成 18 年度旭市水道事業会計決算の認定について	
議案第 8 号 平成 18 年度旭市病院事業会計決算の認定について	
議案第 9 号 平成 18 年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定について	
議案第 10 号 平成 19 年度旭市一般会計補正予算の議決について	
議案第 11 号 平成 19 年度旭市病院事業会計補正予算の議決について	
議案第 12 号 平成 19 年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について	
議案第 13 号 政治倫理の確立のための旭市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	
議案第 14 号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について	

議案第 1 5 号	旭市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 1 6 号	旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 1 7 号	旭市国民宿舎事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 1 8 号	旭市土地開発公社定款の変更について	
議案第 1 9 号	財産の取得について	
議案第 2 0 号	指定管理者の指定について	
議案第 2 1 号	市の区域内の字の区域及び名称の変更について	
議案第 2 2 号	市の区域内の字の区域及び名称の変更について	
議案第 2 3 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	
報告第 1 号	平成 1 8 年度旭市土地開発基金の運用状況について	
報告第 2 号	平成 1 8 年度旭市奨学基金の運用状況について	
報告第 3 号	平成 1 8 年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について	
報告第 4 号	株式会社千葉県食肉公社の事業経営状況について	
提案理由の説明並びに政務報告		7
議案の補足説明及び報告の説明		1 8
散 会		7 1

第 2 号（9月6日）

議事日程	7 3
本日の会議に付した事件	7 3
出席議員	7 3
欠席議員	7 4
説明のため出席した者	7 4
事務局職員出席者	7 4
開 議	7 6
議案質疑	7 6
議案第 2 3 号直接審議（先議）	1 2 0
決算審査特別委員会設置	1 2 1
決算審査特別委員会委員の選任	1 2 1

決算審査特別委員会議案付託.....	1 2 2
決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告.....	1 2 3
常任委員会議案付託.....	1 2 3
常任委員会陳情付託.....	1 2 3
散 会.....	1 2 4

第 3 号（9月7日）

議事日程.....	1 2 5
本日の会議に付した事件.....	1 2 5
出席議員.....	1 2 5
欠席議員.....	1 2 5
説明のため出席した者.....	1 2 5
事務局職員出席者.....	1 2 6
開 議.....	1 2 7
一般質問.....	1 2 7
3 番 平 野 忠 作.....	1 2 7
5 番 林 七 巳.....	1 4 5
2 番 島 田 和 雄.....	1 5 2
1 番 伊 藤 保.....	1 7 8
8 番 滑 川 公 英.....	1 8 6
散 会.....	1 9 7

第 4 号（9月10日）

議事日程.....	1 9 9
本日の会議に付した事件.....	1 9 9
出席議員.....	1 9 9
欠席議員.....	1 9 9
説明のため出席した者.....	1 9 9
事務局職員出席者.....	2 0 0
開 議.....	2 0 1

一般質問.....	2 0 1
1 1 番 木 内 欽 市.....	2 0 1
1 2 番 佐久間 茂 樹.....	2 1 7
1 3 番 日 下 昭 治.....	2 3 1
2 1 番 高 橋 利 彦.....	2 5 0
4 番 伊 藤 房 代.....	2 7 7
散 会.....	2 8 4

第 5 号 (9月26日)

議事日程.....	2 8 5
本日の会議に付した事件.....	2 8 5
出席議員.....	2 8 6
欠席議員.....	2 8 6
説明のため出席した者.....	2 8 6
事務局職員出席者.....	2 8 7
開 議.....	2 8 8
決算審査特別委員長報告.....	2 8 8
質疑、討論、採決.....	2 9 2
常任委員長報告.....	2 9 9
質疑、討論、採決.....	3 0 7
常任委員長陳情報告.....	3 1 3
質疑、討論、採決.....	3 1 5
議案上程.....	3 1 7
議案第 2 4 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて	
提案理由の説明.....	3 1 7
議案の補足説明.....	3 1 8
質疑、討論、採決.....	3 1 8
発議案上程.....	3 2 0
発議第 1 号 旭市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	
発議第 2 号 旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	

提案理由の説明.....	3 2 0
質疑、討論、採決.....	3 2 1
事務報告.....	3 2 2
閉　　会.....	3 2 3

平成19年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

平成19年9月4日（火曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
 - 第 2 人事の紹介
 - 第 3 議長報告事項
 - 第 4 会議録署名議員の指名
 - 第 5 会期の決定
 - 第 6 議案上程
 - 第 7 提案理由の説明並びに政務報告
 - 第 8 議案の補足説明及び報告の説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
 - 日程第 2 人事の紹介
 - 日程第 3 議長報告事項
 - 日程第 4 会議録署名議員の指名
 - 日程第 5 会期の決定
 - 日程第 6 議案上程
 - 日程第 7 提案理由の説明並びに政務報告
 - 日程第 8 議案の補足説明及び報告の説明
-

出席議員（23名）

1 番	伊 藤 保	3 番	平 野 忠 作
4 番	伊 藤 房 代	5 番	林 七 巳
6 番	向 後 悦 世	7 番	景 山 岩三郎
8 番	滑 川 公 英	9 番	嶋 田 哲 純
10 番	柴 田 徹 也	11 番	木 内 欽 市

1 2 番 佐久間 茂 樹
 1 4 番 平 野 浩
 1 6 番 明 智 忠 直
 1 8 番 高 木 武 雄
 2 0 番 向 後 和 夫
 2 2 番 林 正一郎
 2 6 番 林 一 哉

1 3 番 日 下 昭 治
 1 5 番 林 俊 介
 1 7 番 林 一 雄
 1 9 番 嶋 田 茂 樹
 2 1 番 高 橋 利 彦
 2 4 番 神 子 功

欠席議員（ 2 名）

2 番 島 田 和 雄

2 5 番 伊 藤 鐵

説明のため出席した者

市 長 伊 藤 忠 良
 教 育 長 米 本 弥榮子
 病 院 事 業 者 吉 田 象 二
 管 理 者
 総 務 課 長 高 埜 英 俊
 企 画 課 長 加 瀬 正 彦
 税 務 課 長 野 口 徳 和
 環 境 課 長 平 野 修 司
 健康管理課長 小長谷 博
 高 齢 者 横 山 秀 喜
 福 祉 課 長
 農 水 産 課 長 堀 江 隆 夫
 都市整備課長 島 田 和 幸
 会 計 管 理 者 木 内 孫兵衛
 水 道 課 長 堀 川 茂 博
 学校教育課長 及 川 博
 監 査 委 員 林 久 男
 事 務 局 長
 飯岡荘支配人 野 口 國 男
 病 院 再 整 備 室 長 鎬 木 友 孝

副 市 長 鈴 木 正 美
 代表監査委員 木 村 哲 三
 病院事務部長 伊 藤 敬 典
 秘書広報課長 加 瀬 寿 一
 財 政 課 長 平 野 哲 也
 市 民 課 長 木 内 國 利
 保険年金課長 増 田 富 雄
 社会福祉課長 在 田 豊
 商工観光課長 神 原 房 雄
 建 設 課 長 米 本 壽 一
 下 水 道 課 長 中 野 博 之
 消 防 長 佐 藤 眞 一
 庶 務 課 長 浪 川 敏 夫
 生涯学習課長 花 香 寛 源
 農 業 委 員 会 小 田 雄 治
 事 務 局 長
 病院経理課長 鈴 木 清 武

事務局職員出席者

事 務 局 長 宮 本 英 一

事 務 局 次 長 石 毛 健 一

開会 午前 10 時 0 分

○議長（嶋田茂樹） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本会議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

日程第 1 開 会

○議長（嶋田茂樹） ただいまの出席議員は23名、議会は成立しました。

これより平成19年旭市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 2 人事の紹介

○議長（嶋田茂樹） 日程第2、人事の紹介。

人事の紹介をいたします。

去る7月1日の人事異動により、病院経理課長に鈴木清武課長。

病院再整備室長に鍋木友孝室長。

続いて、去る8月1日の人事異動により、下水道課長に中野博之課長。

以上のとおりであります。

日程第 3 議長報告事項

○議長（嶋田茂樹） 日程第3、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物によりご了承いただきたいと思います。

日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（嶋田茂樹） 日程第4、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により議長が指名いたします。17番、林一雄議員、18番、高木武雄議員、以上の2議員を指名いたします。

日程第5 会期の決定

○議長（嶋田茂樹） 日程第5、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。第3回定例会の会期は、本日から9月26日までの23日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月26日までの23日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたしたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第23号までの23議案と、報告第1号から報告第4号までの報告4件であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 配布漏れないものと認めます。

議案等の説明のため、市長、副市長、教育長、病院事業管理者ほか関係課長等の出席を求めました。

日程第 6 議案上程

○議長（嶋田茂樹） 日程第 6、議案上程。

議案第 1 号から議案第 23 号までの 23 議案と、報告第 1 号から報告第 4 号までの報告 4 件を一括上程いたします。

議案第 1 号 平成 18 年度旭市一般会計決算の認定について

議案第 2 号 平成 18 年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

議案第 3 号 平成 18 年度旭市老人保健特別会計決算の認定について

議案第 4 号 平成 18 年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について

議案第 5 号 平成 18 年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について

議案第 6 号 平成 18 年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について

議案第 7 号 平成 18 年度旭市水道事業会計決算の認定について

議案第 8 号 平成 18 年度旭市病院事業会計決算の認定について

議案第 9 号 平成 18 年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定について

議案第 10 号 平成 19 年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第 11 号 平成 19 年度旭市病院事業会計補正予算の議決について

議案第 12 号 平成 19 年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について

議案第 13 号 政治倫理の確立のための旭市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第 14 号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 15 号 旭市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 16 号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 17 号 旭市国民宿舎事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

議案第 18 号 旭市土地開発公社定款の変更について

議案第 19 号 財産の取得について

議案第 20 号 指定管理者の指定について

議案第 21 号 市の区域内の字の区域及び名称の変更について

議案第 22 号 市の区域内の字の区域及び名称の変更について

議案第 23 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

報告第 1 号 平成 18 年度旭市土地開発基金の運用状況について

報告第 2 号 平成 18 年度旭市奨学基金の運用状況について

報告第 3 号 平成 18 年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について

報告第 4 号 株式会社千葉県食肉公社の事業経営状況について

日程第 7 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（嶋田茂樹） 日程第 7、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 本日、ここに平成19年旭市議会第3回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

平成19年度も上半期を過ぎようとしておりますが、議会をはじめ、市民各位のご支援とご協力により、市政も順調に進展しております。ここに、深く感謝を申し上げる次第であります。

初めに、今回提案いたしました各議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第1号から議案第9号までは、平成18年度各会計の決算の認定についてでありまして、それぞれ監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。

議案第1号は、平成18年度旭市一般会計決算でありまして、歳入総額258億1,649万3,593円、歳出総額は239億2,399万467円となり、翌年度へ繰り越すべき財源8,873万1,500円を差し引いた実質収支は18億377万1,626円となりました。

議案第2号は、平成18年度旭市国民健康保険事業特別会計決算でありまして、事業勘定は、歳入総額76億7,392万6,706円、歳出総額71億1,880万3,076円となり、歳入歳出差し引き5億5,512万3,630円となりました。施設勘定は、歳入総額8,409万8,316円、歳出総額6,478万263

円となり、歳入歳出差し引き1,931万8,053円となりました。

議案第3号は、平成18年度旭市老人保健特別会計決算でありまして、歳入総額42億2,542万3,576円、歳出総額41億1,872万886円となり、歳入歳出差し引き1億670万2,690円となりました。

議案第4号は、平成18年度旭市介護保険事業特別会計決算でありまして、歳入総額31億5,405万2,161円、歳出総額30億2,989万4,191円となり、歳入歳出差し引き1億2,415万7,970円となりました。

議案第5号は、平成18年度旭市下水道事業特別会計決算でありまして、歳入総額7億2,802万6,408円、歳出総額7億909万8,379円となり、歳入歳出差し引き1,892万8,029円となりました。

議案第6号は、平成18年度旭市農業集落排水事業特別会計決算でありまして、歳入総額4,228万4,541円、歳出総額4,228万4,541円となり、歳入歳出差し引き0円となりました。

議案第7号は、平成18年度旭市水道事業会計決算でありまして、年度末の給水状況は、給水件数1万8,083件、普及率は77.7%、年間給水量は597万5,688立方メートルとなりました。決算額の内容については、収益的収支において事業収益が15億9,691万4,341円、事業費用は15億5,592万9,488円となり、差し引き4,098万4,853円の純利益となりました。

また、資本的収支においては、収入が1億1,033万2,150円に対し、支出は5億2,808万6,641円となり、収支不足額4億1,775万4,491円は損益勘定留保資金で補てんいたしました。

議案第8号は、平成18年度旭市病院事業会計決算でありまして、病院本体の入院患者数は33万998人、外来患者数は85万4,014人となりました。決算額の内容については、収益的収支において事業収益は288億1,314万5,462円、事業費用は285億1,077万9,965円となり、差し引き3億236万5,497円の純利益となりました。

また、資本的収支については、収入9億円に対し、支出は40億5,319万9,174円となり、収支不足額31億5,319万9,174円は損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

議案第9号は、平成18年度旭市国民宿舎事業特別会計決算でありまして、業務実績は、宿泊者1万8,681人、休憩者6,953人となりました。決算の内容については、収益的収支において、事業収益は1億8,471万4,126円、事業費用は1億8,740万3,827円となり、差し引き268万9,701円の純損失となりました。

また、資本的収入は、出資金262万5,000円、補助金20万円に対し、資本的支出は、建設改良費1,224万9,227円、企業債償還金265万8,956円、開発費126万円となりましたが、収支不

足額1,334万3,183円は損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

議案第10号は、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ12億500万円を追加し、予算の総額を262億7,500万円とするものであります。

歳入の主な内容は、県支出金に3,407万6,000円、寄附金に190万円、繰越金に11億6,112万5,000円、諸収入に1,105万円、市債に750万円を追加し、国庫支出金から1,065万1,000円を減額するものであります。

歳出については、総務費に10億7,135万3,000円、民生費に240万7,000円、衛生費に219万3,000円、商工費に1,169万2,000円、土木費に6,089万8,000円、消防費に441万3,000円、教育費に4,204万4,000円、災害復旧費に1,000万円を追加するものであります。

議案第11号は、平成19年度旭市病院事業会計補正予算の議決についてでありまして、再整備事業に係る実施設計料として、資本的支出に1億7,440万5,000円を追加するものであり、2か年継続事業として実施することとしております。

議案第12号は、平成19年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決についてでありまして、収益的収入に195万5,000円、支出に120万5,000円を追加し、資本的支出に1,369万円を追加するものであります。

議案第13号は、政治倫理の確立のための旭市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び証券取引法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第14号は、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に合わせて、所要の改正を行うものであります。

議案第15号は、旭市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、中小企業者に対する適切な支援を目的とした責任共有制度が導入されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第16号は、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、神西住宅及び双葉団地の一部用途廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第17号は、旭市国民宿舎事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、国民宿舎の名称を変更するに当たり、所要の改正を行うものであ

ります。

議案第18号は、旭市土地開発公社定款の変更についてでありまして、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第19号は、財産の取得についてでありまして、消防防災設備として水槽付消防ポンプ自動車1台を購入することについて、指名競争入札を執行し、仮契約を締結いたしましたので、この契約について議会の議決を求めるものであります。

議案第20号は、指定管理者の指定についてでありまして、市立干潟保育所の指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

議案第21号及び議案第22号は、市の区域内の字の区域及び名称の変更についてでありまして、県営土地改良事業「万才 期地区」及び「万力地区」の事業の完了に伴い、それぞれ字の区域及び名称に変更が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第23号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち1名が来る12月31日をもって任期満了となるため、後任の委員を法務大臣に推薦するに当たり、あらかじめ議会の意見を求めるものであります。

私は、岡野愛子氏が適任であり、再度お願いしたいと考え提案するものであります。

報告第1号は、平成18年度旭市土地開発基金の運用状況について、報告第2号は、平成18年度旭市奨学基金の運用状況について、報告第3号は、平成18年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について、報告第4号は、株式会社千葉県食肉公社の事業経営状況について、それぞれ報告するものであります。

次に、この機会に市政の近況についてご報告申し上げます。

初めに、入札制度について申し上げます。

来る10月から、郵送・事後審査方式制限付一般競争入札を試行導入いたします。導入に当たっては、庁内の関係各課との調整を図るとともに、今月19日には市内の建設業者を対象とした説明会を開催するなど、入札の円滑な執行に向けて準備を進めております。

次に、生活環境について申し上げます。

東総地域ごみ処理広域化計画については、東総地区広域市町村圏事務組合を中心に、構成する銚子市並びに匝瑳市と協議を行いながら、遊正地区を候補地として進めてまいりましたが、この間、多くの市民から遊正地区におけるごみ焼却場の建設に反対する陳情書が提出されたところであります。

これを受け、銚子市並びに匝瑳市と協議した結果、遊正地区における事業の推進を断念することとしたものであります。

しかしながら、3市のごみ焼却施設はいずれも老朽化が進んでおり、新しいごみ焼却施設の建設は急務となっておりますので、今後も、市民の皆様のご理解とご協力をいただく中で計画を進めてまいりたいと考えております。

次に、地球温暖化対策について申し上げます。

環境及び生態に深刻な影響を及ぼすことで、地球全体で大きな問題となっている地球温暖化対策については、国際的に早急な対応策が求められているところです。

本市においても、地球温暖化防止対策の一環として、市の取り組み内容等を含めた「旭市地球温暖化対策推進実行計画」を本年度中に策定すべく準備を進めているところであります。

この実行計画には、温室効果ガスの排出状況や削減目標値などを設定することとしており、これにより市の施設や関連施設における温室効果ガス量等の排出削減が図られるものと考えております。

次に、保健事業について申し上げます。

保健事業については、基本健康診査等の各種集団検診が終了し、現在、市内の医療機関において個別診査が行われております。

今後は、診査結果に基づき個別説明会を実施し、「自分の健康は自分でつくる」という視点に立って、生活習慣病等を予防するための指導を行ってまいります。

次に、社会福祉について申し上げます。

敬老大会については、来る9月17日の敬老の日に、東総文化会館、海上公民館、いいおかユートピアセンターの各施設において、昨年と同様に、多くの皆様に参加していただけるよう、地域の最寄りの施設を活用して開催いたします。

また、隔年で実施している戦没者追悼式については、来る10月17日に東総文化会館において開催することとしております。

次に、保育行政について申し上げます。

市立干潟保育所への指定管理者制度の導入については、去る6月から公募を行った結果、1事業所から応募がありました。

その後、指定管理者候補者選定委員会において、応募者から提出された事業計画書等の書類審査と合わせ、プレゼンテーション等を実施した結果、適正と評価されたことから、今議会に関連する議案を提案したところであります。

次に、障害者福祉について申し上げます。

去る6月19日に障害者自立支援法に基づき「旭市地域自立支援協議会」を設置いたしました。この協議会は、障害者団体をはじめ、福祉、保健、医療、教育、雇用等の代表者で組織しており、これら関係機関のネットワークにより、障害者福祉に関するさまざまな課題を検討する中で、福祉サービスの向上につながることを期待するものであります。

次に、高齢者福祉について申し上げます。

高齢化率の上昇とともに生活機能が低下し、近い将来介護が必要となるおそれが高い特定高齢者239人に対して、戸別訪問を実施してまいりました。面談では、介護予防への意識の高揚を促すとともに、筋力トレーニングや口腔ケア、栄養改善などの必要性を指導するなど、実践的な介護予防活動に取り組んでいるところであります。

また、各地域の集会施設等で行われている「地域ふれあい交流会」を利用して介護予防教室を開催しています。各地区の社会福祉協議会や老人クラブのご協力をいただく中、今年度はこれまで19か所で開催し、延べ604人の参加がありました。教室では健康体操や閉じこもり予防などを中心に指導しているところであり、今後は、市内全域に展開し、一層の介護予防に取り組んでまいります。

次に、病院事業について申し上げます。

医師不足の問題をはじめ、診療報酬3.16%のマイナス改定や補助金の削減等により、自治体病院を取り巻く環境は一層厳しさを増してきておりますが、病院全体が一丸となって歳出削減等に取り組んでおり、病院経営は順調に進展しております。

また、病院の再整備事業については、基本設計が10月には終了することから、実施設計に着手するための補正予算を今議会に上程したところであります。

東総地域の医療連携については、去る7月25日に匝瑳市との第1回目の打ち合わせを行ったところであり、医療連携体制の構築に向けた具体的な検討項目の協議を開始いたしました。

次に、看護師確保対策について申し上げます。

附属看護専門学校における来年4月からの定員増に対応するための校舎等の改修工事は、去る8月26日に完成をいたしました。

さらに、看護師等が出産後も安心して就業できる環境を整備するため、去る7月から24時間体制での保育が可能となる院内保育所を開設いたしました。現在、年度途中にあっても、既に9人の幼児が利用している状況にありますので、これらが看護師確保対策につながるものと期待しているところであります。

次に、義務教育施設の整備状況について申し上げます。

第二中学校校舎改築事業については、去る 8 月 23 日に周辺の住民の皆様を対象に説明会を開催いたしました。当日は、工事の概要を説明する中、参加者からは多くのご意見やご要望をいただいておりますので、今後の整備計画に十分に生かしてまいります。

なお、入札の執行については、当初の予定より 2 か月程度遅れる見通しとなっておりますが、準備が整い次第、契約議案を提案したいと考えております。

次に、学校教育について申し上げます。

適応指導教室については、指導員が家庭や学校との連携を図りながら、不登校の児童・生徒に対し、家庭訪問等を含めたきめ細かな指導に努めており、夏季休業中においても登校日を設けるなど、継続して指導を行ったところであります。

外国語指導助手派遣事業については、英語の学力定着を目指して市内の中学校 5 校に ALT を配置しておりますが、前任者の任期満了に伴い、新たにアメリカとカナダから 4 名が着任し、2 学期から英語指導に当たることとしております。

次に、来る 11 月 16 日・17 日の 2 日間の日程で、日本教育工学協会の主催により、第 33 回全日本教育工学研究協議会全国大会「千葉県旭大会」が市内七つの小・中学校において開催されます。

大会は、急速な情報化の進展を受けて「情報化社会を生きる知恵と心を育む」ことをテーマに、初日は各校で「情報活用能力の育成について」の公開授業が行われ、翌日は中央小学校において、研究発表と合わせて「学校での教育の情報化をどう進めるか」と題してシンポジウムを開催することとしております。

次に、社会教育について申し上げます。

児童の自主性や協調性等を養うことを目的に、初めての試みとして、去る 6 月 28 日から 30 日の 3 日間、いいおかユートピアセンターを拠点に通学合宿を実施いたしました。

合宿には、飯岡小学校・三川小学校の 5・6 年生の児童 23 名が参加する中、拠点の宿泊施設から各小学校へ通学するという内容で実施されたものであります。合宿という体験を通じて、自分のことは自分で行う意識が醸成されるなど、大変有意義であったことから、今後は、他の地区においても実施できるよう検討してまいります。

文化振興については、去る 8 月 5 日に東総文化会館において天の川ライブフェスティバル「第 3 回市民音楽祭」を開催いたしました。当日は、17 団体 281 名の参加をいただく中、集まった大勢の観衆の方々から大変好評をいただきました。

また、来る10月28日に開催する市民ミュージカルについては、「ホタルの星」と題して、これからの世代の子どもたちに環境問題を通して、さまざまな創造活動のきっかけを提供しようとするものであり、現在、48名の出演者が自分の役づくりに向かって、毎週稽古に励んでいるところであります。

第65回国民体育大会「ゆめ半島千葉国体」については、去る7月18日に開催された日本体育協会理事会において、3年後の平成22年9月25日から10月5日までの11日間の日程で、千葉県において開催されることが正式に決定いたしました。

この開催決定を受け、千葉県では国体実行委員会を設立し、本市においても、去る8月21日に開催した準備委員会総会で、実行委員会を設立したところであります。

なお、卓球競技の会場となる旭市総合体育館については、国体の開催に合わせて、関係機関・関係団体等と協議を行う中、国体終了後も、幅広く市民に利用されるよう施設の整備を検討しているところであります。

また、来る10月27日から2日間の日程で「第59回千葉県民体育大会」が国体の各会場地において開催されます。

本市からは、16種目に約300名の選手が出場する予定であり、総合体育館においては卓球競技が行われます。

次に、商業について申し上げます。

商工会では、中心市街地活性化委員会を立ち上げ、中心市街地を活性化するための今後のまちづくりについて、さまざまな立場の委員と意見交換しながら、これからの方向性や具体的な対応策を調査・研究しているところであり、市としても、商工会と連携を図りながら積極的に支援してまいります。

次に、観光について申し上げます。

夏期観光については、飯岡海水浴場と矢指ヶ浦海水浴場の開設をはじめ、「サマーフェスタ・イン矢指ヶ浦」、「あさひ砂の彫刻美術展」、「いいおかYOU・遊フェスティバル」、「旭市七夕市民まつり」など多くのイベントが開催され、県内外から30万人を超える観光客があり、盛況のうちに終了することができました。

観光協会をはじめ、関係団体のご協力に対し、心より感謝を申し上げる次第であります。

また、観光立県・ちばを目指すイベントの一つとして、自転車競技「ツール・ド・ちば2007」が来る9月15日から17日にかけて開催されます。競技には、2,000名を超える参加者があり、初日の15日には選手が市内を力走する予定でありますので、市民の皆様には沿道よ

り温かい声援をお願いいたします。

次に、国民宿舎飯岡荘について申し上げます。

経営改善対策の一環として取り組んでおります名称変更については、市内外より広く公募した結果、全国より356件の応募があり、これを受け、国民宿舎運営委員会において検討が行われ、「食彩の宿いいおか」を新名称候補とする提案をいただきました。

この新名称候補は「いいおか」の地名にも配慮された案であり、本市の観光交流の拠点施設にふさわしい名称であると考え、今議会に関連する議案を上程したところであります。

次に、農業について申し上げます。

水田農業については、売れる米づくりを推進するため、去る6月29日に、萬歳地区の有志により「萬歳米栽培研究会」が立ち上がりました。この研究会は、耕畜連携を生かして減農薬・減化学肥料の米栽培に取り組んでおり、新たなブランド米「萬歳米」として本格的に売り出そうとするものであります。既に、販売の予約を受け付けており、今後の反響や成果が期待されるところであります。

次に、畜産について申し上げます。

去る7月12日に旭市家畜防疫協会と干潟地区養豚組合の主催により、国・県及び生産者を交えて「養豚疾病対策現地検討会」を開催いたしました。これは、2年ほど前より原因の特定できない病気が全国的に広がりを見せ、養豚農家に多大な影響が出ていることに対応したもので、検討会では活発な意見交換が行われており、今後、官民一体となった広域的な対応が図られるものと期待されます。

また、去る7月9日には、農林水産省総合食料局の岡島正明局長を招き、市内認定農業者との意見交換会を開催いたしました。

農林水産行政のトップとの率直な意見交換により、認定農業者にとって新鮮で有意義な会になったものと考えております。

次に、水産まつりについて申し上げます。

去る7月22日に、いいおか港公園と飯岡漁港を会場に第1回「旭市いいおか港・水産まつり2007」を開催いたしました。

会場内では、新鮮な魚や加工品並びに市内のさまざまな農畜産物等が即売され、当日は雨天にもかかわらず、市内外から大勢の来場者でにぎわい、大盛況の中で無事終了することができました。

今後も、水産まつりを通じて、本市の豊富な農水産物をPRし、農水産業の活力ある発展

につなげていきたいと考えております。

なお、恒例の産業まつりについては、10月から11月にかけて旭・海上・干潟地域の3会場で実施する予定であります。

次に、各種の交流事業について申し上げます。

旭市都市農漁村交流協議会では、「幽学の里で米作り交流事業」を中心に交流の輪を広げており、去る7月1日には、首都圏の生協やNPO法人など総勢100人による「田んぼの生きもの調査」や「草取り」を行うとともに、9月2日には「稲刈り体験」を実施いたしました。また、9月9日には、市川市の子ども会総勢300人による「稲刈り体験」を実施する予定であります。

次に、去る8月1日から2日にかけて、教育委員会と連携して大原幽学先生に学ぶ「換子教育宿泊体験事業」を実施いたしました。

当日は、小学生20名を含む23名の参加があり、子どもたちは電気やガスのない昔の暮らしを体験することを通じて、天保年間に農村復興に貢献した幽学先生の業績を学ぶことができました。

次に、第2回旭市親善少年野球大会について申し上げます。

大会は、去る7月29日、8月4・5日に市内から11チーム、県内外から17チームが参加し、青少年の交流と本市の農業をPRする目的で開催いたしました。

市内の農業団体などから協賛をいただき、地元農畜産物のバラエティーに富んだ賞品を手にした、子どもたちの満面の笑みが印象的でありました。

また、8月22日から26日までの5日間、「ジェフユナイテッド市原・千葉アンダー15習志野」の部員19人の農業体験を受け入れました。各部員は市内の農家へ分散して体験学習を行うとともに、地元中学校のサッカー部員やスポーツ少年団との合同練習などを通じて有意義な交流が図られたものと考えております。

次に、市道及び排水路の整備について申し上げます。

市民生活に直接関連する市道及び排水路の整備については、計画的に進めており、現在46件の工事を発注したところであります。

また、旭中央病院アクセス道「東西線」については、早期に着工できるよう千葉県と調整を行っているところであり、「南北線」についても、JRをまたぐ橋梁工事のためのボーリング調査や測量を実施しており、道路設計及び橋梁詳細設計業務の早期発注に向けて準備を進めているところであります。

継続事業については、1級2号線長部地先の歩道整備事業、1級5号線米込地先の道路改良工事及び椎名団地の排水路整備事業について、順次発注したいと考えております。

次に、災害復旧事業について申し上げます。

去る7月15日の台風4号により被害のあった市内の道路及び排水路等は29か所にわたっており、今議会に災害復旧に係る補正予算を計上したところであります。なお、緊急を要した路線等については、既に工事を実施いたしました。

次に、下水道事業について申し上げます。

東町・網戸地先7.8ヘクタールの面整備工事については、8月に着工いたしました。工事期間中は、交通規制などが予定されておりますが、住民の皆様のご理解とご協力をいただきながら進めてまいります。

次に、タウンミーティングについて申し上げます。

まちづくりに市民の皆様の意見や提案を反映させるため、これまで小学校区単位で地区懇談会を開催してまいりましたが、本年度は市民の皆様と、より活発な話し合いを行いたいと考え、あらかじめテーマなどを設定した「タウンミーティング」を開催することといたしました。

なお、具体的なテーマや日程などについては、後日、広報等でお知らせいたしますので、大勢の皆様にご参加いただきたいと考えております。

次に、防災について申し上げます。

旭市総合防災訓練については、去る8月26日に旧海上中学校を会場に、周辺の住民の皆様並びに関係諸団体のご協力により、総勢1,700名の参加を得て実施いたしました。

今回の訓練は、房総沖を震源とする大地震の発生による被害を想定した発災対応型の訓練とし、大津波警報の発令、台地における土砂崩れや道路の崩壊、多数の家屋の倒壊や火災の発生という想定のもとに、猛暑の中、避難誘導訓練、炊き出し訓練、火災防御訓練などを実施したところであります。

災害発生時に的確に対応するためには、ふだんからの災害に対する準備が必要であり、参加者の真剣な様子を拝見し、防災意識の高揚と啓発に大きな成果があったものと受け止めております。

次に、消防救急無線について申し上げます。

千葉県では、消防救急無線広域化・共同化等推進整備計画に基づき、県域一帯をエリアとし、大規模災害時への対応なども考慮した消防救急無線の整備を進めております。

今般、県及び県下全消防長で組織する推進協議会において、計画を前倒しして整備することについて合意が得られたことから、平成20年度に実施予定の千葉県防災行政無線の再整備に併せて消防救急無線が導入されることとなりました。

なお、整備を行うための共同処理機関として、千葉縣市町村総合事務組合を活用することとし、本事務を共同処理するための規約変更について、現在協議が行われているところであります。

最後に、子ども議会について申し上げます。

昨年に引き続き、去る7月24日に開催した子ども議会については、市内の小・中学校から25名の子ども議員が参加し、環境問題や通学路等における防犯対策の問題、遊具等の安全点検、パークゴルフ場からショッピングセンターに関する質問まで、多岐にわたって貴重な意見をいただきました。また、当日は大勢の保護者も傍聴されており、市の行政運営について、少しでも理解を深めてもらえたものと考えております。

なお、これらの意見については、しっかりと検討し、実施できるものは早急に対応するよう指示したところであります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。詳しくは、事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、ご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（嶋田茂樹） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

ここで11時まで休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時 0分

○議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案の補足説明及び報告の説明

○議長（嶋田茂樹） 日程第8、議案の補足説明及び報告の説明。

議案の補足説明及び報告の説明を求めます。

初めに、決算議案について説明を求めます。

議案第1号について、財政課長、登壇してください。

(財政課長 平野哲也 登壇)

- 財政課長 (平野哲也) 議案第1号、平成18年度旭市一般会計決算について、補足説明を申し上げます。

初めに、決算の概要について申し上げますので、お手元に配布してございます平成18年度旭市一般会計歳入歳出決算に関する説明資料をご用意したいと思います。

なお、説明の中で、平成18年度決算額と比較しております平成17年度の数値は、合併後の7月から3月までの9か月分だけではなく、旧1市3町及び一部事務組合の4月から6月分を加えた通年ベースの決算額に置き換えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料の1ページをお願いします。

第1の決算規模です。

平成18年度一般会計の決算規模は、歳入が258億1,649万4,000円で、対前年度2.0%の増、歳出が239億2,399万1,000円で、対前年度0.4%の減となり、翌年度へ繰り越すべき財源8,873万1,000円を差し引いた実質収支は18億377万2,000円となりました。

次は、2ページをお願いします。

第2、歳入の第2表です。

決算額の構成比は、市税が25.3%で、前年度0.1ポイントの増、地方交付税は29.5%で、対前年度0.4ポイントの減となっております。

また、市債の構成比は10.5%で0.2ポイントの増であります。

次に、下の方の歳入決算額の主な項目です。

市税から市債まで、金額及び前年度との比較は記載のとおりでございます。

3ページをお願いします。

第3は、歳出の決算額です。第4表目的別歳出の構成比のとおり、大きいものは、総務費、民生費、教育費、公債費となっております。

下の第5表は性質別歳出の構成比です。

次の4ページに推移を載せてございますが、経常的経費の割合は70.3%で、前年度の73.7%と比較して3.4ポイントの減、このうち義務的経費は47.8%で、前年度の48.9%と比較して1.1ポイントの減となっております。

第4は、財政の弾力性です。経常収支比率は89.9%で、前年度比3.7ポイントの減となっています。

5ページをお願いします。

第5は、将来の財政負担であります。第8表の公債費比率及び実質公債費比率の推移の公債費比率は15.5%で、前年度比0.7ポイントの減となりました。

また、平成17年度の決算の数値から新たに導入されました実質公債費比率は平成18年度で18.5%となっております。

第9表は、市債の現在高・借入額・償還額の推移です。18年度の現在高は256億円で、これは市民1人当たり約36万7,000円となります。

6ページをお願いします。

第10表は基金現在高の推移ですが、18年度末における基金の総額は39億9,706万6,000円で、市民1人当たり約5万7,000円となります。

運用基金である土地開発基金及び奨学基金を除くと29億6,772万円ほどになり、これは市民1人当たり約4万2,000円となります。

以下、7ページは歳入歳出決算総括表、8ページは歳入の状況、9ページは市税徴収実績表です。10ページは目的別歳出の状況、11ページは性質別歳出の状況、12ページは目的別・性質別歳出決算、13ページは目的別歳出財源内訳表、14ページ及び15ページは目的別歳出における節別集計表です。

16ページは一部事務組合負担金の概況及び推移と、小・中学校及び保育所経費の推移となっております。なお、小・中学校の経費は、学校建設費を除く経常経費を比較したものでございます。

また、17ページ以下は、主な施策に関する事項でございます。18年度決算における主な施策について、決算書の掲載ページ順に、事業費と事業内容を説明いたしております。

資料による説明は以上で終わります。次に決算書によりご説明をいたします。決算書の方のご用意をお願いしたいと思います。

それでは、決算書によりご説明を申し上げます。

初めに、平成18年度決算額と比較しております17年度の数値は、先ほど申し上げました説明資料と同様、通年ベースの金額としておりますので、よろしくお願い申し上げます。

3ページから17ページまでは、歳入歳出決算書及び事項別明細書の歳入総括表でありますので、18ページの歳入からご説明申し上げます。

18ページをお開きいただきたいと思います。

1 款の市税は、調定額79億9,201万590円に対して、収入済額は前年度比2.4%増の65億2,567万429円です。

主な項目について前年度との比較増減を申し上げますと、1 項市民税の収入済額は12.0%の増で27億8,673万3,652円、2 項固定資産税は4.8%の減で28億6,367万4,996円、3 項軽自動車税は3.0%の増で1 億2,677万5,645円、4 項市たばこ税は1.7%の増で4 億9,238万9,015円、6 項入湯税は0.6%の減で1,153万4,250円、7 項都市計画税は5.8%の減で2 億4,356万2,871円となっております。

なお、市税については、決算に関する説明資料の9 ページに市税徴収実績表が掲載してございます。

それでは、次に、20ページをお願いしたいと思います。

2 款地方譲与税は、収入済額9 億4,816万9,219円で、前年度比2 億6,019万219円、37.8%の増です。

増の理由は、税源移譲額の全額が所得譲与税として交付されたことによるものでございます。

3 款利子割交付金は、収入済額2,147万9,000円で、前年度比741万7,000円、25.7%の減でございます。

4 款配当割交付金は、収入済額2,730万4,000円で、前年度比945万9,000円、53.0%の増です。

5 款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額2,534万1,000円で、前年度比448万6,000円、15.0%の減でございます。

次に、22ページをお願いします。

6 款地方消費税交付金は、収入済額6 億8,373万3,000円で、前年度比3,482万2,000円、5.4%の増でございます。

7 款自動車取得税交付金は、収入済額3 億2,512万1,000円で、前年度比2,803万7,000円、9.4%の増です。

8 款地方特例交付金は、収入済額1 億6,303万円で、前年度比5,675万9,000円、25.8%の減でございます。

減の理由は、児童手当分が新しく加わりましたものの、減税補てん分が定率減税の縮減により減となったことによるものでございます。

9 款地方交付税は、収入済額が76億2,002万9,000円で、前年度で5,995万6,000円、0.8%の増です。

内訳といたしましては、備考欄の 1 番普通交付税が66億1,160万8,000円で 1 億5,665万5,000円の増、備考欄 2 番の特別交付税が10億842万1,000円で9,669万9,000円の減となっております。

10款交通安全対策特別交付金は、収入済額1,522万8,000円で、前年度比43万1,000円、2.9%の増です。

次は、24ページをお願いします。

11款分担金及び負担金は、収入済額 7 億5,264万2,242円で、前年度比1,274万2,322円、1.7%の減でございます。

12款使用料及び手数料は、収入済額 4 億868万3,933円で、前年度比745万6,767円、1.9%の増でございます。

次は、飛びまして28ページをお願いしたいと思います。

13款国庫支出金は、収入済額19億1,185万8,106円で、前年度比 3 億7,369万6,837円、24.3%の増でございます。

増の主な理由は、安全・安心な学校づくり交付金とまちづくり交付金を新規で受けたことによるものでございます。

次は、飛びまして32ページをお願いします。

2 項 5 目教育費国庫補助金の 2 節小学校費国庫補助金、備考欄の 2 番の安全・安心な学校づくり交付金は飯岡小学校改修事業に対して、3 節中学校費国庫補助金の 3 番は干潟中学校校舎改修事業に対して、4 番は海上中学校建設事業に対して、5 番は第二中学校屋内運動場改築事業に対して、それぞれ交付されたものでございます。

6 目総務費国庫補助金の備考欄のまちづくり交付金は、旭中央病院アクセス道整備事業、あさひ健康パーク整備事業、文化の杜公園整備事業、排水路整備事業に対する交付金でございます。

14款県支出金は、収入済額11億7,304万7,900円で、前年度比7,204万6,945円、6.5%の増です。

増の主な理由は、少し飛びまして38ページをお願いしたいと思います。2 項 4 目 1 節農業費県補助金の備考欄 8 番、バイオマスの環づくり交付金が増になったことによるものでございます。

次は、飛びまして42ページをお願いしたいと思います。

15款財産収入は、収入済額3,579万750円で、前年度比6,337万8,607円、63.9%の減でございます。

減の主な理由は、2項1目1節土地売払収入で、前年度に比べて売り払い面積が減になったこと、2目1節物品売払収入に前年度は計上してございましたリサイクル資源売払収入を19款5項の雑収入へ組み替えたこと、前年度は公用車の売却があったこと、この減によるものでございます。

次は、44ページをお願いしたいと思います。

16款寄附金は、収入済額209万1,000円で、前年度比31万1,000円、17.5%の増です。

下の方になりますけれども、17款繰入金は、収入済額8億788万7,454円で、前年度比3億1,461万8,337円、28.0%の減でございます。

主なものについて前年度と比較しますと、46ページをお願いします。2項1目財政調整基金繰入金と2目減債基金繰入金が減、それから3目の地域福祉基金繰入金、これが皆減、4目学校建設基金繰入金が増となったことによるものでございます。

次は、48ページをお願いしたいと思います。

18款繰越金は、17年度の決算剰余金で12億9,353万7,758円、前年度比1億6,571万2,640円、11.4%の減でございます。

19款諸収入は、収入済額3億7,334万9,802円で、前年度比4,328万243円、13.1%の増でございます。

次は、50ページをお願いしたいと思います。

20款市債は、収入済額27億250万円で、前年度比9,350万円、3.6%の増でございます。

増の主な理由は、53ページをお願いしたいと思います。1項5目1節の中学校債と2節小学校債が増になったことによるものでございます。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

続いて、歳出について、款ごとに前年度の通年ベースと比較をしながら、主な事業について説明を申し上げます。

少し飛びまして56ページをお願いしたいと思います。

1款議会費は、支出済額2億3,401万7,164円で、前年度比2億2,321万6,420円、48.8%の減となっております。

次は、58ページをお願いしたいと思います。

2 款総務費は、支出済額42億2,712万6,890円で、前年度比 6 億577万5,090円、12.5%の減でございます。

減の主な理由といたしましては、前年度にありました電算システム統合事業、市議会議員選挙費、衆議院議員選挙費、国勢調査費が皆減したこと、調整手当の廃止などにより人件費が下がったこと、それから庁舎改修事業などが減になったことによるものでございます。

次は、飛びまして73ページをお願いしたいと思います。

3 目文書広報費の備考欄 2 番、広報活動費は、広報あさひの発行及び旭市を内外に紹介するためのガイドマップ等を作成したものでございます。

次は、飛びまして79ページをお願いしたいと思います。

7 目企画費の備考欄の 2 番、総合計画策定事業は、平成19年度から28年度までの基本構想と平成19年度から23年度までの前期基本計画で構成する旭市総合計画を策定したものでございます。

次は、81ページをお願いします。

備考欄 4 番、医療福祉・食・交流の郷づくり事業は、米づくりを通じて都市住民との交流を図った幽学の里で米作り事業や次世代を担う子どもたちが旭の郷土や歴史を研究し、中学生による新しいまちづくり提案事業などを行ったものでございます。

次は、83ページをお願いします。

8 目電子計算費の備考欄 5 番、統合型地理情報システム整備事業は、全体システムの構築に向けて、ベースマップとして利用可能なデータを作成したものでございます。

次は、飛びまして87ページをお願いしたいと思います。

10目地域振興費の備考欄 2 番、コミュニティ育成事業は、地区集会施設建設事業で 2 地区、地区集会施設修繕事業で 4 地区、一般コミュニティ助成、これは宝くじの助成でございますけれども、この事業で 2 地区に、それぞれ補助を行ったものでございます。備考欄 3 番、コミュニティバス等運行事業は、市内 4 地区のルートでコミュニティバスの運行を行ったものでございます。

備考欄 5 番、基金積立金は、3 か年計画で行っている地域振興資金の積み立てについて、2 年目の積み立てを行ったものでございます。

次は、飛びまして91ページをお願いしたいと思います。

11目諸費の備考欄 3 番、防犯対策事務費は、防犯意識の高揚と安全なまちづくりを推進するため、小学生への防犯ブザーの貸与や防犯パトロール車の購入、防犯ボランティアによる

パトロール活動を支援するための帽子や腕章などの購入を行ったものでございます。

なお、総務費に係る主要事業は、先ほどの決算に関する説明資料の17ページから27ページに記載してございますので、参照していただきたいと思います。

次は、飛びまして104ページをお願いします。

3款民生費は、支出済額50億9,157万2,264円で、前年度比3,942万8,970円、0.8%の減でございます。

減の主な理由は、児童手当と児童扶養手当が増となったものの、生活保護の医療扶助費や私立保育所運営費等補助金、障害者支援事業費が減になったことによるものでございます。

次は、飛びまして107ページをお願いしたいと思います。

1項1目社会福祉総務費の備考欄3番、地域福祉計画策定事業は、福祉に関する総合的な施策を計画的に推進するための指針となる地域福祉計画を策定したものでございます。

次は、飛びまして111ページをお願いしたいと思います。

2目障害者福祉費の備考欄2番、障害者福祉計画策定事業は、障害者のための施策に関する基本的な計画でございます障害者計画と障害福祉サービスの提供に関する具体的な計画でございます障害福祉計画を一体的に策定したものでございます。

次は、飛びまして117ページをお願いしたいと思います。

備考欄24番、地域生活支援事業は、障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年10月から始まった事業で、障害者の方が自立した日常生活や社会生活を送れるように、さまざまな支援を行ったものでございます。

飛びまして125ページをお願いします。

2項1目老人福祉総務費の備考欄11番、広域連合負担金は、平成20年度からスタートする後期高齢者医療制度に向け、県内全市町村で構成する千葉県後期高齢者医療広域連合の設立準備及び運営に係る経費について負担を行ったものでございます。

次は、127ページをお願いします。

2目生活支援費の備考欄2番、介護予防事業は、要介護状態への進行を予防するため、各種支援事業を委託したものでございます。

次は、少し飛びまして131ページをお願いします。

備考欄11番、地域密着型サービス拠点等施設整備事業は、介護予防拠点と認知症対応型グループホームの施設の整備を行う民間事業者に対して補助を行ったものでございます。

次は、133ページをお願いします。

備考欄 7 番、つどいの広場事業は、乳幼児を持つ親同士の交流や同世代の子どものふれあいの場、子育ての相談のできる場として、平成18年 6 月に開設したつどいの広場の運営経費でございます。

なお、民生費に係ります主要事業は、説明資料の28ページから48ページに掲載してございます。

次は、飛びまして146ページをお願いします。

4 款衛生費は、支出済額17億5,660万3,681円で、前年度比 7 億9,520万2,790円、31.2%の減でございます。

減の主な理由は、前年度は一部事務組合負担金として 4 款の衛生費に計上してございましたが旭中央病院組合負担金を13款の公営企業繰出金に組み替えたこと、高度浄水処理施設に係る東総広域水道企業団負担金が減になったことなどによるものでございます。

飛びまして155ページをお願いします。

1 項 2 目予防費は、生活習慣病の予防や早期発見のため、基本健康診査をはじめ健康相談や指導、各種検診事業などを行ったものでございます。

次は、飛びまして169ページをお願いします。

4 目環境衛生費の備考欄 7 番、不法投棄防止活動事業は、不法投棄監視員等による監視・パトロール活動や市内に不法投棄された廃棄物の処理を行ったものでございます。

なお、衛生費に係る主要事業は、説明資料の44ページから49ページに記載してございます。

飛びまして178ページをお願いしたいと思います。

5 款労働費は、支出済額4,286万2,681円で、前年度比750万8,287円、21.2%の増でございます。

次は、少し飛びまして184ページをお願いしたいと思います。

6 款農林水産業費は、支出済額11億4,455万6,365円で、前年度比 1 億617万1,090円、8.5%の減でございます。

減の主な理由は、バイオマスの環づくり推進事業費が増となったものの、経営構造対策事業と土地改良事業費償還負担金が減となり、さらに、前年度にございました家畜排泄物利用施設整備事業が終了したことによるものでございます。

次は、飛びまして197ページをお願いします。

1 項 3 目農業振興費の備考欄17番、「園芸王国ちば」強化支援事業は、農産物の産地として生産力の強化拡大を支援するため、パイプハウスなどの農業用施設の整備や機械の導入に

補助を行ったものでございます。

次は、199ページをお願いします。

4目畜産振興費の備考欄3番、バイオマスの環づくり推進事業は、食品工場等から排出される食品廃棄物などを利用した豚の飼料の生産施設の整備に対して、4番、さわやか畜産総合展開事業は、家畜排せつ物を利用した良質な堆肥の生産と流通の促進を図る施設の整備に対して、それぞれ補助を行ったものでございます。

次は、飛びまして205ページをお願いします。

5目農地費の備考欄8番、広域農業基盤整備事業は、清滝 期地区ほか、ほ場整備事業に対して補助を行ったものでございます。

次は、飛びまして213ページをお願いします。

3項4目漁港建設費の備考欄1番、水産基盤整備事業は、県が行う飯岡漁港の外西防波堤の改良と親水護岸の事業に対して負担を行ったものでございます。

なお、農林水産業費に係る主要事業につきましては、説明資料の50ページから62ページに記載してございます。

次に、7款商工費は、支出済額2億9,806万1,128円で、前年度比2,008万1,098円、7.2%の増でございます。

増の主な理由は、少し飛びまして217ページをお願いします。1項2目商工振興費の備考欄4番、商業活性化推進事業において、プレミアム付き商品券発行事業に対する補助金と商店街の施設整備、改修事業に対する補助金が増になったことによるものでございます。

なお、商工費に係る主要事業は、説明資料の63ページ、64ページに記載してございます。

少し飛びまして226ページをお願いします。

8款土木費は、支出済額19億9,440万6,488円で、前年度比2億5,637万2,075円、14.8%の増でございます。

増の主な理由は、旭中央病院アクセス道整備事業、あさひ健康パーク整備事業、文化の杜公園整備事業が増になったことによるものでございます。

次は、飛びまして235ページをお願いします。

2項3目道路新設改良費の備考欄2番、道路新設改良事業は、道路改良や舗装新設、道路排水施設の整備などを行ったものでございます。

次は、237ページをお願いします。

備考欄4番、旭中央病院アクセス道整備事業は、旭中央病院から東総広域農道までつなぐ

道路の設計と用地測量、物件調査を行ったものでございます。

次は、239ページをお願いします。

備考欄 5 番、H - 1 - 002号線交通安全施設整備事業は、東総運動場東側から大原幽学史跡公園駐車場までの歩道の整備を行ったものでございます。

備考欄 6 番、防衛施設周辺民生安定事業は、埴地先の忍坂横根線ほか 2 路線の整備を行ったものでございます。

次は、飛びまして243ページをお願いします。

3 項 2 目街路費の備考欄 3 番、街路整備事業（谷丁場遊正線）は、不動産鑑定や設計、分析、用地測量などを行ったものでございます。

245ページをお願いします。

備考欄 4 番、旭駅前広場等整備事業は、県が行っている旭駅前線整備事業に対する負担金の支出でございます。

次は、247ページをお願いします。

4 目公園費の備考欄 3 番、袋公園整備事業は、実施設計、じゃぶじゃぶ池の整備と遊具の設置などの公園整備、トイレの設置などを行ったものでございます。

次は、249ページをお願いします。

備考欄 4 番、文化の杜公園整備事業は、不動産鑑定や費用対効果の分析、物件調査、基本設計、用地取得などを行ったものでございます。

備考欄 5 番、あさひ健康パーク整備事業は、コースの造成や植栽、芝生整備工事などを行ったものでございます。また、これと併せて、福祉センター、勤労青少年ホームの解体も行ったところでございます。

なお、土木費に係る主要事業は、説明資料の65ページから78ページに記載してございます。

次は、飛びまして252ページをお願いします。

9 款消防費は、支出済額11億8,119万1,728円で、前年度比3,392万9,590円、2.8%の減でございます。

飛びまして257ページをお願いします。

1 項 1 目常備消防費の備考欄 3 番、消防車両整備事業は、高規格救急自動車 1 台と水槽付消防ポンプ自動車 1 台を購入したものでございます。

なお、消防費に係る主要事業は、説明資料の79ページから86ページに記載してございます。

次は、少し飛びまして264ページをお願いします。

10款教育費は、支出済額33億4,426万9,368円で、前年度比 9 億3,859万2,129円、39.0%の増であります。

増の主な理由は、小学校及び中学校の大規模改造事業や海上中学校建設事業、第二中学校改築事業が増になったことによるものでございます。

次は、飛びまして279ページをお願いします。

2 項 1 目学校管理費の備考欄 4 番、小学校耐震診断調査事業は、昭和56年以前に建築された校舎、屋内運動場の耐震診断を小学校 9 校で行ったものでございます。

備考欄 5 番、小学校施設改修事業は、耐震診断の結果に基づき、校舎等の大規模改造事業などを行ったものでございます。

飛びまして283ページをお願いします。

2 目教育振興費の備考欄 7 番、放課後児童健全育成事業は、学童クラブを新たに 3 か所開設し、10か所で行ったものでございます。

次は、285ページをお願いします。

3 校 1 目学校管理費の備考欄 3 番、中学校耐震診断調査事業は、昭和56年以前に建築された中学校 4 校の校舎、屋内運動場の耐震診断を行ったものでございます。

次は、287ページをお願いします。

備考欄 4 番、中学校施設改修事業は、耐震診断の結果に基づき、校舎等の大規模改造事業などを行ったものでございます。

備考欄 5 番、海上中学校建設事業は、平成17年度から 2 か年事業で、海上支所の西側へ移転改築したものでございます。

備考欄 6 番、第二中学校改築事業は、屋内運動場を平成18年度と19年度の 2 か年で整備しているものでございます。

次は、飛びまして293ページをお願いします。

2 目教育振興費の備考欄 8 番、課外活動支援事業は、中学校の課外活動を支援するため、八つの部活動に民間の指導員を派遣したものでございます。

飛びまして301ページをお願いします。

4 項 2 目文化振興費、備考欄 2 番、文化振興事業は、市民の文化意識の高揚を図るため、主に東総文化会館を会場として各種の自主文化事業を開催したものでございます。

なお、教育費に係ります主要事業は、説明資料の87ページから100ページに記載してございます。

次は、飛びまして338ページをお願いします。

11款災害復旧費は、支出はございません。

次は、340ページをお願いします。

12款公債費は、支出済額29億2,405万4,130円で、前年度比244万1,235円、0.1%の増でございます。

13款諸支出金は、支出済額16億8,526万8,580円で、前年度比5億1,683万4,449円、44.2%の増でございます。

増の主な理由は、343ページをお願いします。2項2目病院事業会計繰出金が、前年度は3款と4款に計上してございましたものを組み替えたこと、3項1目の土地開発基金繰出金が増になったことによるものでございます。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

それでは、最後に、財産に関する調書についてご説明申し上げますので、決算書の後ろの方から4枚目になるんですけれども、512ページをお願いしたいと思います。

まず、1の公有財産の(1)土地及び建物について、異動状況をご説明申し上げます。

最初に、土地の増減です。その他の行政機関のうち消防施設821平方メートルの増は、普通財産の山林、宅地、雑種地から消防施設用地へ種別替えしたものでございます。

次に、下へ行きますして、公共用財産のうち公園1万2,519平方メートルの増は、文化の杜公園用地として買収したものでございます。

次の山林406平方メートルの減、宅地5,779平方メートルの減、原野105平方メートルの減、雑種地224平方メートルの減の主な内容は、消防施設用地への種別替えと貸し付けていた神宮地地先の市有地を払い下げたことによるものでございます。

次に、建物のうち木造の増減です。その他の行政機関の消防施設79平方メートルの減は、2か所の消防庫を非木造に建て替えたことによるものでございます。

次に、公共用財産の公営住宅63平方メートルの減とその他の施設912平方メートルの減の主な内容は、市営住宅(双葉団地)2戸を取り壊したことで、それから飯岡地区の青年館など12施設を用途廃止し、地元区へ譲与したことによるものでございます。

次に、その他46平方メートルの減は、公共用財産のその他の施設へ種別替えしたことによるものでございます。

次に、非木造の増減です。その他の行政機関の消防施設159平方メートルの増は、先ほどの2か所の消防庫の建て替えによるものでございます。

次に、公共用財産の学校6,857平方メートルの増と公園39平方メートルの増の主な内容は、海上中学校の移転による校舎、屋内運動場などの新設によるものと袋公園の公衆トイレを新築したことによるものでございます。

また、公営住宅252平方メートルの減とその他の施設1,937平方メートルの減の主な内容は、市営住宅（神西住宅）8戸を取り壊したことで、あさひ健康福祉センター旧館、勤労青少年ホーム、下永井の東町公園公衆便所を取り壊したことによるものでございます。

次に、515ページをお願いしたいと思います。

2の物品の増減内容についてご説明申し上げます。

乗用車2台の増、貨物車1台の減、軽自動車1台の増は、公用車の更新などにより増減したものでございます。

次に、バス2台の増は、コミュニティバスとして新規に購入したものでございます。

次に、消防車3台の増は、消防車6台を更新し、うち3台を廃車しましたが、残りの3台を予備の消防車両としたことによるものでございます。

次に、救急自動車について、増減はございませんが、高規格車1台の更新を行っております。

次に、特殊自動車1台の減は、身障者貸付用自動車（ゆうあい号）を廃車したものでございます。

次に、516ページから518ページは、基金の状況でございます。

18年度末の現在高は、（１）の一般財政調整基金が13億1,572万9,000円、（２）の減債基金が1億8,383万1,000円、（３）の地域振興基金が12億4,604万1,000円となっております。

以上で、議案第1号、平成18年度旭市一般会計決算についての補足説明を終わらせていただきます。

○議長（嶋田茂樹） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時 0分

○議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第2号、議案第3号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 増田富雄 登壇）

- 保険年金課長（増田富雄） 議案第2号、平成18年度旭市国民健康保険事業特別会計決算について、補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、平成18年度の国保事業の状況について申し上げます。

年間平均の国保世帯数は1万5,346世帯で前年度比21世帯、0.1%の増、被保険者数は3万7,964人で前年度比544人、1.4%の減となっております。

18年度末の加入割合は、世帯比で65.8%、人口比で53.5%となっております。

被保険者数の内訳は、一般被保険者が2万8,112人で前年度比395人、1.4%の減、退職被保険者が2,991人で前年度比257人、9.4%の増、国保老人対象者が6,861人で前年度比406人、5.6%の減、介護保険2号被保険者は1万3,095人で前年度比329人、2.5%の減となっております。

国民健康保険税の税率について申し上げますと、医療給付費分が、所得割8%、資産割40%、均等割1万5,000円、平等割2万円。介護納付金分が、所得割1.2%、均等割1万2,000円。課税限度額は、医療給付費分が53万円、介護納付金分が9万円であります。

なお、これからの説明の中で、平成18年度決算額と前年度との比較は、平成17年度の決算が合併後の7月から3月までの9か月分であることから、これに旧1市3町分の4月から6月までの3か月分を加えた通年ベースでの決算額に直して比較しておりますことをご了承いただきたいと思います。

それでは、決算についてご説明申し上げます。

345ページをお開きください。

まず、事業勘定において、歳入決算額は76億7,392万6,706円で前年度比5.5%の増となり、歳出決算額については71億1,880万3,076円で前年度比4.9%の増となっております。

350ページをお開きください。

歳入歳出差し引き残額5億5,512万3,630円につきましては、平成19年度に財政調整基金へ2億7,800万円を積み立てまして、残額2億7,712万3,630円は繰越金とするものであります。

歳入歳出の主な事項につきましては、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

360ページをお開きください。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款国民健康保険税の収入済額は28億4,359万6,715円となり、前年度比で微増となっております。不納欠損額は8,234万6,430円で、収入未済額は11億3,438万2,651円であります。

1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税、1 節医療給付費分現年課税分の収入済額は21億5,505万6,901円となり、収納率は88.96%であります。

2 節介護納付金分現年課税分の収入済額は2 億3,761万4,877円となり、収納率は87.82%であります。

3 節医療給付費分滞納繰越分の収入済額は1 億6,169万1,141円となり、収納率は16.5%であります。

4 節介護納付金分滞納繰越分の収入済額は1,527万8,830円となり、収納率は16.2%であります。

2 目退職被保険者等国民健康保険税、1 節医療給付費分現年課税分の収入済額は2 億4,838万8,914円となり、収納率は97.35%であります。

2 節介護納付金分現年課税分の収入済額は1,961万4,574円となり、収納率は96.08%であります。

3 節医療給付費分滞納繰越分の収入済額は534万8,891円となり、収納率は32.92%であります。

4 節介護納付金分滞納繰越分の収入済額は60万2,587円となり、収納率は42.92%であります。

以上のことから、1 人当たりの調定額は、医療給付費分が7 万532円で前年度と比較して699円、1 %の減であります。介護納付金分は2 万2,220円で前年度と比較して4,164円、23.1%の増であります。

362ページをご覧ください。

4 款国庫支出金の収入済額は24億4,204万7,871円となり、対前年度0.2%の減であります。

1 項 1 目療養給付費等負担金、1 節現年度分の収入済額は18億6,173万5,223円となり、対前年度3.8%の減であります。

内訳は、療養給付費負担金が13億477万7,136円で、老人保健医療費拠出金負担金が3 億3,688万7,535円で、介護納付金負担金が2 億2,007万552円であります。

2 節過年度分の収入済額は2,668万1,739円で、平成17年度療養給付費等負担金の精算による追加交付分であります。

2 目高額医療費共同事業負担金の収入済額は3,218万7,909円であります。

2 項 1 目財政調整交付金の収入済額は 5 億2,144万3,000円で、対前年度11.9%の増であります。

内訳は、普通調整交付金として 4 億4,375万6,000円で、医療分に 4 億530万円、介護分に 3,845万6,000円であります。特別調整交付金として7,768万7,000円であります。

5 款 1 項 1 目療養給付費等交付金は、退職被保険者等にかかわる医療費に対する交付金で、収入済額は 6 億3,915万5,032円となり、対前年度25.4%の増であります。

6 款県支出金、1 項 1 目高額医療費共同事業負担金の収入済額は、国庫負担金と同額の 3,218万7,909円であります。

364ページをご覧ください。

2 項 1 目の県財政調整交付金は 4 億859万6,000円で、これは国の財政調整交付金の一部が平成17年度から県の財政調整交付金に振り替わったことによるものです。その内訳は、普通調整交付金が 6 %、特別調整交付金が 1 %となっております。

7 款共同事業交付金の収入済額は 5 億2,378万4,817円で、対前年度265%の増となっております。

その内訳を申し上げますと、2 項 1 目高額医療費共同事業交付金の収入済額については 1 億5,252万4,839円で、対前年度6.3%の増であります。2 目の保険財政共同安定化事業交付金については、昨年の10月から発足した事業でありまして、その収入済額は 3 億7,125万9,978円で、すべてが増額となるものでございます。

内容としましては、高額医療費のうち、1 か月につき30万円を超え80万円以下のものについて、交付の対象となる事業であります。

9 款の繰入金については、1 項 1 目一般会計繰入金、1 節保険基盤安定繰入金は、収入済額が 1 億6,849万487円となり、対前年度2.6%の減であります。内訳は、保険税軽減分が 1 億2,440万4,800円で、保険者支援分が4,408万5,687円であります。

2 節職員給与費等繰入金の収入済額は5,252万8,000円となり、対前年度11.9%の減であります。

3 節出産育児一時金等繰入金の収入済額は3,760万円となり、対前年度5.1%の減であります。

366ページをご覧ください。

4 節財政安定化支援事業繰入金の収入済額は4,083万2,000円となり、対前年度4.6%の増であります。

10款繰越金の収入済額は2億4,119万7,452円で、対前年度39.2%の減であります。

11款諸収入の収入済額は2,411万8,323円で、主なものは、保険税にかかわる延滞金と交通事故等による第三者納付金であります。

続きまして、事業勘定の歳出についてご説明申し上げます。

372ページをご覧ください。

1 款総務費の支出済額は5,490万4,843円となり、対前年度32%の減であります。

1 項 1 目一般管理費の2,621万9,972円は国保事業の管理運営費で、対前年度38.9%の減であります。

376ページをご覧ください。

2 款保険給付費の支出済額は47億6,605万1,986円となり、対前年度2.5%の増であります。また、審査支払手数料及び第三者納付金と返納金を差し引いた1人当たりの給付費は15万2,457円で、対前年度3%の増であります。

1 項療養諸費の支出済額は42億3,765万5,714円となり、対前年度2.6%の増であります。

378ページをご覧ください。

2 項高額療養費の支出済額は4億1,981万6,272円となり、対前年度3.2%の増であります。

380ページをご覧ください。

3 款老人保健拠出金の支出済額は10億8,069万2,471円となり、対前年度7.2%の減であります。これは国保老人にかかわる拠出金であり、前々年度医療費実績を基に老人医療費の見込み率等で算出されるものであります。

4 款介護納付金の支出済額は6億4,563万6,881円となり、対前年度0.8%の増であります。これは第2号被保険者分の納付金であり、1人当たりの負担額は4万7,578円で、1万3,376人分を支払基金へ納めたもので、前年度に対して1人当たり2,524円の増であります。

382ページをご覧ください。

5 款共同事業拠出金は5億3,344万8,023円で、対前年度210.8%の増であります。

その主な内容を申し上げますと、1 項 1 目高額医療費共同事業拠出金の支出済額は1億2,855万224円で、対前年度25.1%の減であります。減少の理由は、高額医療費のうち1か月につき70万円以上が対象であったものが80万円以上に引き上げられたためであります。

3 目の保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、歳入の交付金のところでもご説明しましたとおり、昨年10月から発足した事業でありまして、その支出済額は4億489万6,719円で、すべてが増額となるものです。

内容としましては、高額医療費のうち1か月につき30万円を超え80万円以下のものについて、拋出の対象となる事業でございます。

6款保健事業費は2,694万6,341円となり、対前年度28.8%の増であります。

なお、この主なものとしましては、短期人間ドック事業、医療費通知事業、健康優良家庭表彰事業があります。

386ページになります。

9款諸支出金は1,112万2,531円で、その主なものは、保険税還付金と国庫と支払基金への返還金であります。

408ページをご覧ください。

実質収支に関する調書は、記載のとおりでございます。

それでは、351ページへお戻りください。

施設勘定、滝郷診療所の決算についてご説明申し上げます。

歳入決算額は8,409万8,316円となり、前年度比2.5%の減となっております。歳出決算額は6,478万263円となり、対前年度1.1%の減となりました。

356ページをご覧ください。

歳入歳出差し引き残額1,931万8,053円につきましては、平成19年度に財政調整基金へ970万円を積み立てまして、残額961万8,053円は繰越金とするものであります。

歳入歳出の主な事項につきましては、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

394ページをご覧ください。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1款診療収入の収入済額は6,552万3,247円となり、対前年度4.1%の増であります。

2款使用料及び手数料の収入済額は10万8,900円となっております。内容は、往診等にかかわる手数料となっております。

396ページをご覧ください。

6款繰入金の収入済額は740万円となっております。

8款諸収入の収入済額は73万1,970円で、主な内容は、医師派遣並びに校医及び保育所嘱託料となっております。

続いて、歳出になりますが、402ページをお開きください。

1款総務費ですが、支出済額は3,504万628円となり、対前年度2%の増となっております。

404ページをご覧ください。

2 款医業費ですが、これは医薬品や器材の購入となっております。支出済額は2,931万9,063円となり、対前年度5.1%の減となっております。

3 款施設整備費、これは備品の購入に充てられたものですが、支出済額は42万572円となっております。

409ページをご覧ください。

実質収支に関する調書は、記載のとおりでございます。

以上で、議案第2号、平成18年度旭市国民健康保険事業特別会計決算についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第3号、平成18年度旭市老人保健特別会計決算について、補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、平成18年度の老人保健の状況について申し上げます。

なお、これからの説明の中で平成18年度決算額と前年度との比較は、先ほどの国保会計での説明同様、平成17年度の決算額を通年ベースに直して比較しておりますことをご了承いただきたいと思います。

受給対象者の年間平均は8,640人で、前年度と比較しますと505人、5.5%の減となりました。その内訳は、国保老人6,861人、社保老人1,779人であります。

平成18年度の医療給付費等は40億8,695万5,105円で、対前年度5.5%の減となっております。

また、1人当たりの医療費では47万3,027円で、対前年度0.1%の増となりました。

それでは、決算についてご説明申し上げます。

411ページをお開きください。

歳入決算額は42億2,542万3,576円となり、前年度比3.4%の減となっております。

歳出決算額は41億1,872万886円となり、前年度比5.6%の減であります。

歳入歳出差し引き残額は、416ページにございますように、1億670万2,690円であります。

決算の内容につきましては、決算事項別明細書により主な項目についてご説明申し上げます。

420ページをお開きください。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款支払基金交付金の収入済額は22億3,215万4,081円となり、前年度比9.9%の減であり

ます。

主なものは、１項１目医療費交付金で、その収入済額は22億1,449万756円となり、前年度比9.9%の減であります。

２款国庫支出金の収入済額は13億467万6,990円となり、前年度比14.4%の増であります。

主なものは、１項１目医療費国庫負担金で、その収入済額は13億378万6,990円となり、前年度比14.3%の増であります。

３款県支出金の収入済額は３億3,271万7,498円となり、前年度比13.2%の増であります。

４款繰入金の収入済額は３億3,264万6,000円となり、前年度比7.7%の増であります。

主なものは、１項１目２節医療費一般会計繰入金３億1,771万8,000円で、自己負担後の総医療費から、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金を除いた市の負担額であります。

５款繰越金の収入済額は1,511万3,035円となっております。

422ページをご覧ください。

６款諸収入の収入済額は811万5,972円で、その内容は第三者納付金となっております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

426ページをお開きください。

１款総務費の支出済額は1,424万1,640円となり、前年度比13.5%の増であります。

２款医療諸費の支出済額は41億447万9,246円となり、前年度比5.5%の減であります。内訳としましては、１項１目医療給付費が40億2,223万948円となり、前年度比5.5%の減であります。

２目医療費支給費は、接骨・捻挫等医療費と高額医療費の現金支給分であり、その支出済額は6,472万4,157円となり、前年度比3.8%の減であります。

428ページをご覧ください。

３目審査支払手数料の支出済額は1,752万4,141円となり、前年度比5.7%の減であります。

430ページをお開きください。

実質収支に関する調書は、記載のとおりでございます。

以上で、議案第３号、平成18年度旭市老人保健特別会計決算について、補足説明を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第４号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 横山秀喜 登壇）

- 高齢者福祉課長（横山秀喜） 議案第4号、平成18年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入る前に、18年度末における介護保険の状況について申し上げます。

お手元の決算に関する説明資料をお開きください。

1ページになります。

高齢者人口等ですが、この資料は19年3月末の状況を事業計画と比較しておりますが、私の補足説明は対前年と比較して説明いたします。

B欄になります。

65歳以上の第1号被保険者数は1万5,738人で、対前年262人の増、伸び率1.7%です。

3行下になります。65歳以上の人口比率いわゆる高齢化率は22.2%で、対前年0.5ポイントの増です。

要介護認定者数は1,954人で、対前年52人の増、伸び率で2.7%で、一番下の欄になりますが、第1号被保険者数に占める割合は11.8%、対前年0.9ポイントの増になります。

以下、介護度別認定者数、2ページの方をお願いします。また、右側の3ページの方、保険料の納付状況、3ページの方には保険給付費のサービス別支出状況などが記載のとおりとなっております。

それでは、決算書についてご説明いたします。

決算書の方の431ページをお開きください。

なお、説明の中での対前年度比較は、一般会計等と同様、17年度の通年ベースということで比較させていただいています。

それでは、歳入歳出予算額31億8,962万5,000円に対し、歳入決算額は31億5,405万2,161円で、対前年度と比較し1.7%の増です。歳出決算額は30億2,989万4,191円で、前年度比較2.2%の増、歳入歳出差し引き残額は1億2,415万7,970円です。

次の432ページから436ページの歳入歳出決算の内容については、437ページからの歳入歳出決算事項別明細書によりご説明いたします。

次の438ページは歳入の事項別明細書の総括ですので、440ページの歳入から決算の内容について順を追ってご説明いたします。

1款保険料の収入済額は5億2,639万7,518円で、収納率は96.0%です。

三つ下になります。1項1目1節現年度分特別徴収保険料の収入済額は4億5,672万7,144円で、収納率は100%です。

2 節現年度分普通徴収保険料は6,716万6,230円で、収納率は87.3%です。

3 節過年度分普通徴収保険料は250万4,144円で、収納率は17.2%です。

2 款国庫支出金の収入済額は 7 億1,962万2,875円です。内容は、介護給付費負担金、調整交付金及び地域支援事業交付金のそれぞれルール分となります。この国庫支出金は、制度改革により前年度と比較して4,019万4,071円、5.3%の減となりました。

3 款支払基金交付金は、第 2 号被保険者の介護納付金に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、1 項 1 目介護給付費交付金の収入済額は 8 億6,699万5,000円、2 目地域支援事業支援交付金は414万1,000円です。

合計で 8 億7,113万6,000円となり、前年度と比較して4,105万9,000円、4.5%の減となりました。これも制度改革により負担率が32%であったものから31%に変更になったものです。442ページになります。

4 款県支出金、1 項 1 目介護給付費負担金の収入済額は 4 億3,999万2,000円です。

2 項 1 目地域支援事業交付金は432万1,437円となりました。

県支出金は、合計で 4 億4,431万3,437円となり、制度改革により国庫支出金は減となりましたが、県支出金は前年度と比較して7,851万2,775円、21.5%の増となりました。

6 款繰入金は、1 項の一般会計からの繰入金と 2 項の基金繰入金があり、一般会計からの繰り入れは、介護給付費分と地域支援事業費分及び事務費分でありまして、合計で 4 億1,959万3,000円です。

2 項基金繰入金、444ページになります。介護保険給付費準備基金繰入金で3,000万円を繰り入れいたしました。

前のページに戻りますが、6 款の合計、繰入金の総額は 4 億4,959万3,000円で、前年度と比較して6,195万3,043円、12.1%の減となりました。

また、次の444ページをお願いします。

7 款 1 項 1 目 1 節繰越金は 1 億3,689万735円で、前年度からの繰越金となります。

8 款諸収入、2 項雑入、1 目第三者納付金265万5,154円は、交通事故による加害者納付金です。

2 目 1 節地域支援事業利用収入314万3,697円は、備考欄記載のとおり、地域支援事業の利用収入です。

以上で、歳入関係の説明を終わります。

次は、448ページになります。

歳出の主なものについて説明を申し上げます。

1 款総務費の支出済額は3,554万5,028円で、介護保険事務費、保険料賦課徴収費及び介護認定審査会費等です。

一番下から二つ目になります。3 項介護認定審査会費の支出済額は2,880万7,509円です。このうち、1 目介護認定審査会費は1,845万3,093円です。450ページになります。審査会の開催数は96回、審査件数は2,482件です。

2 目認定調査費は1,035万4,416円で、調査件数は2,509件、このうち介護施設等に調査委託をした件数は253件です。

452ページの中段になります。

2 款保険給付費の支出済額は28億3,618万1,664円で、対前年度1,970万7,517円の増、伸び率0.7%です。

保険給付の月平均利用者数ですが、居宅サービスが1,033人、施設サービスが528人で合計1,561人です。

1 項介護サービス等諸費は、要介護者の保険給付費です。主なものは、1 目居宅介護サービス給付費で、支出済額は9 億6,586万1,825円です。

2 目地域密着型介護サービス給付費は、制度改正により18年度からスタートした認知症対応のグループホームなどに係るもので9,478万9,485円です。

3 目施設介護サービス給付費の支出済額は14億8,986万969円で、月平均利用者数は528人です。内訳は、老人福祉施設に322人、老人保健施設に196人、療養型医療施設に10人となっております。

454ページです。

6 目居宅介護サービス計画給付費の支出済額は1 億2,560万7,092円で、ケアプランの作成費です。

2 項介護予防サービス等諸費の支出済額312万6,373円は、要支援者の保険給付費です。

456ページの中段になります。

3 項1 目審査支払手数料の支出済額372万420円は、国保連合会の介護給付費請求書に係る審査手数料で4 万1,338件分です。

4 項1 目高額介護サービス費の支出済額は3,453万367円で、3,685件分となっています。

458ページです。

5 項1 目特定入所者介護サービス費の支出済額1 億298万7,150円は、低所得者対策として

の補足給付に係るもので、食費、居住費に係る19年2月末における負担限度額認定者は349人、介護老人福祉施設旧措置者に係る減額、免除の認定者は44人、合わせた軽減対象者は393人となっております。

3款財政安定化基金拠出金の支出済額は321万823円で、保険料収納額が不足する場合に対処するため、平成18年度から平成20年度の標準給付費見込額の0.1%を3年間に割り振り、千葉県財政安定化基金へ拠出したものです。

4款基金積立金は6,336万1,000円で、剰余金を介護保険給付費準備基金へ積み立てたものです。

なお、平成18年度末の介護保険給付費準備基金の残高ですが2億7,883万4,867円です。
460ページをお願いします。

5款地域支援事業費は2,216万7,409円です。

内訳の主なものは、1項1目介護予防特定高齢者施策事業費、備考欄1の配食サービス事業250万3,250円は、特定高齢者53人分です。

2目介護予防一般高齢者施策事業費、説明欄1の介護予防普及啓発事業189万5,878円です。
462ページになります。

2項1目任意事業費は1,362万2,351円で、備考欄記載のとおり、1番、家族介護用品給付事業、2番の介護相談員派遣事業等を行いました。

464ページをお願いします。

6款諸支出金、1項2目償還金は6,925万522円で、前年度保険給付費の精算による国、県等への返還金です。

以上で、歳出関係の説明を終わります。

次は、466ページになります。

実質収支に関する調書ですが、記載のとおりとなっています。

以上で、議案第4号の補足説明を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第5号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 中野博之 登壇）

○下水道課長（中野博之） 議案第5号、平成18年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

補足説明に入る前に、公共下水道事業の概要についてご説明申し上げます。

平成18年度末の供用開始区域は145.9ヘクタールで、処理可能な人口は5,305人、接続済みの人口は2,926人となっております。

それでは、決算書の467ページをお開きください。

平成18年度の下水道事業特別会計の決算額は、歳入 7 億2,802万6,408円、歳出 7 億909万8,379円で、歳入歳出の差し引き額は1,892万8,029円であり、翌年度への繰越金であります。

歳入歳出決算額の主な事項につきましては、歳入歳出決算事項別明細書により説明させていただきます。

476ページをお開きください。

歳入でございますが、1 款分担金及び負担金は受益者負担金であり2,761万400円で、これは14年度から18年度に賦課した負担金の 5 か年分割したうちの18年度納付分と一括納付分の合計であります。

なお、18年度の受益者負担金の納付率は40.8%であります。

2 款使用料及び手数料ですが、使用料は5,011万3,469円、納付率は94.4%であります。

手数料19万2,100円は、下水道排水設備指定工事店の登録及び更新手数料16件分であります。

3 款国庫支出金は6,400万円であり、幹線管渠及び面整備工事等の補助対象事業に対する補助金であります。

5 款繰入金は 4 億740万2,000円で、支出に対する収入の不足額を繰り入れたものであります。

一般会計から 3 億9,540万2,000円、財政調整基金から1,200万円をそれぞれ繰り入れたものであります。

478ページをお開きください。

7 款諸収入は20万360円で、内容といたしましては、過料10万円、日本下水道協会からの広報活動助成金10万円、その他360円であります。

8 款市債は 1 億5,480万円でありまして、内容といたしましては、補助裏分で5,760万円、単独分で7,440万円、特別措置分2,280万円であります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

482ページをお開きください。

1 款総務費は7,332万6,253円で、これは給料、手当等の人件費及び需用費等の事務費であります。

484ページをお開きください。

2 款事業費は 3 億1,913万1,640円であります。

1 項の管理費は 1 億456万5,884円であります。

不用額の2,480万8,116円の主な内容としたしましては、水処理と汚泥処理に係る汚泥等運搬処理量が少なかったこと、運転業務委託における入札執行残、維持管理において大がかりな工事が発生しなかったこと等によるものであります。

486ページをお開きください。

2 項の工事費は 2 億1,456万5,756円であります。

主な内容としたしましては、13節委託料は 1 億1,251万2,500円で、旭中央汚水幹線管渠整備委託料であります。

15節工事請負費は7,933万3,275円で、東町・網戸地先の面整備工事及び17年度整備地区の舗装復旧工事を行ったものであります。

19節負担金補助及び交付金は1,962万3,870円で、管渠工事に伴う水道管及びガス管の切り直し工事負担金、道路掘削復旧費負担金であります。

また、不用額4,082万7,244円の主な内容としたしましては、13節委託料及び15節工事請負費の入札執行残、19節負担金補助及び交付金で、管渠工事に伴う水道管及びガス管の切り直し工事に係る負担金が少なかったこと等によるものであります。

488ページをお開きください。

3 款公債費は 3 億1,664万486円でありまして、起債借入金の償還金であります。

内訳は、借入金償還費が 2 億1,930万4,529円、借入金利子支払費が9,733万5,957円であり
ます。

490ページをお開きください。

実質収支に関する調書は、記載のとおりであります。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（嶋田茂樹） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第 6 号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 堀江隆夫 登壇）

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議案第 6 号、平成18年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定につきまして、補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、平成18年度末におけます農業集落排水事業の状況につま

して申し上げます。

歳入歳出決算に関します説明資料の 2 ページをお開きいただきたいと思います。

1 の普及状況であります、平成18年度全体の処理区域内人口2,102名に対しまして、使用人口は1,426名で、普及率は67.8%であります。

それ以外につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、決算書の方につきましてご説明させていただきます。

491ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算額4,859万円に対しまして、歳入歳出決算額はともに4,228万4,541円で、予算額に対します割合は87.0%であります。歳入歳出差し引き残額は 0 円であります。

次の、492ページから496ページの歳入歳出決算の内容につきましては、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

500ページをお開きいただきたいと思います。

歳入につきまして、ご説明申し上げます。

1 款分担金及び負担金の収入済額は135万円であります。内訳といたしまして、現年度分126万円、江ヶ崎地区 2 件と琴田地区 1 件、過年度分で 9 万円、江ヶ崎地区 1 件であります。

収入未済額624万8,000円の未納件数は、江ヶ崎地区 8 件、琴田地区 8 件であります。

2 款使用料及び手数料は1,350万6,253円でありまして、処理施設の使用料であります。内訳といたしまして、江ヶ崎地区、過年度分17件、8 万9,565円、現年度分220件、956万9,856円、琴田地区、過年度分 1 件、1 万2,915円、現年度分86件、383万3,917円であります。

3 款繰入金は2,742万8,288円でありまして、全体事業費から特定財源を差し引いた不足額を一般会計から繰り入れしたものであります。

4 款繰越金は 0 円であります。

5 款諸収入、これにつきましても 0 円であります。

以上で、歳入関係の説明を終わります。

続きまして、504ページをお開きいただきたいと思います。

歳出につきましてご説明いたします。

1 款総務費の支出済額605万5,594円で、農業集落排水事業に係ります人件費及び事務経費であります。

2 款事業費は1,370万3,985円で、江ヶ崎地区、琴田地区処理施設の維持管理費及び資源循環事業費等でございます。

506ページをお開きいただきたいと思います。

3 款公債費は、地方債の償還金及び償還利子で2,117万4,962円であります。借入先は、財務省資金運用部及び公営企業金融公庫であります。

なお、平成18年度末の地方債残高は3 億4,406万3,102円であります。

続きまして、508ページをお開きいただきたいと思います。

4 款繰出金は135万円であります。これは平成18年度受益者分担金135万円を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上で、議案第 6 号の補足説明を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで2 時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1 時 5 4 分

再開 午後 2 時 1 0 分

○議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第 7 号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 堀川茂博 登壇）

○水道課長（堀川茂博） 議案第 7 号、平成18年度旭市水道事業会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

初めに、水道事業の概況から申し上げます。

決算書の12ページをご覧くださいと思います。

事業報告書でございます。

まず、総括事項でございますが、事業の運営に当たりましては、市民に良質な水を安定供給させるため、配水場の機械設備及び電気計装設備等の修繕・点検整備を実施し、適正な事業運営に努めてまいりました。

また、水道料金については、不均一料金の統一と料金改定を行うため、水道事業運営協議会への諮問、答申を経て、平成18年12月定例議会に提案し、可決いただき、平成19年 4 月 1 日から基本料金 1 か月10立方メートルまで2,520円、超過料金が 1 立方メートル252円の税込

み単一料金で実施することといたしました。

次に、業務状況でございますが、年度末の給水人口は5万5,161人、給水件数は1万8,083件、普及率は77.7%となり、前年度に比較し1.7ポイント上昇いたしました。

年間給水量については597万5,688立方メートルとなり、1日最大給水量は1万9,060立方メートル、1日平均給水量は1万6,372立方メートルとなりました。

また、有収水量は579万4,594立方メートルとなり、有収率は前年度より2.1ポイント上昇し97%となりました。

次に、建設状況でございますが、本年度の建設改良工事につきましては、口の新田、八の十日市場、後草、行内地先等に50ミリから150ミリの配水管等を延べ562.9メートル布設いたしました。

次の経理状況については、この後、決算状況の中で説明させていただきます。

それでは、前に戻りまして1ページをご覧ください。

18年度の決算報告書でございます。この報告書の決算額につきましては、消費税が含まれて記載されております。

初めに、収益的収入及び支出について申し上げます。

収入につきましては、水道事業収益の予算額16億7,217万4,000円に対し、決算額16億6,135万6,434円となり、収入率は99.4%となりました。

この決算額の内容は、水道料金などの営業収益で13億8,233万7,643円、他会計補助金等の営業外収益で2億7,901万8,791円となりました。

支出につきましては、水道事業費用の予算額16億9,072万円に対し、決算額は16億2,080万4,846円となり、執行率は95.9%となりました。この決算額の内容は、人件費、受水費、減価償却費等の営業費用で13億8,527万3,341円、企業債利息等の営業外費用で2億2,999万2,791円、不納欠損等の特別損失で553万8,714円となりました。

次に、2ページをお開きください。

資本的収入及び支出について申し上げます。

資本的収入は、予算額1億907万4,000円に対し、決算額は1億1,033万2,150円となり、収入率は101.2%となっております。この決算額の内容は、上水道高料金対策借換債に伴う企業債で7,970万円、消火栓設置に伴う負担金で100万円、給水申込金で2,963万2,150円となりました。

資本的支出は、予算額5億6,118万9,000円に対し、決算額は5億2,808万6,641円となり、

執行率は94.1%となりました。この決算額の内容は、配水管布設工事等の建設改良費で2,046万1,640円、企業債償還金で5億762万5,001円となっております。

工事の詳細につきましては、後ほど14ページをご覧いただきたいと思います。

資本的収入額が支出額に不足する額4億1,775万4,491円は、過年度分損益勘定留保資金4億1,775万4,491円で補てんいたしました。

続いて、3ページに移らせていただきます。

損益計算書でございます。この金額につきましては、消費税抜きで記載されております。

1の営業収益として13億1,763万1,934円、2の営業費用として13億3,781万2,483円、差し引き営業損失は2,018万549円となりました。

続いて4ページです。

3の営業外収益として2億7,928万2,407円、4の営業外費用として2億1,257万8,291円、差し引き6,670万4,116円の黒字となり、3ページの営業損失から引きますと、経常利益は4,652万3,567円を計上することができました。この経常利益から特別損失の過年度損益修正損553万8,714円を引いた額4,098万4,853円が18年度の純利益でございます。

また、前年度繰越欠損金からこの純利益を差し引いた5億1,701万7,930円が、当年度末の未処理欠損金となります。

次に、5ページの剰余金計算書について申し上げます。

利益剰余金の部につきましてはただいま説明したとおりですが、未処理欠損金として5億1,701万7,930円を計上してあります。

資本剰余金の部については、の補助金の11億2,553万5,263円を国、県、市からの補助金の累計額として計上してあります。

次に、6ページに移ります。

の負担金の5億48万881円は、消火栓設置費等として一般会計からの負担金の累計額です。

の給水申込納付金の13億7,628万9,948円は、水道加入申し込みの時点でいただいている納付金の累計額となっております。

の受贈財産評価額の3億8,098万3,726円は、宅地開発などで水道管を布設したもののうち、道路部分についてご寄附をいただいた累計額でございます。

次は、7ページに移ります。

のその他資本剰余金の累計額は42万8,640円であり、翌年度繰越資本剰余金は33億8,371

万8,458円となります。

次の欠損金処理計算書につきましては、欠損金を処理する財源がありませんので、未処理のまま翌年度に繰り越しをするものでございます。

次に、8ページの貸借対照表について申し上げます。

資産の部の固定資産、流動資産の合計額は9ページに記載してありますが、資産合計は69億8,916万7,190円となります。

負債の部の固定負債、流動負債の合計額は、10ページに記載してあります負債合計の2億1,599万9,670円となります。

資本の部、資本金、剰余金の合計額は、11ページに記載してあります資本合計67億7,316万7,520円となり、これと前段の負債合計を加えた負債資本合計は69億8,916万7,190円となりまして、資産合計と一致いたします。

12ページの事業報告書は、先ほど説明いたしましたので、13ページをご覧ください。

ここには、議会議決事項、行政官庁認可事項、職員に関する事項が記載されております。

14、15ページは建設工事、保存工事の概況となっております。

16ページは年間の業務量であります。前年度に比較して、給水人口、件数、給水量ともに増加しております。

17ページ、18ページは事業収入及び事業費の内訳となっております。

初めに、17ページの(2)の事業収入に関する事項について申し上げます。

営業収益の内訳は、給水収益が12億9,564万4,134円で、受託工事収益が1,566万1,800円、その他営業収益が632万6,000円となっております。

営業外収益の内訳は、他会計補助金が1億4,026万4,000円、県補助金が1億3,868万5,000円、雑収益が33万3,407円となっております。事業収益の合計は15億9,691万4,341円となります。

続いて、18ページをお開きください。

(3)の事業費に関する事項について申し上げます。

営業費用の内訳は、原水及び浄水費が7億9,667万7,095円、配水及び給水費が1億4,644万3,241円、受託工事費が1,491万6,000円、総係費が1億3,080万9,719円、減価償却費が2億4,896万6,428円となりました。

営業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費が2億1,257万8,291円、特別損失は、過年度損益修正損が553万8,714円でありまして、事業費用は15億5,592万9,488円となっております。

以上のとおり、決算報告書及び財務諸表についてその概要を説明いたしました。19ページ以降は決算付属資料となっておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

以上で、議案第7号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（嶋田茂樹） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第8号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 鈴木清武 登壇）

○病院経理課長（鈴木清武） 議案第8号、平成18年度旭市病院事業会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

初めに、病院事業の概況から申し上げます。

決算書の15ページをご覧くださいと思います。

事業報告書でございます。

まず、総括事項でございますが、本年度に行われました診療報酬改定は、過去最大の3.16%の引き下げになり、全国の病院経営に大きな打撃を与えました。しかし、当院では予算を上回る当期利益金3億236万5,000円を計上することができました。これは、経営改善努力による材料費等削減が一番の要因であり、引き続き健全な経営を維持しております。

次に、業務状況でございますが、患者数は、入院患者数、年間延べ41万6,939人、1日平均1,142人、外来患者数、年間延べ86万4,854人、1日平均3,528人となりました。

また、収益的収支は、収入総額288億8,732万6,000円、支出総額285億5,250万3,000円となり、差し引き3億3,482万3,000円、税抜き処理純利益3億236万5,000円となりました。

次に、16ページをご覧ください。

資本的収支の状況でございますが、収入総額9億円、支出総額40億5,319万9,000円。内訳としまして、建設改良費29億7,244万1,000円、企業債償還金10億8,075万8,000円となりました。

本年度の建設改良費のうち、継続事業である医師宿舎新築事業を竣工し、病院情報システム設備整備事業を完了いたしました。

次に、経理状況でございますが、他の会計で詳細に説明を申し上げますので、このページでの説明は省略させていただきます。

それでは、前に戻りまして、決算書の1ページをお開きください。

決算報告書でございますが、この決算額につきましては、税込み処理で記載しております。

（1）収益的収入及び支出の、まず収入について申し上げます。

第 1 款病院事業収益は、予算額293億4,114万6,000円に対し、決算額は288億8,732万6,448円となり、収入率は98.5%となりました。

収入のうち主なものといたしましては、第 1 項医業収益の決算額は262億7,123万5,067円で、収入率は99.3%でした。このうち入院収益は133億340万2,671円、外来収益は120億9,337万839円でした。

第 2 項医業外収益の決算額は15億5,401万7,805円で、収入率は86.6%でした。決算額が予算額に達しなかったのは、補助金、交付税が減額になったためであります。

次に、2 ページをご覧ください。

支出について申し上げます。

第 1 款病院事業費用は、予算額293億1,167万円に対し、決算額は285億5,250万3,551円となり、執行率は97.4%でした。

支出のうち主なものとしましては、第 1 項医業費用の決算額は258億6,434万9,683円で、執行率は97.3%でした。主なものは、給与費124億4,965万194円、材料費88億2,402万1,262円などであります。

第 2 項医業外費用の決算額は15億1,798万9,441円で、執行率101.6%でした。

次に、3 ページをお開きください。

(2) 資本的収入及び支出の、まず収入について申し上げます。

第 1 款資本的収入は、予算額 9 億105万1,000円に対し、決算額 9 億円となり、収入率は99.9%となりました。

第 1 項企業債の決算額は 9 億円で、予算額と同額でした。

次に、4 ページをご覧ください。

支出について申し上げます。

第 1 款資本的支出は、予算額43億7,131万9,145円に対し、決算額は40億5,319万9,174円で、執行率は92.7%でした。

第 1 項建設改良費の決算額は29億7,244万1,384円となり、執行率は90.3%でした。主なものは、器具備品15億1,783万2,720円などであります。

第 2 項企業債償還金の決算額は10億8,075万7,790円で、執行率は99.9%でした。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額31億5,319万9,174円は、当年度分損益勘定留保資金や建設改良積立金などで補てんいたしました。

次に、5 ページをご覧ください。

損益計算書ですが、この金額につきましては税抜き処理で記載されております。

1、医業収益は（１）入院収益から（４）介護保険事業収益までの合計262億988万3,182円、2、医業費用は（１）給与費から（６）研究研修費までの合計257億4,397万688円で、差し引き医業利益は4億6,591万2,494円となっております。

3の医業外収益から、次のページの8、ケアハウス事業収益までの計は26億326万2,280円でした。

9、医業外費用から、14、ケアハウス事業費用までの計は27億6,680万9,277円でした。

この結果、当年度純利益は3億236万5,497円となりました。これに前年度繰越利益剰余金8億760万3,448円を合わせた当年度末処分利益剰余金は11億996万8,945円となっております。

8ページをお願いいたします。

次に、剰余金計算書について申し上げます。

利益剰余金の部、減債積立金の2、前年度繰入額4,300万円は、前年度の決算議会において処分案が承認されたことによるものであります。

また、建設改良積立金の3、当年度処分額6億6,700万円は、資本的収支不足額の補てん財源として使用したものであります。

、未処分利益剰余金の3、当年度末処分利益剰余金11億996万8,945円は、先ほど損益計算書で説明申し上げたとおりであります。

次に、資本剰余金の部であります、国県補助金の4、当年度処分額6,166万5,959円は、器具備品の廃棄に伴うものであります。

、受贈財産評価額の3、当年度発生高2億903万4,623円は、土地の所管換えによるものです。

続いて、10ページをお願いします。

寄附金以下には増減はなく、翌年度繰越資本剰余金は93億9,221万4,574円となっております。

剰余金処分計算書（案）は、当年度末処分利益剰余金11億996万8,945円のうち、減債積立金に5,600万円を積み立て、残りの10億5,396万8,945円は、翌年度繰越利益剰余金にしようとするものであります。

次に、11ページからの貸借対照表について申し上げます。

資産の部、1、固定資産のうち（１）有形固定資産の合計は、このページの一番下に記載されておりますが309億2,420万7,790円でした。

次の、12ページをご覧ください。

(2) 無形固定資産と (3) 投資を含めた固定資産合計は309億7,413万1,476円となっております。

2 の流動資産の合計は103億8,656万9,869円です。

3、繰延勘定の合計21億2,336万4,326円を合わせた資産合計は434億8,406万5,671円となっております。

次に、負債の部であります。4、固定負債、5、流動負債を合わせた負債合計は、このページの一番下に記載されておりますが19億6,948万1,108円となっております。

続きまして、14ページをご覧ください。

資本の部になります。

資本の部、6 の資本金と7 の剰余金の合計額は、資本合計415億1,458万4,563円となり、これと負債合計を合わせた負債・資本の合計は434億8,406万5,671円となりまして、資産合計と一致するものであります。

15ページからは事業報告書ですが、1、概要は、(1) 総括事項となっております。

16ページの(2) は議会議決事項、次の17ページの(3) は行政官公庁許認可事項となっております。

18ページ(4) は職員に対する事項が記載されております。

20ページ(5) は料金その他の供給条件の改定・変更に関する事項が記載されております。

21ページの2、工事には、(1) 建設改良工事の概況、(2) 保存工事の概況等が記載されております。

次の23ページの3、業務には、(1) 業務量が記載されております。

24ページ(2) は事業収入に関する事項、次の25ページ(3) は事業費に関する事項ですが、これは17年度7月から3月の決算額と18年度決算額を税抜き処理で比較したものが記載されております。

続いて、26ページをお開きください。

26ページから31ページは工事請負、医療機器、ソフト開発費の契約内容が記載されております。

32ページの(3) のその他会計経理に関する重要事項ですが、先ほど8ページの剰余金計算書にて説明したとおりです。

次の33ページから42ページまでは収益及び費用の明細で、税抜き処理で記載されております。

す。

43ページは固定資産の明細になっております。

44ページから48ページは企業債の明細となっております。

49ページは継続費精算報告書となっております、それぞれ決算資料でありますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で、議案第8号についての補足説明を終わらせていただきます。

○議長（嶋田茂樹） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第9号について、飯岡荘支配人、登壇してください。

（飯岡荘支配人 野口國男 登壇）

○飯岡荘支配人（野口國男） それでは、議案第9号、平成18年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定につきまして、補足説明を申し上げます。

お配りしております決算書の9ページをお開きいただきたいと思います。

宿舎事業の報告書から説明いたします。

初めに、経営の方でございますが、近年における厳しい経営状況を踏まえ、経営診断を実施したことにより、旭市の豊富な食材の活用を目指す「食彩の宿」づくりを核とする施設及び経営改善計画を策定することができました。

利用実績につきましては、宿泊者1万8,681人、休憩者6,953人ございまして、前年度と比較しますと、宿泊者で417人の増加、休憩者で1,831人の減少となりました。

経理につきましては、当年度事業収益1億8,471万4,126円に對しまして、事業費用1億8,740万3,827円で、差し引き268万9,701円の純損失となりました。

次に、資本的収支につきましては、2ページをご覧くださいと思います。

資本的収入の決算額は282万5,000円であります。この決算の内容は、耐震診断調査事業国庫補助金相当額の一般会計からの出資金で262万5,000円、経営診断調査事業補助金20万円となっております。

資本的支出の決算額は1,616万8,183円であります。この内容は、耐震診断調査事業等の建設改良費で1,224万9,227円、企業債償還金265万8,956円、経営診断調査事業としての開発費126万円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に對して不足する額1,334万3,183円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額58万3,296円、減債積立金100万円、当年度分損益勘定留保資金1,175万9,887円で補てんいたしました。

次に、３ページをお開きいただきたいと思います。

平成18年度中における損益計算書でございます。事業活動及び経営活動の状況を示しております。

まず、営業収益の方ですが、利用収益、売店収益、その他営業収益という内訳になっておりますが、合計で１億8,274万5,497円となっております。

次に、営業費用の方ですが、宿舍経営費、減価償却費、資産減耗費という内訳になっておりますが、合計で１億8,624万1,897円となっております。

営業収益から営業費用を差し引き349万6,400円の営業損失を計上しました。これに補助金と雑収益を加えた営業外収益から、企業債利息と雑支出であります営業外費用を差し引いた営業外の利益80万6,699円を加算しまして268万9,701円の当年度純損失となりました。

したがって、当年度末処分利益剰余金は、前年度からの繰越利益剰余金と合わせて766万441円となっております。

続きまして、５ページをお願いいたします。

剰余金処分計算書につきましては、ただいま説明いたしました当年度末処分利益剰余金766万441円を翌年度繰越利益剰余金とするものでございます。

次に、６ページからの貸借対照表について申し上げます。

資産の部の資産合計は７ページになりますが、６億991万6,997円であります。

８ページをお開きください。

負債合計1,692万9,475円と資本合計５億9,298万7,522円を合わせた負債・資本の合計は６億991万6,997円になり、資産合計と一致するものであります。

以上で、議案第９号について補足説明を終了させていただきます。

○議長（嶋田茂樹） 飯岡荘支配人の補足説明は終わりました。

次に、代表監査委員より、平成18年度一般会計及び特別会計ほか歳入歳出決算に関する審査の結果について報告を求めます。

木村哲三代表監査委員、ご登壇願います。

（代表監査委員 木村哲三 登壇）

○代表監査委員（木村哲三） 代表監査委員の木村哲三です。

地方自治法第233条第２項及び同法第241条第５項、地方公営企業法第30条第２項の規定により、議案第１号、平成18年度旭市一般会計決算の認定についてから、議案第９号、平成18年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定についてまで９議案の決算審査結果につきまして、一

括してご報告申し上げます。

この決算審査は、新旭市となって初めての通年予算に対する決算審査でありました。

まず、審査の対象、審査の期間は意見書に記載されておりますが、公営企業会計については5月28日から6月29日まで、一般会計、特別会計については7月13日から8月10日までの期間において審査を実施いたしました。

次に、審査の方法については、決算の計数は正確であるか、予算執行は適正で、効率・効果的に行われているか、また、財務に関する事務は関係諸法規に適合しているかなどの諸点に留意し、担当課より内容について聴取し、また、質疑し、併せて関係諸帳簿及び証書類等を照合、精査しまして、さらに当年度実施した定期監査及び例月出納検査を参考に慎重に審査を行いました。

また、各基金の運用状況については、計数の照合、確認をするとともに、適正かつ効率的に運用されているかを主眼として審査いたしました。

審査の結果ですが、審査に付された一般会計・各特別会計歳入歳出決算書、基金の運用状況を示す書類、企業会計における決算諸表及びその他政令で定める書類等は、いずれも法令に準拠して作成しており、計数についても関係書類と符合し、正確でありました。

予算の執行及び事務処理は、おおむね所期の目的に沿って適正に執行されたものと認められました。

審査の概要につきましては、意見書に記載されておりますので、省略させていただきます。

なお、市の財務分析の指標の中には、公営企業も含めた連結で計算するものが増えてまいりました。総合病院国保旭中央病院の財政経営状況の影響が大であることは、認識しておく必要があると思います。

最後に、結びとして申し上げます。

今年度の決算は、先ほど申し上げましたとおり、新旭市となって初めての通年決算であったため、通常行うべき前年度との比較検証として、18年度決算の数値の下段に、参考として、合併前の1市3町の平成17年4月から6月までの決算額を加えた平成18年度の1年ベースの数値を部分的に載せてございます。

一般・特別会計において本年度実施された事務、事業はおおむね計画的に実施され、効率的な予算執行のもと、それぞれに成果を上げたものと認められました。

また、各企業会計においても、公営企業の基本原則に留意し、その事業運営及び予算執行はおおむね適正であると認められました。

総合病院国保旭中央病院については、今後の大規模投資も踏まえ、より一層、正確、適切な事務処理体制の構築が進められていると聞いております。その成果を期待しております。

人口減少、少子高齢化社会という時代に入り、今後においても厳しい財政運営は続くものと予測されます。市税をはじめとする自主財源の積極的な確保と費用対効果を十分に考慮した市職員の人数、配置を含めた事務、事業の評価、見直しを行い、健全な財政運営、積極的な情報公開を実施し、市民の声をよく聞き、最重要課題である市民サービスの向上に最善の努力をされることを要望し、決算審査結果報告といたします。

○議長（嶋田茂樹） 代表監査委員の決算審査報告は終わりました。

続いて、補正予算及びその他の議案について説明を求めます。

議案第10号、議案第14号、議案第16号、議案第19号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 平野哲也 登壇）

○財政課長（平野哲也） それでは、議案第10号、第14号、第16号、第19号について補足説明を申し上げます。

最初に、議案第10号、平成19年度旭市一般会計補正予算（第1号）について補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書をご用意したいと思います。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出にそれぞれ12億500万円を追加し、予算の総額を262億7,500万円とするものでございます。

第2条の地方債の補正であります、内容は5ページの第2表で説明いたします。

2ページから4ページまでは、歳入歳出予算の款項の補正額ですので、説明を省略し、事項別明細書により説明いたします。

5ページをお願いします。

第2表の地方債補正は、変更でございまして、消防施設整備事業の限度額を750万円増額するものでございます。内容は、救助工作車の車両購入分の国庫補助金が不採択となったことにより、地方債を増額するものでございます。

飛びまして、9ページをお願いします。

13款1項1目民生費国庫負担金の母子生活支援施設入所措置負担金110万3,000円の追加は、母子生活支援施設への入所措置に伴う国庫負担金の増によるものでございます。

2 項 4 目消防費国庫補助金の緊急消防援助隊設備整備費補助金1,175万4,000円の減額は、救助工作車車両購入分の補助金が不採択になったことによるものでございます。

14款 1 項 1 目民生費県負担金の母子生活支援施設入所措置費負担金55万1,000円の追加は、国庫負担金と同じく、母子生活支援施設への入所措置に伴うものでございます。

4 目土木費県負担金の旭中央病院アクセス道整備負担金2,416万1,000円の追加は、東西線の整備事業に係る県負担分でございます。

10ページをお願いします。

2 項 3 目衛生費県補助金の乳幼児医療対策事業費補助金109万6,000円の追加は、助成対象が拡大されたことによるものでございます。

9 目災害復旧費県補助金の農業用施設災害復旧事業費補助金720万円の追加は、7 月の台風 4 号により被害を受けた農業用排水施設の災害復旧に係る補助金でございます。

3 項 6 目教育費委託金の小学校英語活動等国際理解活動事業費委託金106万8,000円の追加は、小学校における英語活動等国際理解活動推進事業のモデル校として三川小学校が指定を受けたことによる委託金でございます。

16款 1 項 2 目民生費寄附金の追加は、1 節社会福祉費寄附金で知的障害者団体の活動に20万円、6 目教育費寄附金170万円の追加は、1 節教育総務費寄附金で育英基金に50万円、3 節中学校費寄附金で教育用備品購入費に120万円の篤志寄附を計上するものでございます。

18款 1 項 1 目繰越金は、前年度決算に基づく剰余金18億377万2,000円から当初予算計上額の4 億円を差し引いた14億377万2,000円のうち、今回の補正財源として11億6,112万5,000円を追加するものでございます。

19款 4 項 1 目貸付金元利収入の中小企業金融対策資金預託金元金収入1,000万円の追加は、金融機関が中小企業者へ融資を行うための原資となる預託金を増額することに伴う元金の収入でございます。

5 項 3 目雑入の消防団員安全装備品整備等助成金105万円の追加は、消防団施設強化事業として携帯用投光器を配備する事業に対して、消防団員等公務災害等共済基金から助成を受けるものでございます。

20款市債は750万円の追加であり、第 2 表で説明したとおりでございます。

以上で歳入の説明を終わります。次に、歳出に入ります。

歳出につきましては、事業ごとに、歳入で触れなかった主な補正内容を申し上げさせていただきます。

13ページをお願いします。

2款1項6目財産管理費の基金積立金9億1,000万円の追加は、18年度決算の確定に伴う繰越金の2分の1相当額を財政調整基金に積み立てるものでございます。この積み立てにより、財政調整基金の19年度末の残高は14億8,000万円程度になる見込みでございます。

8目電子計算費の電算システム運用事業1億6,135万3,000円の追加は、平成20年4月からスタートする後期高齢者医療制度に伴うシステム改修と法改正に伴う国保システム等の改修を行うものでございます。

3款3項1目児童福祉総務費の母子福祉事業220万7,000円の追加は、母子生活支援施設への入所措置に伴うものでございます。

14ページをお願いします。

4款1項3目母子保健費の乳幼児医療助成事業219万3,000円の追加は、旭市乳幼児医療対策事業規則を改正し、通院の助成対象を3歳未満児から4歳未満児に拡大することによるものでございます。

7款1項2目商工振興費の説明欄の1番、中小企業金融対策事業1,000万円の追加は、市内中小企業者からの資金融資の申し込みが増えたことにより、融資額を拡大するため、金融機関に対して貸付原資となる預託金を増額するものでございます。

説明欄の2番、制度資金利子補給事業64万2,000円の追加は、今申し上げました融資枠の拡大に伴い、増額するものでございます。

説明欄の3番、商業活性化推進事業105万円の追加は、飯岡地区商店街街路灯の景観整備事業に対して補助を行うものでございます。

8款2項2目道路維持費の道路維持補修事業2,100万円の追加は、7月の台風4号により被害を受けた道路等の補修を行うものでございます。

3目道路新設改良費の旭中央病院アクセス道整備事業3,989万8,000円の追加は、今年度買収予定地の不動産鑑定と物件調査の経費及び東西線の整備事業に係る県への委託費でございます。

9款1項1目常備消防費の消防車両整備事業344万1,000円の減額は、救助工作車と救助資機材、水槽付消防ポンプ自動車の購入額が決定したことによる減でございます。

2目非常備消防費の説明欄の1番、非常備消防事務費210万4,000円の追加は、16ページをお願いします。消防団員退職報償金支給責任共済の掛金の単価が引き上げられたことによるものでございます。

3目災害対策費の防災行政無線統合整備事業470万円の追加は、防災行政無線の統合整備に伴う実施設計を行うものでございます。

10款1項2目事務局費の説明欄の1番、教育総務事務費89万8,000円の追加は、産休代替の臨時職員1名の賃金を計上するものでございます。

2項1目学校管理費の小学校大規模改造事業3,054万5,000円の追加は、共和小と豊畑小の屋内運動場改修事業において、内壁、外壁の改修、照明設備の交換工事が必要となったため増額するものでございます。

次は、18ページをお願いいたします。

3項1目学校管理費の説明欄の1番、中学校施設管理費203万3,000円の追加は、海上中学校用地の芝生養生のための維持管理を委託するものでございます。

説明欄の2番、中学校施設改修事業300万円の追加は、第一中学校用地の柵渠の改修とインターホンの交換工事を行うものでございます。

説明欄の3番、第二中学校改築事業280万円の追加は、学校敷地と隣接する南側の土地を学校用地として取得するため、調査測量を行うものでございます。

11款2項2目農業用施設災害復旧費1,000万円の追加は、7月の台風4号により被害を受けた飯岡地区埧地先の農業用排水施設の災害復旧工事を行うものでございます。

次は、20ページをお願いします。

本表は、地方債の現在高の見込みに関する調書です。

今回の補正額で、消防債に750万円を追加することにより、19年度末現在高見込みが276億838万1,000円となるものでございます。

以上で、議案第10号の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第14号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の一部改正は、民間事業者による信書の送達に関する法律によりまして、住民票の写しなどの交付について、郵便に加え、総務大臣から信書便事業の許可を受けた民間事業者による信書便でも交付の請求ができることとされているため改正するもので、使用料及び手数料に関する条例の別表2その1の備考欄において、改正前は「郵便で」としていた文言を「郵便等で」に、また「郵便料」を「郵便料等」に改めるものであります。

なお、現在は、郵便と同種のサービスを行う一般信書便事業の許可を受けた民間事業者はありませんが、今後、サービスを行う民間事業者が参入してきた場合に対応するため、あら

かじめ整備をするものでございます。

以上で、議案第14号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第16号について補足説明を申し上げます。

本議案は、神西住宅の一部及び双葉団地の一部を用途廃止するため、条例別表に規定されている住宅の戸数を、神西住宅は「45戸」から「37戸」へ、双葉団地は「65戸」から「64戸」へと改めるものであります。

用途を廃止する理由ですが、神西住宅の8戸、双葉団地の1戸が空き家となりました。この住宅につきましては、老朽化が著しいため、設置条例上の戸数を削減した後に、解体撤去を行うものでございます。

以上で、議案第16号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第19号について補足説明を申し上げます。

議案第19号は、財産の取得についてでございます。

予定価格が2,000万円以上の動産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

取得財産の内容は、水槽付消防ポンプ自動車1-A型1台であります。

契約の方法は指名競争入札で、契約金額は2,100万円であります。

契約の相手方は、栃木県鹿沼市のジーエムいちほら工業株式会社であります。

次に、契約の経過を説明申し上げます。

入札参加登録業者で納入可能な7社を指名し、去る8月9日に入札を執行し、8月10日に仮契約を締結いたしました。

なお、納入期限は平成20年2月22日であります。

以上で、議案第19号について補足説明を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで3時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時28分

○議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第11号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 鈴木清武 登壇）

○病院経理課長（鈴木清武） 議案第11号、平成19年度旭市病院事業会計補正予算について、補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条は、総則であります。

第2条は、業務の予定量の補正で、既決予定額6億3,302万9,000円に1億7,440万5,000円を増額し、8億743万4,000円にしようとするものであります。

第3条は、資本的支出の予定額の補正で、資本的支出の既決予定額30億2,650万2,000円に1億7,440万5,000円を増額し、32億90万7,000円に収支不足を補正するものであります。

次に、2ページをお開きください。

第4条は、19年、20年度継続事業で行われる再整備事業実施設計料の委託業務料であり、総額を3億1,395万円及び年割額を19年度1億7,440万5,000円、20年度1億3,954万5,000円とするものであります。

以上で、議案第11号の補足説明を終了させていただきます。

○議長（嶋田茂樹） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第12号、議案第17号について、飯岡荘支配人、登壇してください。

（飯岡荘支配人 野口國男 登壇）

○飯岡荘支配人（野口國男） それでは、議案第12号、議案第17号について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第12号、平成19年度旭市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条は、補正予算を定める総則でございます。

第2条は、当初予算第3条に定めました収益的収入及び支出の予定額の補正を、次の2ページの第3条には、当初予算第4条に定めた資本的支出の予定額の補正をそれぞれ記載のとおり定めました。

内容につきましては、4ページをお開きいただきたいと思います。

平成19年度旭市国民宿舎事業会計補正予算（第1号）実施計画でございます。

初めに、収益的収入及び支出についてご説明いたします。

収入につきましては、第1款国民宿舎事業収益2億687万5,000円に195万5,000円を増額補正いたしまして、2億883万円とするものでございます。

内訳につきましては、第1項営業収益のうち第1目利用収益195万5,000円を増額は、料金改定に伴う増額を予定するものでございます。

続いて、支出につきましては、5ページをお願いいたします。

国民宿舎事業費用2億71万9,000円に120万5,000円を増額補正いたしまして、2億192万4,000円とするものでございます。

内訳につきましては、第1項営業費用のうち第1目宿舎経営費158万4,000円を増額は、臨時職員の増員及び経営技術指導業務委託料の科目更正等による増額でございます。

第2項営業外費用のうち第3目消費税の37万9,000円の減額は、課税支払額の増加に伴う減額でございます。

続いて、6ページをお願いいたします。

資本的支出についてご説明いたします。

支出につきましては1億2,314万9,000円に1,369万円を増額補正して、1億3,683万9,000円とするものでございます。

内訳につきましては、第1項建設改良費のうち第1目工事費684万3,000円を増額は、ボイラー設備改良工事等でございます。

第2目資産購入費298万8,000円を増額は、厨房業務改善に伴う備品購入費等でございます。

第3項開発費のうち第1目開発費385万9,000円を増額は、収益的支出から経営技術指導業務委託料の科目更正による増額でございます。

したがいまして、補正後の資本的収支不足額4,543万9,000円の財源でございますけれども、2ページに戻っていただきたいと思います。上から3行目になりますけれども、第3条には、当初予算の財源内訳と補正後の財源内訳を比較して記載しておりますが、補正後の財源を資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,543万9,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額638万8,000円、過年度分損益勘定留保資金413万2,000円、当年度分損益勘定留保資金1,586万3,000円、建設改良積立金1,905万6,000円に改めるものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

この表は、平成19年度補正予算（第1号）資金計画でございます。

補正後における当年度末の現金を6,478万8,000円と予定するものであります。

次に、8ページから10ページまでは、平成19年度末予定貸借対照表でございます。

10ページの下段になりますけれども、当年度末の純利益52万1,000円と繰越利益剰余金766万円を合わせた818万1,000円が、当年度末処分利益剰余金となる見込みでございます。

以上で、議案第12号についての補足説明を終了させていただきます。

続いて、議案第17号、旭市国民宿舎事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本改正案でございますけれども、旭市国民宿舎事業の設置及び管理に関する条例第2条で定めてございます国民宿舎の名称「旭市国民宿舎飯岡荘」を「食彩の宿いいおか」に改める改正を行うものでございます。

この改正に当たりましては、本年度から食彩の宿づくりを目指す中で、経営改善対策として進めてまいりました名称変更について、公募した新名称の候補の中から、新名称にふさわしい候補が国民宿舎運営委員会にて選定されたことを受けまして、選定された名称を新しい名称とする改正を行うものであります。

なお、施行日でございますけれども、利用者への周知期間等を見込みまして、平成20年1月1日とするものでございます。

以上で、議案第17号についての補足説明を終了させていただきます。

○議長（嶋田茂樹） 飯岡荘支配人の補足説明は終わりました。

議案第13号、議案第21号、議案第22号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 高埜英俊 登壇）

○総務課長（高埜英俊） 議案第13号、議案第21号及び議案第22号について補足説明をいたします。

最初に、議案第13号は、政治倫理の確立のための旭市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

今回、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等の施行により、郵便貯金制度が廃止され、郵便事業への民間参入の具体的方法が規定されました。これらに対応するため、所要の改正を行うものでございます。

まず、郵便貯金制度が廃止されることに伴いまして、本条例第2条第1項第4号中、郵便貯金に関する表記を削除するものでございます。

この後、議案第18号において同様の改正が提案されておりますので、よろしく願いいた

します。

次に、第2条第1項第5号以下の改正については、証券取引法が金融商品取引法に改められましたために、第2条第1項第6号の引用法律名を改め、また、同法において金銭信託が有価証券とみなされる旨の規定がされたことから、第5号の金銭信託の規定が不要となったため削除するものでございます。

続いて、附則の説明をいたします。

施行期日でございますけれども、第2条第1項第4号の改正規定については、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に合わせまして、本年10月1日からとするものです。

それから、第2条第1項第5号以下の改正規定につきましては、金融商品取引法の施行に合わせまして、本年9月30日からとするものであります。

なお、10月以降も独立行政法人に引き継がれます定額郵便貯金等は公開の対象となることから、附則第2項において経過措置を規定いたします。

以上です。

続いて、議案第21号でございますが、これは、市の区域内の字の区域及び名称の変更についてでありまして、萬歳地区における県営万才 期地区の土地改良事業により農地の区画整理が行われ、この換地処分に当たって字の区域及び名称の変更の必要が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

議決後は換地処分手続が進められ、換地処分の公告が平成21年8月に予定されていることから、これに合わせて字の変更告示を行う予定です。

議案第22号も、市の区域内の字の区域及び名称の変更についてでありまして、萬力地区における県営万力地区の土地改良事業により農地の区画整理が行われたために、議案第21号と同様の議決を求めるものでございます。こちらは、平成20年8月に換地処分の公告が予定されております。

以上で、議案第13号、第21号及び第22号の補足説明を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第15号、議案第18号について、商工観光課長、登壇してください。

（商工観光課長 神原房雄 登壇）

○商工観光課長（神原房雄） それでは、議案第15号、議案第18号の2議案について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第15号、旭市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、中小企業者に対する適切な支援を目的とした責任共有制度が、国の制度として平成19年10月1日から導入されることに伴い、改正を行うものであります。

具体的には、信用保証協会の保証付き融資が返済不能となった場合、信用保証協会が代位弁済を行い、市が損失補償を行うものでありますが、責任共有制度の導入に伴い、今まで負担のなかった金融機関が2割負担することから、市の補償割合について改正するものであります。

また、もう一つの改正は、経営力が弱い小規模企業者に対して円滑に資金を供給する必要から、責任共有制度の対象除外となる全国統一の小口零細企業保証制度に係る小規模企業者への融資資金を創設するものであります。

それでは、議案の条文に沿ってご説明いたします。

第2条第4号の改正は、利用者の少ない特別小口資金を廃止しまして、新たに責任共有制度の対象除外となる協会が行う小口零細企業保証が付された資金、小規模事業資金を創設するものです。

第3条第3号のただし書き中の削除は、特別小口資金の廃止に伴うものであります。

同条第5号の追加は、小規模事業資金の融資を受けることのできる要件を定めるものでありまして、融資を受けることのできる小規模企業者は、協会が行う保証が付された融資残高との合計で、1,250万円以下であることを定めるものであります。

第4条第2号、第5条第2号の改正は、先ほど申し上げました第2条第4号と同様の改正であります。

第9条の改正は、代位弁済時の市の補償割合について、今まで協会と市で損失補償していたものに、金融機関が加わることによりまして市の補償割合が変わるものでございます。具体的には、法第3条に規定する普通保険に係るものは、責任共有制度の対象で100分の16、対象除外で100分の20、法第3条の2に規定する無担保保険及び法第3条の3に規定する特別小口保険に係るものは、責任共有制度の対象で100分の12、対象除外で100分の15となることから、それぞれ100分の20以内、100分の15以内としたものであります。

なお、附則の1は、施行期日を平成19年10月1日とするものであり、附則の2は、この条例の施行日の前日までに借入申請がなされた特別小口資金の融資については、従前の例による旨の経過措置を定めたものであります。

続いて、議案第18号をお願いいたします。

議案第18号、旭市土地開発公社定款の変更について、補足説明を申し上げます。

旭市土地開発公社定款第26条第1項第2号において、余裕金の運用先の金融機関として郵便貯金と定められております。本年10月1日から郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が施行されることに伴い、定款中の郵便貯金に関する表記を削除するものであります。

また、附則については、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定により、設立団体の議会の議決を経て、千葉県知事の認可を受けなければその効力を生じないとあることから、施行期日にその旨を定めたものであります。

以上で、議案第15号、議案第18号の補足説明を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 商工観光課長の補足説明は終わりました。

議案第20号について、社会福祉課長、登壇してください。

（社会福祉課長 在田 豊 登壇）

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、議案第20号の指定管理者の指定につきまして、補足説明を申し上げます。

議案第20号、旭市立干潟保育所の指定管理者の指定については、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定により、公募を行い、保護者の代表及び学識経験者を含めた旭市指定管理者候補者選定委員会で審議の結果、学校法人旭鈴木学園が管理運営業務に適当な候補者として選定されたことにより、同法人を旭市立干潟保育所の指定管理者として指定いたしたく、議決をお願いするものでございます。

以上、補足説明といたします。

○議長（嶋田茂樹） 社会福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第23号について、秘書広報課長、登壇してください。

（秘書広報課長 加瀬寿一 登壇）

○秘書広報課長（加瀬寿一） 議案第23号について補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

本市には現在、人権擁護委員が10名おりますが、このうち1名が12月31日に任期満了となります。

後任の委員候補者として法務大臣に推薦したい方は、旭市萬歳868番地にお住まいの岡野

愛子氏、昭和10年10月12日生まれの方であります。

岡野さんは、小学校教諭として三十有余年にわたり教鞭をとられた方でありまして、平成7年からは人権擁護委員として積極的に活動されており、委員として適任の方でございますので、引き続き委員をお願いするものでございます。

なお、人権擁護委員法第7条第1項の規定による委員の欠格条項につきましては、該当する事項はありません。

委員の任期は、3年間でございます。

以上で、議案第23号の補足説明を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 秘書広報課長の補足説明は終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第1号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 平野哲也 登壇）

○財政課長（平野哲也） 報告第1号、平成18年度旭市土地開発基金の運用状況について、ご説明申し上げます。

まず、1の基金現在高でありますが、平成18年度末基金現在高は9億6,196万5,912円であります。

その内訳といたしましては、2の基金現在高の内訳に示してありますとおり、現金保有高は3億3,171万1,789円、土地保有高は9,925万7,130円であります。

また、貸付金5億3,099万6,993円は、旭市土地開発公社への貸付金でありまして、旭駅前線用地、谷丁場遊正線用地、文化の杜公園用地、衛生施設周辺環境整備事業用地、袋公園用地及び市道H-1-005号線用地分でございます。

3の運用状況のうち（B）欄の積立金3億円は、公共事業用地を先行取得するための資金として、一般会計から積み立てをしたものであります。

（E）欄の貸付金利子580円は、千葉県地方土地開発公社への貸付金に係る利子であります。この貸付金は、旧飯岡町で平成11年度と12年度に公園用地の購入を千葉県地方土地開発公社へ依頼した際、預託金として290万円を当該公社へ貸し付けたものでございます。

（H）欄の貸付金4,620万1,088円は、谷丁場遊正線用地、袋公園用地、市道H-1-005号線用地に係る旭市土地開発公社への貸付金であります。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 財政課長の説明は終わりました。

報告第2号について、学校教育課長、登壇してください。

(学校教育課長 及川 博 登壇)

- 学校教育課長(及川 博) 報告第2号、平成18年度旭市奨学基金の運用状況について、ご報告申し上げます。

初めに、基金の現在高ですが、B欄の基金現在高は、平成18年度末6,737万8,880円となりました。

C欄の貸付につきましては、平成18年度中164件、394万円を貸し付けいたしました。

D欄の返還につきましては、450件、452万7,000円が返還されました。

その結果、E欄の貸付残高、これが未返還残高となりますが、18年度末で3,961万1,000円となり、F欄の預金残高は2,776万7,880円となっております。

以上、報告第2号の説明を終わります。

- 議長(嶋田茂樹) 学校教育課長の説明は終わりました。

報告第3号について、保険年金課長、登壇してください。

(保険年金課長 増田富雄 登壇)

- 保険年金課長(増田富雄) 報告第3号、平成18年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について、ご説明申し上げます。

初めに、基金の現在高ですが、平成18年度末で1,000万円であります。

貸付については、平成17年度末貸付残高が20件、259万1,000円で、また、平成18年度中において合計で208件、2,578万1,730円を貸し付けました。

返済については、前年度以前の貸付分として19件、251万1,000円、本年度の貸付分として197件、2,434万5,730円、合計で216件、2,685万6,730円が返済されました。

この結果、貸付残高は、18年度末で12件、151万6,000円となり、預金残高は848万4,000円となっております。

以上で、報告第3号の説明を終わります。

- 議長(嶋田茂樹) 保険年金課長の説明は終わりました。

報告第4号について、農水産課長、登壇してください。

(農水産課長 堀江隆夫 登壇)

- 農水産課長(堀江隆夫) それでは、報告第4号、株式会社千葉県食肉公社の平成18年度の事業経営状況及び平成19年度の事業計画につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして報告させていただきます。

初めに、平成18年度事業報告書及び決算書をご説明申し上げます。

公社の当期の経営につきましては、豚につきまして疾病の発生、牛につきましては飼育サイクルの影響等によりまして、ともにと畜頭数の減少がありました。このため、収入につきましても、前年対比でと畜場使用料等の収入は減少いたしましたが、その他の収入が増となりまして、売上高では増となっております。

資料の1ページの方をお開きいただきたいと思います。

と畜頭数につきましては大動物、これは牛でありますけれども、1万3,684頭、対前年度比につきましては903頭の減となっております。前年比、93.8%となっております。小動物、これは豚等でありますけれども、34万5,842頭、これにつきましては前年比1万5,627頭の減、前年比としましては95.7%となっております。

次に、収支でありますけれども、損益計算書でご説明申し上げます。

6ページの方をお開きいただきたいと思います。

売上高の計につきましては58億8,537万7,000円でありまして、前年58億4,023万2,000円より4,514万5,000円の増となっております。これにつきましては、対前年比100.8%となっております。営業利益につきましては6,884万2,000円で、前年1,069万円より5,815万2,000円の増となっております。当期の実績につきましては、過年度損益修正損等の特別損失によりまして、純損失913万6,000円となっております。

10ページの方をお開きいただきたいと思います。

平成19年度の事業計画であります。

1の集荷目標につきましては、豚で36万5,700頭、これにつきましては、前年実績で105.7%となっております。牛につきましては1万3,900頭、前年実績の101.6%を見込んでおります。

2の事業方針につきましては、千葉県基幹食肉センターとしましての特色を生かし、より安全・安心な食肉、より衛生的な食肉の提供と衛生・環境管理体制のさらなる強化のため、稼働率の向上、効率的な経営体質の強化に取り組んでいくということになっております。

11ページの方をお開きいただきたいと思います。

平成19年度の収支見込みであります。

本年度につきましては、効率的な経営と一般管理費の削減等に努めるとともに、当期利益を177万円余りと見込んでおります。

なお、損失補償に係ります借入金額32億6,600万円に対します返済と当期返済額の累計で

13億4,243万円余りとなり、返済計画どおり実行されております。

以上で、報告第4号の説明を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 農水産課長の説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明及び報告の説明は終わりました。

○議長（嶋田茂樹） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は6日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時 3分

平成19年旭市議会第3回定例会会議録

議事日程（第2号）

平成19年9月6日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 議案質疑
 - 第 2 決算審査特別委員会設置
 - 第 3 決算審査特別委員会委員の選任
 - 第 4 決算審査特別委員会議案付託
 - 第 5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
 - 第 6 常任委員会議案付託
 - 第 7 常任委員会陳情付託
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 議案質疑

追加日程 議案第23号直接審議（先議）

日程第 2 決算審査特別委員会設置

日程第 3 決算審査特別委員会委員の選任

日程第 4 決算審査特別委員会議案付託

日程第 5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告

日程第 6 常任委員会議案付託

日程第 7 常任委員会陳情付託

出席議員（24名）

1 番	伊 藤 保	2 番	島 田 和 雄
3 番	平 野 忠 作	4 番	伊 藤 房 代
5 番	林 七 巳	6 番	向 後 悦 世
7 番	景 山 岩三郎	8 番	滑 川 公 英
9 番	嶋 田 哲 純	10 番	柴 田 徹 也
11 番	木 内 欽 市	12 番	佐久間 茂 樹

13番 日下昭治
15番 林俊介
17番 林一雄
19番 嶋田茂樹
21番 高橋利彦
24番 神子功

14番 平野浩
16番 明智忠直
18番 高木武雄
20番 向後和夫
22番 林正一郎
26番 林一哉

欠席議員（1名）

25番 伊藤鐵

説明のため出席した者

市長 伊藤忠良
教育長 米本弥栄子
病院事務部長 伊藤敬典
秘書広報課長 加瀬寿一
財政課長 平野哲也
市民課長 木内國利
保険年金課長 増田富雄
社会福祉課長 在田豊
商工観光課長 神原房雄
建設課長 米本壽一
下水道課長 中野博之
消防長 佐藤眞一
庶務課長 浪川敏夫
生涯学習課長 花香寛源
農業委員会
事務局長 小田雄治
病院経理課長 鈴木清武

副市長 鈴木正美
病院事業者
吉田象二
総務課長 高埜英俊
企画課長 加瀬正彦
税務課長 野口徳和
環境課長 平野修司
健康管理課長 小長谷博
高齢者福祉課長 横山秀喜
農水産課長 堀江隆夫
都市整備課長 島田和幸
会計管理者 木内孫兵衛
水道課長 堀川茂博
学校教育課長 及川博
監査委員局長 林久男
飯岡荘支配人 野口國男
病再整備室院長 鍋木友孝

事務局職員出席者

事務局 長 宮 本 英 一

事務局 次長 石 毛 健 一

開議 午前 10 時 0 分

- 議長（嶋田茂樹） おはようございます。ただいまの出席議員は24名、議会は成立しました。これより本日の会議を開きます。

日程第 1 議案質疑

- 議長（嶋田茂樹） 日程第 1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第 1 号から議案第23号までの23議案を順次議題といたします。

議案第 1 号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

日下昭治議員。

- 13 番（日下昭治） 議案第 1 号について、2 点ほど伺いたいと思います。

ページ数、249ページ、文化の杜公園整備事業とあさひ健康パーク整備事業の 2 点について伺うわけでございますけれども、文化の杜公園整備事業につきましては、公有財産購入費、当初予算が 3 億円ほどございました。しかし、決算においては、面積において 1 万2,487平方メートルの購入というような形に出ているわけでございますが、当初、約 2 万平方メートルの購入予定だったものがそのような形に変化された要素、背景といたしますか、その辺を伺いたいと思います。それが 1 点でございます。

それと、あさひ健康パーク整備事業についてでございますが、やはり当初予算、健康パーク整備事業の工事の方でございますが、1 億5,435万円ほど予定されていたと思います。しかし、現実的には、健康パーク整備工事につきましては、2 億1,461万5,000円というような変化をされておるわけでございますが、9 月補正で4,200万円ほどあったかと思いますが、それらに変更になった背景がやはりあると思いますので、その辺の説明をお願いしたいと思います。

- 議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） それでは、文化の杜公園から答えさせていただきます。

当初、確かに2万平米を予定してございました。結果的には、取得面積1万2,487平米でございます。この理由でございますけれども、当初予定していた単価が上がったわけではございません。当初、2万平米の財源のうち、まちづくり交付金と、それから起債、3億円を予定しておりましたけれども、公有財産購入1万2,487平米をすべてまちづくり交付金で購入しようということで、この範囲内の購入としたわけでございます。

それから、あさひ健康パーク整備事業でございますけれども、これは、工事請負業者の倒産によりまして、再度の工事発注に際しまして、前払い金で支出した分が不足となりました。その補充です。それと、平成19年度の工事予定でありました芝生工事、これは4,200万円でございますが、これらを追加させていただきました。

それともう一つは、336万円ですけれども、これは、やはり平成19年度の最後に道路の工事を予定しておりましたけれども、地元から要望がありまして、なるべく早く、管理用道路なんですけれども、路盤工事を行っていただきたいということで、これらを先行して行ったことから金額が増額となりました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員。

○13番（日下昭治） 説明の方は、そのような形でよく分かりました。

ただ、健康パーク整備事業につきまして、4,200万円ほど増額されたものは分かるわけでございます。そうしますと、当初予算から対比をしてみますと、2億円弱の工事費だというような認識をしていたわけでございますが、2億1,000幾らという形の中で、2億1,461万5,000円ですか。そうすると、その補正予算よりも上乗せになっている、それは業者のいろいろなきさつもあるということもありますけれども、やはり、この時の予算で解体工事、7,350万円あったものが5,134万5,000円ですか、それらにつきましては、当然、予算内のかなり低い価格でできたわけでございますので、それは大いに賛意を示したいと思いますけれども、その辺の工事も含めて入って、そちらの工事費の方に含まれたということを理解して構わないでしょうか、その辺については。

○議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 解体工事の件でございますけれども、これは旧福祉センターですね。それから、勤労青少年ホーム、こちらの解体を2棟行いました。当時、この2棟につ

きましては、あさひ健康パークの整備区域に入ってごさいませんでした。これは、老朽化しておりますので、こちらを解体しまして、この区域もあさひ健康パークの整備区域に取り込もうということで、こちらを区域に追加させていただきまして解体したわけでございます。この解体工事五千数百万円については、当初から予定しておりませんでしたので、この工事費分は追加になってございます。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員。

○13番（日下昭治） 分かりました。

ただ、それで1点、質問はこれで最後になるんですかね。文化の杜整備事業の方で、不動産鑑定委託料があります。委託料ですから、不動産鑑定をされているわけでございます。

それと、その前の袋公園にも、やはり不動産鑑定委託料があるわけでございますけれども、例えば、その2点の公園整備事業でございますので、地区も違いますけれども、鑑定結果の評価額の差というんですか、その辺がどのくらい差があるのか。それをもし教えていただければありがたいと思います。

それと、文化の杜公園整備事業で鑑定価格が出ましたら、当然、何掛けかの買収価格になると思いますが、差し支えなければ、鑑定評価額といいますか、その辺をできるものなら教えていただきたいなと思います。

○議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 不動産鑑定の結果でございますけれども、最初に、袋公園の方を申し上げたいと思います。

不動産鑑定価格といいますのは、いろいろな条件、当然、議員ご存知だと思いますが、場所、形等によって価格が変わってきます。袋公園の場合ですと、だいたい平米1万4,000円くらいですね。購入する場合は、2社の不動産鑑定をとりまして、安い方の価格で購入させていただいております。それで、この不動産鑑定の価格が出てきましたら、私の方でよく精査させていただきます。その精査の内容といいますのは、価格の決定に当たりまして、公共的な要素ですね、道路位置関係、それから公共的な建物、例えば市役所、図書館、そういったものが近所にあるのか、道路幅員がどのくらいあるか、そういったものをよく調べて、不動産鑑定士が調べました内容と合っているかどうか、よく精査して、間違っていなかったら、その価格を採用させていただきます。

それから、文化の杜公園なんですが、こちらも例えば、道路際、文化会館の方寄りですと、平米2万4,000円から2万4,500円くらい出します。当然、場所、その位置によって違ってきております。

昨年度、購入しました約1万3,000平米の大半のうちの、単価は平米約1万5,000円が主な単価でございます。これもやはり、2社の不動産鑑定をとっております。国庫補助事業ですと、1社ではだめですから、必ず2社の不動産鑑定をとって、安い方の価格を採用させていただいております。

よろしくお願いいたします。

(「了解」の声あり)

○議長(嶋田茂樹) 日下昭治議員の質疑を終わります。

続いて、神子功議員。

○24番(神子 功) 議案第1号、平成18年度旭市一般会計決算につきまして、私は、歳入で大きく2件、歳出につきまして若干お伺いをいたします。

平成18年度につきましては、旭市が合併をいたしまして通年で予算を組んだということの初めての年に当たります。まず、歳入関係についてお伺いをいたします。

まず、市税について、市税収入の内容についてお伺いいたします。

平成18年度は決算で市税につきましては、予算現額61億1,208万5,000円に対しまして、調定額79億9,201万590円、収入済額が65億2,567万429円、不納欠損額は9,898万5,652円、収入未済額は13億6,735万4,509円となりました。

そこで、まず1点目といたしまして、前年度に比較した場合の収入済額、不納欠損額、収入未済額、これにつきましては、収入済額が1億5,103万6,086円の2.4%の増加となっており、不納欠損額は1,499万6,970円の13.2%の減少、収入未済額では320万5,218万円の0.2%の増加となっております。傾向的には、不納欠損額あるいは収入未済額は前年度より多くなっているというのが通常ですが、平成18年度の場合には不納欠損額で減少を見て、収入未済額では増加というふうになっています。この要因ということについてはどういうことが言えるのかどうか、まず1点目にお伺いをいたします。

2点目ですが、平成18年度不納欠損額9,898万5,625円につきましては、市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税がその内容となっております。不納欠損処分に該当する法第15条関係並びに法第18条関係の件数については把握しておりますでしょうか。その滞納内容について、この際、お伺いをいたしたいのが2点目でございます。

3 点目が、平成18年度市税の滞納者に対しまして、納税、納付の指導をされてこれたと思いますが、その徴収の成果につきましてはどのように評価をしているものかどうか、具体的に金額等を把握されていれば、その内容についてお示しをいただきたいと思います。

次に、歳入の二つ目ですが、合併によりまして、平成18年度への財源の効果についてお伺いをさせていただきます。

平成18年度の当初には、地方交付税の影響が2億3,400万円くらい見込まれるのではないかという答弁が本会議でもありました。また、交付金等への影響額もあるだろうということが当初に説明があったわけですが、平成18年度決算を迎えることによりまして、地方交付税につきましてはどのような影響額があるのかどうか。また、交付金等への影響額につきまして、どの程度影響があったのか。いわゆる増が見込まれたかというようなことについてお示しをいただきたいと思います。

続いて、歳出の関係ですが、まず1点目ですが、平成18年度につきましては不用額が多く見られました。執行率が予算に対して88.2%ということになっており、平成17年度につきましては執行率が95.3%、額的には平成18年度は15億5,167万1,033円、平成17年度には9億2,608万9,002円という不用額が出ております。比較いたしますと、昨年度対比は6億2,558万2,031円の増加となったわけであります。昨年の決算の時に伺いいたしましたが、合併の初年度ということから、ゆったりと予算組みをしたと。要するに、幅広く予算組みをしたということで、執行残があったという説明があったと思います。

しかし、平成18年度については、さらにそれよりも6億円以上増加となっているような状況の中で、どのような分析をし、不用額について評価をしたのかどうか。これが1点目であります。

さらに、2点目といたしましては、この不用額が出ております関係上、特に執行部として経費削減対策等によりまして、具体的な内容というものはあったのかどうか。あるとすれば、その効果はどの程度経費削減に役立ち、反映したのかどうかということについて、2点目にお伺いをいたします。

最後ですが、これは特別会計も含めてのことになりますけれども、決算審査意見書の結びの中で、実質公債費比率につきましては、本年度18.5%について、今後の地方債発行については、市財政の健全性と将来的な財政負担に十分配慮されたい旨の指摘がありました。このことにつきまして、平成18年度決算を迎えた今日、市長はこれをどう受け止め、そして、どのようにお考えなのかどうか、市長にお伺いをいたします。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） それでは、財政課関係、合併による平成18年度の財源の効果ということでございます。

1点目は、地方交付税への影響額ということでございますけれども、本市では、合併市町村に対する国の財政支援措置でございますけれども、平成18年度の地方交付税で、本市におきましては総額で約18億7,000万円程度の措置がございました。これは、合併しない前と比べた場合に18億7,000万円ほど増ということでご理解をいただきたいと思います。

内訳といたしましては、普通交付税でございますけれども、合併後10年間の間、合併前の旧市町村が合併しなかったものとして交付される、いわゆる合併算定替えによりまして約15億円が措置されております。

また、合併直後の臨時的経費に対する国の包括的財政支援措置といたしまして、これは合併後5か年間でございますけれども、この合併補正によりまして約1億3,500万円が措置されております。また、特別交付税でございますけれども、特別交付税におきましては、合併年度から3か年間にわたりまして措置されます包括的特別交付税措置によりまして、約2億4,000万円が措置されているものでございます。したがって、合計で約18億7,000万円程度の合併による増加ということでございます。

それから、2点目の交付金等への影響額ということでございますけれども、合併によります財源措置といたしましては、市町村建設計画に位置づけられました特定の事業に交付される国庫補助金の中で、市町村合併推進体制補助金、これは金額は小さいですけれども340万円ほどいただいております。それから、県から交付されますふさのくに合併支援交付金、これが1億4,000万円ございます。それから、交付金ではございませんけれども、平成18年度、市債というのを借りているわけですが、その中で合併特例債、まさに合併の市町村に貸し出される合併特例債というのがございまして、これは7本で14億8,510万円ほど借りております。これにつきましては、その元利償還金の70%が後ほど交付税で措置される。約11億円が交付される。借りた額の11億円分は、後年度で普通交付税に移行される。こういうものが合併に関連しての効果ということになるかと思います。

続きまして、歳出関係でございます。

不用額についての検証で、経費削減対策による具体的な効果ということでございますけれ

ども、平成18年度一般会計歳出決算でございますが、先ほど、議員がおっしゃられましたように、予算額271億4,000万円に対しまして支出額が239億2,399万円、差し引き32億1,601万円の不用額、不用額というのは予算上の不用額でございますけれども、執行率は、この時点では88.2%でございます。これは、小・中学校の施設改修等の繰越金16億3,520万1,000円の、いわゆるそういった繰越明許費等のものも含まれておりますけれども、それ以外ですと、入札の執行残ですとか、あるいは不用額の主なものを申し上げますと、中学校施設改修事業とか、第二中学校改築事業あるいは病院事業会計の繰出金、これは3月に特交が決まるものですから、どうしても予算措置上、間に合わなくて、実際には2億円ほど病院繰出金が減になったんですけれども、予算はそのままだったということ。

それから、先ほども出ました文化の杜公園事業の用地取得ができなかった分ですとか、道路新設改良の用地関係だと思いますけれども1億円程度の残、こういったもろもろの残でこういった形になりました。

平成19年度への繰越事業分を除いた場合の実際の不用額、これにつきましては15億8,080万9,000円ということでございまして、繰越事業分を除いて考えた場合には、執行率は94%程度になります。例年ですと、先ほど議員が申し上げられましたように、執行率はだいたい平均95%くらいです。これから比べても約1%程度低いと。やや低かったなということで考えております。

また、歳出の経費削減対策による効果ということでございますけれども、これは予算編成時におきまして、全般的な事項としまして、各種事業の見直しあるいは経費の節減という形では指示をしてございますけれども、特に何を何%というようなものを行ったことはございませんので、そういった形で、特定の削減効果ということが出ておりません。

ただ、適正な執行ということで、なるべく予算的なものをむだに使うのではなくて、適正に執行してくださいということは常々言っているところでございます。

それから、平成18年度一般会計の認定についての中の市財政の健全化と将来的な財政負担への配慮ということでございますけれども、実質公債費比率ということもありましたけれども、一応、健全性というところだけは私の方から申し上げさせていただきたいと思います。

平成17年度の実質収支額につきましては、一応、12億9,358万8,000円、いわゆる黒字でございます。それから、平成18年度につきましては、18億377万2,000円のいわゆる黒字ということで、一応、健全な財政運営ができたのではないのかなということで考えております。

また、将来的な財政負担ということでございますけれども、これも何回か申し上げており

ますけれども、起債の借り入れ等につきましては、なるべく交付税算入ということであるものというようなものを多く活用いたしておりまして、これは、先ほど申し上げましたように、交付税が70%入ったり、あるいは100%措置していただけるというものもございますので、そういうものを活用して、将来負担がなるべく軽くなるということで努力しているところでございます。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） それでは、市税の収入についてお答えします。

決算書は18ページの関係です。

まず最初に、前年度比で収入済額の増加の要因につきましては、まず最初に、固定資産税の現年課税分におきまして、評価替えによりまして家屋の調定額ベースで10%減となったことによりまして1億3,470万円の減、また、都市計画税につきましても同様の理由によりまして1,360万円の減となりましたが、個人市民税の現年課税分において、定率減税の改正による増と給与所得者の所得の増により1億7,200万円の増、また、法人市民税現年課税分におきまして製造業を中心に業績が伸びたことによりまして、1億2,480万円の増となりました。このことにより、市税全体で1億5,100万円の増となったものであります。

次に、不納欠損額の減少につきましては、滞納処分の実施による時効の中断等によりまして1,499万円の減少ということで、9,898万円と不納欠損がなったものでございます。

次に、収入未済額の増加につきましては、徴収率につきましては、前年度より向上しましたが、未収額が増加となった。これはちょっと分母が大きいもので、若干未収額が増加になったということで、今後とも徴収に努力してまいりたいと考えております。

次に、不納欠損額となった処分事由、件数につきましては、不納欠損額9,898万円のうち、5年時効、18条第1項によるものにつきましては4,729件で8,285万円、3年時効、15条の7第4項によるものにつきましては791件で1,402万円、即時消滅、15条の7第5項によるものにつきましては34件で211万円となっております。

次に、市税滞納者への納税、納付の指導ということの成果のお尋ねでございます。

各納期後の督促状送付のほか、年4回の催告書の一斉送付、また、県税事務所との共同徴収、月2回の夜間納税窓口の実施や年5回の休日納税窓口の実施、また、年3回の休日徴収の実施、あるいは預金調査等の財産調査及び差し押さえ予告書の送付などで、差し押さえの滞納処分を実施してまいりました。実際に金額的なものということでお尋ねがございませ

れども、夜間納税窓口におきましては、平成17年度の実績が211件で、金額的には630万円、平成18年度は676件で1,447万円、また、休日納税窓口につきましては、平成17年度が83件の223万円、平成18年度が576件の1,482万円ということで、全体的には徴収率の向上につながってきたのではないかと考えております。

今後とも、収入未済額を減少するため、徴収体制を強化していきたいと考えております。
以上です。

○議長（嶋田茂樹） 市長。

○市長（伊藤忠良） それでは、神子議員の最後の質問の中で、中央病院を含めた実質公債費比率が18.5%、これについて市長はどう考えるのかという質問がございました。

私は、率直に言いまして、財政の健全性を維持するというのが財政運営に当たっての一番の願いでありまして、そんな意味では、将来の子どもたちに負担を残さないような、そういった財政運営というものを常にお願いをしているわけでありまして。

かと言いましても、今の学校の耐震補強等を初め、やらなければならないことにはしっかりと対応していく。そして、先ほど、財政課長からも答弁がございましたように、いろいろないい財源を使って、そして、少しでも市の負担が少ない、そういった中で、そういった事業に当たって取り組んでいきたい。そのように考えているわけでありましてけれども、ちなみに、平成18年度の起債について少し申し上げたいと思います。

起債の総額が27億250万円。これは、平成18年度に公債費として返還をした元金が24億3,000万円ですから3億円ほど増えているわけでありましてけれども、その内容でございますけれども、全部で26本ほど借入れを起こしています。26本の借入れの中で、合併特例債、これは先ほど財政課長からの答弁にもありましたように、70%を交付税算入がされるわけでありましてけれども、これが8本、そして、農林水産業債が3本、これは50%の交付税算入がされます。それと、消防債が30%算入される分が3本、それから、50%算入をいただける分が2本、さらには、9億5,740万円という金額は減税補てん債、それから臨時財政対策債、これは100%の算入ということになりまして、27億2,500万円を借入れているわけでありましてけれども、市の持ち出し分といたしましては5億6,977万円、あとの分は、すべてそういった形で交付税で算入をいただけるわけでありまして。

さらに、平成18年度の借入れの27億円の中には、地域振興基金の分が5億8,990万円ございますから、それは貯金で残っているわけですから、実質上、市の持ち出しは全くない。そういった借入れを起こしているわけでありまして。そういった意味で、公債費比率として

は15.5%、これが市の数字でありますけれども、こういったものをしっかりと見ていただければ、我々が常日ごろ申し上げているように、将来にツケを残さない起債を起こす。そういったことで取り組んでおりますので、こういった姿勢を常に忘れずに、議員の皆さん方とも力を合わせながら、こういった問題に取り組んでいきたいと思っておりますので、中央病院のこれからの再整備の問題等があっても、私は、決してひるむ必要は無いだろう、そのように考えております。

そんな意味で、これからも健全財政に取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

○24番（神子 功） 歳入につきましては分かりましたけれども、歳出につきまして若干お伺いいたします。

今ご説明がありましたけれども、不用額についての説明がありました。この中で、予算は組んだけれども実行できなかったということもありますし、確かに、職員の方の努力によって、経費削減ということで目に見えないけれどもあったということがうかがえる内容もあるかと思えます。決算委員会では詳しくお伺いしたいわけですが、今後につきましては、やはり予算というものは歳入の方は見込めるものを見込むと、そういったことの基本的な部分というのは承知しておりますけれども、歳出については、必要だから予算を組むと。

ただ、予算を組んだからといって、丸々何でもいから使ってしまうということについては、これは決してならないことだと思いますし、予算を組んだけれども、創意工夫によって、入札についてはなるべく安くおさめるように努力するための検討、そしてまた、具体的な対策ということも必要であろうかと思えます。そういった意味で、予算の歳出のあり方については、今後、ある程度、予算組みをしたならば、それは予算を組んだけれども経費の削減としてはこのようにやっていくんだという指針を出してやっていくということも必要かと思いますが、その点について、平成18年度決算を迎えるに当たって検討をしたのかどうか。検討をしていなければ、今、平成19年度がスタートしておりますけれども、途中で修正をして、平成20年度にはそういう予算の歳出あるいは予算の歳入の基本的な考え方に立ちまして、予算の健全な執行ということになっていただきたいと思っておりますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

- 財政課長（平野哲也） 予算の執行に当たって、適正な予算の執行あるいは予算の編成に当たっての適正な組み方というご指摘かと思います。

先ほどちょっと申し上げましたけれども、一応、予算を組む時点では、予算編成方針ということで市の各部局には通知をいたしております。それとまた、担当者の説明会、そういった折には、基本的なことではございますけれども、例えば、職員で言えば、時間外手当はなるべく節減してくださいよとか、あるいは扶助費等についても、これは国庫補助金を受けて、必要最低限やらなければならないものはそうなんですけれども、なるべく単独分については見直してくれよと。あるいは、物件費ですね。これは、物を買ったり、あるいは光熱水費、そういったものでございますけれども、光熱水費については、特に、これは例年やっていることなんですけれども、今もやっておりますけれども、昼休みには電気を消しておりますし、そういった形でなるべく節減に努めてくださいよとか、あるいは、小さいことなんですけれども、コピー用紙等も節減してくださいとか、そういったもろもろのことを各課に示達をしまして協力をいただいております。

ただ、先ほどございましたように、予算がやはり、今年については不用額が多かったという点は多少反省しております。というのは、本来であれば、3月末である程度見込みが立てば、いらぬものはいらぬということで減額を組んで、そうやってできれば一番いいんですけれども、ただ、先ほど申し上げましたように、特別交付税の決定がたしか3月末だと思います。そうしますと、中央病院にお出するものなんかも、額がまだその時点では決まらないということで、そうしますと、今年なんかも、それだけで2億円くらい予算が余ってしまったと、そういうこともございますので、それは常にご指摘の点を念頭に置きながら、これからまた予算編成あるいは予算執行に努めてまいりたいと思います。

以上です。

- 議長（嶋田茂樹） 神子功議員。
- 24番（神子 功） 今、お話をいただきました。

結果的に、予算を組んだならば、やはり評価をすべきだと思うんですね。ですから、こうしなさいということがあった場合には、それがどうなったかということが予算を執行して、決算にはそれが反映できるということがこれからも必要だと思いますので、そういった意味では、そういう見るものが無いものですから、ぜひそういったふうにしていただきたいと思いますということでございますので、これについては、また決算委員会で議論をしてまいりたいと思

います。

以上です。

- 議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

- 24番（神子 功） 平成18年度旭市国民健康保険事業特別会計決算につきまして、1点だけご質疑を申し上げます。

この国保会計につきましては、毎年というように、不納欠損あるいは収入未済額というのは増加傾向にあるということは否めない事実でございます。平成18年度につきましても、そういったことで増加が見られておりますけれども、この対応というものはなかなか難しいという面がありますけれども、こういった不納欠損額の増あるいは収入未済額の増というものにつきまして対応は難しいわけでございますけれども、これを削減していくというようなことについて、市の方としては、平成18年度決算を迎えることに当たりましてどのように対応をお考えなのかどうか、1点だけお伺いをいたします。

- 議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

- 税務課長（野口徳和） 不納欠損及び収入未済額の増加を抑えるためというのは、なかなか効果的なものはありませんけれども、新たな滞納者を増やさないようにするため、納期内納付の推奨、それから口座振替の推進、延滞金徴収及びその周知を行っておりまして、納税はその他の債権よりも優先して支払うという重要なものだという意識を今後も広めることが必要かなと思っております。

また、高額滞納者につきましては、財産調査を行って、資金余力があるのに支払わない滞納者、あるいは差し押さえ等の滞納処分を行うということで、厳しい姿勢で臨むことが必要と考えております。

以上です。

- 議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

- 24番（神子 功） これはかなり難しいことで、市民の認識というものがなければ解決の

方法にはならないというのが結論だと思いますけれども、市税にも言えることですし、国保にも、あるいは税というものについては全般的にそのようなことが言えますけれども、今、市税の関係では大変ご努力されまして、1年間のうちに昨年度よりも徴収についてかなりご努力されて、その成果が上がっています。これが上がらない時には不納欠損に至るまでの中では差し押さえという方法もあるんですけれども、そういったことについて、今回、国保の関係についてはそういったことがあったのかどうか。また、どうしても支払いができないということについて、減免とか、あるいはその他、相談に応じたことがあるかどうかにつきまして、簡単で結構ですからお伺いをいたします。

- 議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

- 税務課長（野口徳和） お答えします。

国保税につきましても、平成18年度は国保単独ではなくて市税と合わせてですけれども、国保税の方も差し押さえの方をやっておりますけれども、実際には充当する金額が出なかったと。差し押さえた金額については、国保税については、平成18年度は275万円ということでございます。

国保税を減免にする金額はございません。

（「いいです。ありがとうございました」の声あり）

- 議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第2号の質疑を終わります。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

- 議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

- 24番（神子 功） 平成18年度旭市介護保険事業特別会計につきまして、2点お伺いいたします。

議案第4号につきましては、課長の方から詳しく説明があったわけですが、介護

サービスに対する決算から見た状況の中で、今後、ニーズが増えてくるというふうに判断ができるわけですが、平成19年もスタートしておりますけれども、そういった意味で、いろいろなサービスがありますけれども、このニーズに対応していくためには現状把握が必要かと思います。その中で決算を迎えた今日、この現状把握としてどのようなニーズがあるのかどうか、概略で結構でございますので、お伺いしたいのが1点。

それから、議案第1号、議案第2号でもお伺いしていますが、不能欠損並びに収入未済額ということで、これは介護保険ということができてから、まだ間もないわけでございますが、そのような状況にある中で、やはり、これについても対応が難しいと思いますけれども、この辺の対応についてお考えがございましたらお伺いをしたいと思います。

以上、2点だけお願いします。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは、決算から見た現状把握、ニーズの対応ということですが、ご案内のとおり、旭市では高齢化の進展とともに、介護保険のニーズは年々高まっております。認定者数でこれを見ますと1,954人、前年度に比較しまして52人の増、また、介護保険給付費の方は前年度と比較しますと0.7%の増ということで、制度発足以来、ずっと右肩上がりの状況が続いています。

このことは当市だけの傾向ではなく、全国的なものというようなことから、国は、平成18年度からスタートした第3期介護保険事業計画の見直しの中で大幅な制度改革を行っています。中でも、予防重視型システムの確立を目指し、新予防給付の創設、地域支援事業の創設をしました。また、新たなサービス体系の確立として、地域密着型サービスの創設や地域包括支援センターを設置し、地域に密着したきめの細かい支援体制を整備していく必要があるというふうにしています。高騰を続ける介護会計においては、居住費、食費の見直しや第1号被保険者、第2号被保険者の負担率の見直しなども同時に行っております。このようなことから、旭市でも、地域支援事業、地域包括支援センターなどの充実を図り、予防事業を積極的に展開しているところです。

また、市内の施設の入所希望の状況ですが、在宅における独居及び高齢者のみの世帯で要介護度4及び5、いわゆる重度者の人数ですが、平成19年8月現在で8人というような状況です。

しかしながら、入所志向が高い傾向もあることから、地域密着型サービスにおいて認知症

対応型グループホーム 1 施設、小規模特別養護法人ホーム 2 施設を計画に位置づけまして、現在順調に整備されつつあります。

今後も、介護保険制度のみならず、一般会計も含めて予防事業に力を入れていく所存であります。そのためには、地域の民生委員やボランティア等のご協力をいただきながら、さらに地域で支え合う仕組みなども必要だというふうに考えております。

2 点目の不納欠損及び収入未済額に対する対応ということでございますが、ページの方は、決算書の441ページの方になりますが、現年度分に限って説明させていただきますと、現年度分の収入未済額は、上から 5 行目になりますけれども978万8,491円という数字です。これは、調定に対しまして1.8%に当たりまして、現年度分の収納率全体は98.2%ということになります。このことは、ご案内のとおり、年金収入が年額18万円以上の方は特別徴収ということで年金から天引きされるといったような背景もございます。その1.8%に当たる分についての収入未済という形が主なものなんですけれども、普通徴収の対象者というのは、今ご説明のとおり、18万円未満の低所得者で、過年度分については、さらにその中でも生活困窮者が非常に多くなっているということが原因であります。

同時に、不納欠損については、税と違いまして、時効が 2 年ということで、保険料ですので短いというようなこと。それから、先ほどの理由等に加えて、あと本人の死亡、転出等により徴収困難ということになっています。

今後の対応としましては、今まで同様、臨戸徴収等に力を入れるとともに、新たな未納者を出さないために収入のある世帯に対して介護保険制度の理解を求めるとともに、口座振替等を推進していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） 先ほど、議案第 2 号のところで、差し押さえ金額を申し上げましたのは、参加差し押さえの金額275万円でありまして、これは、実際うちの方がやった本税の方の国保税ですけれども、金額で4,940万円の差し押さえをしております、充当が133万円であります。追加させていただきます。失礼しました。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第 4 号の質疑を終わります。

議案第 5 号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

- 24番（神子 功） 平成18年度旭市下水道事業特別会計決算につきまして、1点だけご質疑申し上げます。

決算書によりますと、この下水道関係の事業につきまして、平成18年度につきましては、処理区域内の水洗化率、これは前年度比0.3ポイント低下の状況にあるということで、下水道事業の決算ということについて、範囲は広がるけれども水洗化率は落ちていくという現象が見られているかと思います。そういったことで、このような状況について、事業を毎年毎年行っていくわけですが、このような決算を迎えておりますが、水洗化率が0.3ポイント下がったということについて、これからの対応ということについて、どのような検討をされたのかどうか、考え方について伺いをいたしたいと思います。

- 議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

- 下水道課長（中野博之） お答えいたします。

公共下水道事業につきましては、平成18年度には4.2ヘクタールの整備を行いまして、平成18年度末では、処理可能な区域は145.9ヘクタールに、処理可能な人口は平成17年度末より231人増加しまして5,305人に、接続済みの人口は111人増加いたしまして2,926人となったところでございますが、処理可能な人口に対する接続済みの人口の割合である水洗化率につきましては55.2%と平成17年度末の55.5%より0.3ポイント低下しました。

この低下の理由でございますが、供用開始区域面積の拡大による対象人口の増加率まで接続済み人口の増加率が達しなかったためでございます。

なお、平成19年7月末時点での水洗化率につきましては、55.9%となっております。

今後も、未接続の方々に速やかに接続していただくよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

- 24番（神子 功） ただいまご説明をいただいて、平成19年度については、それを解消すべく、若干ポイントが上がっているということでご努力をいただいておりますが、単年度で整備をした場合に、当然、面積が広がるわけですが、それについて、並行して水洗化率を上げていかなければいけないというようなことを考えていかなければいけないわけですが、

そういったことで、今、私の方から範囲は拡大するけれども、水洗化率が落ちてしまうということが毎年毎年恐らく続くと思うんですね。ですから、単年度について、いわゆる現状維持、さらに水洗化率を上げるためには、どのようなことが望ましいかという検討が、やはりその中で必要かというふうに思っておりますけれども、平成18年度については、そういったことを努力されたけれども、できなかったというふうなことで判断してよろしいのかどうか。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（中野博之） 先ほどの回答におきまして、平成19年度7月末時点のご説明をさせていただいたところでございますけれども、接続される方々につきましては、整備を行った後、早急に接続していただく方、また、ある程度の時間を置かれて接続していただく方等々、それぞれ時間差がございます。その中、平成19年度7月時点というところにつきましては、平成18年度末の処理可能区域とイコールの面積の中でこれだけ接続をしていただいたということでございます。

今後の対応といたしましても、処理区域の拡大を順次図っていく中、未接続の方々には下水道というものにつきまして、生活衛生環境の向上、集合処理により一元化の処理によるメリット、改造資金の補助制度、改造工事などで融資を受けた方に対する利子補給制度等々のことを十分に説明いたしまして理解をいただき、接続をしていただくように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

○24番（神子 功） 担当課長につきましては、代わられたばかりで答弁に大変苦慮されていると思いますけれども、要は、1年のうちに拡大が決まるわけです。そうすると、当然、時間の時差がありますので、時系列から見ると、現在の範囲の中で加入促進をしていかなければいけないことと、それから、新しく拡大をした中でも拡大をしていかなければいけないと、二通りあるわけです。ですから、年度年度に水洗化率が下がるということは、現状の中で既存の中で増やしていくということと、拡大した中で増やしていくという二面性があつたにしても、拡大していくためには両方のことを通年型でどうしていくかと検討しなければ、拡大したけれども下がってしまうという傾向がずっと続くのではないかとということで、私は質疑をさせてもらいました。答弁は結構ですから、その点が私の質疑の趣旨でございますので、また決算委員会の中でご質疑申し上げますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第5号の質疑を終わります。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

- 議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案の質疑は途中でございますが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 0分

再開 午前11時14分

- 議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の質疑を行います。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

- 24番（神子 功） 議案第7号につきまして、1点だけご質疑申し上げます。

平成18年度につきましては、建設改良に伴いまして、普及率の向上ということで1.7%のアップという、そういう結果になりました。この建設改良に伴いまして、効果というものについてはどのように判断をしているのかどうか。普及率の向上のための取り組みについては、平成18年度はどのようにされてきたのかどうか、1点だけお伺いをいたします。

- 議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

- 水道課長（堀川茂博） 初めに、平成18年度の建設改良に伴う効果について申し上げます。

平成18年度は、配水管のループ化工事を八の十日市場地先及び後草地先において実施いたしました。これにより、配水管末における水質改善及び水圧の安定供給が図られるようになりました。

また、配水管末整備箇所の道路改良工事等に合わせて、将来、需要を見込み、先行工事と

して口の新田地先に配水管を布設いたしました。

次に、普及率の向上のための取り組みについて申し上げます。

広域水道企業団の高度浄水処理施設が平成18年3月に完成したことによりまして、4月よりお客様に満足ができるおいしい水をご利用していただけるよう、広報等により、全世帯のお客様へPRをし、一方で、宅内へ引き込みがなされているにもかかわらず、未使用者へのはがきによる加入促進あるいは未加入者への戸別訪問により普及率の向上に努めてまいりました。

付け加えさせていただきますけれども、行政区域内人口の減少も普及率のアップの要因となっていることを加えさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第7号の質疑を終わります。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

○24番（神子 功） それでは、議案第8号、病院事業会計につきまして、1点だけご質疑申し上げます。

議案書の15ページに事業の報告が記載されておりまして、説明をされたわけでございますけれども、平成18年度につきましては厳しい状況の中で、材料費についてかなり削減に努力したということが大きな要因となっております、それが結果的に予算を上回る当期利益金として3億236万5,000円ということで計上することができたというふうに締めくくってございます。

先ほどの一般会計の中でも話がありましたけれども、病院の関係につきましては、補助金並びに交付金が2億円余り予算から考えた場合に入らなかったというような状況もありますけれども、それが入ってくると、これにプラスされる要因になるわけであります。

しかし、一方では、本会議でも議論になりましたけれども、平成18年度につきましては、いわゆる病院からの派遣会社への委託契約によりまして3,500万円なるものが結果的に持ち出されるというような状況にもなった平成18年度でございます。

そういったことを考えますと、この経費削減というものがいかに大事かということの考え

方になるわけでありすけれども、経営の健全化ということについての評価につきましては、材料費はもちろんでございますけれども、そのほかにどのような評価をしているのかどうか、全般的にお伺いをいたします。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 答弁申し上げます。

病院全体を挙げての医療材料、それから薬品の標準化、それから材料費の圧縮という経営改善目標を各科医師の協力を得て材料の品目の統一化を図り、さらに医薬品と診療材料の価格交渉等を実施し、その結果、当期利益が上がったわけであります。

具体的に申し上げますと、材料費で平成17年度と比較して2億7,400万円の減、それから内訳としましては、薬品費で8,900万円の減、それから、診療材料費で1億3,700万円の減、給食材料費で2,200万円の減、医療消耗品費で2,600万円の減というような結果になっております。

このような経営努力を行うことにより、患者様のサービスの向上に寄与するというふうに病院としては確信しております。

それから、給料については、先ほども申しましたように、これは、給与費が減って、それからそれが経費の方ということで、派遣社員がそのようになっております。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

○24番（神子 功） 平成18年度の決算を迎えまして、これまでの経緯を見ますと、一けた億円台というのは最近だと思えますね。いわゆる10億円以上の当期利益が上がってきたと、そういう状況の中で、平成18年度は3億円台になったと。このまま推移しますと、やはり、かなり今、経費を削減しても、なかなか削減が困難になるだろうというようなことが今のご説明の中で伺えるわけであります。

そういうことを考えますと、本質的に、経営のいわゆる改革ということを断行しなければ経費の削減というのはどうなのかなというふうに考えるわけですが、その辺について、現在検討されているような状況があれば、これは整備計画ということもありますけれども、人員の削減とか、あるいは人員の増とか、いろいろなことが考えられますけれども、経費削減、健全経営ということをお考えた場合にはどのように進めた方がいいのかどうか、検討されておりましたら、その内容をお伺いしたいと思います。

- 議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

- 病院事務部長（伊藤敬典） 経費の削減について、病院で考えていることがあるかということですが、まず大きいものは、薬がだいたい59億円とか材料費、こういったものが一番大きな要因であります。あと、人件費は、これについても当然削減すべきものでありまして、定数管理をきちんとやっていくということは必要になりますが、まず大きなものは物件費的なものを削減していくことが一番大きな効果ということで、今は科ごとの、例えば診療原価の計算について取り組むとか、それから、薬の値引き交渉、診療材料の値引き交渉、そういったものを強力に進めているというのが現状でございます。

以上でございます。

- 議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第8号の質疑を終わります。

議案第9号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

- 議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

- 24番（神子 功） 議案第10号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決について、1点だけご質疑申し上げます。

今回、9ページに載ってございますが、説明でもありましたけれども、国庫支出金の中の消防費の事業補助金ということでご説明がございました。その内容につきましては、不採択になったために減額ということでご説明がありました。この不採択になった理由というのはどういった理由なのかにつきましてはご説明がありませんでした。その点につきまして、どういう理由で不採択になったのかどうか、この経緯につきましてお伺いをいたしたいと思えます。

- 議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤真一） それでは、お答え申し上げます。

消防本部の平成19年度の国庫補助金につきましては、救助工作車と救助用資機材、この二つを要望いたしました。また、要望に当たりましては、事前に県と十分協議をいたしまして、県の方も、この2件は絶対大丈夫だろうというような返事をいただきまして、国庫補助の要望を行ったわけであります。

しかしながら、救助用資機材につきましては採択されましたけれども、救助工作車については不採択となってしまいました。

今、常備消防の補助金については非常に厳しいものがございまして、国の補助金が付くものにつきましては、緊急消防援助隊の装備の器具、これだけについてのみ補助が付くことになっております。そして、補助金は基準財政額の2分の1ということになっておりまして、しかしながら、この枠につきましても非常に限定されたものであります。そういう関係から、県の方の配分も非常に少ない。また、そういった中で、これが通れば2分の1の補助をもらえるということで、やはり要望も非常に多いわけであります。そういった中で、救助資機材は採択となりましたけれども、工作車については不採択と、そういう結果になってしまいました。

また、私の方で不採択になった理由について、県に質問したんです。そうしたら、県の方は、旭消防は2枠出していると。しかしながら、枠が少ないので、金額の多い方、これは救助用資機材でございますけれども、この方に補助金が付いたと、そういう回答でありました。

ちなみに、補助金の金額でありますけれども、救助用資機材につきましては、基準額が2,613万円、この2分の1でありますから、1,306万5,000円という補助金が付いております。そして、救助工作車につきましては2,350万8,000円、これが基準額でありまして、補助金が付けば、予算書の方にも記載してございますけれども、1,175万4,000円という、救助資機材の方が131万1,000円多いということで、この方が採択されたという回答でありました。

以上であります。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

○24番（神子 功） そうしますと、今回は2件の補助金申請を出したということと、常備消防については、なかなか今後難しいような状況があると、そういったことが加味されて、結果的に高い方の補助金を通ったということだと思いたいますが、そうしますと、今後、常備消防あるいは非常備消防になるかも分かりませんが、この消防車両につきましては、補助金が非常に難しいというようなことで判断をしてよろしいのかどうか。あるいは、1年に一つだ

け補助が必要であれば、一つくらいを検討しながら出していった方がその辺は可能かどうか。
この辺についての検討はいかがでしょうか。

- 議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

- 消防長（佐藤眞一） 今後の補助金のございますけれども、緊急消防援助隊以外の装備につきましては、国からは一切付きません。消防車も救急車も付きません。

ただ、消防車、救急車あるいは先ほど申し上げました救助工作車、これについては、この枠があった場合には緊急援助隊登録をしてある車両については補助金が付く可能性があります。

ただ、国の方はありませんけれども、救助工作車につきましては、今、県の方の補助の追加要望を出してありますので、これが採択されるかどうか、まだ返事がございません。ただ、消防団車両につきましては、常備消防の車両とは違いまして、やはり国の補助あるいは県補助というものが今後も付いてまいります。

以上であります。

- 議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第10号の質疑を終わります。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

滑川公英議員。

- 8番（滑川公英） 議案第11号、平成19年度旭市病院事業会計補正予算の議決についての中で、3月に本予算を議決しているわけですが、なぜ本予算の中に計上できなかったものなのでしょうか。

これというのはソフトなもので、時がたったからといって、今、資材が急騰しているように急騰するわけではないと思うんですが、なぜ大幅に1億7,000万円、2年にわたり3億5,000万円くらいのアップになったのか、お尋ねしたいと思います。

- 議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

- 病院事務部長（伊藤敬典） なぜ、今回補正にしたかということですが、理由は二つございます。

一つは、実施設計の額をなるべく実際に近い数字で算出するためであります。

それから、もう一つでありますけれども、これまで再整備に関しましてはマスタープランの作成から基本計画、基本設計と進んできておりますが、その都度、議会にご審議をお願いするという趣旨から、今回も補正をお願いをしているものでございます。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） 今、二つほどお願いしたんですけれども、これはソフトだと思うんですよ。だから、資材でないのに、なぜこんなに大幅アップになったのか。その理由をお聞かせ願いたいんです。

○議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 今、議員がおっしゃったのはアップになったということでしょうか。アップではありません。今回初めてお出しをするものですので、これはアップではありません。要するに、実施設計額として、今回、トータル3億1,000万円余りで2か年の継続事業で、今回では1億7,000万円余りの補正をお願いするものでありまして、今回、初めてお出しする額でありますので、アップではありません。

○議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） 5月に提案されました基本計画書にも出ていましたよね。その辺であれば、例えば、前々からもう既にこういうことが分かっているのであれば、先ほども言いましたように、なぜ本予算の時にもそういうことを出していなかったのか。

ただ、今、詳しくは分からないと言ったんですけれども、例えば、これにつきましても、本体工事が分かっているれば、それに対する、例えば設計料というのは何%と分かるわけですから、基本的には分かっていたわけではないでしょうか。

○議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 設計額の出し方というのは、基本的には建物の工事費、これがベースになるということでありまして、ですから、だいたい概算ではもちろん計算はできるわけでありましてけれども、今回、補正の間近の数字をもって計算したもので補正をお願いしているものでございます。

以上です。

（「分かりました」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の質疑を終わります。

続いて、神子功議員。

○24番（神子 功） 議案第11号、平成19年度旭市病院事業会計補正予算の議決につきまして、ご質疑申し上げます。

私は、今回、補正に組まれました再整備事業実施設計料ということで、基本的なことの確認のためにご質疑をしたいわけであります。

全員協議会で内容的には説明をいただきましたけれども、その経過の中で、いわゆる今回、設計をしようということについては300億円を超える建屋を含めた新病院を建てようと、そういった前提の入り口の部分ですね。それには、いろいろ書いてありますけれども、これまで病院が抱えている問題というものは、そこに踏襲されていると思うんですが、その問題点について、例えば、具体的には300メートル長い距離を云々とか、いろいろ書いてありますけれども、その問題点を抽出して、その問題点がどうすればいいかということが設計あるいは本設計に反映して、それが建屋に変わってくる。そこには、入るものも当然設備として、あるいは什器備品等が入ると、こういうふうの流れとしてはなるわけです。

そこで、今回、設計料ということで組まれましたけれども、基本的な整備をするために説明をいただきました。しかし、その説明というものは、この計画書に書いてある内容の詳しい説明がなかったんですね。要は、私ども素人ですから、その辺、よく分かりませんけれども、そういったことを考えますと、問題点がこれで、その問題点を、例えば医療器具に置き換えた場合には、設備をこれだけそのために入れるんです。それが60億円かかります。メンテナンスは必要ありませんとかということであれば、よく分かるんです。ですから、例えば、救急患者については、今、救急棟に運ばれてくる、あるいは救急に行く重症な患者についても、取りあえず入院するところが無いから、また別の病院に行ってくださいと。要するに、夜は泊まれないと、そういった問題点もあることは、私も知っております。それが計画の中には入っています。そういった説明が詳しくは要りませんけれども、そういった問題点というのが分からないんです。

そうということで、老朽化に伴って、設備はそのためにこういったものを購入する。要するに、比較対照ですね。それから、職員については、資質を上げるために、今後こうしていく。それから、健全経営するためには、民間活力を導入してこうするんだというのが見えてこない部分が私にはあるんです。ですから、今回、設計をする入り口の部分で、その辺が比較対

照となるもの、そういったものについて現在あるんでしょうか。あれば、お示しをいただいて、議員の皆さんに検討していただくということがなければ、ちょっと実施設計ということが本当にいいのかどうかというのが分からないと、そういったことに結びつくと思うんですが、その点、現状の問題を抽出して、それをどのように対策していくかということが実施計画に持っていくと。それで設計をして、316億円何がしの病棟を建てるんだということに流れとしていかなければおかしいのではないかというふうに思う1人ですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） お答え申し上げたいと思いますが、非常に基本的な部分から実施設計の細かい部分までのお話でありまして、なかなかお答えすることが難しい面もあります。

ただ、今回、実施設計は、基本的な基本計画に基づいて、それを設計に落とすという作業でありまして、ですから、その中では、例えば手術の部屋が今12しかないものが15になるとか、そういう具体的なものが基本設計の今これから進めていくもの、それから、実施設計でさらに詳細にしていくものであります。

それと、今回、なぜ病院の再整備をするかという問題は少し切り離してご理解をいただいた方がよろしいと思いますが、一言で言ってしまうと、今のままの病院では、これからも経営をしていくことが難しいという認識があります。近隣の病院ですと、医者がいなくて診療機能がだいぶ落ちております。そういう点では、旭中央病院は、これまで培ってきたものがありますので、医師の確保という面では、もちろん今の努力もありますけれども、何とか間に合うといいですか、何とかできている状態と。しかし、今のままでも耐震性の問題とか、それから、効率性の問題とかいろいろな問題があります。要は、ここで病院の魅力を高めていくようなことをしていかなければ、いつまでも安定して市民に医療サービスの提供ができないという状況になってきているというのが、今回、再整備の一番の出発点のところであります。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

○24番（神子 功） それは分かるんですよ。話が食い違うかも分かりませんが、要は、新しくして魅力がある病院にしたい、住民サービスをしたい、安心安全で医療が受けら

れるようにしたいというのが、これが最終的な狙いですよね。今は何かといった時に、300メートルもの、看護師とか、迷路で問題があるということもあるし、それから、放射線のあの施設は本当にあれでいいのかどうか。新しいものを導入する時には、あのままではしょうがないよと。これもよく分かるんです。では、何が不足しているんですかということなんです。要は、今のままでは放射線を利用する方々が、1日、例えば500人とします。そんなにないと思いますけれども。それを新しくした場合には、この機械を導入すれば、1日500人ではなくて600人になるんですよということがなければいけないんじゃないですか。ということは、効率が上がるわけですよ。したがって、人を受け入れることができるので、収益がこのくらい上がるんですよと結びつかなければ、絵にかいたもちじゃないですか。そういったことを私は聞いているんです。

したがって、現在の状況では、今、事務部長が言われたように問題があるんです。では、どんな問題があるんですか。現在のままでは、これが不足していますよ。設備がこれが不足していて、これを導入すれば効率がこれだけよくなるんですよ。人をこのように教育すれば、こうなるんですよ。数値で表すようなことが全く今分からないんです。分かるようなことを示さないと、これが本当にいいかどうか分からないんです。

したがって、確かに316億何がしかかるというのは、計算上、分かります。分かるけれども、内容が分からないんですよ。60億円は、いろいろ羅列してあります。何でそれを買う必要があるんですか。分からないんですよ。例えば、オールナイトの患者を1泊泊まらせたい。ここにも書いてあります。今現在ないから、何人がその病棟に入ることができるんですか。分からないんですよ。そういったことをきめ細かにやった上で、この実施設計というものが長年の中で来たんだよということであれば分かるんです。あとは、計算上は専門的にAがシミュレーションしたのと、Bの方がシミュレーションしたのと違って来るでしょう。ならば、それはAに頼んで、Bに頼んで、一番いいシミュレーションはどこかということ再度検討しなければいけないんじゃないですか。そういったことを、この補正について、私は根本的な入り口から聞いているんですよ。一般質問ではありませんけれども、その点に立たないと、本当にいい設計ができますかということ私は聞いているんです。

したがって、要は、現在、こういう問題があって、それが数値の上でこうなって、それをやることによって、結果、こういうような効率になって、したがって、将来的には収益も上がり、しかもサービスができて、患者もいいし、その病院もいい経営ができるという流れを示してください。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 大変重要なご質問だと思います。

実際は、細部にわたりまして、これくらいのヒアリングといいますか、各部門の意見といいますか、データというのがあるわけで、それを簡単に示しますと、病院の収入というのは、検査、それから入院、いわゆる入院料ですね。入院の場合は入院料、それから検査、薬品、診療材料、そのようなことがいろいろ入っておりますが、トータルで考えるべきことであるというふうに、一番簡単なのは、要するに、単価がどうなって患者の数がどうなるという掛け算をすればだいたいの収入見通しができると、こういうふうになっております。ということで、この計画にもそのような形でお示ししてあるわけでありまして。

個々のことにつきましては、各部門、現在不足しているような機能というのは限りなくあります。それをいちいち全部お出しした方がいいのかどうかということにもなりますが、例えば放射線、診断部門、これは既に面積がございませんので、新しい機械を入れようとしても入れる場所が無い。それから、治療につきましても、今非常にいい機械、ピンポイントで放射線治療のできる機械もできておりますが、これも現在の建物では入れる場所が無い。これから放射線治療なんかは非常に進歩するはずでありまして、手術がその分、少なくなるんじゃないかとも言われておりますが、このようなことで、そういう場所があります。

救急につきましても、何人入るか分からないとおっしゃいますけれども、ちゃんとあそこにはオーバーナイトベッド15床というふうになっておりますので、少なくとも15床はそこにはオーバーナイトとして置けるといふような計画でございますし、病棟一つ一つにとりましても非常に問題点があります。もしあれならば、個々につきましてご説明申し上げてもよろしいかと思えます。

それから、手術室につきましても、今、うちの病院の特性かもしれませんが、時間外手術というのが非常に多いものですので、何時から始まって何時に終わりますよという手術ばかりだと非常にいいわけですが、中には救急で飛び込んできたり、あるいは手術の時間が長引いたりというようなことで、今12室ほどございますが、それを今度、15ないし16室に増やしてというふうなこともございます。これも、理想的な数と予算上の数、予算ですから予算は限られておりますので、なるべく予算を使わないでということで、そういう数についても検討しておりますし、これを効率よく動かすには、これは隣に血管撮影装置を置いたらどうか、そのようなことも当然検討してございます。

その他、エネルギーのこと、廃棄物のこと、すべての面で検討しておりますが、そのすべてのことを出せといっても、今用意しておりませんので、ご必要があれば、また検討したいというふうに思っております。そのエッセンスというんですか、どこまで具体的にお出ししたらいいのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

○24番（神子 功） ご答弁ありがとうございます。

要は、そういった内容が数値に置き換えられて、そういったことも全部クリアをして設計に至っているということが、今お話を聞いて分かるんですね。

ただ、具体的には数値をお示しをいただいていないものですから分かりませんけれども、やはり、そういったことが根底にあって、そういった検討を踏まえてこななければならないということは基本の基本だと思います。したがって、今、病院事業管理者の方からお話がありましたけれども、そういった配慮があるということは一応分かりましたので、そういったことを踏まえて、現在あるものについて、例えば放射線でも結構です。事例を挙げて話しましたけれども、現在、1日に最大限何名できるものがこういったことになるよということについても検討の中には入っていると。一例ですけれども、入っているというふうに判断してよろしいでしょうか。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） おっしゃるとおりです。特に高額機械につきましては、購入前からこれを入れると幾らで、1年後の検証で何人やりました。これでどれだけ収入が上がりましたという計算がございますので、そういうふうな形で今後の計画を立てていくということでございます。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第11号の質疑を終わります。

議案第12号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

○24番（神子 功） 議案第12号、平成19年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決につき

まして、2点ご質疑申し上げます。

今回の補正につきましては、4ページに書いてございます料金改定に伴う増額。さらには、6ページにありますように、資本的支出の中に含まれている内容という、そういったものが今回の補正の内容でございます。

そこで、この料金改定に伴う増額によって補正をするということについては、具体的にはどのように考えればよろしいのかどうか。また、料金改定によって増額をするということについては、見込みだと思えますけれども、その辺のところも含めてお示しをいただきたいということと、歳出につきましては、それぞれボイラーの改良工事、そしてまた、厨房備品の云々ということで掲げてありますけれども、詳しくご説明をいただきたいと思えます。

なお、5ページに掲げられております宿舎経営につきましても、この経営費については158万円ということで、臨時職員の増員ということでありまして、この臨時職員とはどういう方々の増員になるのかどうか、お示しをいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

飯岡荘支配人。

○飯岡荘支配人（野口國男） それでは、お答え申し上げます。

初めに、料金改定に伴う利用収益の増額についてでございます。

これにつきましては、現在、料金改定の方を1月15日から新たに実施していく予定で現在進めておりますが、この中で、この算出の基礎につきましては、予定しております1月から3月の宿泊者数を4,341人ということで見込んでおりますけれども、そのうちの1,955人を対象にしたものでございます。この理由ですけれども、対象としなかった2,386人につきましては、学生の合宿あるいは素泊まりの方がこの1月から3月は非常に多いということで、この分を差し引いて算出したものでございます。

増加額を1人1,000円ということで見込んだわけですが、今後、改修工事が終わりますと想定しております食事料にはまだほど遠いわけですが、それへのスライド期間といえますか、十分な周知期間を設けてみたいというようなこと。すぐこれに飛びつくような形で販売促進を進めたいと思えますけれども、現在、考えられる点につきましては、この1,955人で1,000円程度ではないかなということの算出の基礎でございます。

それで、これに伴う費用でございますけれども、いわゆる施設の改善に伴いまして、ソフト面での充実を図るというようなことで、この費用の方につきましても補正をさせていただ

きました。

まず、賃金の増加ですけれども、現在、臨時職員の方を考えております。やはり、レストランサービスを今後充実させたいというようなことでございまして、現在の人員の中では、この料飲サービスがうまくいくことが非常に難しいというふうに考えられますので、主にレストランサービスの方を臨時職員で賄いたいと、こういうことで考えております。

そのほか、新しくレストランをオープンするわけでございます。販売促進等の広告宣伝費等もこの中で見させていただいております。いわゆる印刷費あるいは広告宣伝等がこの中に入っているものでございます。

一方で、資本的支出の方ですけれども、今回、1,369万円の補正ということでございます。この主なものですけれども、備考欄にボイラー工事等と書いてございますけれども、一つは、ボイラー関係で定期点検の中で指摘された事項がございますので、この改良工事を行うものが一つでございます。

そのほか、屋内消火栓が設置してございますけれども、この定期点検の中でも配管等の老朽化が進んでおりまして、これを早急に改良するものでございます。

資産購入費の厨房用の備品につきましても、やはり現在、厨房の方で技術指導員の方に指導していただいておりますけれども、現在のレイアウト等では非常に無理があるというようなこともございますし、また、設備的にも冷蔵庫等が足りないというようなことで、これを補正するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

○24番（神子 功） 今、4ページの説明がありましたけれども、料金改定に伴う増額ということで、来年の1月15日から実施をするための補正だというふうに受け止めたわけでございますが、学生の合宿以外は1,955人を見込んで1人1,000円という見込みの内容でございました。これについては、9月に補正を組んだ方がいいのか、あるいは間近で組んだ方がいいのかどうかという議論がありますけれども、今回、組んだ理由というのはどういうことなのでしょうかとこのところに来るんですけれども、その点は、特に理由があったのでしょうか。これが一つ。

それから、5ページの臨時職員の増員による内容については、レストランサービスをするために、今後の対応ということで、今のままでは難しいために、これを補正したんだという内容がありましたけれども、そうしますと、臨時職員の方々のいわゆる指導といえますか、

レストランサービスをするための基本的なマナーとかいろいろありますけれども、そういったことについては、今後どのように考えていくのかどうか。さらに、この臨時職員という方々については、年齢とかという、そういったことについての配慮をするものなのかどうか、この点をお伺いしたいと思います。

さらに、6ページについては資本的支出になりますけれども、これからレストランを新しく迎えるということが当然来るわけですが、定期点検によってボイラー設備の改修、改良工事が今回行われるということでございますが、全体的な設備というものはどのような状況ですか。というのは、新しくなって、それから名称のことも議案に載っておりますけれども、そういったことも新しくなったことから、毎年毎年、定期点検をしたら、いろいろなところが不都合が出てきたということであっては、これはやはりいけないというふうに考えますと、今、そういった状況を作っておかなければならないというふうに思うわけですが、その点について、今回の補正については、どこまでどのように検討したのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

飯岡荘支配人。

○飯岡荘支配人（野口國男） それでは最初に、9月補正でなぜかということでございますけれども、先ほども申し上げましたように、新しくレストランをオープンするということで、料飲サービスのある程度徹底させたいということがございまして、実は、収入よりも費用の方を臨時職員の増員を含めて新しい業務を充実させたいということで、その方がむしろ主な趣旨でございまして、それを組むに当たっての収入をこれだけ見込ませていただいたわけです。時期的には、やはり12月でも対応は可能だったわけですが、6月に料金改定のご了解をいただきましたので、これに合わせて行ったものでございます。

次に、臨時職員の方ですが、どのように資質を向上させるのか。あるいは教育をしていくのかということですが、実は、先日、70名の方がほぼ新しい料金に近い形でご予約をいただきまして使っていただきました。私ども全員でとりかかりまして、最終的には非常にいい評価をいただくことができました。いわゆる接客面でホスピタリティーという言葉がありますけれども、やはり、親近感を持った接客をしていかなければ、新しい料金には対応が非常に難しい面があるのではないかなということ考えています。

料理につきましては、もう既に指導員の方が来ていますので、基本部分はでき上がりました。その後は、この料飲サービスをいかに保つか、あるいはレベルを上げていくかというこ

とにかかってくるわけございまして、臨時職員の指導につきましても、これから考えていかなければなりませんけれども、なるべく地元の通勤できる方に臨時職員を採用したいというのが一つございますし、また、資質の向上につきましては、現在いる調理指導員の方は、グランドホテルで総支配人も経験しております。そんなことで、指導につきましては十分体制ができているというふうにご報告をさせていただきたいと思います。

それと、年齢につきましても、やはり、今までの例ですけれども、募集いたしますと、高齢者の方がどうしても応募に来てしまうというような状況でございましたけれども、今回につきましては、新しくレストランをオープンすると。それを全面的に接客ポイントにいたしまして、できれば35歳程度までの、男女別は仕分けできませんけれども、男女問わず35歳程度までの方を想定しているところでございます。

それと、40年、施設が経過しているわけですから、全体的な設備はどうかということとでございます。いわゆる当初予算でお願いいたしました継続費の中で、施設の改善工事につきましては10月からの工事を予定しておりまして、その中で、ほぼ対応できるわけですが、今回につきましては定期点検等でたまたま出てきたということで、この補正をお願いするものでございます。

どうぞ、ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

○24番（神子 功） 料金改定に伴う増額については、結論的には今でなくてもよかったなという判断ができるのかなというふうに判断をいたしました。

臨時職員の関係ですが、今お話がありましたけれども、とにかく新しくなるということからいたしますと、万全な策をとっていただいて、来た方に喜ばれるような状況がなければいけませんので、今、ご答弁いただきました内容で、ぜひいいサービスができるように期待するものでございます。

ボイラー関係の設備の補正がありましたけれども、たまたま出てきたということについては、そういった発言というのはいけないと思います。一生懸命これから新しく飯岡荘になるものを、一応、当初では組んでありますけれども、本当は、そこで全部賄い切れるようなちゃんとした調査をしておかなければいけなかったのに、出てきてしまったということは、これはまずい結果だと思います。それがたまたまという発言というのは、意気込みというか、真剣味というのがこちらに伝わってこないですね。そうすると、いいサービスもできないということに、裏返せば考えられます。ですから、その辺は訂正をぜひしていただいて、た

またまではなくて見つからなかったということで、ぜひこれについては、対応できるものについては対応しなければいけないということで実施を願うものでございます。

いずれにしても、今回の補正につきましては、これから待ち受ける飯岡荘の新しい取り組みというのがありますので、そういった意味の補正というふうに私は判断したいわけでございますので、取り組み方、お願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第12号の質疑を終わります。

議案第13号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第14号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第15号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案の質疑は途中でございますが、昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 9分

再開 午後 1時10分

○議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の質疑を行います。

議案第16号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

- 24番（神子 功） 議案第16号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、1点、ご質疑申し上げます。

今回の改正につきましては、神西並びに双葉住宅の戸数の内容を改めるという改正でございます。具体的には、神西が45から37、双葉が65から64にするものでございます。内容的には空き家になるということから、老朽化に伴って解体をするようなお話をいただきました。旭市の住宅につきましては既に年数がたっておりまして、今回提案された内容を考えますと、さらに老朽化が進むような状況が全体的にあるというようなことは考えられるわけでありま

す。

そこで、ご質疑申し上げます。

今回、神西、双葉住宅の戸数について削減するというところでございます。今後、この旭市の住宅につきましては、老朽化に伴って改善する必要性があるものと、そしてまた、新たに検討を加える必要があるという、いろいろなことが考えられますが、今回の改正に当たりまして、旭市営住宅に関しましてどのような検討がなされたのかどうか、基本的な部分についてお伺いをいたします。

- 議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

- 財政課長（平野哲也） 条例改正に伴う今後の方針ということだと思いますけれども、市営住宅の施策の関係でございますけれども、市の総合計画におきましても、市営住宅につきましては、既存の住宅の維持補修を図り、居住者の利便性の向上を図るとともに、老朽化の著しい住宅の解体を検討していくということで計画の中に載せてございます。今回の神西住宅、それから双葉団地につきましては、昭和40年くらいから昭和42年くらいにかけて建築された住宅でございまして、既に築40年くらいを経過しております。老朽化が著しいということで、空き家につきまして入居の募集をしないで取り壊し、解体ということを進めているところでございます。

今後どうするんだということだと思いますけれども、市営住宅の戸数につきまして、現在、合併によりまして、旭市内には11か所、424戸の住宅がございます。県内の類似団体、同じような規模の団体10市の数を調べてみたんですけれども、この平均よりも、現在で旭市が100戸上回っているという状況でございます。これは、合併によって一気に増えたというこ

ともございますけれども、当面は、老朽化の著しい住宅、古いものについては壊して、ある一定の水準になった時点で、現在の既存の住宅で使えるものをどうしていくのか。例えば、リフォームといいいますか、改修といいいますか、そういった形のものをこれから検討していきたいなということで考えております。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

○24番（神子 功） 今、県内の状況を踏まえてご説明いただきましたが、旭市は100戸くらい多いということで、これは、旧旭市におきましても、この住宅をどうするかという検討をすべき事項として挙げられておりましたけれども、いずれにしても、取り壊した後はスペースが当然空くわけです。その活用をどうするかという問題と、それから、リフォームしながら改善していくという、そういった方法もあろうかと思います。そういった意味で、空き地になったところについては、どのような活用を考え、また、リフォームした場合には、当然、入居するに当たりまして入居費がどうなのかという検討が必要かどうかにつきましてはその程度お考えなのかどうか、現状のままでリフォームしても、そのままの料金でいくのかどうか。その辺についてはいかがでしょうか。土地の有効利用と、そして、リフォームした後の入居費ということについてのお考えについて、お伺いいたします。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 取り壊したスペースをどのように活用するか。これは、現在、双葉団地、一戸建てのところがあるわけでございますけれども、ここの取り壊した跡につきましては、双葉団地は4階建てもあるんですけれども、近隣の住宅の入居者に対して駐車場として一部ご活用いただいております。ただ、神西については、そういった具体的な策はございません。

それから、リフォームする場合にどうするかということですが、先ほども言いましたように、ある一定の期間、空き家をつくりまして、今も政策空き家をやっているんですけれども、そういったものをつくりまして、入居しているものを今いちいち出してもらうというのは難しいんですけれども、そういったやりくりをして、今空いているところに移っていたいたりとか、そういう形が必要になるかと思えます。

ただ、先ほど申し上げましたけれども、具体的に、今、リフォームをどうするという検討はまだできておりません。これから検討してまいりたいと思います。

- 議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第16号の質疑を終わります。

議案第17号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

滑川公英議員。

- 8番（滑川公英） 第17号議案は、国民宿舎飯岡荘を食彩の宿いいおかに改めるということでしたが、先日の説明の中で、もう少し詳細な説明をお願いしたいと思います。

- 議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の質疑に対し、答弁を求めます。

飯岡荘支配人。

- 飯岡荘支配人（野口國男） それでは、滑川議員のご質問にお答えいたします。

飯岡荘ですけれども、現在、名称変更につきましては、経営改善の一環として進めているものでございます。この狙いといしましては、地元旭市の産物を利用した食に敏感な方をターゲットにしたいと、こういう趣旨でございまして、施設の外観を含めまして食彩の宿に変わったことを発信することを大きな狙いとしております。

新名称の公募につきましては、6月15日から7月31日までの間、広報あさひ、飯岡荘ホームページでの啓発をはじめといたしまして、飯岡荘の宿泊者の方への応募用紙も配布するなどして実施をまいりました。その結果、全国から333人の方から応募がございました。件数にいたしますと356件の応募でございます。内訳といたしましては、郵便で99件、電子メールで46件、ファクスで39件、そして、直接持参された方が172件でございます。都道府県別では、千葉県内が261件、東京都が46件、その他49件でございます。

なお、旭市内からの応募でございますけれども、192件でございました。

なお、選定につきましては、8月3日及び8月17日の国民宿舎運営委員会において新名称候補選定基準に基づきまして、食彩の宿いいおかがその候補として選定されたものでございます。

よろしくお願いいたします。

- 議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員。

- 8番（滑川公英） どうもありがとうございました。

応募者のデータ化ないしは分析をして、これからの食彩の宿いいおかにつきまして、なるべく有効利用ができたらいいのではないかと思います。少なくとも、分析とデータ化はぜ

ひやっていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（嶋田茂樹） 滑川公英議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第17号の質疑を終わります。

議案第18号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第19号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第20号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

○24番（神子 功） 議案第20号、指定管理者の指定につきまして、何点かご質疑申し上げます。

今回、指定管理者に指定する内容につきましては、まず、施設につきましては、旭市立干潟保育所、指定管理者となる団体は学校法人旭鈴木学園、期間は平成20年4月1日から平成25年3月31日までということで議案第20号に提案をされております。

そこで、何点かご質疑申し上げます。

まず、今回、議案第20号に提案されております指定管理者の指定に当たりまして、指定を行うまでの選考の理由につきましてお伺いをしたいのが1点目であります。もちろん、公募によって1件が選ばれたということで、選定委員会が開催されて今日に至っておりますので、それらを含めてお願いをいたします。

2点目ですが、現在、干潟保育所には保育士の方々がおられます。来年の4月1日から、これからいくと指定管理者の指定になるわけでありまして、この方々はどうなるのかどうか。人事について、どのようなお考えをしているのかどうか2点目であります。

3 点目、当然、指定管理者を置くということであれば、制度の目的であります、このより効果的に、かつ効率的に対応できるものということで、経費の削減等を図ることを目的とする管理制度でありますので、当然、旭市としてはメリットが生じるものと思っております。そこで、指定管理者の指定を行う時にはどのようなメリットが生じるのでしょうか。3 点目にお伺いいたします。

なお、この議案第20号が通過した時には、今後の対応としてどのようなことを考えているのかどうか、今後の対応につきまして、4 点、お伺いいたします。

以上です。

- 議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

- 社会福祉課長（在田 豊） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、選定に至りました経過を含めました理由でございますが、旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 2 条の規定によりまして、ただいま議員の方からお話がございましたように、6 月 1 日から 7 月 2 日まで、公募によりまして募集を行いました。その結果、1 事業者から申請がございましたので、審査をさせていただいたところでございます。

その選定に当たりましては、旭市指定管理者候補者選定委員会設置要綱第 5 条によりまして、市民を代表するもの 2 名、これは保育所の後援会の方と、それから保護者の方の代表者に加わっていただきました。それと、学識経験者 1 名ということで、公認会計士の先生に加わっていただいております。それと、市職員 6 名、副市長が委員長になっておりますけれども、6 名を選定委員に委嘱しまして選定委員会を組織し、この選定委員会によりまして審査を行いました。

審査の内容でございますが、団体の方から提出をされました事業計画書、それから収支予算書等の申請書類、それと、当日、代表者によりましてプレゼンテーション等を実施しまして、1 次審査、そして 2 次審査ということで総合的に審査を進めてまいったところでございます。その結果、旭鈴木学園を指定管理者候補者として適当と認めましたので、選定をさせていただいたところでございます。

それから、2 番目の保育所の保育士の人事の関係でございますが、現在、15 保育所におきまして 117 名の保育士がおります。そのうち 39 名は、臨時で保育士をお願いしております。当然、正規職員の不足分をカバーするという形で臨時が当たっているわけですが、そういう

状況の中で、39名の臨時保育士は多い。そういう状況にありまして、より責任を持った保育サービスを提供するためには、臨時の保育士が多いという状況は、決して好ましい状況とは考えておりません。したがって、平成20年4月、指定管理者が始まりまして、干潟保育所の市の正規職員になりますが、所長以下8名、それと、調理員の1名でございますけれども、合計10名になりますが、これは、他の保育所へ配置をさせていただく予定でございます。

それから、3番目の旭市にとってメリットというご質問でございますけれども、これにつきましては、大きく分けまして2点あるかと思います。

まず、時代のニーズ、保護者のニーズ、そういう部分へ柔軟に対応した保育サービスを展開できるということと合わせて、熱意と意欲のある、そういう民間の法人が算入して下さるということにつきましては、市全体の保育の質を高められるということで期待をしているところでございます。

また、もう1点は、議員の方からお話ございましたように、もちろんコスト低減という部分があるかと思います。効率的な保育所運営をしていくためのメリットがあるかと思います。

それと、今後の対応ということでございますけれども、保育所全体を指定管理者制度で進めるということではございませんで、この干潟保育所の経営に対します状況ですとか、それから、保育の内容、そしてまた、保護者の皆さんからのご意見等を十分に検証をさせていただきながら、逐次進められるところについては指定管理者によって進めると、そういう考え方でございます。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

○24番（神子 功） 選定に至るまでの内容につきましては分かりました。

現在の干潟保育所の保育士についての人事の関係につきましても、方向づけとしてお示しをいただきました。

選定に当たって、1事業所が今回募集されまして選定を受けたわけですが、選定委員の中には、副市長以下職員の方々、民間の方々ということで選定をされたわけであります。

そこで、3番目に質疑いたしました、それでは、旭市のメリットということについて、選定の中には検討されたと思います。今のご説明によりますと、まず、審査の内容については、事業計画書、そして、収支の予算書、プレゼンテーション、1次、2次の審査を行って、総合的に審査を行った結果だということでお話ございました。

そうしますと、今、コスト低減とご説明がありましたが、現在、干潟保育所が運営しております経費についてはどれだけかかっているのかどうか。それを今回、プレゼンテーションして選定をされた、旭鈴木学園の収支報告並びに事業計画書、こういったことについて、それがどのように提案されて、コストがどのくらい低下するというようなことの把握というのはされたでしょうか。されたとすれば、数値の上で明確に、その辺のところをお答えいただきたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、お答えを申し上げます。

今、明確な数字をもってというようなお話がございましたけれども、いずれにしましても、指定管理者の指定管理料ということに関しましては、民設民営の保育所の運営補助金に準じた形で算出しながら指定管理料を決定していくことになろうかと思えます。まだ正確にそれらの額というものを決定してございませんので、どれだけコスト削減になるのかという部分については明確な数字は申し上げられませんが、いずれにしましても、今、市の保育所の運営費ということで、平成18年の実績で申し上げますと、干潟保育所につきましては約8,900万円程度の実績になっております。それを先ほど申し上げましたように、民設民営の保育所の補助金の算出に準じて算出していきますと、100万のけたの単位か、場合によっては1,000万円のけたの単位になるか、その辺、ちょっと微妙な部分がございますので、正確な数字は今申し上げられません。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員。

○24番（神子 功） 昨年の平成18年の第4回定例会で一般質問をさせてもらった経過がありますが、そこで、民間委託ということについて取り上げまして、それについて市長から答弁をいただいております。

民間委託をすることによって生じるメリット、デメリットを数値の上で、きちっとつかんだ上で民間委託をしろということでございますが、ご指摘のとおりだと思います。そういった数値を今でも担当課でかなりのところまで頑張っていると思います。けれども、より一層、きちっとした数値を出して、そして、それを今度は議員の皆さん方とも、ひとつこういったことだけでもということで検討させてもらいながら実施をしていきたいと思えますと、こういう内容でございました。

なお、プロジェクトチームが必要であれば、そういったことについても作りながら、民間委託に関しては、本当の意味で、市民の皆さん方にプラスになる形で進めてまいりたいという答弁でございました。

今の課長の答弁ですと、民設民営の算出に準じて指定管理者ということで算出の内容について検討したいということで、そうしますと、まだ決定していないということからすると、選定委員というのはどういうことで選定したんですかというふうになります。したがって、経費のメリットを考えれば、算出をして出た平成18年度の実績というのは、8,900万円が運営費ということですから、この運営費以外にかかるものがあるとすれば、それはどうするか。運営費というのは丸々かかっているもので、それを考慮しながら民間委託していくのかという考え方になります。そうすると、経費節減ということからすれば、それは、保育士の人件費ということも含まれるでしょう。人件費の中には、所長クラス、それからいろいろありますよね。そうすると、おのずから民設民営の算出基準云々ではなくて、実際問題、これだけかかっているということですから、旭市としては、どうしたらいいのかどうかという検討の基準がなければ検討できないというふうに思うわけですが、その点、副市長も選定委員に入っておられたということでございますので、そうしますと、平成18年の第4回定例会の一般質問で市長が答弁された内容と何か食い違ってくるのではないかというふうに思うわけですが、その点はどうか。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 最終的に、指定管理料を決めたということでございませぬので、正確にという数字は申し上げられないということでお話をさせていただいたところでございますけれども、今、議員おっしゃられますように、旭市の保育所の運営費でございませぬけれども、その中には、当然、人件費から施設の光熱水費から、それから特別保育もろもろを実施しておりますので、そういうような経費まで一切含んでそういう金額になっておりますので、その保育のサービスをそのまま引き続いて指定管理者の方にもお願いをするということになりますので、そこにプラス、今度、当然、保育サービスの部分で休日保育につきましても、土曜日1日実施をする。それから、病後児保育ですか。そういうようなものもそこへ実施をしていくというようなことも併せ、これから契約書の中でうたわなければなりませんので、それらの詰めの部分で、果たして新しい保育サービスを我々が期待をして実施をお願いするわけなんです、鈴木学園の方で、その部分をきちっとお受けいただけるという確約

まではまだちょうどできておりませんので、そういう特別保育等の部分では、まだ額は不確定な部分がございますので、それらの部分で開きが出てきているということでございます。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 神子議員。

○24番（神子 功） 民間委託という基本的なことを考えれば、今、課長が言われたようなことは、当然、民間委託しようとしている側としては、現在、こういう運営をしていますよと。さらに時間外とか、あるいは新しいものについてこう考えています。ですから、それについては、恐らくこのくらいのプラスになるでしょう。8,900万円からプラス要素がありますよね。それについて、受けていただけませんかという選定ではなかったのでしょうか。そうでなければ、話が煮詰まって、仮に今回のことが通った場合には、これから検討すると。今の説明ではそういうことになりますけれども、それは答弁の中では違うような気がいたします。その辺のところについて、基本的なことについて、副市長も選定委員ということでございますので、それについて、本当に出てきたということからすると、本来は、先ほどの中央病院の問題ではありませんけれども、現在、これでやっていきたいと。でも、これは経費削減によってこうしたいんだからということがあって正確な数字をまず作って、それによっていかがでしょうかということ公募して、はい、分かりましたよということで折り合いがつくような状況だから出てきたというふうに私は判断していますけれども、その点、違っているかいけないか。また、違っているとすれば、どうなんでしょうか。副市長、お願いします。

○議長（嶋田茂樹） 副市長。

○副市長（鈴木正美） 選定委員会の委員長として、当時のことを申し上げます。

課長の方から今お話がありました。最終的な数字というのは、課長の説明がちょっと分かりにくかったかもしれないんですが、当時、選定委員会をやった時に、基本的なこういったものでお願いしたいという主要の部分に対してどのくらいかかるかというある程度の数字はございます。その数字に対して、どのくらいでエントリーしたかという数字がございます。その数字は手元にないので、はっきり幾らと申し上げられないのですが、後ほどお示しさせていただきたいと思っておりますけれども、差はありまして、それよりも下の金額で申し込みをされております。

なお、そのほかに、父兄の方といろいろ移行するに当たりまして、質のレベルが下がらないとか、プラスアルファの分ができないかというようなこともありましたので、そういう話が父兄の方の意見として、その時のプレゼンテーションとか何かで応募者の方に意見を申

し上げました。それにつきましては、決まった場合には、その辺踏まえまして考えていきたいということでございました。そこについては、どのくらいのレベルでできるかとか、そういった話につきましては、その結果いかにによってはお願いする金額がもう少し増えるかもしれないというようなこともございますので、先ほど神子議員がおっしゃったように、金額が下がるという数字はございます。後ほど、試算の数字でございますが、お示しをさせていただきたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 市長。

○市長（伊藤忠良） それでは、ちょっと補足をさせていただきたいと思うんですけれども、この保育所の民営化というのを少し考えてみたいと思いました一番の要因というのは、今、少子化の時代にあって、非常に父兄の皆様方のニーズがいろいろな角度で広がってきております。例えば、土日の保育あるいは延長保育、さらには病後児の保育、さまざまな形でいろいろな要望が出てきているわけでありまして。

そういったものに的確に柔軟に responding していくには、なかなか公立の保育所では難しい。そういったものがあるものですから、民営化をして、民間のやり方というのをしっかりとひとつ見てみたいと。そう思って、取りあえず干潟の保育所でそれを実行してみたい。そのような形で、今お願いをさせていただいているわけでありまして。

もちろん、民間のやり方がこれではまずいということであれば、当然、公立に返しますし、我々が望んでいるような形のもの、あるいは保護者の皆さん方が望んでいるような保育というものを低コストの中でしっかりと対応していただければ、次の民営化も考えていきたいと、そんなふうを考えているわけでございますので、なかなか数字だけでつかみ切れないところもありますけれども、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 神子議員。

○24番（神子 功） 今、副市長の方から話があった内容が初めに出ていけば、概略は分かります。

それで、その父兄、選定委員の中から出た案については、これは別個でも検討できるわけですね。案として出たわけですから。そういった意味で、本来あるべき運営費と、プラス要素があるとすれば、それをどうするかというのは検討してもいいでしょう。そういったことも含めて提案がされて、今回提案された指定管理者にお願いするよということであれば、それはその道もあるでしょう。ですから、そういった意味で質疑をさせてもらったわけです。

ですから、初めての保育所のケースなものですから、そういったはっきりした数値を、数値の上でなければ分かりませんから、そういった意味では、数値をはっきりご提示いただいて、それで、これからの運営についてはお任せしたら、もっと削減できるような方法も当然受けたところには考えていただかなければいけないし、当然、お願いしたところはよくできているのかなということで、所期の目的に達しているかどうかというのは今後出てくるでしょう。そういったことを初めから答弁していただかないと、おかしいことになってしまいます。その辺はご指摘申し上げますけれども、資料については、分かるようにお示しをいただきたい。

以上で終わりにします。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終わりました。

議案第20号の質疑を終わります。

議案第21号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第22号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第23号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

以上で、議案の質疑を終わります。

追加日程 議案第23号直接審議（先議）

○議長（嶋田茂樹） おはかりいたします。議案第23号は人事案件でありますので、委員会付

託を省略して本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思いますが、これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第23号は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

議案第23号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第23号は同意することに決しました。

日程第2 決算審査特別委員会設置

○議長（嶋田茂樹） 日程第2、決算審査特別委員会設置。

おはかりいたします。議案第1号から議案第9号までの9議案については、決算認定の議案であります。各常任委員会から3名ずつ委員を選出し、12名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第9号までの9議案は、各常任委員会から3名ずつ委員を選出し、12名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

日程第3 決算審査特別委員会委員の選任

○議長（嶋田茂樹） 日程第3、決算審査特別委員会委員の選任。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任いたしたいと思います。

これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任することに決しました。

これより、決算審査特別委員会委員を指名いたします。

平野忠作議員、伊藤房代議員、林七巳議員、向後悦世議員、景山岩三郎議員、嶋田哲純議員、佐久間茂樹議員、平野浩議員、明智忠直議員、林一雄議員、高木武雄議員、神子功議員、以上の12名を指名いたします。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決しました。

日程第4 決算審査特別委員会議案付託

○議長（嶋田茂樹） 日程第4、決算審査特別委員会議案付託。

議案第1号から議案第9号までの9議案を決算審査特別委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、14日午後5時までに審査を終了されますようお願いいたします。

この後、決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長を選出いただき、その結果を議長まで報告願います。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時44分

- 議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告

- 議長（嶋田茂樹） 日程第5、決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告。
決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果を報告いたします。
委員長、高木武雄議員、副委員長、平野浩議員、以上のとおりであります。

日程第6 常任委員会議案付託

- 議長（嶋田茂樹） 日程第6、常任委員会議案付託。
これより各常任委員会に議案を付託いたします。
総務常任委員会は、議案第10号中の所管事項、議案第13号、議案第14号、議案第16号、議案第19号、議案第21号、議案第22号の7議案であります。
文教福祉常任委員会は、議案第10号中の所管事項、議案第20号の2議案であります。
建設経済常任委員会は、議案第10号中の所管事項、議案第15号、議案第18号の3議案であります。
公営企業常任委員会は、議案第11号、議案第12号、議案第17号の3議案であります。
以上のとおり付託いたします。
付託いたしました議案は、21日午後5時までに審査を終了されるようお願いいたします。

日程第7 常任委員会陳情付託

- 議長（嶋田茂樹） 日程第7、常任委員会陳情付託。
本定例会までに提出されました陳情は、陳情第2号、陳情第3号の2件であります。配布

漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(嶋田茂樹) 配布漏れないものと認めます。

これより陳情を付託いたします。

文教福祉常任委員会は、陳情第2号の1件であります。

建設経済常任委員会は、陳情第3号の1件であります。

以上のとおり付託いたします。

付託いたしました陳情は、21日午後5時までに審査を終了されるようお願いいたします。

- 議長(嶋田茂樹) 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議はあす定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時47分

平成19年旭市議会第3回定例会会議録

議事日程（第3号）

平成19年9月7日（金曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（24名）

1番	伊藤 保	2番	島田 和雄
3番	平野 忠作	4番	伊藤 房代
5番	林 七巳	6番	向後 悦世
7番	景山 岩三郎	8番	滑川 公英
9番	嶋田 哲純	10番	柴田 徹也
11番	木内 欽市	12番	佐久間 茂樹
13番	日下 昭治	14番	平野 浩
15番	林 俊介	16番	明智 忠直
17番	林 一雄	18番	高木 武雄
19番	嶋田 茂樹	20番	向後 和夫
21番	高橋 利彦	22番	林 正一郎
24番	神子 功	26番	林 一哉

欠席議員（1名）

25番 伊藤 鐵

説明のため出席した者

市 長 伊藤 忠良 副市長 鈴木 正美

教 育 長	米 本 弥榮子	病 院 事 業 者 管 理 者	吉 田 象 二
病院事務部長	伊 藤 敬 典	総 務 課 長	高 埜 英 俊
秘書広報課長	加 瀬 寿 一	企 画 課 長	加 瀬 正 彦
財 政 課 長	平 野 哲 也	税 務 課 長	野 口 徳 和
市 民 課 長	木 内 國 利	環 境 課 長	平 野 修 司
保険年金課長	増 田 富 雄	健康管理課長	小長谷 博
社会福祉課長	在 田 豊	高 齢 者 福 祉 課 長	横 山 秀 喜
商工観光課長	神 原 房 雄	農 水 産 課 長	堀 江 隆 夫
建 設 課 長	米 本 壽 一	都市整備課長	島 田 和 幸
下 水 道 課 長	中 野 博 之	会 計 管 理 者	木 内 孫兵衛
消 防 長	佐 藤 眞 一	水 道 課 長	堀 川 茂 博
庶 務 課 長	浪 川 敏 夫	学校教育課長	及 川 博
生涯学習課長	花 香 寛 源	監 査 委 員 長 事 務 局 長	林 久 男
農業委員会 事務局長	小 田 雄 治	飯岡荘支配人	野 口 國 男
病院經理課長	鈴 木 清 武	病 院 再 整 備 室 長	鎚 木 友 孝

事務局職員出席者

事 務 局 長	宮 本 英 一	事 務 局 次 長	石 毛 健 一
---------	---------	-----------	---------

開議 午前 10 時 0 分

○議長（嶋田茂樹） おはようございます。

ただいまの出席議員は24名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（嶋田茂樹） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

一般質問は一問一答制にして行うこととしておりますので、議事運営の能率を図る上から、発言者は質問事項をなるべく簡明に示すとともに、答弁者は質問内容を的確に把握し、明確な答弁をされるよう特にお願いいたします。

なお、質問回数につきましては、項目ごとに4回以内とし、質問時間は質問のみ40分以内となっておりますので、念のため申し添えます。

平 野 忠 作

○議長（嶋田茂樹） 通告順により、平野忠作議員、ご登壇願います。

（3番 平野忠作 登壇）

○3番（平野忠作） おはようございます。

議席番号3番、平野忠作です。

平成19年9月旭市定例議会におきまして一般質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

今年の夏は、日本列島が熱波に包まれ、最高気温が40.9度を埼玉県と岐阜県で記録し、日本の最高気温を70年ぶりに更新しました。千葉県でも今までに例の無い猛暑に見舞われた夏も終わり、だいぶ朝晩がしのぎやすくなりました。

早速ですが、質問に入らせていただきます。

私は、市長の推薦なされている3郷構想、医療と福祉の郷、食の郷、交流の郷、3つの郷構想を理解している一人です。その中で一番遅れをとっているのが、交流の郷構想と思います。千葉県の農業生産額が全国第4位、4,161億円、旭市の生産額は412億円、県内の約10%のシェアを担っています。米、野菜、肉、卵、切り花、メロン、ナシ、果物等、特にその中でも野菜類は70品目以上ありまして、千葉県下ではトップクラスです。それらの農産物を自分たちで値段を付けて販売できる、しかも交流の拠点にもなる流通センターを建設してみてもよいと思います。国や県も地産地消を進めている中、消費者の皆さんも顔が見えて安心ですし、売れ筋情報の収集・発信基地にもなります。市民アンケートでも市民の皆様方が強く希望していますので、前向きに取り組んでみてもよいと思います。

大きい1番、交流の郷の拠点となるふれあい交流センター、農産物、特産物の販売センターの計画はあるのでしょうか。

(1) 農業生産額412億円、県内一番の売上げを誇る本市の顔としても必要と思いますが、どのように考えているのでしょうか。

(2) 時代のニーズ、地産地消の観点からも市民の期待も大きいと思います。どのようにお考えでしょうか。また、施設建設に国・県等の補助金はあるのでしょうか。

(3) 情報の発信及び集積基地の役割。

これからの農業経営に重要な役目を果たすものと思われませんが、どのように考えているのでしょうか。

(4) 候補地にふさわしい場所はあるのでしょうか。

(5) 既存の農産物販売センターへの今後の支援はどのように考えているのでしょうか。

大きい2番、飯岡荘の将来展望について伺います。

千葉県にある11か所の国民宿舎が経営に行き詰まる傾向にある中、飯岡荘は、九十九里海岸を目前に四季折々のロケーションもよく、特に夏期観光においては、目前に海水浴場があるため県下でもトップクラスと聞いていますが、この方数年の入館者は徐々に減少しているものと思われます。

飯岡荘は、昭和42年7月竣工と聞いています。今では設備面において近隣の大型宿泊施設に遅れをとっているのが現状ではないでしょうか。それらから脱却するために、向こう2年間、約2億円をかけて大規模改修をなされ、新たに食の郷いいおかとしてスタートなされると聞いています。私も大賛成です。旭市には、何でもそろそろ豊富な食材があります。それら

を有効利用し、おもてなしの宿としてニュー食彩の宿いいおかの名声を高めていただきたいと思います。

（１）リニューアルはどのようになされるのでしょうか。また、工事期間はどのくらいの長さになるのでしょうか。

（２）過去３年間の収支決算の推移状況はどのようになっているのでしょうか。

（３）食彩の宿として今後どのようにアピールしてゆくのでしょうか。

（４）近隣の大型宿泊施設との競合をどのように考えているのでしょうか。

（５）千葉県内の国民宿舎の経営状況はどのように把握しているのでしょうか。

以上、質問します。

再質問は自席で行いますので、明瞭な答弁をお願いします。

○議長（嶋田茂樹） 平野忠作議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） それでは、平野忠作議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

私からは、平野議員の最初の質問である、交流の拠点となるふれあいセンター、あるいは農産物、特産物の販売センターの計画はあるのでしょうかの１の（１）農業生産額412億円と県内一番の売上げを誇る本市の顔として必要と思うがという点でお答えをさせていただきたいと思います。

私も平野議員と同じように、こういったいわゆるふれあいセンター、道の駅のようなものが必要だろうという思いは持っているんですけども、それに対して率直に言いまして、私は、こういったものを取り組む時に一番大事なものは、それを運営してくれる人、そして、そこへ物を搬入してくれる農家の皆さん方と、その皆さん方の考え方というのが一番大事だろうということで、今、ちょうどここへ持ってまいりましたけれども、旭市の農産物直売協議会の皆さん方の取り組み方に関心を持って、今それを拝見しているというのが実際のところ です。

この農産物直売に取り組んでいる皆さん方でありますけれども、一つは、広域農道にある旭農産物直売館、それからもう一つは、同じ広域農道沿いでありますけれども、もう少し西へ行って、よっぺえという皆さん方、それと、その市役所通りを新川を越えた所にあるあんしん村、これが農産物、あるいは魚等も含めて販売をさせていただいている施設でありますけ

れども、そのほかにも同じあんしん村の隣には、ランの直売所を椎名洋ラン園が取り組んでいますし、広域農道で取り組んでいるイチゴの直売所、川口さんの所、あるいは網戸の江波戸さんの所、そういったいろんな所がございまして、それぞれ一生懸命に取り組んでいただいております、そういった皆さん方の取り組む姿というものを今、関心を持って見守っているところであります。

そういった直売に関連をしている皆さん方のような方々が、本来であれば大きな施設を市で作れ、そこで一括してやろうではないかというような申し入れがあると、非常に安心して見守ることができるんですけれども、現在のところ、もう少し踏み切れないというのが率直なところです。

議員の時から私もいろんな所へそういった道の駅のようなものを見に行っているんですけれども、正直言って、大半は失敗しています。やっぱり一番のその失敗をするもとというのは、正直、市が建てた建物の中でただ販売をするだけということになりますと、自分たちにリスクが少ないものですから、それだけ真剣になれない。この間もちょっと、ある、今個人的に取り組んでいる皆さん方の取り組み方で、新聞記者の皆さん方から、ああいった形のものではもう一つという話がちょっとありました。そういったものもできるだけ率直に注意をさせてもらいながら、誰にでも喜んで買いに来ていただけるような、そんな施設が作れないかどうか、これからも真剣に考えていきたいと思います。

いろんな形で、今、交流で都市部から大勢の皆さん方を招いていますから、そういった皆さん方が帰りにはお土産を買って帰っていただけるような施設というのは大事だろうと思っていますので、真剣に考えていきたいと思いますので、またいろんな知恵を授けていただきたいと思います。

私からは以上です。

○議長（嶋田茂樹） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員さんのご質問につきまして、2 番目以降につきまして担当課の方から答弁をさせていただきたいと思います。

地産地消の観点からという部分があります。実は先日、市内の方々を対象としまして、稲刈り、あるいはナシ狩りの体験ツアーを行いました。その席で、実はイチジクも市民の方に食べていただいたんですけれども、イチジクってどこにあるんですかという部分がありまして、このイチジクは本当においしいという評価もいただきました。売っている所はという話をしまして、直売館か、あるいは飯岡荘でも売っていますよという話をしまして、ほかにも

売っていないのといろいろありまして、いろんな意味で、市内には今、しゅんのナシとかいろいろあります。そんな意味で、地産地消を進める意味でもそういうものは必要かなというふうには担当課の方では理解をしております。

それと、建設等に係ります国・県の補助等でございます。現在、国の方でも、いろんな意味で地産地消を進める、あるいは交流施設を整備する、そういうものを進めております。具体的には、経営構造対策事業、こういうもので、そういう施設につきまして2分の1以内の支援ということがあるということで動いております。さらには、本年から農山漁村活性化プロジェクト支援交付金というようなことで、これは農業に限らず水産、いろんな部分を一連して施設整備するもの、そういうものにつきましても2分の1以内の支援ができるよ、そんなことで、いろんな面の国の支援策があります。

その次に、いろんな意味の情報の発信の中で、いろんな農業経営に重要な役割をというふうな部分のご質問をいただきました。我々も、本当に農業者が直接消費者の方々に物を買っていただく、それで消費者がどういうものを欲しがっている、そういうものを把握して作物を作る、そういうものが一番大事な、そういうことを考えております。そんな意味でも、農業経営者が直接店頭に出て、場合によっては売っていただく、そういうことも必要かなというふうに考えています。

それと、いろんな部分の候補地のふさわしい場所ということでもあります。市の中では現在ここだということは、担当課の方では現実的にはありません。ただ、動きとしましては、実は旧飯岡町の時代に、飯岡みなと公園の中に2,456平米、これは県の施設でありますけれども、この中にそういう交流の施設を作るのであれば県がお貸しいただく、そういう土地は現実的にございます。これにつきましては、先般も実は漁協の青年部等にも、こういう施設があるよと、漁協の方でも場合によってはこれを青年部としては検討してみたい。ただ、いきなり施設を作るというのは相当リスクもあるというようなことで、取りあえずは11月5日に漁協の青年部が中心となりまして、水産の朝市を午前9時から正午くらいまで開催してみよう、そういう動きの中で、こういう交流の施設が本当に必要かどうか漁協の青年部で考えてみるというようなことで現在動いております。

それと、土地改良の関係で、万力 期地区の中に3.1ヘクタール、非農用地設定をしております。ここは、県との協議の中で、万力 期地区の役員さん方が、スーパーを誘致したい、あるいは一部民間でそういう直売所的なものを設置してほしい、そういう土地が確保されているということが一つあります。それと、飯岡西部の中でも非農用地をぜひつくってい

きたい、そういう役員さん方の動きがあるということでございます。

それと、既存の農産物販売センターの市の方の支援でありますけれども、先ほど市長の方からありましたように、いろんな直売所がここにありますというチラシ、そういうものを協議会と一緒にになりながら市の方で作成する。

それと、この9月には新米等もできましたので、もちつきをやるとかそういうイベント、あるいは肉の日を設けましてあんしん村で肉を提供する、そういうイベントを9月に実施する予定でいます。その実施のイベント等につきまして市の方では積極的なPRを進めていこうと、そんなことで支援を現在行っております。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 飯岡荘支配人。

○飯岡荘支配人（野口國男） それでは、国民宿舎の方からお答え申し上げます。

初めに、リニューアルの内容でございます。

改修につきましては、本年度から実施いたします飯岡荘の施設改修工事の主な内容についてご説明いたします。

今回の改修ですが、耐震改修を含めてほぼ全館を改修することになります。工事の期間ですけれども、今年度、そして来年度の2か年の継続事業で行う予定でございます。本年度分につきましては、1階部分の現在大広間がございますが、これをダイニングに改装する工事をはじめといたしまして、玄関先には車寄せの新設、そして外壁の塗装も行うことになっております。来年度につきましては、2階、3階の客室の内装の改装工事を予定しております。工事の完成につきましては、来年の11月末の予定でございます。

なお、工事期間中における営業ですけれども、工事に係る部分を除いて通常どおり行う予定でございます。

次に、過去3か年の収支決算の推移でございます。平成16年度から平成18年度までの3年間の業務実績と決算額をそれぞれ年度ごとに申し上げたいと思います。

平成16年度ですけれども、宿泊者数が1万9,307人、休憩者数が9,618人、事業収益ですけれども、1億9,747万3,765円、これはすべて税抜きでございます。事業費用につきましては、1億9,546万3,413円ということで、平成16年度の純利益は201万352円でございます。

次に、平成17年度ですけれども、宿泊者数が1万8,264人、休憩者数が8,784人、事業収益ですけれども、1億9,218万1,991円、事業費用ですけれども、1億8,983万1,940円、17年度の純利益が235万51円でございます。

平成18年度、本年度ですけれども、宿泊者数が1万8,681人、休憩者数は6,953人、事業収益ですけれども、1億8,471万4,126円、事業費用1億8,740万3,827円、18年度は純損失でございます。268万9,701円の純損失でございます。

なお、旧飯岡町時代ですけれども、過去最高の純利益を出した年度とその金額ですけれども、平成元年に純利益の最高額を出しております。5,621万3,741円というのが過去最高でございます。

次に、食彩の宿としてどのようにアピールしていくのかということでございます。

食彩の宿の計画につきましては、昨年度実施いたしました経営診断に基づき導き出された新しい経営方針でございます。施設改善計画につきましては、現代の利用者ニーズに合わせまして、施設全体にリゾート感と清潔感の演出が可能となります。また、経営改善、現在実施しておりますけれども、このかなめとなります食につきましては、地元旭市の食材にこだわらして、季節に合わせた特色ある料理を提供してまいりたいと予定でございます。

したがって、この後の営業面でのアピールについてでございます。

レストラン及び客室を含めて施設全体が新しくなり、食彩の宿に変わったというイメージを発信すること、これをまず大きな訴求ポイントにしていきたいと考えています。具体的には、新しくホームページを専門家に依頼いたしまして作りました。それと、さまざまな旅行ガイドブック、そのほか都市部のタウン誌にも掲載をしていきたいと、こんなふうに思います。また、ネットエージェントさん、現在1社ですけれども、3社を今後予定していきたいというふうに考えております。

次に、近隣の大型宿泊施設との競合の問題でございます。

旭市には、年間訪れます観光客の方々ですけれども、平成17年の数字ですけれども、105万8,000人おります。このうち宿泊者数はわずか12万4,000人ということで、全体の11.3%となっております。今後想定されます宿泊需要を考えますと、宿泊施設の不足が否めない状況にあるというふうに思っております。

また、近隣の宿泊施設ですけれども、簡保さんを含めて銚子市もたくさんございますけれども、それぞれが独自の経営コンセプトを持って営業されております。飯岡荘におきましても、他の宿舎には無い食彩の宿という経営方針の基に、食を強く意識いたしまして受け入れ態勢を整えまして、関連する施設とは競合ではなくて共存していくと、そんな形で、観光拠点にある公共の宿としての役割を果たしてまいりたい、こんなふうに思います。

次に、千葉県内の国民宿舎の経営状況ということでございます。

初めに、国民宿舎協会が取りまとめた平成18年度の県内の国民宿舎の宿泊利用率を申し上げます。まず、サンライズ九十九里ですけれども、68.1%、これは全国でも国民宿舎では10位にランクをされております。一宮荘27.7%、国民宿舎清和26.6%、白子荘23.2%、飯岡荘は32%でございます。

次に、県内にもかなりの国民宿舎があったわけですが、平成11年度から現在まで国民宿舎のその変遷につきまして、国民宿舎協会の資料によりましてご説明いたします。

まず、銚子市が経営しておりました犬吠ホテルですが、平成16年3月31日に廃止いたしまして、現在施設の利用は未定でございます。旧野栄町が経営しておりましたのさか望洋荘につきましては、平成13年3月31日に廃止をいたしまして、現在民間に施設を貸し付けております。千葉県が経営しておりますサンライズ九十九里と清和ですが、昨年、18年4月1日から指定管理者に移行をしております。現在、千葉県観光公社が経営しております。白子町が経営しております白子荘ですが、今年の平成19年4月1日から指定管理者に委託をいたしまして、現在地元のホテル会社が経営しております。一宮町が経営しております一宮荘ですが、これは直営のままでございます。そのほか鴨川市が経営しておりました望洋荘ですが、平成15年3月31日に廃止をいたしまして、現在駐車場でございます。習志野市が経営しておりましたしおさいですが、平成15年3月31日に廃止をいたしまして、現在民間に施設を貸し付けております。あと館山市の鳩山荘ですが、これも平成11年3月31日に廃止をいたしまして、現在民間に施設を貸し付けております。それと、最後に千葉県が経営しておりました鹿野山センターにつきましては、平成14年3月31日に廃止をいたしまして、現在取り壊しをしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（嶋田茂樹） 平野忠作議員。

○3番（平野忠作） では、質問させていただきます。

まず、交流の郷の拠点となるセンターの質問でございますけれども、（1）番でございます。

私が今年の6月22日の建設経済常任委員会におきまして、茨城県にありますJ A いばらきが経営していますときどきファームに委員の皆さんで行ってきました。そこは総面積が約4ヘクタール、レストラン、あるいは花木センター、いろいろ含めまして施設が充実していました。特にその中の農産物、畜産物の販売は、レジが5つありました。そういうことを見ますと、1日の来客が2,000人ないし、あるいは3,000人くらい来ているのかなと。しかも、レ

レストランは、ちょうど私たちが入ったのは12時40分でございます、約40分ないし45分を待ったと。その料理はどういうものと申しますと、おふくろの味のメニューが多かったです。これはどういうことかという、そういうものは日ごろいつ食べてもあきないというのが基本的になっているそうでございます。また、農産物の販売にしましても、生産者の顔写真とか、あるいは生産過程というのがよく明示してありまして、消費者の皆さんが、これなら安心して買えると、そういう施設であったものですから、帰ってきまして二・三日たって農水産課長に、参考になるから行ってみてくださいよと私言いまして、多分行かれたようですので、その時の感想をまずお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（嶋田茂樹） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、ポケットファームときどきという、茨城にある施設があります。議員の方から、よかったからぜひ、参考になる、行ってみろというようなことで、早速土曜日の日に行かせていただきました。

感想というようなことで、率直に個人的なあれですけども、本当にその施設は全農さんが経営されているということでお聞きをしております。農協が経営するところという部分の道があるのかなという、農産物がいろいろ県内から集まってくるという、そこが1つ大きなところかな。

それと、1つは、大きな道路に面していなくても人は集まるというふうなことが、その施設で実感としてありました。ちょっと探しながら行ったという部分がありまして、本当に人通りの激しい道路に面しているということではなくて、探しながら行くということです。

それともう1点は、2回目もちょっと行ってみたいなという部分で、1度だけでなく、やはり近くへ行ったらまた寄ってみたいなと、そういう施設という感じがしました。

さらに、レストランでありますけれども、60分待ちまして入ってみました。食べてみて、ただ、その60分というのは待つてよかったなという、そういう実感で、本当においしいものがあるわけではないんですけども、何か体に優しいものがあったという、そういう感じで帰ってまいりました。

以上であります。

○議長（嶋田茂樹） 平野忠作議員。

○3番（平野忠作） では、（2）の時代のニーズ（地産地消）の観点からも市民の期待も大きいと思いますが、どのように考えているのでしょうか。また、施設建設に国・県等の補助

金はあるのでしょうかでご質問いたします。

まず、先ほどいろいろ課長がおっしゃいましたけれども、私は、安全・安心というものを今、消費者の皆さん、この市民も含めてですけれども、一番求めているのではないかと、しかも顔が見えると。特にここに来て、中国農産物の残留農薬問題というのが非常に今、日本全国を躍っている話題でございます。そういう観点からも、やはりこれは旭市民、あるいは地元、この海匠地区を含めまして、この旭市にもそういうものがありまして、安全なものを消費者に供給するという面からしましてもよろしいのではないかと思いますけれども、課長のご意見はどうでしょうか。

○議長（嶋田茂樹） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 農産物の安全なものというようなことで、これがやはり日本で農業を続けていく中では一番のキーかなと。いろんな面で、例えばアメリカ等には勝てない部分もあります。ただ、勝てる部分につきましては、その農産物の安心・安全、これが一番のキーだということで理解をしております。

○議長（嶋田茂樹） 平野忠作議員。

○3番（平野忠作） 関連でございますけれども、よく観光客が、旭市には、先ほど飯岡荘の支配人が言いました100万人以上が来ます。そういう遠方から来た人たちのやはり一番欲しがるものは、この旭市の直産物、あるいはこの旭の地域だけにある限定した商品をまず欲しがるわけなんです。そういう観点から申しまして、やはりそういう特色のある、あるいは特産物、あるいはその地域限定、これはこの旭市以外には無いですよというようなものをこれからも養成し、あるいは育てていかないと、この旭市も、やはりただ生産高だけが千葉県で一番では、ちょっとこれからはこの時代のニーズとして、もうちょっと深く考えていかねばならないのかなと思いますけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（嶋田茂樹） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 先ほど市長の方からも、こういうパンフレットということでご紹介いただきました。こういうパンフレットを実は簡保の宿、あるいは飯岡荘さん等にも置いていただいているわけですが、特に簡保の宿の支配人さんから、必ずお客様が帰り間際に、どこかに何か買える所がありませんかということは聞かれるということです。ただ、どうしても支配人の方からは、山田にあります風土村、あるいは多古町の道の駅、そういう

ものを紹介しちゃうんだよというようなことで、そういうことからしても、遠方の方というようなことで必要な。

それと同時に、先ほど市長からありましたように、ここの3つの組織、小さいからということではなくて、やはりいいものをそろえればまだ道はあるのかな、そんなことで、先日、ある方からも、市長が言われましたように、実はキュウリが相当しなびていたよという部分でご指摘も直接私も聞きました。その新聞社の方からは、あそこはしなびていたんだけど、そのもうちょっと先の匝瑳市の直売所の所で買ったレタスは、また皮をむいてみると、実はいろんな虫がいっぱいいたよということで、安心・安全もいいんだけど、虫がいるとやはり困るなということで取り替えたという、そんなことで、やはりそういう交流施設競争の時代で、いいものをそろえると、そんなことでこれからも努力してきます。

○議長（嶋田茂樹） 平野忠作議員。

○3番（平野忠作） では、次に飛びまして、（3）の情報の発信基地及び集積の役割ということでご質問します。

私は、なぜこれを大事かと申しますと、レジにPOSシステムというのが組み込まれてございます。今、いろいろこれはコンピュータで分析するんですけども、これを導入することによりまして、年齢別、あるいは男女別の購買の、要するに売れた商品の分析というのが可能になるわけです。そうしますと、どのような皆さんがどの商品を買ったというのが的確に残るわけでございまして、やはりこれからの農業経営、あるいはいろんな経営にしましても、そういう細かな分析というものを怠ると、この成長というのは止まるのではないかと、こう私は思っていますけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（嶋田茂樹） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） ただいまのご質問でありますけれども、大手のコンビニ等におきましては、POSシステムを導入されまして、本当に素晴らしい経営をやっているということで理解しております。2年前にセブンイレブンからも実は役員さん呼びまして、我が社の伸びている部分というようなことでもこれはお聞きしております。これは特に農業経営にも使えるかなというようなことで、特に今、花をつくっている農家でありますけれども、毎年毎年ただ作るだけでは売れないと。例えば今年はやる色ということで、色から入ってきて、はやる色の品種を作るとか、あるいはバラ等におきましては、大きなバラではなくてミニバラが売れるとか、いろんな面で消費者の考え、あるいは販売筋ですか、そういうもの

をつかんで経営していく、これは重要なことだということで理解をしております。

○議長（嶋田茂樹） 平野忠作議員。

○3番（平野忠作） 私は、このやはり情報発信の意味合いの中で、今、村おこし、町おこしということが盛んに言われております。ですから、この旭市におかれましても、産業まつり、旭市においては、旭市のスポーツの森では約3万人いていました。それで、海上、干潟でも1万5,000人ずつ。最近では、飯岡のいきいきまつり、これも雨にもかかわらずやはり1万5,000人くらいはいていたというように聞いています。

ですから、この地元の皆さんも、そういう地元のよい商品を、地元のを安く買えるというものにかなり私は関心があるのではないかと。ですから、そういう意味合いからも、やはりこれから前向きに少しとらえていただければよろしいのかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（嶋田茂樹） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） それこそ販売に関しては、平野忠作議員はもうプロですから、そういったプロの方の意見をどんどん聞かせていただいて、一緒になってこういったまちづくり、まちおこしに当たっていきたい、そのように思いますので、積極的な意見を、こういった機会だけでなく結構ですから、どんどん少し与えていただきたいと思います。それを受けて、きちんと一緒になって対応策を考えていきたい、そう思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（嶋田茂樹） 平野忠作議員。

○3番（平野忠作） では、飛びまして、5番目の既存の農産物販売センターへの今後の支援はどのように考えているのでしょうかということでございます。

先ほどおっしゃいましたあんしん村、よっぺえ、あるいはポケットファームですか、いろいろそういうので、この旭市の連絡協議会と申しますか、そういうのをつくりましてご支援をなされると聞いています。私は、非常に結構なことと思います。

しかしながら、今、ちょっとくどいということもないでしょうけれども、時代的なニーズとしましては、やはり数多くの地元民、あるいは市民が利用できる、そういうのを市民の皆さんは望んでいると思いますので、これからも我々も勉強しますけれども、前向きにこれからも考えていただければよろしいのではないかなと思います。

飯岡荘関係へいきますので、ひとつよろしくお願いします。

飯岡荘は今度、今年の秋から約2年間かけましていろいろ改修に入ると聞いています。そういう中で、今、この消費者のニーズというのは、今まで和風の大きい部屋に大量に押し込むというより、ツイン、あるいは3人のこの洋風化を恐らく観光で来る人は望んでいると思います。今回はそれに見合ったように部屋の改修、そしてラウンジ、ダイニング、これらもリゾート風に改修なさるということを聞いています。これは私は、本当によろしいことだと思います。

そこで、いろいろ見ますと、部屋数が今度の改修によりまして今までの37から30に減るということでございます。そうしますと、宿泊の入り込み数が少なくなるわけですので、この売上げ的にも若干下がるのではないかなと思いますけれども、その辺はどのように努力なされて今までのラインに持っていくかということをお聞きしたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

飯岡荘支配人。

○飯岡荘支配人（野口國男） それでは、お答え申し上げます。

まず、部屋数ですけれども、現在37室で運営をしております、昔の考え方で2畳で1人というようなことで、150人を満室で入れられるという内容でございますけれども、これをやはり現在のニーズでは1人2.5畳というような、日本の旅館連盟の関係であるようすけれども、これに基づきまして一応基本的には考えておりますけれども、部屋数につきましても、6畳の部屋はもう時代に合っていないということで、これを2つを1つにするような手法をとりまして、新しい施設では30室を予定しております。定数につきましては全部で88人ということで、現在よりもかなり減ってしまうわけですが、現在でももう既に100人を入れますと非常に厳しい状況でございます、今度30室で88人ということですが、ほぼこれは満室の形で入れられるのではないかなというふうに、こう考えております。

それでまず、どのように経営のシミュレーションをしているかということですが、来年度につきましては、客室の工事をやらなければなりません。いわゆる3か月間を休まなければならないということで、東西片方ずつやりますけれども、やらなければいけないということで、来年度の経営の落ち込みにつきましては、2,000人程度減るのではないかなということで予測をしております、収益的にも約2,000万円程度の減収を見込んでおります。これは長期のシミュレーションを組む中で位置づけをされておりますので、来年度につきましてはマイナス経営になりますけれども、これにつきましては順を追って回復をしていく予定になっております。それで、平成24年度で2億6,000万円程度の収益を上げようというこ

とで、今、シミュレーションをしているところでございます。

具体的には、宿泊の方の夕食を優先していきたいと思いますが、できるだけ市内の方、あるいは宿泊以外の方につきましても、昼食を含めてさまざまな形で運用できるように考えていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（嶋田茂樹） 平野忠作議員。

○3番（平野忠作） では、（2）の方の過去3年間の収支決算ということで進みたいと思います。

いろいろこのあれを見ますと、そんなにもう宿泊の客が伸びていないと。それで、今回はその部屋数を少なくして、総人数でも88人と大幅に減少するわけなんです。そんな中で、これから安定した宿泊客の獲得というのが急務になるのかなと思います。そのような中で、どのような方策をとってそれを維持されるのでしょうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

飯岡荘支配人。

○飯岡荘支配人（野口國男） それでは、お答え申し上げます。

いわゆるどのように歯止めをかけるかということですが、昨年実施いたしました経営診断では、やはり旧来のままの経営では先は見込めないというような、もう診断の結果が出たわけでございまして、それに基づいて、この施設の改修計画と経営改善の計画ができたわけでございます。

その中で、特に今までも何度も申し上げておりますけれども、食を強く意識した宿にしていきたいというのが一つでございます。そのほかの料飲サービスの問題はございますけれども、やはり親近感を持った、田舎にきたというような感じもありますけれども、高級ホテル並みではなくて、親近感を持ったスピーディーな接客サービスに努めていきたいというのがございます。

それと、やはり食にこだわりますので、さまざまな地域の方々との連携もあっていきたいなというふうに考えております。特色ある名物料理とか、あるいは話題になるような商品づくりも、地域と連携しまして考えていきたいというふうに考えております。

○議長（嶋田茂樹） 平野忠作議員。

○3番（平野忠作） では、続きまして、（3）食彩の宿として今後どのようにアピールされるかということで聞きます。

今回のこの大規模テーマは、私が先ほど申しましたように、部屋の洋風化、そしてラウン

ジの改造、レストランということが主になります。このレストランとなりますと、今までの人数より、より一層スタッフを強化して、やはりおもてなしの宿的雰囲気と申しましょうか、そういうのを求められると思います。

そこで、旭市の食材をふんだんに使っておもてなしすると、これは大変に結構なことだと思います。そういう中で、このレストランにかかわる人数と申しましょうか、それはだいたい何人くらいのスタッフをそろえたらいいのか、それともう一つ、このレストランの時間をお昼だけでやるのか、あるいは夜のお客、宿泊以外の人も入れるかと、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（嶋田茂樹） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

飯岡荘支配人。

○飯岡荘支配人（野口國男） 料飲サービスの関係でございますけれども、これは技術的な面もございますので、なかなかはっきり申し上げられませんが、やはり一定のレベルに達した方というような前提でもって、現在4人をレストランに配置しようということで考えております。

そのほかの、先ほど申し上げましたように、そのレストランの利用の方法ですけれども、基本的には88名という上限がございます。その中で宿泊の方をなるべく優先していきたいということでございます。

しかし、市内の方も大いにご利用していただくというようなことで考えておりますので、その手法につきましてはこれから検討していきますけれども、昼食を含めて夕食ですか、この辺につきましても宿泊以外の方も使えるような形で十分検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 平野忠作議員。

○3番（平野忠作） では、（4）の近隣の大型宿泊施設との競合をどのように考えているのでしょうかということを聞きます。

飯岡荘のすぐ近くには簡保、保養センターというのがあります。この簡保、保養センターは、小泉政権の時にできまして、この旭市の簡保が、全国71か所ある中の最後の大型宿泊施設でございまして、その後はもうできないということで、本当に幸運をもたらしているわけでございます。

そういうわけで、宿泊者数が250人ないし、コテージを入れますと270人と。そして、中に

はカラオケボックスとかゲーム機等がいろいろ充実しているわけなんですけれども、そのような中で、本当に車でわずか10分を切る中で競合があるわけなんですけれども、そういう中で、今度の食彩の宿いいおかは、旭市の食材、千葉県に誇る、それをふんだんに使って、おもてなしでサービスすると。それで対抗しようという意図はうかがえるんですけれども、まだまだ追いつかない面もあるのではないかと。また料金体系においても、今度、飯岡荘がたしか値段も上がります。そんな中で、そんな大して格差というものは無いわけですので、その辺をどのようにお考えになっているのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

飯岡荘支配人。

○飯岡荘支配人（野口國男） それでは、お答えいたします。

最初にお答えいたしました内容のその裏づけといたしますが、潜在する宿泊需要と申し上げましたけれども、実はレジャー白書というのが毎年、国民の意識調査ですけれども、発行されております。この中で、レジャーに関する意識はどのような形かということでアンケートをとったものがあります。全国で3,000人を無差別に抽出してとったものですけれども、毎年一番上位に来るのが、国内の温泉旅行ということでございます。実際は海外旅行に次いで2番目のランクになるようなんですけれども、意識につきましては最上位にランクされるということで、先ほども申し上げましたように、旭市には100万人以上の観光客の方がお見えになりますので、やはりこだわりのある受け入れ態勢を整えまして、他の宿舎には無いようなサービス態勢を整えておくということを一つの大きな私の方の売りのポイントにしていきたいと思っております。

もう一つの理由ですけれども、やはりここ数年で大きなホテル、旅館がつぶれております。その中で、やはりさまざまな工夫、ちょっとした工夫ですけれども、そういった工夫をこらしたり、あるいは手厚いサービスをした所は生き残っているという、そんなデータがありますので、やはり旭市の食を生かした地産地消というような形で、料理の方を話題性のあるような料理、あるいはこだわりのある料理を提供できれば、必ずその今までの実績から、ある程度の需要は見込めるのではないかなというふうに思っています。

もう一つは、現在、新しい料金体制は来年1月15日から考えておりますけれども、それと同じレベルの料金体系でのメニューも今整えておりますけれども、そのメニューを選んでいただける方も年間で1,500人程度おりますので、その方々たちにもかなり高い評価も得ているところでございます。

そんなところで、料理につきましてこだわりを持ったものを持っていきたいということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（嶋田茂樹） 平野忠作議員。

○3番（平野忠作） 今、いろいろこの食彩のPRをなされています。私は思います。やはりこの近隣に、銚子市を含め九十九里、サンライズ、簡保、支配人さんはじめスタッフの皆さんが、その施設の何か所くらいのホテルとか保養センター、いろんなを含めまして、その食事とかもてなしとか何回か受けたことはございますか。あれば、どこどこの料理を食べましたとか、これから直接、私は、競合というのはまさにそのとおりのものですよ。わずかに車で10分、あるいは30分で行けるとなると、消費者はよりニーズが高いのを低料金で求めているというのが、この今の観光業の状態でございます。そういう中からも、この食彩のみだけでもなかなか難しい面もあるかと思いますが、含めて何か所くらい、取りあえず試食とか食べてきたか、それが分かれば、感想、率直な意見を述べていただきたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

飯岡荘支配人。

○飯岡荘支配人（野口國男） 個人的にはあえてそういう試食というふうな形でのものは実際はございません。しかし、現在、料理の技術指導員の方が来ておりますので、この方からもさまざまな情報を得ておりますし、試食もその中で指導員の方につくっていただいているいろいろ検討しておりますので、ひとつどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（嶋田茂樹） 平野忠作議員。

○3番（平野忠作） （5）、最後になります。千葉県内の国民宿舎の経営状況はどの程度把握しているのかということでございます。

先ほど支配人さんが言ってくれました。千葉県で11か所ございまして、その中で直営はもう、この本市の食彩の宿飯岡荘と、それで一宮荘がやっていると。先ほど入館率のパーセントを言ってくれまして、ここを見ますと、サンライズ九十九里の68%のひとり勝ちと。これはもっとも、県が主力でやったものですから、当然と言えば当然でございます。そういう中で、白子荘23%、一宮荘27%、本市の飯岡荘が31%ちょっとということで、頑張っているのは私は間違いないと思います。

そんな中で、今後はこのリニューアル効果というのは私は出ると思います。しかしながら、やはりこの最初に建てた建物は、昭和42年7月ということになりますと、いずれにしても、

このサンライズ九十九里と簡保がまだ10年たっていません。そんな中で、やはり設備の遅れというものは否めません。そんな中で、先ほど私も申しましたように、やはりこの今の旅行者のニーズというのは、低料金で大きなサービスを受けるというのが率直な意見だと思います。

これからちょっと先の話になるんですけれども、この11か所のうち直営は2か所、ほとんどが指定管理者制度、あるいは民間委託とかを受けています。ここで、この飯岡荘も先行き大きく収支のバランスが崩れてきた場合にはどのような道を選ぶものなのか、これは市長に、最後ですでお聞きしたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（嶋田茂樹） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 率直に言って、飯岡荘のような旅館、ホテル、こういったものの現在の経営の難しさというのは本当によく存じ上げているつもりです。私ども旧旭市にあっては、もうあさひ荘でもああいった形になっているわけですから、それもありますし、このところ茅野市の方へお邪魔をさせていただいても、あれだけ風光明媚な茅野市にあっては、非常にホテル業が苦勞しています。あの地でさえもグリーンツーリズムというものを取り入れて、農業体験、あるいは農業教室、そんなものまで実行しているというのが実際のところですから、この飯岡荘の経営というのは非常に難しいのはよく存じ上げているつもりです。

ただ、今の旭市にとって、大勢の皆さん方を招いても、泊める所は簡保の宿と飯岡荘だけしかない。こここのところ、卓球の大会なんかでも大きな大会をたくさんやっていますけれども、ほとんどは銚子市、あるいは成田市の方へ泊まっていたかなければ、旭市では宿の配慮ができないということです。同時に、あれだけの風光明媚な飯岡の海岸にあっては、飯岡荘がなくなってしまうたら拠点がなくなってしまうというのが率直なところだろう、そのように思っています。

ですから、食彩の宿もそうですし、旭市の農産物、海産物等をあそこでお土産に持って帰っていただいたりというような試みから、いろんなものをあそこで取り入れながら、何とかでもあそこに残れるように頑張らせていただきたいと思います。

現在は、野口支配人は職員でありながら本当によくやってくれているなど感謝をしているんですけれども、先行きはそういった意味では民間からいい支配人をお願いせざるを得ないだろう。例えば職員であっても、もうけたらその一部は還元するよというような形でもとれればまた違ってくるんでしょうけれども、その辺なんかも少し、特に平野議員の場合には、

いろんな所へ土産品等も卸していただいて、そういった状況もよく存じてくれているわけですから、お知恵をぜひかしていただいて、何としてでも、飯岡の観光スポットの一番の拠点ですから、ちゃんと残せるように頑張っていきたい、そう思っていますので、よろしくお願いいたします。

（「どうもありがとうございました。では、以上をもちまして質問を終了させていただきます」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 平野忠作議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中でございますが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 0分

再開 午前11時14分

○議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

林 七 巳

○議長（嶋田茂樹） 引き続き一般質問を行います。

続いて、林七巳議員、ご登壇願います。

（5番 林 七巳 登壇）

○5番（林 七巳） 5番、林七巳です。第3回定例会に一般質問の時間をいただき、ありがとうございます。

きょうはまた台風の中、このような定例会が始まりまして、また、農業に対して被害が多少出たと思います。その面から、大きな問題として2つ質問させていただきます。

まず、農業問題について。

これは地元からの要望により、今、三川西部地区において区画整理の話が進んでおります。その中で3つほど、区画整理はどのようにやっていくのか、また進捗状況についてどのようなになっているのか、また反対者やいろんな方がいる中で今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。

もう一つは、病院について。

今、病院で再整備計画が行われているところであります。この病院は、この千葉県東部、茨城南東部を含む基幹病院として、理念は、すべて患者のためにということで、立派な経営をしておりますが、今後、この整備計画についていろいろなお話があると思いますので、お聞きしたいと思います。

まずは、病院の事務職員と市の職員の人事交流について、できないものなのか。

2として、再整備計画について伺いいたします。

3について、医師・看護師寮について、この前、3月の常任委員会でお聞きしましたが、そのことについて再度お聞きしたいと思います。

また、再質問については自席で行いますので、簡単によろしく願いいたします。

○議長（嶋田茂樹） 林七巳議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員の飯岡西部地区の土地改良事業につきましてお答えをさせていただきます。

土地改良事業につきましては、合併前からこの飯岡西部地区を進められたというふうに聞いております。ただ、なかなか実現に向かわなかった。今、担当課の方では、この飯岡地区の農業振興を図る上での最重点課題、そういうような位置づけで推進を行うというようなことで動いております。

特にこの地区につきましては、早期実現に向けまして、地元推進委員さん方にいろいろご協力いただきながら推進活動を現在行っております。去る8月3日につきましても、推進委員さん方主催によりまして、地域内の農業者の方々に視察研修等を行っていただきまして、県内近い所3か所の視察研修を行いまして、ほ場整備事業の効果、あるいは営農活動の取り組み、そういうものにつきましてご理解をいただいたところでございます。

市としましても、この事業につきましては、県営の土地改良事業で実施をしていただく予定で今進めております。県の海匠農林振興センター、あるいは大利根土地改良区と連携をしながら事業の推進を支援してまいりたいというふうに考えております。

さらに、現在の推進の状況でありますけれども、現在、推進委員さん方によりまして仮同意の取得を行っております。事業の内容等の集落説明等を行いまして、事業参加者につきまして直接書面でいただいている状況でございます。

現在の状況でありますけれども、区域内の飯岡地区の方々ににつきましては、同意率が86%というような形になっております。ただ、飯岡地区の三川地区以外の方々、例えば海上地区

に住所を置いている方々、そういう方々がこの西部地区にも土地を持っている方々がいます。そういう方々にはまだ1度しかその説明会をやっておらない、そういう状況ですので、同意率につきましては13%、トータルしますと全体で69%の仮同意をいただいております。ただ、土地改良事業の県の採択につきましては、95%以上の取得というようなことで、さらなる同意取得につきまして推進委員さん方と進めてまいっております。

今後の取り組みにつきましては、未同意者につきまして約3割いるわけでありまして。こういう方々の戸別訪問等を実施しながら事業の内容の説明を行いまして、早期採択に向けまして推進委員さん方と一緒に市の方でも進めていきたい、そういうふうに考えております。

以上であります。

○議長（嶋田茂樹） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） それでは、病院に関する4つのご質問にお答えをしたいと思います。

1つは、病院の事務職員と市の人事交流、特に民間からの職員を採用していることについてだと思えます。まず、旭市の合併時に旧1市3町の首長によりまして、まず病院と市長部局の職員交流は行わないということが確認をされております。

それから次に、当院は地方公営企業法の全通事業でありまして、病院事業管理者には広範な権限が与えられております。その中には当然、必要な組織を作ることありますとか、それから職員の任免に関すること、そういったことが含まれております。したがって、公務の活性化を図り、よりよい経営を行っていくために、専門性、あるいは多様な経験を有する人材を民間から採用しております。

それから、2点目でございますが、再整備計画の広報についてということでお尋ねかと思えます。これは大変に重要なことだというふうに思っておりまして、今回提案をさせていただいております再整備事業の実施設計予算が承認をされました後に、できるだけ早い段階で再整備事業の全体計画や収支見通し、そういったことを市民の皆様にお知らせしていきたいと考えております。その方法としては、病院のホームページ、あるいは市の広報、そういったことを考えて、議会の承認が終わった後に早い段階で広報をしていきたいと考えております。

それから、3点目で、医師・看護師の寮、公舎への入居ということだと思えますが、医師、それから歯科医師、看護師以外の職種であっても、旭市病院事業公舎管理規程というのがございまして、この規程によりまして、事業管理者が認めた場合は公舎への入居は認められて

おります。その理由としては、よりよい医療、経営を行っていくためには、広く外部から優秀な人材を集めなければなりません、そのためには公舎の用意も必要となるからであります。このことは、放射線技師、それから検査技師等であっても同じ状況でございます。

それから、4点目でございますが、看護師宿舎建設が今進められておりますが、これはなぜ必要かというようなご趣旨かと思えます。看護師宿舎の建設は、看護師確保対策として行っているものですが、今ある古い公舎はプライバシーの確保が非常に難しいような状況にあります。具体的には、まずお風呂、トイレが共同であることもありまして、最近の若い人たちからは全く人気がありません。したがって、入居希望がほとんど無いというのが現状であります。そこで、看護師が魅力を感じ、集まってくれるように、今はワンルームマンション形式の宿舎を建設することにしております。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 林七巳議員。

○5番（林 七巳） それでは、農業問題から質問させていただきます。

どうしてこの区画整理の問題についてきょう質問するかといいますと、やはり年とった方々から、どうせやるものなら一日も早く進めてほしいと、自分たちが今農業をやっている時に進めてほしいから、議会でどんどん取り上げて進めてほしいという意見を言われたもので、きょうするわけですが、引き続きずっと農業問題を意地悪くやっているわけではないんですから、だから、そのところをここの取り組みについてもう少し具体的に、もし分ければ答えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 担当課の方でも、一日も早くという思いでは本当に考えてやっております。集落説明の中でも、今までと違ったスピーディーな動きをしたいというようなことで、皆さん方には説明をしているわけであります。今回できないと、県の実は補助率等もどんどん下がっていくと、そういうふうな中でこれが最後のチャンスですよというようなことでお話はしております。

そんなことで、現在は同意率をもうちょっと上げまして、95%へいきますと、もう県は採択するということでありますので、この率にかかっているのかなと。ただ、その95%の採択に向けまして、現在はまだ、将来こういう形になるという図面をお示ししておりません。他

の地区でやりますとこういう形の事業費もかかるよ、そういうことであります。そんなことで、大利根土地改良区とも連携をしながら、計画図面を早期につくりながら、排水系統も含めまして地元の農業者の方にプランを示して、具体的な説得ある資料を提出したい、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 林七巳議員。

○5番（林 七巳） ぜひとも農水産課の課長には頑張っていたきたいと思ひまして、農業問題の質問はこれで終わりにいたします。

病院について、まず1の病院の事務職員と市の職員の人事交流についてであります、市の病院でありながら、市の職員に尋ねても病院のことは一切分からないというようでは、ちょっと病院の内容をもう少し知っていてもいいのではないかと思います、このような質問をしたわけです。ですから、幹部職員ではなくて若い方々の交流とかそういうのはまずできないのかということで、1点目質問したいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 職員の交流で先ほど事務部長がお答えをさせていただいたように、合併時の首長の話し合いでは、交流をしないという取り決めがあったという話がありましたけれども、恐らくあれは、中央病院そのものを公営企業全適という形でお願いさせていただいておりまして、病院の職員の給与と、それから市の職員の給与の違いがあって当然という我々の認識でありましたものですから、その辺を急に交流をすることによって一気に合わせるといふような形になると困るというようなことから、そのような話があったのではなかろうかと思ひます。

そんな意味では、そうした面での形というものをとらずに、単純に職員の交流だけということであれば、また検討の余地はあるのではないのかなと思ひますけれども、できれば、公営企業でありますから、きちんとした自分のところでひとり歩きができるような形をとってもらいたいというのが率直な願ひでして、そんな意味で、単純な研修ということであればまた検討もさせていただきたいなと、そんなふうに思ひています。

そういうことです。よろしくどうぞ。

○議長（嶋田茂樹） 林七巳議員。

○5番（林 七巳） それは今までは各首長が決めたことであつて、今度は旭市立の病院にな

ったわけですから、ぜひとも市長、その辺のところを考え直す意思は無いでしょうかとまた質問します。

○議長（嶋田茂樹） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 職員の人事交流、ただ勉強のための交流というのは確かに結構なことだろうと思います。ただ、正直に言いまして、病院にひとりで歩いていただきませんと、どこかの公立病院を見ましても、公立病院の経営が失敗しているのは、ほとんどそういったことで、経営状況に関係なく、いわゆる公務員としての給与が支払われている病院というのはもうほとんど失敗をしていると。そういった面から見ても、中央病院がこれまでも独自に歩んできて、しっかりとした経営をしているというのは、本当に自慢をすべきことでございまして、これからもそれだけはきちんと守っていただきたいというのが率直な願いであります。

そういった中で、経営がもうかれれば、公営企業全適の病院ですから、幾ら給料を払ってもらっても結構ですから、そういった面では独立をしていただいて、単純な勉強のための交流ということであればこれからは考えていってもいいのではないのかな、そう思います。

○議長（嶋田茂樹） 林七巳議員。

○5番（林 七巳） それでは、2番目の再整備計画についてお尋ねします。

私は、基本的には再整備計画は反対ではありません。この前、公営企業でもって岐阜、それから福井県立病院を見てきました。その時に、今の病院はやはり縦型の病院で、横の病院ではなくて縦型の病院に今みんななっているというお話です。それは利便性の問題から。それで、昔はデパートがやはり縦型だったのが今は横型になったというのは、必要の無い所を歩くということで商売が成り立つ。縦型にすれば、行かなくていい所は行かないでそのままエレベーターでおりられるということで、便利性があるというふうに聞きました。

ただ、この再整備計画について、何分にも金額が大きいもので、やはり市民の方は不安に思っているわけですね。ですから、市民の方にも分かるように、その資金計画やいろんな面で説明していただきたいと思います。その点をまず1点お聞きしたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 市民の皆さんへのご説明ということは本当に大事なことでございまして、ただ、今、議会でご審議をいただいておりますので、ですから、まだ再整備事業そのものは確定をしているわけではありませんので、この辺のところがある程度めどが

立つと言うと失礼な言い方ですが、要するに、取りあえず今、時期としては、今回の実施設計予算がご承認をいただければ、その後に速やかに今のその全体計画でありますとか将来の収支見通し、そういったものをなるべくいろんな機会をとらえて、広報、それからホームページ等でご説明をしていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 林七巳議員。

○5番（林 七巳） 再整備計画について一番の問題は、やはり資金面、最後にこの市が負担しなければならないのかという面を皆さん心配しているわけですから、そのところをもう少し分かりやすく皆さんに説明してほしいということで質問いたしました。これはお答えはいいです。

それでは、3番目の医師・看護師寮についてお尋ねいたします。

3月の常任委員会の時に、あき数のあれをいただきました。それにかなりのあき数がありましたが、今はどのようになっているんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（嶋田茂樹） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 公舎のあきの状況についてのご質問でございますが、医師宿舎と看護師宿舎がございますので、分けてお答えをいたしますが、医師宿舎の方は現在11戸があいております。妻帯者、それから単身とか内訳がありますけれども、医師の方では11戸があいております。それから、看護師宿舎の方は幾つもありますが、全体のあき数では、現在は32室があいております。たしか3月時点ではこれよりもう少し多かったかもしれませんが、現在はあき数は、看護師宿舎は32室があいているという状況です。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 林七巳議員。

○5番（林 七巳） 今こうしてあいている中で、この前のあれの時に看護師宿舎を建てるということでありましたが、ただいまの説明では、プライバシーの問題から新しいのに変えていくということですが、それならば民間に委託して看護師寮をどこかに建てていただいてバスで輸送するとか、そういったお考えは無いでしょうか。

○議長（嶋田茂樹） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 今現在は看護師宿舎の方の建設をしておりますが、それ以外、

今後ますます需要が増えた時に民間のそういうものを活用する考えは無いかというご趣旨だと思いますが、これは今後はそういうことも十分考えていかなければいけない方法だと思います。ですから、今までは全部自分たちで自前で用意をしてきましたけれども、これからはそういうことも考えていかなければいけないことになると思います。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 林七巳議員。

○5番（林 七巳） 今後のその今建てている宿舎に対しての家賃、それから、今まで既存の医師宿舎、看護師宿舎の家賃はどのくらい1部屋当たりいただいているのでしょうか。

○議長（嶋田茂樹） 林七巳議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 今あるものと、それからこれから建てるものと2つありますけれども、これから建てるものについてはまだ検討はしておりませんが、現在の今扱っている寮についての家賃は1室3,500円であります。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 林七巳議員。

○5番（林 七巳） では、2の質問についてお尋ねします。

そうすると、800人近くいる看護師の中で3,500円に入れるとなりますと、やっぱりその入った人だけメリットがあって、入れなかった人はメリットが無いような感じがしますので、ぜひとも公平な面から、今後は、今、国会議員でも高い所に安く入っているというようなあれがありますもので、何も病院を責めているわけではないですよ。だから、ぜひともこれからも病院が健全な経営でこの地域の雇用をどんどん担っていただいて、税金をたくさん払っていただく、そういうことを願って質問しているわけですから、責めているわけではないですから、ぜひともそのような方向で皆さんに公平にいくようによろしくお願いいたします。

答えはいいです。以上です。

○議長（嶋田茂樹） 林七巳議員の一般質問を終わります。

島 田 和 雄

○議長（嶋田茂樹） 続いて、島田和雄議員、ご登壇願います。

（2番 島田和雄 登壇）

○2番（島田和雄） 議席番号2番、島田和雄です。5項目の一般質問を行います。

1 項目めは、旭中央病院の再整備事業計画についてであります。

旭市立病院ということですが、市本体より大きな予算を組む旭中央病院が順調な経営で進まれることを私たちは願っているところです。

今回計画されました317億円の再整備事業ですが、事業の必要性については、病院側の示されたとおりで同感であります。心配なことは、示された資金計画がそのとおりにいくかどうかであります。そういうことで、資金計画について質問します。

(1) 収入対策についてであります。収入対策として基本計画書の20ページに4項目ほど示されています。1番目は、急性期病院としての機能を重視し、先進的かつ高度な医療を提供することによって、外来、入院の患者1人当たりの収入額をアップさせる。2番目は、新看護基準(7対1看護)の取得、DPC適用病院及び地域医療支援病院になることにより増収効果を目指す。3番目は、新棟が完成することによって新規患者数、紹介患者数が増加する。4番目は、国の政策として全国的に広がる地域医療の崩壊を食い止めるため、地域における中核病院に2次、3次機能を集約した上で診療報酬を手厚くする。医師を集めることのできるマグネット病院には、それに見合った加算を与え、医師確保を支援する方針と、4項目の収入対策が示されています。

このような対策で増収を見込んでいると思いますが、今までと比較してどのくらいの収入増が見込めるのか、これら対策の具体的な予測の数値、国の政策については、どのような政策でどういう支援内容か伺います。

(2) としまして、資金計画のリスクについて伺います。

計画を進めていく中で、収入対策とともに予定どおり収入が上がらない要因も考えられます。これらについて検討されているかどうか伺います。

(3) としまして、国・県の事業に対しての要請、指導、支援はどのようなものか伺います。

これは、再整備事業を計画するに当たり、国・県からの要請や指導はあったのか、支援は見込めるのかということですが、これらを含めてこの事業に対しての市長のお考えをお伺いします。

2 項目は、旭中央病院の救急についてであります。

旭市民が救急車を要請した場合、ほぼ旭中央病院へ向かいます。旭中央病院は救急の受け入れを断らない病院でありますので、即受け入れが決定します。しかも、受け入れる病院側は、24時間365日いかなる時間帯においても受け入れる態勢を整え、民間病院が休診になる

年末年始、ゴールデンウィークなどは、スタッフを大幅に増員してこれに対応しています。このように旭市民は、旭中央病院があるおかげで救急医療に非常に恵まれています。

先だっても奈良県で妊婦が、収容病院が見つからず流産をして子どもが死んでしまったという報道がされていました。全国的に救急病院が減少して、患者のたらい回しなどが問題になる中で、旭市のような地方の小都市での整備された安心できる救急体制があることは、奇跡的なことではないでしょうか。ここまでにしてくださった先人の皆様の努力と、昼夜を問わず対応してくださっているスタッフの皆さんに感謝するのみであります。

市民の一人として、この状況を維持していただくとともに、さらに発展していただきたいと思っております。そういった観点から救急の現状の把握と心配な点を何点か質問します。

(1) としまして、救急年間患者数と市町村別人数についてであります。ここ 5 年間の救急の年間患者数の推移をお伺いします。それと、平成18年の近隣市町村別の救急患者数と割合、また、それらのここ何年かの増減傾向を伺います。それと、旭市を含む近隣市町の消防署が救急車で搬送した患者の何%が中央病院へ運ばれているか伺います。

(2) としまして、救急の収支はということですが、救急事業は不採算部門と言われていますが、この事業の収支が分かればお伺いします。

(3) としまして、救急用ベッドについて伺います。旭中央病院の救命救急センターの診療実績が毎年出されていますが、この中で、ベッドがほぼ満床で救急車の収容要請に応えられない事態が頻発しているということですが、救急用ベッドは幾つ確保されているのか、また改善はされているのか伺います。

(4) 番目としまして、病院前救護体制の整備について伺います。

旭中央病院の救命救急センターに対しての救急医療機能の評価結果というものが出されています。これは日本医療機能評価機構という厚生労働省の団体が行ったものですが、これによりますと旭中央病院の救命救急センターは、全国165センター中14位という高い評価を得ておりました。

しかし、その中で次のような宿題が与えられていました。それは、地域救急医療の拠点機能として、近隣消防機関との連携を軸にしたセーフティーネットワークの構想を急ぐべきであるといったものです。これはどういうことかといいますと、消防署の救急隊による医療も地域の救急医療の一環であるという考えに基づいて、病院に着く前の救急患者に対して救命士による医療行為によって救命率を上げようというものであります。病院の医師が患者搬送中の救急車と連絡をとりながら指示を出して、救命士が気管挿管などの医療行為を行うもの

です。このような救急救命士による医療行為の充実を図るため、病院も応分の努力をしてくださいということだと思いますが、こういった病院前救護体制の整備に向けた病院の対応はどのようにされているかお伺いします。

(5) 番目としまして、救急スタッフの確保について伺います。

救急患者は増え続けていると思われますが、十分な救急体制を続けるためには、これを受け入れるスタッフの確保が十分されていなければなりません。病院はこの辺をどう考えておられるでしょうか。

3 項目めとしまして、旭中央病院の経済効果について伺います。

旭中央病院の経済効果というものを試算されたことがあるのでしょうか。そういった数字があればお伺いします。

4 項目めとしまして、住民税、所得税について伺います。

(1) 番目、税源移譲による市民への影響についてであります。国の三位一体改革による税源移譲によって、多くの方が、県、市が集める住民税が増税され、国の集める所得税が減税されました。住民税、所得税の合計はこれまでと同じということです。6 月に住民税の通知が各家庭に送付されました。あるいは給料明細書を見て、住民税が増えたことに驚いて、市の税務課へ問い合わせをしてきた方が大勢いたとの話をお聞きしました。

そこで、制度変更による市民負担への影響について伺います。住民税、所得税が増えたり減ったりしたことによって、これを基に計算されている市のいろいろな料金にどの程度の影響があったかお伺いします。

2 番目としまして、増税された住民税の徴収についてであります。住民税が増税されているのは、市からいただいた資料によりますと、課税標準金額別に 6 段階に分かれてそれぞれの税率が示されていますが、その一番下の階層に当たる課税標準金額が 200 万円以下の層です。この層が税率 5 % から 10 % へ増税されています。その他の層はこれまでと同じか、逆に減税されています。ということでお伺いしますが、それぞれの層の税額と納税者数の割合はどのくらいになりますか。

5 項目は、買収困難な「共有地」での公共事業の進め方について伺います。

道路に歩道を設置して交通事故から子どもやお年寄りなどの歩行者を守るということは、交通安全対策上大切なものであると思います。今回取り上げました買収困難な共有地での公共事業の進め方についてであります。県道のわきの共有地を利用して歩道を設置してほしいという大間手区の要望についてであります。解決困難な点がありますので、市の見解を伺

うものであります。

路線は県道なのですが、大間手区に係る部分で、大間手の子どもたちが鶴巻小学校へ通学するための歩道をということで、地元区から設置の要望があります。この場所はほぼ直線で、車も速度を出しやすいところです。地元区では、事故が何回も発生している中で、毎日通学している子どもたちが心配だということで、旧海上町の時代から歩道設置の要望を町、県に対し続けてきました。これに対し県は、この土地の買収ができなければ事業化して工事することは困難だという考えですが、この歩道を設置する場所がすべて大間手新川組合の共有地になっておりまして、明治時代の22名の所有者の名前で登記がされています。それが現在では増えに増え、150人もの権利者がおり、その方々も全国に散らばって分からない人もいるということで、全員の方の売却の承認がもらいようがないという状況です。この問題がクリアできず、これまで大間手区では何回も要望をしては断られるということを繰り返してきたわけです。

そういった中で、東総広域農道が台地に上がっていくための橋げた工事が行われました。この敷地に同じ大間手新川組合の共有地が使われました。今、私が述べたような買収できない土地を県はどういう方法で工事を実施したのか、お伺いします。

以上5項目について答弁をよろしくお願いします。

○議長（嶋田茂樹） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時 0分

○副議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により議長に代わって議事の進行を務めますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

引き続き島田和雄議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 島田議員の質問に対して、まず、大きな1点目の旭中央病院再整備事業計画についての中の3点目、国・県の事業に対しての要請、指導、支援はどのようなものか、

そして大きな3点目、旭中央病院の経済効果について私の方からお答えを申し上げます。

まず、1点目の中央病院の整備に対する国・県の支援でありますけれども、現在のところ中央病院の再整備計画の資金計画の中には、国・県の支援というものの数字は全く入っておりません。正直言いまして、今回のこの議会でこの中央病院の案件を認めていただきました時には、私のこれからの仕事というのは、国・県に対してそういった面での援助をお願いするというのが私の仕事だろう、そのようにとらえております。

議員の質問の中にも出てまいりましたけれども、救急の受け入れ先がなくて妊婦が亡くなった問題、あるいは胎児が死産をしてしまった問題等、そういった問題を耳にするにつけても、本当に中央病院があるために我々の安心度というものの大きさというのはもう計り知れないわけでありまして、このことに関しましては、単に旭市民だけでなしに、本当に中央病院の医療圏の皆さん方が同じような思いでいることだろうと思います。

ちょうど中央病院にかかる市民の割合も、いつも申し上げているんですけれども、単純にとらえて約3割、あとの7割は市外の皆さん方がその恩恵に浴しているわけであります。そういった意味でも、患者に対する中央病院の貢献度、あるいはそのほかにも、中央病院では若い先生方の養成をして、そしてその先生方を県内の幾つもの病院に派遣するなど本当に大きな貢献をしているわけであります。

そういった面を見ても、中央病院の再整備に当たっては、国・県がしかるべき支援をしてくれて当然だろう、そのように私はとらえています。正式にはまだお願いには行っておりませんけれども、機会のあるごとに知事に対しても、また県の医療部局に対しても、そういった面でぜひ再整備の時には援助をお願いしたい、その辺の話はもう何度もしてございます。

ですから、今回の議会の案件が通った時には、いち早くお願いにまいりたい、そのように思っています。そして、そのお願いが通れば、中央病院の資金計画はもっとずっと楽になるわけですから、そういった意味でも、そういったお願いをして、少しでも多くの援助をお願いするのが市からの中央病院に対する支援だろう、そのように考えております。

それから、中央病院の経済波及効果ということでもありますけれども、これは私の方ではまだ数字的にはとらえておりません。これは中央病院の方である程度試算したものがあろうですから、数字の面では中央病院の方をお願いをしたいと思いますけれども、もう単純に言いましても、これほど経済効果の大きなものは、まず旭市にとってはほかには無い、そのように考えております。

まず、平成18年度の入院患者数が32万8,350人、外来患者数が85万8,288人、合わせますと

118万6,638人、もう大変な人数になるわけでありまして、その患者さんを送ってくる方もいるでしょうし、それから見舞いに来てくれる方もいるでしょうし、そういった意味では恐らく毎日5,000人くらいの方が中央病院には出入りをするだろう。いろんな面での業者の方も含めるともっともっと大きな人数になるんだろう、そのように思います。

そういった方々が、例えば1,000円使ってくれても大変な経済効果になる。同時に、それだけの人がここへ出入りをするようになりますと、当然、そこにいわゆる中央病院の中での食事に関しては、旭市自慢の食材がふんだんに活用をされるわけですし、そこで働いたり、あるいは入院している皆さん方は当然、着るものも着ているわけでありますから、そういった衣服等のことも当然そこへ納められるわけでありますし、同時に自動車なんかも、新車を入れるだけでなしに、車検もあればいろんな面があるわけであります。同時に、それにはもう燃料も使うわけですし、中央病院の特に浄化槽の管理なんかというのは非常に大きな問題ではないのかなと、そんなふうに思っております。

同時に、これだけの多くの患者さんを受け入れるんですから、当然、それだけのスタッフがいるわけであります。平成18年度の正規の職員数だけでも1,637人、さらには派遣職員もありますし、それから業務委託をしている部分も清掃等たくさんあるだろうと思います。そういった雇用の面での貢献度というものなんかも大変なものであります。同時に、中央病院では毎年のように整備を整えたりなんかしているわけですから、そこに携わる建築業界の皆さん方もあるでしょうし、さらには医薬品等の納入業者の皆さん方もいるんでしょうし、そんな面では本当にもう中央病院というのは、そういった経済波及効果という面においては旭市の大変な部分を担っているのではないのかなと、そんなふうに思います。

この病院をしっかりと支えて、そしてより充実をさせて、そしてより多くの皆さん方のために働けるような病院にきちんと整備をしていくというのが我々の大きな務めだろう、そのように思っております。そんな意味でも、これから全力で応援をしていってあげたい、そのように思っておりますから、どうぞひとつ議員にもよろしくご支援をお願いさせていただいて、私からの答弁を終わりたいと思います。

○副議長（林 俊介） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） それでは、私の方から救急に関する2の3、4、5についてお答えしたいと思います。

救急につきましては地域医療の原点だと、このように考えておりまして、もっと小さな時からその救急に関しては、いつでもどこでも患者様、具合のわるい方を受け入れるという方

針でやってもらっております。そのためにいろいろ数がどんどん増えてまいりまして、今では6万人を超す患者様がいらっしゃるわけでありまして。また、入院患者のその入院もというんですかね、どこから入院するかということですが、救急からの入院というのが約半分という典型的な急性型の病院というふうな形をとっております。これからも救急につきましましてはますます力を入れていきたいというふうに思っているわけでありまして。

そこで、救急用ベッドであります、救命救急センターとしての病床数は30床でございます。しかし、病院全体で一般が736床ございますので、この空床を看護部長室が管理しております、あいているお部屋には救急から患者さんになるべく入院していただこうと、このようなことでベッドのやりくりをして、お断りしないでなるべく入れようというふうなことでやっている次第であります。さらに、最近では、周りの病院との連携というのもだんだんできてまいりまして、匝瑳市民病院、それから銚子市立病院、あるいは小見川中央病院と、そのような所に、もしベッドの無い場合は移っていただくと、このような体制ができつつあるわけでございます。

それから、次の病院前、プレホスピタルケア体制が、まだ最初のホームページに載せてあります所の評価の時にはあまりいい点数がつかなかった、こういうご指摘でございますが、現在、プレホスピタルケアというのは、ご存じのように、救急患者様は3分ないしは5分、どう長くても10分以内に適切な、心停止、あるいは呼吸停止の患者様は治療をしないと、非常に具合が悪いということでありまして、どうしても消防関係、救命救急士の皆さんがやはり最初に到着するわけでありまして、病院前ケアというのは非常に大切なことでございます。これを病院としましては、この救命救急士の皆様方の教育、あるいは訓練、それから無線等によります適切な指示、あるいは特に今問題なのは、気管挿管、これを救命士の皆様に教育して、そしていざという時に挿管までしていただきましょう、このようなことであります。さらには、いろいろな標準的な国際的に認められている救急処置、これの講習会を定期的にナース等も含めまして行っております。

ということで、現時点で評価していただくならば、かなりいい点数がいただけるのではないかな、このように思っております。

それから、次の救急スタッフの確保でございますが、現在、救命救急センター、普通の病院とは異なりまして、すべて看護体制も3交替制をとっております、24時間いつでも救急患者さんを受け入れられるような体制をとっております。ドクターにつきましても、専属医師が5名おりまして、さらにその下に研修医がおりますので、当面、現時点ではこれでいい

のかなというふうに思っておりますが、さらに人材を確保してもっと充実していきたいと、将来はそうように考えている次第でございます。

救急につきましてご評価をいただいて、本当にありがとうございます。これからもさらに力を入れていきたいなと、このように思っております。

以上でございます。

○副議長（林 俊介） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 私の方からは、救急に関する2問のご質問と、それから旭中央病院の経済波及効果、この2点についてお答えを申し上げたいと思います。

まず、救急の年間患者数と、それから市町村別人数でございますが、ちょっと大変数字が並んで恐縮でございますが、まず、救急の年間患者数ですけれども、平成18年度は6万1,590人でございます。近年は増加傾向にあります。それから、この市町村別人数の内訳でございますが、平成18年度では旭市で2万1,132人と全体の34.3%を占めております。次いで、銚子市が6,831人、それから匝瑳市が6,649人、香取市が5,933人と、こういう状況になっております。

次に、消防本部の当院への救急車搬入の状況でございますが、平成18年の1年間、これは18年という、年度でなく1年ということでありましてけれども、18年の1年間では、旭市消防本部が2,624人中2,332人で88.9%となっております。次に、匝瑳市横芝光町消防組合消防本部が2,642人中1,064人で40.3%、銚子市消防本部が2,440人中457人で18.7%となっております。

旭市内の患者数は、数は増加傾向にありますけれども、救急全体に対する割合を見ますと減少しております。これは、県外の患者数が増えていることによって相対的に率が下がってきていると、こういう状況でございます。

次に、救急の収支はどうなっているかというご質問でありますけれども、18年度の救急事業の収支は、これはもともと不採算部門でございますが、特別交付税を含めても3億6,000万円余りの赤字となっております。

救急に関しては以上でございます。

次に、旭中央病院の経済波及効果について申し上げます。

昨年度にみずほ総研とともに、当病院が昭和28年の開院以来の旭市をはじめ近隣地域に及ぼしてきた経済波及効果を算出しております。その結果によりますと、旭市の、53年間でありまして、この経済波及効果の累積額は1,940億5,000万円余りとなっております。こ

れは1年間に単純に割りますと、約36億6,000万円の1年間の経済波及効果ということになります。さらに、今回再整備事業をするという仮定をした時に、これは総工費が約300億円というふうに試算をしておりますが、再整備事業を行うというふうにしますと、さらに54億9,000万円余りの経済波及効果が予測されております。

以上でございます。

○副議長（林 俊介） 病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） それでは私の方からは、1の旭中央病院再整備事業についてをお答えいたします。

まず、こちらの方の（1）の収入対策について、基本計画書の20ページに4項目が示されたわけでございますけれども、そのうちのまず1点目であります。救急急性期病院としての機能を重視し、先進的かつ高度な医療を提供するということでございますけれども、こちらの方ですが、急性期病院としての機能を重視し、さらに日本人の3大疾病であるがん、脳血管疾患、心臓疾患に焦点を当てまして、先進的かつ高度な医療提供に取り組むことによって増収効果を目指します。具体的には、放射線治療でありますとか脳血管手術、冠動脈バイパス手術などの高度医療に取り組んでまいります。

それで金額なんですけれども、個々の年間での収益額というのは今手元にはございませんけれども、受注月によりましての1件当たりの収入額が分かっております。それによりまして、放射線治療でありますけれども、いろんな方法があるんですが、平均では34万4,500円、それから脳血管手術でございますけれども、約13万円、それからペースメーカー移植手術でありますけれども、こちらの方は15万9,000円などでございます。

それからまず、次の2点目であります。新看護基準（7対1看護）の取得と、それからDPC適用ということでございますけれども、こちらの方は、来年度からDPC適用病院になることによりまして年間4億7,000万円の増収を見込んでおります。さらに、7対1看護の取得によりまして、平成23年度からは6億6,000万円の増収を見込んでおります。

それから、3点目であります。新棟が完成することによって新規患者数、それから紹介患者数が増加するということでございますけれども、こちらの方ですが、東総地域では医師の不足によりまして深刻な影響を受けております。当院へ患者が集中するという状況が続いておりますが、この状況、特に急性期医療を必要とする患者の集中は今後とも継続すると考えられております。さらに、新棟完成によりまして診療効率が上がることによりまして、新規の患者数は増加すると見込んでおります。

新規の患者数が増加すれば、診療報酬上は収入が見込まれます。最大の場合でありますけれども、外来診療料というのが700円であります。それに対しまして新規の場合ですけれども、初診料が2,700円というようになっております。18年度におけます新規の患者数でありますけれども、全体に占めます割合が17.8%でございます。仮に1%増となった場合であります、年間8,500人が増えることになりまして、金額でいきますと1億2,257万円増というようなことになります。

それから、4点目であります。医師の確保に対する国の対策でございますけれども、こちらの方、具体的な例といたしまして、厚生労働省は、2008年度の予算要求の中で医師確保対策の一環といたしまして、医師派遣に協力する病院の診療体制強化ということで21億円を見込んでおります。

それから、(2)番目の資金的なリスクということでございますけれども、あえて申し上げますと、金利が上昇するというようなことがあろうかと思えます。

それから、(3)の国・県の事業に対しての要請、指導、支援はというようなことでございますけれども、これにつきましては先ほど市長からもご説明がございましたけれども、県に対しましては、当院が地域中核病院としてこれまで果たしてきました役割、また種々の県の医療施設への協力病院としての立場を強調いたしまして、補助金などを出していただくようお願いもしておりますけれども、今後もさらに最大限の協力をお願いする努力をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長(林 俊介) 税務課長。

○税務課長(野口徳和) それでは、住民税についてお答えいたします。

税源移譲後の所得段階別の税額及び人数の割合につきましては、住民税の税率が3段階になっておりますので、3段階の区分で申し上げます。

まず、7月1日現在の課税状況におきまして、課税標準額200万円以下の税額は11億2,316万円で、税額割合は38.2%、人数割合は73.1%です。次に、200万円を超え700万円以下の税額は14億1,911万円で、割合は48.2%、人数の割合は25.2%です。次に、700万円を超える税額は4億126万円で、割合は13.6%、人数の割合は1.7%となっております。

以上です。

○副議長(林 俊介) 社会福祉課長。

○社会福祉課長(在田 豊) それでは、税源移譲に伴いまして市民への影響という中で、社

会福祉課が関係する部分で保育料がございますので、お答えをさせていただきます。

保育料につきましては、入所する児童の年齢と両親の所得税、住民税、それらの額によって決定をされるものです。税源移譲によりまして、保育料徴収基準の階層区分間で大幅な異動が生じ、保育料全体に影響が出ないように、各所得階層区分の所得税額を改正し、対応しております。

保護者への影響という部分におきましては、保護者の所得税が下がることによりまして各階層区分も下位に移行することになりますので、保育料もそれに合わせ下がるということになります。したがって、保護者にとりましてはこの部分では有利に作用をしているということになります。

以上でございます。

○副議長（林 俊介） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 買収困難な共有地の利用の件、お答えいたします。

本件につきましては、市としましても歩道用地として利用したらどうかと県にお願いしてきました。しかし県は、所有権移転登記のできない土地に歩道を作るわけにはいかないという考えで、地元の歩道要望につきましては、県道の少し上の大利根用水路沿いの道路を利用するのであれば協力したいと、こんな話でありました。

なお、清滝バイパス歩道橋用地約150平方メートルあるんですけれども、それは旧海上町が間に入りまして、契約をして県が借りたというような状況でございます。市は、この土地が大勢の道路利用者のため生かされれば、またその地権者としても、道路管理者である県としても喜ばしいことだと考えております。

本件に関しましては県に要望し続けますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○副議長（林 俊介） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、1番目の（1）の収入対策についてでありますけれども、収入の金額が示されたわけでありまして、2番目のこの7対1看護について6億6,000万円、D P C適用病院の方は4億7,000万円ですか、これだけの増収効果が期待できるという以外は、ちょっとはっきり私としましても理解できない部分がありましたけれども、この2番目の部分については間違いなく増収ということだろうと思います。

1つお聞きしたいのは、これまで病院がこの収支計画のシミュレーションというものを幾

つか出されているわけでありませけれども、ケース1、ケース2、ケース3、それからケース3 - 1、ケース3 - 2、また日本経済研究所ですか、こちらの方でまた、ちょっと危ない場合の試算としましてケース3 - 2のA、B、Cと、こういったものも出されております。計8通り出されておりましたけれども、病院としては一番想定されているケースはどのケースかをお伺いしたいと思います。

○副議長（林 俊介） 島田和雄議員の質問に対して答弁を求めます。

病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） ただいまのご質問でございますけれども、どのケースを想定しているのかというようなことであろうかと思えます。3 - 1としまして、通常2.5%ずつを上昇していくパターンというのと、それから3 - 2といたしまして、基本的にはフラットなんですけれども、DPCの増収、それから7対1看護の増収だけを見たというようなことで、こちらの方を新たに試算させていただいたわけでございますけれども、結果的にはどちらも大差はなかったわけでありませ。当院といたしましてですけれども、医療上に必要な収入は何でもやっていきたい。それから、経費削減につきましても打つべき手はすべて打っていきたいということで、そのように努力していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（林 俊介） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） そうするしかないとは思えます。

先日の全員協議会がありましたけれども、その時に鍋木室長の方から財政投融资についてのお話がありました。財政投融资については、試算の段階では50%の借り入れということを経基本的な考えとされているようですけれども、これが七・八十%借りることができるというような発言があったわけですが、間違いはないかどうか、その辺をお伺いします。

○副議長（林 俊介） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 見込みといたしまして、70%から80%は十分可能であろうと、間違いはないだろうと考えております。

○副議長（林 俊介） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） 財政投融资がそういうことであれば、これは今まで病院が試算されておりましたケースの中では、ケース1かケース2といったようなことに当たると思えます。このとおりに進めば、この資金計画というのは本当に有利な形で進めるのかなというふうに思っ

ております。もっと言えば、この資金計画が成功するかどうか、この財政投融资がどれだけ借りられるか、そういうふうに私は考えているわけです。

次の質問ですけれども、先ほど示されました7対1看護、それからDPC適用病院、金額についてはお話をございましたけれども、これらの根拠になるような数字が当然あると思います。その辺がまだ出されておきませんので、その辺をよろしく願います。

○副議長（林 俊介） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） ちょっとDPCと申し上げても皆さんよくご存じないことかと思えます。ここでちょっと分かりやすく知っていただくためにも、まずDPC、7対1看護がどのようなものであるのかということも含めましてご説明をさせていただきたいと思えます。

DPCといいますのは、主病名、処置、それから合併症などの要素を組み合わせた急性期入院医療に関する診療群の分類のことです。DPCの第一の目標は、医療の標準化、透明化を通じまして、医療サービスの質の向上を図ることです。そして、現在は手術、処置など一つ一つの報酬点数に付いております出来高制度でございますけれども、DPCの場合、DPCごとに1日当たりの点数が決められる定額制に変わるというのが、一番の大きな変更点でございます。

DPCを導入した場合の医療についてはどのようなことになるのかということでございますけれども、クリニカルパスというのがございまして、これは疾病別に標準的な診療手順を示しました診療計画書のことです。これらの手法を活用いたしまして、診療方法でありますとか手順、医薬品、診療材料を標準化いたします。これによりまして、診療のばらつき、重複や無駄が最小限にされます。そして、在院日数も短縮化されていきます。結果的には医療費の抑制につながるというようなものであります。

今後、DPCを導入する病院は、先行してDPC体制をしております大学病院などが行っている高度な診療方法を標準として目標とするということになりますので、この意味からも質の高い医療が提供されるというのがございます。

それでは、DPCを導入した場合、どのくらいの増収効果があるのかということでありますけれども、厚生労働省の保健局の調査では、直近のデータにおきまして現状の出来高算定方式と比較いたしまして、全体で3.6%の増収になったというような報告がございまして、当院ではこの情報に基づきまして、少なくとも半分、1.8%程度、約4億7,000万円の増収を見

込んだものであります。

それから、DPC制度では、このDPCごとに1日当たりの報酬額が決められるほかに、病院としての機能評価係数というのがございます。この係数が現在6つあるんですけれども、そのうち一番大きなものといまして、7対1看護をクリアした場合というのでは0.1069というのがございます。すなわち10.69%の増収になるというわけでございます。これを入院の診療費の定額部分に乗じた金額が加算として病院の収入になります。これが平成20年度には増収効果を約6億6,000万円と見込んだものであります。

先ほど申し上げましたように、DPCでは疾病ごとに診療方法が標準化されまして、ばらつき、それから重複、無駄が最小限化されます。これによりまして平均在院日数についても短縮化が可能となりまして、ベッドの回転率が高まります。当院のように入院を待つ患者さんが多い場合は、ベッドの回転率が高まっても病床利用率が現状のまま高く維持されますので、入院単価が上昇する一方、病床利用率も下がることはなく、年間の収益は増額すると予想しております。

一方、患者さんの立場からでありますけれども、良質な医療を短時間で受けることができます。すなわち、早くよく治るということでありまして、入院費を低く抑えることが可能となります。入院費のトータルが低くなれば、3割負担の窓口負担も低くなるということでもあります。また、これにつきましても高額療養費制度によりまして上限が設定されているところでございます。

以上でございます。

○副議長（林 俊介） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） では、次の（2）番目の資金計画のリスクということでありまして、ただいま金利がリスクだというようなご回答でありましたけれども、この金利についての対策は考えているのかどうか。

また、このほかにも幾つか考えられると思います。1番目としまして、この7対1看護の人員が確保できるのかどうか。また、2番目としまして、山武医療センター、あるいは富里市に予定されている私立病院の建設によりまして患者の減少、それから3番目としまして、追加工事などによる建設費の増加などが考えられますけれども、病院はこれらについてはどのように考えているかお伺いします。

○副議長（林 俊介） 島田和雄議員の質問に対して答弁を求めます。

病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） まず初めにありました、金利が上昇するというようなことでございますけれども、今回の資金調達計画におきましては、財政投融资資金の金利を2.3%から2.6%と、それから銀行借り入れの金利を3.1%から3.4%というように、年に0.1%ずつの上昇を見込んでおります。こういうところでリスクというのを見込んだわけでありまして、今回、この収支計画につきまして財団法人の日本経済研究所の方からは、地方債に関しましては、財政投融资資金、銀行など借り入れ資金とも現状の金利水準に対しまして妥当な金利を設定しておりますというような、妥当だというような評価も得ております。

それから、看護師の件でございますけれども、これにつきましてはいろいろな方策を行っております。まず、来年度、平成20年度からは看護専門学校の新設を40名から60名にというような計画でありまして、これの改修工事もこの夏休みの間に終了しております。

また、看護師の確保のために、副院長をリーダーといたしまして看護師確保定着部会というのを設立いたしております。そこで、全国の看護専門学校への告知活動の充実と戦略的訪問活動を行っております。それから、託児所の設置でありますとか看護師宿舎の新設、環境改善といった福利厚生面の充実を図っております、看護師にとってより働きやすい環境というのを目指しております。

それから、地域での他の病院ができた場合とかというようなことでありますけれども、山武医療センターでありますとか富里の徳州会病院のことだろうと思っておりますけれども、これらは診療圏が違ふということもありまして、その影響があっても軽微な影響にとどまるだろうというふうに考えております。

それから、追加工事でありまして、これにつきましては、工事費用が増額にならないよう、今、慎重に計画を進めております。また、万が一のために収支計画におきましては予備費を設けているところでございます。

以上です。

○副議長（林 俊介） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） では、今ご説明していただいた中で、特に看護師の確保対策について伺いたいと思います。

いろいろな対策を講じられているようでありますけれども、看護学校を卒業されました看護師を確保するというのが一番の近道ではないかなというふうに考えております。卒業後3年は約束で病院に残るということでありまして、その後は自由だと、こういうことでありますが、ほかの職場へ移られる方も多いというふうに聞いております。

3年経過後の残留率というものはどのくらいお伺いしたいと思います。5年後、10年後についても、分かればこの残留率についてお伺いします。

○副議長（林 俊介） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） ただいまのご質問でございますけれども、3年後というのは調べてございますが、5年後、10年後というのは調べてございまして、3年後についての数字でございます。この年は平成16年でありましたので、卒業した人数が46名で、現在残っております人数が22名でございますので、比率としましては47.8%というふうな状況でございます。

○副議長（林 俊介） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） 半分以下というような数字が示されたわけですが、これをやっぱりもうちょっと上げていただくといったような努力をしていただきたいなというふうに感じているわけです。

これまでいろいろなこの卒業生残留ということで対策をとられてきたと思いますけれども、それでも残留率がこういった状態ということだろうと思います。これはどういったような理由が考えられるのかお伺いしたいと思います。

ちなみに私としましては、給与なんかの問題もあるのではないのかなというふうに感じております。看護師の給与というものをどんなものか近隣と比較して、分かればお伺いしたいと思います。

○副議長（林 俊介） 島田和雄議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 千葉県の自治体病院の看護職員の初任給の調べというのがございます、見ているところでございますけれども、当院の数字ですけれども、当院よりも高い所もございますし、低い所もあるというような状況です。助産師、それから看護師、准看護師、それぞれ自分の所よりも高い所も低い所もあるというような状況です。

以上です。

（「残留率が低いのは」の声あり）

○副議長（林 俊介） 病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 残留率が低いというようなことでありますけれども、当院の方で東京の方に行って、看護師募集とかというようなこともやっているわけなんですけれど

も、そういうふうなところで、やっぱり看護師になるのに当たって、どうしても都会志向ということで東京に近い方というようなことがあるように聞いております。千葉にあっても、やっぱり京浜地区でありますとかそのようなことがありまして、例えば君津市でありますとかそこら辺でも同じようなことを聞いておりますので、一番の理由は都会志向なのかなというふうに感じております。

以上です。

○副議長（林 俊介） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） 分かりました。

では、次に3番目の経済効果についてでありますけれども、この経済効果について市長のお考えを初めてお伺いしたわけであります。市立病院がこの一大事業を計画している中で、初めて市長のこの計画に対してのお話をお伺いすることができました。内容がよく分かりました。ありがとうございました。

次の質問ですけれども、その再整備の計画書の中で、資金計画についての積算の前提条件というのがあります。これは病院が示されたものでありますが、収益、費用、それぞれの条件を示してあります。収益の中で、負担金、交付金という項目があります。説明欄を見ますと、18年度実績に病床数や元利償還金などの交付税の増減を考慮したと書いてあります。今回のこの200億円余りの起債についても、こういった交付税の交付があるのかどうか、その辺をお伺いします。

○副議長（林 俊介） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 企業債をというので借り入れをいたしますと、その元利償還に対しまして国の方で交付税が措置されることになります。国から市、市から当院というように繰り入れ、そして繰入金というようになるわけでありますけれども、この計算方法であります、元利償還金の半分に対しまして0.45と、約4分の1程度でございます。

以上です。

○副議長（林 俊介） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） この200億円の元利償還金に対して4分の1の交付税措置があるということですが、これについては今まで説明としては受けていませんでしたし、私も勉強不足でありましたので知らなかったわけであります。これが資金計画に盛り込まれているということでもいいわけでしょうか、お伺いします。

- 副議長（林 俊介） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院再整備室長。

- 病院再整備室長（鍋木友孝） 今回の収支につきまして、収益の方で見込んでおります。

- 副議長（林 俊介） 島田和雄議員。

- 2番（島田和雄） では続きまして、2番目の救急の年間患者数と市町村別人数ということですが、これにつきましては、救急の市町村別人数が、救急の受診者というものがどのくらいであったかと、毎年の増減はどういったものか、また近隣からの受診状況はどういうものかというのを知るために伺ったわけであります。総患者数につきましては、着実に増えていると。近隣市町の救急の受け入れ態勢が悪くなっているというようなこともございまして、近隣からの受診者も着実に増えているということが分かりました。

救急においては、匝瑳市からの搬送が目立って多かったようであります。これについては、私が調べたところによれば、地元の市民病院に搬送する数よりも、中央病院に送られてくる患者さんの方が多いという数字でした。

続きまして、2番目の救急事業の収支についてお伺いします。

3億6,000万円の救急については赤字と、巨額の赤字が出ているわけでありますけれども、この数字でありまして、最初聞いた中で、昨年度は6万人ちょっとの救急患者があったということでありました。3億6,000万円を6万人で割りますと、6,000円という数字が出てくるわけでありまして。救急患者が1人病院を訪れると6,000円ずつ赤字と、こういう数字が出るわけでありまして。これは経営的に見れば非常に問題な数字ではないかなというふうに思っております。そうは言っても救急のこの大切さと、そういったものを考えれば、恐らく市民は納得してくれるのではないかなというふうに感じております。この件について、病院側の方でもしお答えがあればお伺いしたいと思いますが。

- 副議長（林 俊介） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

- 病院事業管理者（吉田象二） 自治体病院というのは、やはりその地域の医療を担うということですので、採算医療ばかりやるわけにはいかない。不採算部門をやはりやらないといけないという宿命、使命がございますので、これは実際は総合病院だと赤字部門は救急だけではございません。しかし、やはり病院全体としてニーズがあればこれをやらざるを得ないと。赤字部門を切り離してやっているような私立の病院もあります。非常にもっと経営をよくしろと言うならば、それは赤字部門を切り離さなくちゃいけないわけでありまして、

しかし、これはやはり自治体病院の使命でございますので、これはもうぜひこのまま続けていくと。赤字が出たら困りますけれども、やはり医療の方が絶対大事なものでありますので、一番目はやはり医療、次に経済が来るのではないかと私は思っておりますので、やはりこれは絶対続けていかなければいけないだろうと、このように思っております。

以上でございます。

○副議長（林 俊介） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） そういう決意でぜひ今後ともよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、3番目の救急用ベッドについてであります。ベッドがあいていないということとで、収容できないといったような事態が頻発しているということについては、先ほど病院長から説明がありました。これは、では、いいです。

次に、妊婦の救急搬送についてであります。9月5日の千葉日報にも、千葉市で奈良県と同じようなことが起きたというようなことが報じられています。かかり付け医がいなくて、16回断られたあげくに流産したということです。

中央病院では、かかり付け医でなくても救急の場合は妊婦を受け入れてくれるとは思いますが、どうでしょうか。

また、救急隊が病院に打診して断られる理由としましては、別患者の処置中というのが多いそうであります。中央病院がこういった場合、別患者の処置中の場合にはどのような対応をされるのかをお伺いします。

○副議長（林 俊介） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 奈良県の事件といい、福島県の事故といい、あるいは全国的に今、産科医が非常に不足していて、産科医も大変な疲労をしているというのが全国的な風潮でございます。ただ、幸い、今、当院は数の上からは産婦人科医が一応確保されておりますし、L I C U、小児科医もやはり確保されております。ドクターズカーをそういう場合は回して、よその所までお迎えに行ったり、あるいはお引き受けしたりと、このようなことを既にやっております。

そちらの方面ではまずお断りすることはないかもしれませんが、ただ、お産の予約というのがございまして、なるべくお受けしているわけですが、何月何日にたまたま重なってしまう場合というのがございます。今、年間1,100ないしは1,200ぐらいにお産が増えてまいりました。一どきにたくさんのお産を予約できませんので、ほかをお願いすることはござ

います。ただ、救急の場合は全部お引き受けすると、これはそういうふうにしております。

ただ、産婦人科以外の医療につきましては、特に大きな、例えば心臓外科の手術というのは、一たん入りますとかなり長時間にわたって終わるまでかかります。そういう時にもう一例、そういう場合は来る時は、一応ほかに回っていただくと、こういうふうな仕組みができております。例えば必要ならばヘリコプターを呼んで、日本医大北総病院にお送りすると、こういうようなことは時々ございます。

○副議長（林 俊介） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） 分かりました。

次に、再整備事業においては十分な救急ベッド数の確保がされているのかどうか、この辺をお伺いします。

○副議長（林 俊介） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 救急用に今まで置いておきませんでしたオーバーナイトベッドというのが、図面の上では15床つくってございます。さらに、先ほど申し上げましたように、当院は50%は救急からの入院ということになっておりますので、病院全体として対応していきたいと、このように考えております。

○副議長（林 俊介） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） どうもありがとうございました。

では続きまして、病院前救護体制の整備についてでありますけれども、これは消防署の方にお聞きします。こういった医療行為のできる資格を持った救急救命士が何名くらい旭消防署にいるのか、その辺をお伺いします。

○副議長（林 俊介） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤眞一） 救急患者に対しましては、病院到着前にどのような処置をするか、あるいはすることができるかということでその予後が大きく変わってまいります。消防本部では、高規格救急車の導入、そして救急救命士の育成に力を入れまして、平成18年度中にはすべての救急隊、これ12隊あるんですけれども、これに救急救命士を配置しまして、さらには旭中央病院の強いご指導とご協力を得まして救急隊員の資質の向上を図りながら、よりよい病院前救護体制を目指して救急隊の運用をしてまいっております。

救命士の救急搬送中に医師の指示のもとで実施する処置と実施可能人員であります、こ

れは2つに分けることができます。まず、人工呼吸実施時に行う挿管があります。これは、気管に直接チューブを挿入する気管挿管と、食道に挿入して間接的に肺に空気を送る方法があります。より有効な気管挿管を実施できる救急救命士は現在2名でありまして、ほかの12名は食道挿管で対応をしております。

次に、輸液路の確保があります。これは重症患者に点滴を実施するもので、救急救命士14名がすべて対応可能であります。そしてさらに、確保後に強心剤であるアドレナリンの注入が心停止の傷病者により有効でございますけれども、現在のところ5名の救命士が実施可能です。

このいずれの処置においても、救急救命士の免許を取得後に学科研修を修了し、さらに病院研修を実施し、認定を受けた後にこの行為が実施可能となるもので、今後、継続して受講、育成していかなければならないと考えております。

以上であります。

○副議長（林 俊介） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） 私も勉強不足でしたけれども、救命士になったらこういった行為というもの全部できるのかなというふうに思っていたわけですが、そうではなくて、実際の医療行為ができる救命士は、気管挿管については2名、点滴については5名しかいないといったような状況が今、消防長の方から報告されたわけですが、では、この資格を取るためにはどのくらいの期間を要すれば、全員の救命士がこういった資格が取れるようになるのか、その辺について伺います。

○副議長（林 俊介） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤眞一） 薬剤投与の認定につきましては、約1か月の研修修了後、病院の実習が症例1例、それとさらに関係教育が50時間ございまして、これは比較的短期間でございますので、平成21年度までには残りの全員がこの認定をされるように現在計画してございます。そしてさらに、気管挿管に関しましても、約1か月の研修修了後、さらに病院で30症例の実習を消化しなければなりません。この症例は、全身麻酔による手術対応の患者さんが対象で、その都度医師とともに説明をいたしまして、患者さんの承諾を得た後実施するもので、だいたい認定までに3か月から4か月かかります。そしてさらに、ほかの消防本部、鉾田市、匝瑳市、それから香取市、こういった消防本部の兼ね合いもありますから、やはり実習が順番になります関係から、これについては長期間かかると思います。

しかしながら、救命率を上げるためにはどうしても必要でありますので、また病院の先生方に十分協力をいただきながら、可能な限り早い時期に習得できるように頑張ってもらいます。

以上であります。

○副議長（林 俊介） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） よろしくをお願いします。

再整備計画の中にも、日本の医療界をリードする病院になるといったようなことが書かれておりました。こういったことも、ただいま申し上げました病院前救護につきましても、これからは社会的な要望になってくると思われます。ぜひこれまで以上の取り組みをよろしくお願いします。

救急スタッフの確保については了解しました。

では続きまして、3項目の中央病院の経済効果についてであります。概算の数字が示されたわけですが、試算されているということでもありますので、もうちょっと詳しく説明をしていただければと思います。

○副議長（林 俊介） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） これは今年の1月に成果品としてはでき上がっておりますが、病院とみずほ総研で一緒になってつくったものだそうです。それで、これについては千葉県全体と、それから東総地域、それから旭市、3つに分けて、結果的には経済波及効果が出ておりますが、その出し方については、直接的な経済波及効果、それから間接的な経済波及効果に大きく分かれております。

その直接的な経済波及効果というのはまた項目がたくさんあるんですが、例えば生産誘発額というものがありまして、これは病院の支出額が関連産業の生産を誘発する金額というようなこと、それから雇用者所得の誘発額、つまり、働いている人が他の生産にどういう誘発をしているとか、それから法人営業余剰額とか、あと法人あるいは個人の税収増加、そういった細かい区分がたくさんありますけれども、そういうふうにそれぞれ分けて、それから次に、これは病院が直接支出するものと、それから来院者が直接的にもたらす経済波及効果、それがまず大きく直接的経済波及効果としてあります。そのほかに間接的な経済波及効果としては、これはつまり病院がなかったとした時に、例えば他の地域に行かなければいけない時の交通費だとか、そういうなかった時と比べた時に、あることによってもたらされる経済

波及効果、そんなことで積み上げてありまして、ちょっとこれはなかなか説明が難しいんですが、大きくはそういったことです。直接的な経済波及効果と間接的な経済波及効果、そんなことからそれぞれの数字を積み上げて、トータルの効果を試算しております。

○副議長（林 俊介） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） ただいまの事務部長が資料を見てお話ししていただいたわけですが、そういった経済効果についての資料、数字が出ているということであれば、私どももぜひ拝見したいと思いますので、できればお願いしたいと思います。

○副議長（林 俊介） 要望でいいですか。

○2番（島田和雄） 要望というか、次の質問もありますけれども。

○副議長（林 俊介） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 実はこういう報告書というのが上がっておりまして、これはまだお配りをしていないようでありますので、これは製本でありますけれども、これはなるべく早くコピーをいたしまして、議員の皆さん全員にお配りをしたいと思います。あと、市の方にももちろん差し上げたいと思いますが。

○副議長（林 俊介） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） 1,940億円といった経済効果の数字が示されたわけですが、この数字の評価というものは私にはしかねるわけでありまして、旭中央病院がもし旭市になかったらどうなっていたんだろうかといったようなことから、この質問を考えたわけでありまして、旭市にとって、旭中央病院は貴重な経済資源です。新しい建物がこれから建ち、アクセス道路が東西にできる。そうすると旭中央病院の下に新しい町並みが形成されることが考えられるわけでありまして。これらの事業を計画する中で、旭市にとって最も経済効果が期待できるようなものを考えていかなければならないと思いますが、市の考えはどうでしょうか。

○副議長（林 俊介） 島田和雄議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 中央病院を生かしてさまざまな活性化対策というのが、私の医療と福祉の郷の構想であります。そんな意味で、中央病院の院長をはじめスタッフの皆さん方には大変なご苦労もおかけをしますが、中央病院を生かしているんなことを実行していくというのが、旭市にとって活性化に結び付ける一番早い道だろうと、そのように考えておりま

すので、よろしくをお願いをしたいと思います。

その一つが、中央病院にお願いして来年度から実行していただく看護師さんの5割アップというようなことも一つでして、できればこれを将来的にはもう一歩進めて、介護福祉士、こういったものも養成ができるような形がとれたら、そんなことも考えていますし、看護学校を卒業した看護師さん方が、できればこの旭市で所帯を持っていただけることができたらというようなことも考えて、議員さん方にもお願いをさせていただいている面もあるわけですから、いろんな面を考えながら、中央病院を生かしてまちづくりをしたいなと、そんなふうに考えておりますので、議員さん方にもご指導をいただきますのと同時に、院長をはじめ病院のスタッフの皆さん方にはご苦勞をかけますけれども、ぜひひとつ期待に込めていただきたい、そのようにお願いをさせていただきたいと思います。

○副議長（林 俊介） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） では続いて、4番目の住民税、所得税についてであります。税源移譲によるところの市民への影響ということについては、所得税が下がったということで、それに伴って保育料も引き下げ、いろんな緩和措置はとられたようではありますが、総体的には下がっていると、そういったようなことが報告されたわけでありまして、そのほかについては、私が予想したのとは裏腹に、ほとんど市のこの料金等については影響がなかったというようなことでありました。

それでは続きまして、2番目の増税された住民税の徴収についてであります。制度が変わってからの実際の徴収については、まだ本年度の1期分ということでもありますけれども、年間を通じたものとは若干ずれると思いますが、6月の徴収の住民税の去年同期と比較しての徴収率、あるいは徴収金額をお伺いします。

○副議長（林 俊介） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） それでは、7月末の状況についてお答えいたします。

調定につきましては、昨年の7月末で22億6,400万円ほどで、その時の7月末で8億4,800万円、収入率が37.47%、19年7月末の調定が29億1,300万円ということで、収入済みが10億4,600万円ということで35.92%、まだ納期1期分でございますけれども、この時点で比較しますと1.55%落ちているという状況であります。

○副議長（林 俊介） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） 徴収率が1.55%落ちているといったようなことでありますけれども、予

算書を見ますと、96.7%の徴収率というものを見込んでいるわけですが、この数字が確保されそうでしょうか。

○副議長（林 俊介） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） そのように努力したいと考えております。

○副議長（林 俊介） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） 税率が上がったといいますよりも、税額が倍になったといったような層が、先ほどの話の中では、これの割合といいますと、200万円以下の層ですから、73%の方々が税率が5%から10%になったわけで、なかなか倍のこの金額を徴収するというのは難しいと思います。思いますけれども、集めなければ市政運営に支障が出るといったようなこともありますので、ぜひ徴収の方をよろしくお願いします。

続きまして、5番目の買収困難な共有地での公共事業の進め方についてお伺いします。

建設課長の方からやり方についての説明があったわけでありますけれども、要するに地元が、大間手区の新川組合が共有地を町へ貸して、町がそれを県へ貸すと、そういったやり方をされて、要するに町が地元と県の間に入ってこの契約をしたわけです。これをやらなければ東総広域農道というのはそこで寸断されちゃったということだろうと思います。こういうやり方もあるんだということで、同じ考え方で大間手歩道についても可能だと思います。市としてはこういったことについてどうお考えか、お伺いしたいんですけれども。

○副議長（林 俊介） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） これは県にお願いし続けるしかないんですけれども、今回の話は、大規模農道から上がったところの150平米は交差している一部分です。島田議員が質問されるのは、今度は1.6キロ、1,600メートルの長さになっちゃいます。この辺は何とも言いようがないんですけれども、県と相談し続けると、こういうことでご了承いただきたいと思います。

○副議長（林 俊介） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） ぜひ要望を一緒にお伺いしたいと思うんですけれども、県の姿勢と申しますか、それについてはちょっと腑に落ちないところがあるといいますか、ああいった広域農道みたいな重要な施設については、規則を曲げてと申しますか、原則にのっとらないで事業を進めていくということをされたわけです。

これは、大間手の地元から貸すといったような要望を出したわけではなくて、県からこういうやり方でやってくださいということを要請されているらしいんですよ。だから実際は、先ほど申しましたように、大事なところは原則を折り曲げてでも実施していくと。歩道については、地元の住民何人も歩かないと、そんなに優先度は無いというような考え方をされているかどうかは分かりませんが、これはあくまで原則どおりでないとできないと、こういうやり方については、どうも何回説明されても腑に落ちないところがあります。

どういう形でも私どもはいいんですけれども、地元の要望に、長年の要望でありますので、ぜひ応えていただくよう要望しまして、質問を終わりにしたいと思います。

○副議長（林 俊介） 島田和雄議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、２時35分まで休憩いたします。

休憩 午後 ２時 20 分

再開 午後 ２時 34 分

○副議長（林 俊介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊 藤 保

○副議長（林 俊介） 引き続き一般質問を行います。

伊藤保議員、ご登壇願います。

（１番 伊藤 保 登壇）

○１番（伊藤 保） 議席番号１番の伊藤保です。通告に従って質問をいたします。

私は、視覚障害者支援について３点、それから赤道などを含む市道、側溝の整備、清掃について２点お伺いいたします。

視覚障害者の情報取得の切り札として期待されている音声コード、ＳＰコードが全国に普及し始めました。障害者自立支援法の円滑な運用を目指す特別対策に、音声コードを普及するための事業が盛り込まれたのがきっかけです。

この視覚障害者等情報支援緊急基盤整備事業は、都道府県または市町村が実施主体となっていて、2007年から2008年の２年間で、視覚障害者や聴覚障害者らに対する点字や音声、手話などによる情報支援を行うため、必要な機器やソフトの整備を行うものです。

ほとんどの視覚障害者は、各種の契約書や申請書、請求書、税金や年金、公共料金の通知、防災・防犯情報、医療情報など日常生活の全般にわたってその内容が分からず、著しい情報格差にさらされています。そうした格差を埋める技術として日本で開発されたのが、音声コードです。

我が国の視覚障害者は約30万人と言われていますが、病気を原因とする中途失明の増加などにより点字を利用できない人が全体の9割を占めています。

そこで1点目に、旭市で視覚障害者は何名いるのでしょうか。

2点目に、市の公共施設での窓口の対応はどのようにしているのでしょうか。

3点目に、音声コードが全国的に普及し始めているが、市では導入を検討しているのでしょうか。

次に、赤道を含む市道、側溝の整備、清掃について伺います。

市内を見ると、集落の舗装や排水が悪く、決して住みやすい環境ではない所があるようですが、1点目に、赤道を含む市道で側溝のついていない路線はどのくらいあるのでしょうか。

2点目に、以前質問をいたしました但、市道の側溝の清掃はどのようにしているのでしょうか。

以上、2項目5点を伺います。

なお、再質問は議席にて行いますので、ご回答の方、よろしくお願いいたします。

○副議長（林 俊介） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、ただいまの視覚障害者の支援につきましてのまず1番目としまして、視覚障害者の人数でございますが、ただいま身体障害者を所持している方につきましては、平成19年3月31日現在で171名でございます。

それから、市の公共施設での窓口対応ということでございますが、これは公共施設全般にわたって関係してくるものでございまして、必ずしも社会福祉課の方だけの対応ということにはならないかと思いますが、一般的に私どもが対応している内容をご答弁させていただきますと、まず、市の本庁舎につきましては、誘導用の点字ブロックが設置をされておりますので、軽度の障害の方につきましては、その点字ブロックを頼りに市庁舎の方へお入りいただくようになります。そして、窓口対応ということでございますけれども、本庁舎の方へ入っていただきますと、入り口に総合の受付を設けてございますので、その受付でご要件をお聞きし、その窓口までご案内を差し上げるということで対応しております。その後は各課で

対応をしていただくというような形になっております。

それで、先ほどもちょっと申し上げましたが、窓口へひとりでいらっしゃる方というのは比較的障害の程度も軽い方が多いわけですし、手続き関係につきましても、それほど問題となる部分は少ないのかもしれませんが、重度の方でございますけれども、重度の方は、ほとんどの方が、付き添いの方、ご家族もしくはヘルパー、そういう方々と一緒に見えるケースが多くございます。したがって、窓口の手続き関係につきましても、それらの付き添いの方に情報を提供することによって手続き等を行っております。

いずれにいたしましても、障害者の皆様にご不便をおかけするような、そういう対応はすることのないように、十分に注意をしながら対応をさせていただいているところでございます。

それから、今、議員おっしゃられましたように、音声コードというのが、視覚障害者の皆様が情報を得るための大きな手段としてございますけれども、ここで音声コードとはどういうものかということをご説明させていただきますと、よくこういう書類の隅に2センチ角ぐらいで、まだら模様といいましょうか、コードがついている、そういう文書をご覧になった議員はたくさんいると思いますけれども、そのコードを機械へかざすことによって音声で情報が流れてくるという、そういうものでございます。それで、この音声コードそのものにつきましては、だいたい漢字を含みます文字数でいきますと800文字が、ここで情報を収納することができるわけですが、これを通常の文書であればほとんどがこのコードの中で対応ができてしまうわけなんです、役所の文書そのものについては、いろんな、例えば税の納付書であるとか、表を使ったり、いろんなグラフを使ったり、広報も一部そうなんです、そういうような部分についてはなかなかこの音声コードに置き替えるということも難しい部分もございますので、その辺の取り組みが市の方でもなかなか進まない原因かと思えます。

この音声コードの読み上げ装置、これにつきましては、日常生活用具ということで、視覚障害の方におきましては1割の負担をもって給付を受けることができます。それで、だいたいこの機械というものは、10万円弱の機械でございます。それで、そのほかに電池代とかいろいろ経費的なものは必要となりますが、いずれにいたしましても、1割負担で整備ができるという機械でございます。

それで、昨年度の給付を受けた方、実績で申し上げますと4名いらっしゃいます。それから、本年度、19年4月から8月までの実績では5名給付を受けていらっしゃいます。そして、

もう既に何年も前からこういう機械をご自分で用意して利用されているという方もいらっしゃると思います。

今後の市の対応ということでございますけれども、現在のところ対応できておりませんけれども、既にこの音声コードを実際に使っている自治体が多くございますので、そういう自治体を十分に調査させていただきながら、その置き替えられる文書、どのようなものがどれくらいあるのか、そしてまた公共施設に併せ、窓口でそういうような機械が必要なのかどうか、そういうことも具体的に検討をし、進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○副議長（林 俊介） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 側溝の延長につきましてお答え申し上げたいと思います。

データが認定道路についてでありまして、かつ旭地区と飯岡地区の積み上げしかございません。その辺のところをご了承をお願いしたいと思います。なおかつ、議員の質問は、ついていないところという質問なんですけれども、側溝は、両側についている場合とかといういろいろなケースがあります。総延長として答えさせていただきたいと思います。

旭地区につきましては、総延長241キロでございます。分母の道路の総延長を申し上げます。473キロが道路の総延長です。473分の241キロに側溝がついていて、こんな状況です。

それと飯岡地区でございますけれども、道路の総延長161キロに対しまして53キロ、率にしますと33%、3分の1ということになります。

以上です。

○副議長（林 俊介） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、市道の側溝の清掃はどのように行っているかとの質問でございますが、地元周辺環境整備との観点から、各地区の自主的な計画に基づいて道路側溝清掃を行っていただいております。清掃後の汚泥については、各区の区長や責任者から事前に道路側溝清掃計画書を提出していただきまして、市においてその汚泥を回収しています。

以上でございます。

○副議長（林 俊介） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） 視覚障害者支援の1点目の再質問をさせていただきます。

この171名いるということでございますが、その中で点字などのできる方は何名くらいいるのでしょうか。

○副議長（林 俊介） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

- 社会福祉課長（在田 豊） 正直に申し上げまして、正確に何名という把握はできておりません。しかしながら、視覚障害者の福祉会の方へこの人数そのものを確認させていただきましたところ、10名くらいいらっしゃるのではないかとということでお聞きをしているところでございます。

- 副議長（林 俊介） 伊藤保議員。

- 1番（伊藤 保） ただいま情報を取得するのに点字のできる人10名くらいと言っておりますけれども、ほかの人たちの情報手段というのはどのようにしているのかお聞きします。

- 副議長（林 俊介） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

- 社会福祉課長（在田 豊） それでは、お答え申し上げます。

情報の伝達の一つといたしまして、旭市社会福祉協議会の方でボランティアで行っております声の広報というものがございます。それで、ボランティアの方が広報を朗読し、それをテープに録音し、視覚障害者の皆様に配送をするという、そういう事業を展開してくれております。現在20名の方が利用をされておりますが、これに対する料金につきましては、無料ということで実施をしております。

そしてまたもう一つは、障害者の方ひとりで暮らしていらっしゃる方、こういう方はなかなか情報を入手するそういう手段を持ちませんけれども、ご家族でどなたか視覚障害に問題なく情報を入手できるというような方と同居されている障害者は、たくさんいらっしゃいます。そういう方々につきましては、その家族の方が代わってその情報を伝達してくれるというようなことになろうかと思えます。

以上です。

- 副議長（林 俊介） 伊藤保議員。

- 1番（伊藤 保） 残り約140名の方が、ご家族の方とかヘルパーの方がというような回答だと思いますけれども、申請書とか請求書とか税金、年金とかプライバシー、個人情報の保護の点でどのようにお考えになっておりますでしょうか。

- 副議長（林 俊介） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

- 社会福祉課長（在田 豊） 確かに視覚障害者の皆様にお会いをいたしましてお話をお伺いする中で、今、議員おっしゃられました、個人情報が入る方々に漏れてしまうというこ

とを非常に懸念している、そういう状況はお伺いしております。それで、それらは役所の公文書だけではございませんでしょうけれども、せめて役所から発送したそういう文書につきましては、何か手でさわれば役所からの文書だなというような、その判読ができるような方法というものも役所全体で検討をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○副議長（林 俊介） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） 分かりました。

次に、一応、市が発行している広報、議会報とか、そういった窓口にある小さいリーフレットとか、そういったのをやはり、さっき答えてくださいましたけれども、そのようにお知らせしているということで理解してよろしいでしょうか。

○副議長（林 俊介） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 現段階におきましては、広報をどういうふうな形で音声コード等で返還できるかという部分で、あとのリーフレット等の印刷物等につきまして、確かに情報バリアフリーというような流れの中から考えますと、ちょっとまだ手ぬるいのではないかなというようなご指摘をいただくことを覚悟なんです、そういう部分もできれば進めていきたいとは思いますが、取りあえず、市の最重要な情報の伝達手段でございます広報から、それらがどういうふうに対応できるか、そういうふうに考えていきたいと思っております。

○副議長（林 俊介） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） それで、先ほどテープへ録音して無料で送付しているということですが、それらの経費というのはどのくらいかかるものなんでしょうか。だいたいいいです、お知らせ願いたいと思います。

○副議長（林 俊介） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 大変申し訳ございませんが、社会福祉協議会の方で対応をしてくださっておりますので、この経費につきましては、手元に資料を持ち合わせておりませんので、よろしくお願いしたいと思います。

○副議長（林 俊介） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） 3点目ですけれども、このコードが全国的に普及しているということで質問いたしますけれども、千葉県では、早くてもこの10月から健康福祉センターなど10か所

に読み上げ装置を設置するというようなことを聞いております。旭市でも市の公共施設での設置は検討していただけるのでしょうか、これをちょっとお聞きします。

- 副議長（林 俊介） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

- 社会福祉課長（在田 豊） この公共施設、幅広くございますが、それら全体の中でどういうふうな形で整備していくべきなのか、またいけるのか、そういうことも今後検討させていただきたいと思います。

以上です。

- 副議長（林 俊介） 伊藤保議員。

- 1番（伊藤 保） できればこれは早目に検討していただいて、情報バリアフリー化ということで、視覚障害者の方もやはり健常者と同じように情報が収集できるようなシステムをお願いしたいと思います。

次に、市道のことですけれども、生活道路として使用している4.5メートル以内の公共道路は順次整備していくということですが、この赤道と言われる昔からの道路、そういった所で、側溝の無い所というのは片側でも整備していかなければならないというふうには考えているんですけれども、その辺は順次整備していくのでしょうか、それをちょっとお聞きします。

- 副議長（林 俊介） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

- 建設課長（米本壽一） 実は、赤道にこだわるようではすけれども、市道の舗装につきまして、まず認定道路先決と考えています。認定道路の舗装率もまだ66%、こんな状況ですので、赤道よりもまず認定道路をというふう考えております。

- 副議長（林 俊介） 伊藤保議員。

- 1番（伊藤 保） 認定道路ということでございますけれども、舗装でなくても、側溝の無い所というのはかなり集落の中ではあると思うんです。どうしても雨水や生活排水で困っているということが結構苦情であるんですけれども、市内で排水などで、苦情やまた要望などのくらい寄せられているものなんでしょうか、それをお聞きします。

- 副議長（林 俊介） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

- 建設課長（米本壽一） 議員の質問と私の答えがきょうはかなりずれが生じているのをまず

謝らなくちゃいけません。区長さん方からの要望は、側溝が無いという要望、苦情よりも、幅が狭いだとか勾配がおかしいだとか、あとは老朽化して漏れちゃっているではないかとか、そういうのが多いんです。特に一番多いのは、大雨の時にあふれちゃっているという状況の中での要望がほとんどなんです。ですので、議員さんが言われました、なくて要望がどれだけと言われちゃうと困っちゃうんですけれども、数字としまして今つかんでいるのは、9月1日現在ですけれども、区長等から要望のありました数字を述べさせていただきます。

道路排水の整備要望、これは何度も言いますけれども、あるんですけれども、勾配等がよくないというのが79件ございます。それとあとは、排水路です。道路ではない排水路の整備要望も37件、合わせて116件あります。

以上です。

○副議長（林 俊介） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） この市内で、舗装はされているけれども側溝が無いという、先ほど質問したんですけれども、これら認定道路以外に順次計画を立てて、要望がある所はなるべく早くやっていただきたいと思うんですけれども、計画とかそういったのは立てられているのでしょうか、それをちょっとお聞きします。

○副議長（林 俊介） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 建設課では、道路の整備計画というものをつくってあります。それは、区長等から要望のあったものを積み上げまして、現在332件、先ほど側溝関係、排水関係で116件と申しました。332件の今要望件数があります。これは、地域のバランスだとかいろいろな状況を考えながら計画的にやろうと、こういうふう考えております。

○副議長（林 俊介） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） それでは、次の市道の側溝の清掃ということでお聞きします。

市道の側溝ということで前回もお聞きしましたけれども、この市道の側溝の清掃というのは、区や町内で行うということで理解しているんですけれども、いつごろそのような話が出てくるのでしょうか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○副議長（林 俊介） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（平野修司） いつごろかというのは具体的な記録等が無いんですけれども、道路改良が進み始めたころだと思いますので、30年以上前のころから始まっているのかなという

ふうに思っております。

○副議長（林 俊介） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） 十年一昔と昔言われていましたけれども、今、五年一昔と言われているようになってきておりますけれども、高齢化が非常に進んでおります。それと、生活環境も、生活スタイルが変わっております。今後の対策として、これらの清掃というのはどのように考えているか、お願いしたいと思います。

○副議長（林 俊介） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（平野修司） 基本的には、地区の皆さんが出したものですから地区の皆さんでお願いしたいというのは基本に思っております。ただし、一部にはそういうのができないとかという、高齢者とか体の弱い方とか、そういう方は当然いると思いますので、その場合には、市との方々が相談しながらやっているというのが、今、旭市の方でとっている方式といたしますか、そのような形でやっております。

○副議長（林 俊介） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） ぜひそのようにやっていただきたいと思うんですけれども、民家が非常に少ない所でも、側溝がある所もあるんです。市内を回ってみますと、中が半分以上詰まっている所が非常に多いわけです。先ほど質問をいたしましたけれども、結局、排水の流れが非常に悪くなってあふれている所が多々見受けられますので、その点を私、今回お聞きしたんですけれども、そういった点で、今後の計画としてぜひ考えていただきたいなと、こういうふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○副議長（林 俊介） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

滑 川 公 英

○副議長（林 俊介） 続いて、滑川公英議員、ご登壇願います。

（8番 滑川公英 登壇）

○8番（滑川公英） 8番、滑川です。平成19年旭市議会第3回定例会一般質問をいたします。

9月議会におきまして一般質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

収穫の秋ではございますが、1月より記録的な暖冬、5、6月の少雨、7月の日射量は例年の半分、例年より2週間近く遅れた梅雨明け、8月の气象台始まって以来の酷暑と、異常

気象が続いている日本列島では、その影響が第1次産業に顕著に表れております。

原油高騰による生産資材の購入価格のアップが販売価格に転嫁されずに、一昨年の消費税改悪により中小零細はまさにダブルパンチです。限られた税金を広く平等にの観点から質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

大きい1として、建設行政について。

地域間格差の著しい生活道路の舗装、これはたびたび建設課長にお願いしておりますが、この質問につきましては、6月議会で、福祉目的で生活道路の舗装をと質問いたしましたが、その当時、面接から1週間の余裕があるのに違う答弁が返ってきておりました。何か違う含みがあるのでしょうか。質問に対する正確な答弁をお願いいたします。

市道編入されていない生活道路の総延長と舗装率はいかななものでしょうか。

Bとして、市道認定してある幅員4メートル未満588キロの舗装率が47.6%の原因は、建設課としてはどのようにとらえているのでしょうか。

Cとして、建設課の業務委託について。

1番、積算価格は建設課で積算するものなのでしょうか、それとも全部外部委託するものなのでしょうか。

2番目として、入札資格についてお尋ねいたします。

設計者が入札業者になり落札業者になる業務委託があるそうですが、それは市民にとってフェアなことなのでしょうか。

大きい2として、旭中央病院新病棟建設について。

1、実質公債費比率の答弁が3月議会と6月議会では食い違っていますが、どちらを信用すればよいのでしょうか。

Bとして、速やかな新病棟建設には、先に経営体の選択をすべきではないでしょうか。市議会においては何度か質問されておりますが、市立病院のままだと事業管理者は答えておりますが、市長の答弁は、本体より大きい経営で、そろそろ経営体を考えるべきだとのニュアンスでも答弁しております。また、事業管理者は議会外では、市立病院では無理だとの発言もしているそうです。面接で企画課長にお願いしたのは、経営体の種類とメリット、デメリットを一覧表に出していただきたいとお願いしてあります。比較できる書類を提示していただければ幸いです。

Cとして、市長が進めようとしている医療の経営統合（IHN）の構想の実現に向けた方策は。

市長は昨年度の議会で、IHN構想を進めると答弁しております。いまだに概観も見えてこないというのが現状でございます。実現に向けた方策はどのような方向になっているのでしょうか。

1回目の質問を終わります。

○副議長（林 俊介） 滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 滑川議員の質問にお答えをさせていただきます。

私からは、大きな2、旭中央病院新病棟建設についてのうちの（2）、（3）についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、速やかな新病棟建設には経営体の選択をという質問でございますけれども、現在のところ、経営体をどうするかということについてはまだ検討してございません。先ほども申し上げましたように、中央病院は、公営企業全適の病院として、行政とはかけ離して考えております。ただ、結果的には、何かがあった時には現状の市立病院という形ですと、最終的には行政がその最終的な責任を持つということになるだろうと思いますので、そういった面ではまた病院の経営体のあり方というのも検討はしていかなければならないだろうと思いますけれども、現在までのところ、中央病院も皆さん方ご案内のとおり、ただの一度も行政にそういったことで迷惑をかけたことはない、そういった非常に優秀な経営をしてくれておりますので、これからもいい形で、今のようにいろいろな助成等ももらいながらやれるような形がとれたら、そのように考えております。おいおい検討にまた入らせていただけたら、そのように思っております。

それから、3のIHNの構想でありますけれども、全く姿が見えてこないということでもありますけれども、今、東総地区での医療連携という形で進めております。ご案内のように、匝瑳市、銚子市、そして東庄町と我々旭市との間で進めているわけでもありますけれども、その中でまず第1に、匝瑳市民病院との連携をしようということで、今、実務的な相談に入っているところでございまして、これが結果的には、できればIHNという形の中で進めていくことができればというふうに考えております。中央病院の持てる力を頼りにしない病院というのはこの周辺にはないわけですから、そういった意味で、それをきちっと生かせる形というのがこのIHN構想だろう、そのように思いますので、そういった一つのきちっとした目標に向かってこれからも進めていきたい、そのように考えております。

私からは以上です。

○副議長（林 俊介） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 建設行政について、地域間格差の著しい生活道路の関係なんですけれども、6月議会、第2回定例会でたしか議員さんは、市道編入されていない生活道路の延長と舗装率はということを聞かれたと思います。私は、今回も同じなんですけれども、認定道路に限らせていただきます。認定道路に限定させていただきます。認定道路というのは、市内全域で1,088キロメートルございます。その1,088キロメートルのうちの4メートル未満の総延長が588キロメートルです。そのうち舗装は281キロメートルですから、先ほど言われました47.6%、約48%の舗装率ですということが回答でございます。

それから、2点目の市道認定の4メートル未満の舗装率の48%の原因、これは合併前からの旧市町の積み上げ数字ですので、この数字が低いということであれば、この原因と言われると難しいんですけれども、財源の関係ではないかなと、こういうふうに思います。

それから、業務委託の関係のご質問がございました。建設課の業務委託であります。答えの前に、では、建設課の業務委託ってどんなものがあるんだということを幾つか説明したいと思います。

建設課で行っている業務委託について、まず、一般的なのが、一番多いのは道路補修です。急に発生した道路の陥没とかそういうのを補修するというのを年間委託してございます。それから、道路の清掃、一番分かりやすいのは、草刈りの業務を委託しています。あとは、道路排水路の設計そのもの、大きな道路、椎名団地の排水路だとかアクセス道路の道路だとか、そのものの設計を業者に委託するという業務委託もございます。あとは測量業務、測量業者に測量を頼むと、これも国土調査を今、干潟地区でやっていますので、そういった大規模、大きな面積の土地の測量もやっております。あとは物件調査、アクセス道路によってこの家を補償して動いてもらわなくちゃいけないというような物件補償の積算を業者に頼んでいるという業者委託もあります。あと、不動産鑑定だとか橋の点検だとかというのも業務委託で行っております。

さて、そのご質問の積算価格の件なんですけれども、委託業者への委託料の積算は、すべて建設課で行っております。これは、県の積算基準というのがありまして、それにのっとってやっているわけでありまして、また、例外を除きまして、工事や委託業務についても建設課で積算を行っています。例外ってどんなものがあるかといいますと、大規模な工事です。国庫補助事業のような、アクセス道路だとか椎名団地の排水路とか、そういった設計につま

しては、その専門の業者をお願いしているというものでございます。

それから、入札の資格の関係がございました。この建設課が行っている業務委託につきましては、どこの課も同じですけれども、50万円を境としまして、50万円以上は財政課にすべて頼んでいます。それから、50万円未満の小さいものにつきましては、担当課で入札に準じて行っていると、こういうような状況です。

以上です。

○副議長（林 俊介） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） それでは、大きい1番の中の（3）番の2つ目の入札資格はということでございますけれども、業務委託の入札資格はということでございますけれども、先ほど建設課長が申し上げた50万円以上のものにつきまして、財政課の方に契約事務の依頼がまいります。これに基づきまして、設計や、あるいは測量等の業種別に、旭市の競争入札参加資格審査に申請しまして、競争入札参加資格名簿に登載された業者が入札参加する資格を有しているということになるわけでございますけれども、この業者の中から業務内容、あるいは実績等を考慮しながら業者を指名するという形をとっております。

それから、大きい2番の旭中央病院の建設に関連しまして、実質公債費比率の答弁が3月議会と6月議会では違っているのではないかとのご指摘でございますけれども、中央病院の新病棟建設に伴います実質公債費比率の推計につきましてですけれども、平成19年3月議会では、確かに23.6%程度ということで回答がされております。私は6月議会では、21.1%がピークになるだろうというご答弁を申し上げました。

これは議事録にも出ているんですけれども、この推計値の違いということでございますけれども、これは一番大きな原因は、中央病院の基本計画というものは、5月の末になって初めて出されました。それ以前は、まだ本当の推計ということで細かい数字は出ていませんでした。これらが出されたこと、それから、旭市の基本計画、これも3月議会が出されたわけですけれども、その裏の財政設計、そういったものもまだ2月時点ではそんなに確定をいたしませんでした。そういったもろもろの要素を中央病院の方にも新しい計画ができた時点でヒアリングをしまして、そういった改めて再計算をしたことによりまして21.1%になったということでございます。

以上でございます。

○副議長（林 俊介） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、滑川議員の中央病院の関係で、経営体の関係、この種類、

メリット、デメリットを一覧表にということでございました。これにつきましては、実際に医療連携協議会の中では今話し合いが始まったところでございます、この辺の協議はまだいたしておりませんので、今現在、まだ申し上げることができない、そういう状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○副議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） では、1番目の地域間格差の著しい生活道路の舗装をということなんですけれども、これはいつも言っていることなんですけれども、なぜ言うかといいますと、旧3町であれば、例えば2メートルでも舗装になっているわけですよ。ところが旧旭市は、限られた所を除いてはほとんどが、3.5メートルであっても4メートルであっても舗装されていないんですよ。その中に、要するに宅地で家を建てる時に建築確認の申請をしておりますよね。それをゴーにしてあるのに、行政としてはその道路に沿って建てていいよと認可してあるのかかわらず、全然やらないで何十年もたっている道路もあるわけですよ。

特に旧旭市の、先ほど来言っていますけれども、認定されていない道路です。今、課長は、この認定されていないのは合併前の古い道路だと、でも、旭市は財源が足りないからそうなったのではないかと。旧旭市は、昭和57年の市条例によりまして、市道編入は4メートル以上でないとやらないと。でも、ここにもその認可されている道路が、588キロですか、市全体で見れば48.幾つと。ということは、ほとんどやっていないのではないかと。

でも、やってある所で、何で2メートルでも舗装になっているのかと、それを是正していただきたいというのが、その地域に住んでいる方々の切実な願いなんです。それをただ、4メートルでなかったら市道に編入しませんよ、市道に編入しなかったら舗装しませんよというのは、格差、差別ではないかと。税金は限られているわけですから、そういう所を何十年もやっているのであれば、やるべきではないでしょうか。

それと、このことにつきまして、旭市道路工事等調整会議というのはどのように機能しているのでしょうか。

○副議長（林 俊介） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） この滑川議員の質問でいつもおなじことを言って、本当に申し訳ございません。

4メートル以上でないと舗装をしないと、私、一言も言ったことはありません。4メートル以上が基準ですよ。4メートル未満の道路につきましては、狹隘道路取扱要綱にのっと

っておりまして、状況に応じて舗装しますよと、これは何回も言っていると思います。だから、決して4メートル以上でないと舗装しませんということは言ったことはありませんので、この辺はよろしくお願ひしたいと思います。

それから、旭市道路工事等の委員会の話ですけれども、その委員会は、いろんな課の中には建設課があったりと、都市整備課それから農水産課と、ずっとあります。建設課が工事した後にはすぐ農水産課が例えば排水の工事をしたり、都市整備課が何かの工事をしたりと、これではいけませんので、横の連絡をとり合いましょうというのがこの委員会なんです。ですから、こういった舗装、4メートル未満とか地域格差の問題は、この委員会では話し合っておりません。

以上です。

○副議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） その横の連絡をとるためであれば、例えば水道課とか下水道課につきましても、こういう所からこういう要望が出ているよというのはその会議の中で出ると思うんです。少なくとも、合併されてから2年間のこの資料があれば提出していただきたいんです。これはただ名目だけで例規集につくってあるだけなんですか。

○副議長（林 俊介） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） これにつきましては、例規集に入っているだけでなく、毎年、年度初めにこれはやるようにしております。それぞれの課にはそれぞれ要望がございます。ですので、何回もこれも繰り返しますけれども、舗装した後にすぐその舗装を壊して次の工事をやったら、これは市民の目からしたら無駄遣いではないかということにならないように、この委員会をつくってあるんです。そのための委員会ですので、ご理解を本当にお願ひしたいと思います。

○副議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） では、その設置規定を見ていただければ分かりますけれども、もっと頻雑にやるように書いてあるのではないですか。

それと、先ほど狹隘道路と言いましたけれども、狹隘道路の中では、市長が別に定めるとの項目がありますけれども、定めた道路はあるのでしょうか、狹隘道路として舗装された道路は。

○副議長（林 俊介） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

- 建設課長（米本壽一） 第2回定例会でも全部の道路工事の一覧をお示ししました。また今度の議会でもお示ししたいと思います。

狹隘道路の取扱要綱、4メートル未満の話なんですけれども、現にやった所は何か所かあります。18年度には何か所かやった所があります。それはあくまでも例外。例えば100万円の道路を作るのに、1億円の補償まで払ってそれは拡張できません。でも、その道路は、大勢の人が通り抜けするような道路ではないもので、でも、この道路は30年ももう地元から要望がありましたという所を例外的にやっているものでありまして、その辺のところもよろしくご理解をお願いしたいと思います。

- 副議長（林 俊介） 滑川公英議員。

- 8番（滑川公英） 道路につきましては、次回にまた。

次に、先ほどの新病棟建設ということでもありますけれども、この中で同僚議員の方々が、病棟建設にと、基本計画とかその辺についてはだいが突っ込まれた質問もしておりますので、ちょっと質問したいと思います。

先ほど室長は、D P C 包括医療、これによって増収になると。そのほかに7・1看護でなると。私が一番心配しておりますのは、例えば7・1看護になった時に2010年4月1日までの行政改革ですか、このプランで地方公務員を14万人減らすと、少なくとも4.6%減らす。これに既に旭市としては、中央病院そのものが引っかかっているとこの前聞いておりますので、その7・1看護になった時の対応の仕方とか、それはどうするんでしょうか。

- 副議長（林 俊介） 滑川公英議員、この件につきましては通告がございませんけれども、特別許可をいたしまして、答弁を求めます。

病院再整備室長。

（発言する人あり）

- 副議長（林 俊介） 滑川公英議員。

- 8番（滑川公英） 通告がありませんと言っておりましたが、この経営体の選択をすればそれはクリアできるので、そういうことも含めて言ったわけであります。

というのは、今、ここ何年か、自治体病院がパーになっていますよね。それで、その再生をしている有名な先生がおりますけれども、その方々のお話を聞きますと、やはりそういう面を含めると、もう非公務員型の経営体をとらないと無理だと、そういうことをもう去年、おとし辺りから言われているので、それを選択としてどうですかと言ったのであって、別

にほかのことで質問しているわけではないんです。

- 副議長（林 俊介） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

- 病院事業管理者（吉田象二） 今、7対1の話が出ましたが、もう既に木更津市の君津中央病院、これも我々と同じような経営形態であります。あそこはもう7対1をとっておりまして、定員も増やしております。ですから、自治体病院でも、今、全国自治体病院協議会の方で、ナースあるいはドクター、そういう有資格者についてはこの全体の枠から定員外にしてもらいたい、このような働きかけをしております、実際、そうやって県立病院においてもとっている所がございます。

したがって、これにつきましては、まずそういう経営形態を変えないでもできるんだらうというふうに思っております。

- 副議長（林 俊介） 滑川公英議員。

- 8番（滑川公英） であれば、総体的には医療関係者はプラス幾ら増えてもいいということになれば、自治体病院で公務員型をとっていたら、そういうところでない事務職とかそういうところにしわ寄せが必ずいくのではないかと思いますので、その辺をすごく心配しているわけなんです。もっと自由な経営を事業管理者がやりたいのであれば、先ほど言いましたように、病院事業管理者は外では、これでは無理だというような話も聞いているので、ぜひ新病棟建設の前にできればそういうことをやって、自由な発想で経営をしていただければということで提案しているわけなんです。

職員を困らせて、いいところは何もないわけですから、今まで中央病院がこんなにすばらしくできたというのは、皆、先生方も院長も事務者もすべてが協力して、これだけの大きい病院に来ているわけですから、それをなお活性化して大きくしていただきたいと思ひまして、私は、その自由な発想で自由な経営体であればもっと大きくなる可能性もあるのではないかと思います、提案している次第です。

企画課長は、速やかに、経営体はいろいろありますけれども、少なくとも4つや5つあるわけですから、早く提出していただきたいんです。たった1つや2つ分かっているだけでは困るんですから、ここにいる議員の皆さんは、すべてが、どっちがいいとか、いつも、私も質問しましたがけれども、いや、議会が経営体についてはとることだと答弁しているので、それだったらやはり選択肢を、どれだけありますよ、これがいいですよ、これが悪いですよということは事務当局としては出していただきたいんです。全部が全部、病院経営について

知っているわけではない。私も全然知りませんよ。でも、こういうように今再生している病院というのは、結構その方向に向かっているというがあるので、旭中央病院につきましても、ここ何年かは毎年、要するに利益が減ってきているので、その転ばぬ先のつえでということをお願いしているのであります。別に中央病院の経営が悪いとかと言っているわけではないんです。そういうことをぜひお願いしたいと思います。

○副議長（林 俊介） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 先ほど、経営形態につきましてメリット、デメリットをまだ検討していないという形でお答えいたしました。これは確かに医療連携協議会がございまして、その中では全く検討していないということでございまして、実際に自治体病院の設置、運営の形態というのは幾つかあるというのは私も存じております。具体的には、今、市立病院でありますし、先ほど、地方独立行政法人、これも公務員型、非公務員型があると。そういう中で、今、全国の病院の中でも自治体病院をどういうふうにするべきかというところがあって、公営企業の一部適用の病院も相当数あった。これが今、全適になっている。そういう状況も実は把握しております。

ただ、議会の中でその辺を、では、メリット、デメリットを出していって協議していくのかというのは、実際にはなかなか、今、協議会の中では、先ほど市長が申し上げましたとおり、匝瑳市と協議が始まったばかりでございまして、相手があります。その中で、では、具体的にどういう形態を選択していくのかは、これから協議をしていく必要があるのかなということとございまして、その辺を十分相手にも配慮しながら検討していくことが必要ではないのかなということで、メリット、デメリットについてはまだこれからということでお答え申し上げた次第でございます。

○副議長（林 俊介） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） IHN構想につきまして1点ほど。

3市1町で、今年の1月まで助役会議の中では、一部事務組合化をしていこうということで、重田助役は大変骨を折りまして、それを首長会議に、協議会に上げたというのは、助役の方から聞いております。ところが、実際に上げた途端に、ほとんど、特に匝瑳市は連携でなりましたけれども、銚子市と東庄町はそれすらも乗らないと。ところが、今回、銚子市については近くですけれども、例えば匝瑳市とか東庄町というのは、もう10年単位で旭市の中央病院が面倒を見てきたわけですよ。それを連携もやらない、統合にも向かわないとい

うのは、首長になってからおかしいと思うんです。実際には、今度、銚子市もそうですけれども、そこに派遣された医師は、自分の意思では行っていないと思うんです。全部、旭市の中央病院が後でちゃんとフォローしているわけですね。

そういうことでありますから、ぜひ、医療連携ではなくて、市長が最初から、去年から目指している医療統合をどんどん進めなくちゃ、今の地域医療というのはもっとひどくなると思うんですよ。それで、旭中央病院だけが、いつも看護師も忙しい、先生も寝る暇が無いと、ほかの所は左うちわで、ああ、中央病院に任せておけばいいと、こんなふざけた話は無いんですよ。

ですから、この医療統合につきましては、匝瑳市も医療連携と言っていますが、医療統合を早く進めるべきではないでしょうか。去年の8月26日か29日に医療統合についてのお話がありましたけれども、その中でも、なるべく早く進めなさいよとか、これから経営体のこういうのがありまして、メリット、デメリットもありますよと、そういうことで、この東総地区の医療の核としては中央病院以外に無いんだからということで、医療統合を進める松山先生もおっしゃっていたわけですから、できれば、東庄町、銚子市は何をを考えているのか、助役会議でオーケーになったものを首長の方が勝手に切ったのかと、その辺につきまして、市長、よろしくお願いします。

○副議長（林 俊介） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 東総地区の医療連携の件に関しては、滑川議員の少し勘違いであろうかと思えます。東庄町、あるいは銚子市が断ってきたというのは全く逆でして、この医療連携を進めていく上でやはり一番大事なのは、中央病院が背負い切れるかどうかというのが一番の大事な問題でして、そういった意味で、中央病院とも十分相談をしながら、中央病院が無理の無い形でできるところから連携をしていこうというのが、まず第1番目に匝瑳市民病院とやろうということになったわけでごさいます、同時にやってやるよという話ができれば、東庄町も銚子市も喜んで参加をしてくれるというのが現状ですので、その辺を勘違いの無いようにお願いしたいと思えます。

そして、これから一步一步できるところから進めながら、将来的には、先ほども滑川議員の質問にお答えをさせていただいたように、私としてはIHNの形がとれたら、一番この地域の医療としてはいい形になるんだろう、そのように考えております。

○副議長（林 俊介） 滑川公英議員。

- 8 番（滑川公英） では、実際に新聞で報道されているような、例えば中央病院は新病棟を作るから、東庄町がリスクは嫌だからあまり協力しないとか、銚子市が協力しないという意味ではないと、本当はやりたいと、そういうようにとらえていいんですか。新聞情報ではそうは出ていなかったもので、直接市長から聞けば、東庄町と銚子市の考え方も分かると思いました。

またなおかつ、鹿嶋市とか神栖市につきましては、一部事務組合化でも大いに協力するよというような、そういう話も聞いているので、なぜ同じように話が助役会議で決まっていた方向が途中でうやむやになっちゃったのかなと、そういう疑念を持ったもので、市長にお聞きしたわけです。

本当は協力したいということによろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。終わります。

- 副議長（林 俊介） 滑川公英議員の一般質問を終わります。

-
- 副議長（林 俊介） 以上をもちまして、本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は10日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時43分

平成19年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第4号）

平成19年9月10日（月曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（24名）

1 番	伊 藤 保	2 番	島 田 和 雄
3 番	平 野 忠 作	4 番	伊 藤 房 代
5 番	林 七 巳	6 番	向 後 悦 世
7 番	景 山 岩三郎	8 番	滑 川 公 英
9 番	嶋 田 哲 純	10 番	柴 田 徹 也
11 番	木 内 欽 市	12 番	佐久間 茂 樹
13 番	日 下 昭 治	14 番	平 野 浩
15 番	林 俊 介	16 番	明 智 忠 直
17 番	林 一 雄	18 番	高 木 武 雄
19 番	嶋 田 茂 樹	20 番	向 後 和 夫
21 番	高 橋 利 彦	22 番	林 正 一 郎
24 番	神 子 功	26 番	林 一 哉

欠席議員（1名）

25 番 伊 藤 鐵

説明のため出席した者

市 長 伊 藤 忠 良 副 市 長 鈴 木 正 美

教 育 長	米 本 弥榮子	病 院 事 業 者 管 理 者	吉 田 象 二
病院事務部長	伊 藤 敬 典	総 務 課 長	高 埜 英 俊
秘書広報課長	加 瀬 寿 一	企 画 課 長	加 瀬 正 彦
財 政 課 長	平 野 哲 也	税 務 課 長	野 口 徳 和
市 民 課 長	木 内 國 利	環 境 課 長	平 野 修 司
保険年金課長	増 田 富 雄	健康管理課長	小長谷 博
社会福祉課長	在 田 豊	高 齢 者 長 福 祉 課 長	横 山 秀 喜
商工観光課長	神 原 房 雄	農 水 産 課 長	堀 江 隆 夫
建 設 課 長	米 本 壽 一	都市整備課長	島 田 和 幸
下 水 道 課 長	中 野 博 之	会 計 管 理 者	木 内 孫兵衛
消 防 長	佐 藤 眞 一	水 道 課 長	堀 川 茂 博
庶 務 課 長	浪 川 敏 夫	学校教育課長	及 川 博
生涯学習課長	花 香 寛 源	監 査 委 員 長 事 務 局 長	林 久 男
農業委員会 事 務 局 長	小 田 雄 治	飯岡荘支配人	野 口 國 男
病院經理課長	鈴 木 清 武	病 院 再 整 備 室 長	鎚 木 友 孝

事務局職員出席者

事 務 局 長	宮 本 英 一	事 務 局 次 長	石 毛 健 一
---------	---------	-----------	---------

開議 午前 10 時 0 分

○議長（嶋田茂樹） おはようございます。

ただいまの出席議員は24名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（嶋田茂樹） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

木 内 欽 市

○議長（嶋田茂樹） 通告順により、木内欽市議員、ご登壇願います。

（ 11 番 木内欽市 登壇 ）

○ 11 番（木内欽市） 11番、木内欽市です。

先日の台風9号は、観測史上4番目という強力な台風でしたが、幸い被害は最小限に済みました。平成19年旭市議会第3回定例会において、災害対策、地震対策、旧海上中の跡地利用の3項目について質問いたします。

議会冒頭、議長から、議員の質問は簡潔にということでございますので、質問は簡潔に行いますが、執行の皆様には、親切丁寧な前向きな答弁を期待して、順次通告に従い質問を行います。

まず、最初に災害対策について。

台風4号の被害状況、その原因と対策について、復旧の見通しについて、以上3点についてお答え願います。

次に、地震対策について伺います。

台風は何日も前から予知できますが、地震はいつ来るかわかりません。しかし、最近は一

急地震速報という言葉をつたつた耳にしますが、これはどのようなものなのか、また、市としてどのように対応するのか伺います。

次に、公共施設の耐震補強対策について、同じく一般住宅に対する対策、４点目として、災害時の支援協定はどのようなになっているのか、被害住宅に対する支援策について、以上５点について伺います。

質問の最後は、旧海上中学校の跡地利用についてです。

危険校舎解体後は売却も考慮に入れて検討中でしょうが、特急列車停車駅、ＪＲ飯岡駅から４００メートルの好立地条件にある約３万平方メートルのまとまった土地です。これから求めようと思っても求められない旭市の大事な財産です。簡単に結論は出ないと思いますが、急いで結論を出す必要はないかと思います。その間は、あいているグラウンド等は体育館同様、市民に開放して利用していただければと思います。

先日は市の防災訓練会場として使いましたので、それまで伸び放題だった雑草もきれいに刈り取られていましたが、自分たちが学んだり遊んだりした母校が草だらけになっていくのを見るのは大変寂しい気がいたします。最近、児童数の減少によって小学校の統廃合が検討されておりますが、一部の年配者からは反対の声が出るようですが、これはやはり同じような理由なのではないでしょうか。

ここでひとつ誤解しないでいただきたいのは、あくまでもこのまま残せなどと、こういうことを言っているのではありません。売却であるとか、利用が決まるまでの間は使わせていただきたいということです、よろしくお願いをいたします。

以上で私の第１回目の質問を終わります。再質問については自席で行います。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） それでは、私から災害対策についてのうち、台風４号の被害状況について、それと地震対策についてのうち、緊急地震速報について、それと災害時の支援協定についてお答えいたします。

まず、台風４号の被害状況でございますけれども、道路冠水が１４か所、地区別に申し上げますと、旭地区が８か所、海上地区が１か所、飯岡地区が４か所、干潟地区が１か所ございました。それから、道路の路肩崩壊が２８か所、旭地区が１か所、海上地区が６か所、飯岡地区が８か所、干潟地区が１３か所ございました。それから、傾斜地ののり面の崩壊、これが４か所ございまして、すべて海上地区でございます。そのほか土砂の流出、街路灯の破損

等が合計で55か所ありまして、旭地区が18か所、海上地区が11か所、飯岡地区が9か所、干潟地区17か所でした。

それと、農業関係でございますけれども、畑等の冠水やビニールハウスに一部被害などがありました。トウモロコシ、葉たばこ等に被害が出まして、合計で1,360万円の被害となっております。

続いて、緊急地震速報についてお答えいたします。

緊急地震速報は、地震のP波と呼ばれる小さな縦揺れとS波と呼ばれる大きな横揺れの伝播速度の差、P波が毎秒約7キロメートル、S波が毎秒約4キロメートルの差によりまして、大きな揺れが来る前、これは20秒から30秒前というふうに聞いておりますけれども、その地震の到達時刻や地震等の情報を提供するものでございます。10月1日から気象庁がNHKのテレビやラジオで放送するというところでございますが、一部の民放でも実施されるというふうに聞いております。

それに伴いまして、10月1日からは消防庁の全国瞬時警報システムも開始され、市町村段階でも、それを使った防災行政無線による放送ができることになるわけでございますけれども、旭市では、現在の旧1市3町別々のシステムでは対応できません。平成20年度から3年間で防災行政無線の整備を計画しておりまして、その中で対応できるように進めていく予定となっております。

なお、震度4以上の地震が発生した場合には、消防本部から防災行政無線でお知らせしておりますけれども、これは事後のお知らせということになります。

3つ目に、災害時の支援協定についてお答えいたします。

まず、災害時の支援協定といたしましては、市町村間相互の応援というものがございます。まず、災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定がございまして、これは県内のすべての市町村が参加しておりますが、これに基づいて応援を要請することになります。

それから、他県の市町村について応援を要請する場合には、県を通じて応援を要請することになっております。ただ、茅野市とは姉妹都市という関係上、災害時における姉妹都市間の相互応援に関する協定というものを別途締結しております。

それから、消防機関の応援といたしまして、千葉県広域消防総合応援協定というものがありまして、これに対しまして、必要な場合には応援要請を行うことができるということでございます。これは県に行うもので、千葉県広域消防応援隊というものが応援に来てくれるこ

とになっております。

それから、水道事業体の相互応援というものもございまして、これは千葉県水道災害相互応援協定というものがございまして、これに基づいて応援要請を行うことができます。

それと、民間団体等の協定等の締結状況でございますけれども、例えば旭市医師会、旭市歯科医師会、郵便局、簡易保険保養センター、千葉県トラック協会海匝支部、東京電力、千葉県LPガス協会海匝支部、イオン株式会社ジャスコ旭店などと相互応援協定、応援していただくというような協定を結んでおります。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） それでは、台風4号被害の建設課としてのお答えを申し上げます。原因、今後の対策、復旧の見通し、この3点についてお答えいたします。

原因はと申しますと、これは台風4号の雨量がまず原因だと思います。過去には300ミリだとか400ミリだとかという雨量の台風がありました。でも、今回の台風4号というのは、本当に短時間の雨量であったということで、トータル雨量としましては225ミリというような雨量だったんですけれども、短時間、7月15日午前2時から4時まで、2時間で98.5ミリもの雨量があった。これがまさに大きな原因だったと思います。その大水が集中して低いところに流れ込んだというのが原因だと思います。

建設課、特に道路の崩壊等でありますけれども、今後の対応につきましては、まず、速やかな復旧、工事は確実な工事、さらに災害に強い地区の情報の蓄積、例えば雨量に応じた危険箇所の把握などですけれども、そして、日ごろのパトロールが何よりではないかなと思います。

それから、復旧の見通しですけれども、特殊な事情のある現場を除いては、もう既に道路等の通行に支障のないように、すべて手だてをしております。ただ、工事としましては今月中に終える予定でございます。

具体的に地区別に、先ほど総務課長が言った道路崩壊等28か所を述べたいと思います。

きょう現在ですけれども、補修済みは20か所、それで、今現在工事中が7か所、特殊事情と先ほど申しましたけれども、今、地権者と交渉しているというのが1か所ございます。そういう状況でございます。

それともう1点、地震対策につきまして被害住宅に対する対策はということがございました。これは、木内議員面談のときに、たしか民地内でがけが崩れたケースのようなことの答

弁をしてくれよなということでありましたので、その辺に的を絞りましてお答えさせていただきたいと思います。

住まいに民地のがけが崩れてきたというようなケースでございます。現在の制度では、市としては支援策がありません。近隣自治体もいろいろ調べてみました。やはり同じような状況でございました。ただ、今ある支援策につきましては、1つは、がけ地の近くに住まいがあった場合には移転事業という制度があります。補助金を使ってもらって移転する。ただ、この補助制度は昭和47年以前の住宅でなければなりません。それから、1つは災害見舞金制度もあるんですけれども、これも住家の全壊や半壊だとか大きな災害の制度でございます。それから、県が指定した急傾斜地崩壊危険区域内であれば、また一定条件下の工事も行えると、こういった手だてもあります。

いずれにしても、民地内のがけが崩れたというようなケースについては、今、市としては支援策はないということでございますけれども、今後とも近隣市町村とかと情報交換しながら検討してまいりたい、こういうふうに考えております。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、農業関係につきまして、災害の原因と今後の対策、あるいは復旧の見通し等につきましてお答えをさせていただきます。

作物の関係等につきましては、特に今回は葉たばこ、これの被害が結構ありました。これにつきましては共済制度等の中で、たばこ耕作組合で現在対応をお願いしているところでございます。

それと、あと農地関係あるいは農業関係の水路、農道、そういうところにも大きな被害があったところ、あるいは小さな箇所いろいろありました。大きな箇所等につきましては、国の補助事業等を活用させていただきまして、復旧すべく現在進めております。具体的には埧地先につきまして、国の補助金等を使って現在行おうというようなことで、9月補正にも実はお願いをしてあるところでございます。

さらに、小さなところにつきましては、原則やはり農業者の方々が一部には、例えばよく管理されていないところ、あるいは逆によく管理し過ぎて、というのは表現が難しいんですけれども、除草剤を近年農家の方は多く使われまして、根まで枯らすという部分がございます。結構そこから、本来流れるべきところから流れないで、そういうところから、弱いところから流れてしまう、そういう箇所もあったのかに見えます。ただ、そういうところにつき

ましては、小さな災害等につきましては現在担当します改良区さん等とも連携をしながら、対応を図っていただくような形で現在進めております。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） それでは、大きい2番の地震対策についてのうちの（2）今後の補強対策ということでございますけれども、現状を含めて申し上げさせていただきますと、公共施設の地震対策につきましては、建築基準法の耐震基準に関する改正に伴いまして、昭和56年以前の旧耐震基準で建築されました建物について耐震診断の実施、それから、その結果に基づいて耐震補強工事を行ってきているところでございます。

小学校施設につきましては、大規模改造工事と併せた補強工事を平成18年度から、小学校7校、中学校2校で実施いたしました。さらに改築が必要となった第二中学校の屋内運動場につきましては、平成18年度、19年度でこの改築を実施いたしております。

また、平成19年度からは第二中学校の校舎の改築工事と国民宿舎の施設、この補強工事を施設改善事業と併せて実施を予定いたしております。

今後ということでございますけれども、今後は公立保育所の耐震診断を今年度中に実施いたしまして、この診断結果に基づきまして、耐震補強工事の検討をしてみたいということと考えております。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 地震対策の中の一般住宅に対する対策でございますけれども、確かに老朽化しました木造住宅というのは、大規模地震によりまして倒壊の危険性が非常に高いんです。この住宅の倒壊によりまして人命を失うということがたびたびございます。この住宅の耐震化を早期に図る必要があると考えております。

地震に強いまちづくり、安心・安全なまちづくりに資するために、今年の7月1日から、新たに木造住宅の耐震診断補助制度を実施してございます。住宅の耐震化の促進を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、私の方からは旧海上中の跡地利用についてお答え申し上げます。

旧海上中の跡地利用につきましては、昨年度から、残す建物を含めて関係する各課と検討をしております。建物についてでございますが、体育館は社会体育振興のため海上体育館として、特別教室棟、これは多目的教室でございますけれども、これにつきましては当面体育館附帯の会議室として使用することといたしました。これにつきましては、本年第1回定例市議会で議決をいただいたところでございます。

土地の利用については売却も考慮に入れながら、市の活性化に資するよう今後も検討していくことという段階で、決定にはまだ至っておりません。

当面の利用でございますけれども、土地利用方針の決定までは、解体工事中を除いて使用の要望がある団体間で調整していただき、使用してもらうことといたします。

なお、旧海上中学校の校舎につきましては、体育館と特別教室棟を残して、今年中に取り壊しいたします。現在、解体工事設計ができましたので、工事の入札の準備をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） それでは、再質問を行います。

まず最初に、被害状況の件ですが、やはりこれを見ますと、おのずから今後の対策が考えられることと思います。道路冠水が、旭地区が8か所、旧3町が6か所、これはやはり地形上、こういう問題になろうかと思えます。問題なのは、道路の路肩崩壊です。28か所中27か所が飯岡、海上、干潟の3町で発生をしております。また、民地ののり面崩壊は、すべて海上地区、台地の被害が予想以上に多かったということが改めて分かりました。これからは、これを含めて対策を講じていかないと、同じような被害が毎回発生いたします。

そこで、その原因と対策ですが、原因は、ただいま建設課長がお答えになってくださいましたように、短期間の雨量ということですが、やはりこれに尽きると思えます。冒頭申し上げましたように、史上4番目という先ほどの台風9号、被害が本当になかったのは、やはり雨が少なかったからであります。まして、これから台地を抱える新旭市にとって、その対策が一番だということでございましょう。

2時間のうちに98.5ミリという大雨が降ったということでございますが、実際のところは、台地辺りは施設園芸が盛んです。ビニール施設やハウス等ありますので、降った雨は一時期に集中します。道路が排水路がわりになって大量の水が流れます。ですから、実際のところは時間あたりにしたら200ミリ、300ミリという雨量になっているはずであります。現実のと

ころ、水路などもふだんは10センチメートルしか水がたまっていない農業用水路ですが、大雨のときには、これが10倍以上の水かさに瞬時にふえるんです。

ですから、こういったことが今回のがけの崩壊を招いたということですから、その辺、当然把握していると思いますが、どの程度危険を把握しているのか、まだこのほかにもあると思うんです。そこをちょっと分かったらお答え願います。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） どの程度把握しているかということなんですけれども、今、市内に危険箇所というものが20数か所あります。ただ今回のようなケース、松ヶ谷にしても見広にしても、住まいの裏のがけが崩れた。いずれも危険地域には指定されておりません。ただ、今回のようなケースを把握しているかという、残念ながら把握しておりません。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） ですから今回の場合は、その1か所の場合は、排水路がわりなっている道路の水が民家に流れ込んで、そして、その民家の水がなおかつ下の民家の家に流れ込んだと。早く言えば人災というか、初日に伊藤保議員が排水路のU字溝ですか、側溝の質問をいたしました、側溝のないところは水の行き場がないわけですから、排水がわりの道路の水が民家の家へ入り込んできてしまうんです。ですからその水が、先ほども言いましたように、時間当たりになると200ミリ、300ミリの雨量に匹敵するわけなんです。これは、やはり行政で何とかしていただかないと、またこの後も同じような雨量があると、必ず同じような場合にできてきてしまいます。

1つの例を挙げますと、松ヶ谷で発生した土砂崩れの場合は、道路の水が道路より一段低い民家の家に行きました。その民家の水が、またもう一段低い民家の家に流れたわけです。それではたまりません、幾ら補強したって滝のような水があふれてくるわけですから崩れてしまいます。ですから、そのときには消防団が出動して、土のうを積んだら水が来なくなったということですが、ところが、自分の家が道路に面している家なら、自分の家に土のうを積んで来ないようにできるでしょうが、その上に家が1軒あるわけなんです。人の家の入口に土のうを積んでしまうわけにもいかないので、こういう対応は、やはり側溝をつけていただけたらとか、あるいは道路の隅を少し、10センチメートルでもいいですから、なだらかな斜面をつけていただいて、道路の水が民家に来ないようにしていただかないと、こういう災害はまた必ず起きます。ですから、こういった箇所が結構あると思うんです。

旧旭地区の場合には、地形的にそういったところは余りないと思います。先ほども言いましたように、27か所が飯岡、海上、干潟で起きているわけですから、今後の対策ということで、それでお聞きをしました。ぜひその点をご検討願えないでしょうか。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 木内議員からは、行政の方で何とかしてほしいということでございます。とにかく検討をさせていただきます。

ただ、現場をよく見ますと、道路そのものは勾配は民地の方にいていないはずなんです、側溝の方に。今、道路があって、民地があって民地があってという話をされました。道路は民地側に勾配はつけていないはずなんです。でも、低い方に水は行きますから、ある程度水かさが上がったら行きますので、かなり難しいと思いますけれども、とにかくいろいろ検討してみたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） 行っていないはずと言っても、現実に行っているわけですので、今言ったように、大雨が降ると考えられないぐらいの水量になるんです。ふだんは10センチメートルの水路が、だって道路なんていうのは、何でもないとに見たってわからないですよ、雨が降ったときに見ないと。雨が降らないときは水一滴も流れていないですから。台風の時とか現場になると、それが川のようにになっているわけですから、例えばそこがなくても、その先がちょっと詰まっていれば全部1か所に来てしまいますから、そういった被害がまた今後出ますので、そのたびごとに補正を組んで、貴重な税金を投入するということは、やはり大変なことなので、ちょっと見れば、それは防げるので、よろしくをお願いをしたいと思います。

次の質問に移ります。復旧の見通しについてでございますが、先ほど農水産課長が、大規模な災害は国が何かのあれで直してくれるということですが、これは具体的にはどの辺の位置なんですか。塙と聞きましたが、ちょっと教えてください。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 先ほども申しましたが、大規模な災害というようなことで、今回塙地先、これは塙地区のちょうど銚子市と本当に近いところでございます。台地の上の方で、先ほど木内議員から言われましたように、畑からいろいろ相当の雨量が出てきまして、道路

を通過して下の方へ行く。それが一部崩れたというようなことで、これは大きな災害ですので、国の支援をいただきまして、今回直そうというところでございます。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） どの程度の大きな災害かわかりませんが、大きな災害だと国の支援で直していただけて、少しくらいは自分で直せということなのかわかりませんが、それはそれで、やむを得ないのかと思いますが、それとあと復旧の方ですが、先ほど建設課長のお答えでは、もう大分復旧が進んだようでございますが、実はやっていたいているのはよく分かります。それで何かの対応でも、本当に建設課の方々、すぐ、即日来ていただいて、迅速な対応をいただけることに本当に感謝しておりますが、あとは、一たん来て、もう現実に終わったからいいんですが、大体いつごろになりますよとか、そのくらいのことはちょっと教えていただきたいんです。

地元から出ている議員として、地元で議員がいるのに、いつまであのままにしておくんだよと、通行止めにしておくんだよと、いつごろになるんだと言われても、やはりそれは予算の都合がありますとかと言いますけれども、この間のように、台風9号の前にはやはり無事に直っていました。ということは、もう1週間くらい前に分かるでしょうから、そういうものを教えてもらえれば、地区の方々にもう1週間くらいで工事に入りますからと言えるんです。聞けば、地元の方は納得しますので、復旧の方は、やっていただくのは結構ですが、その前に、いつごろかというのがもし分かれば教えていただきたいなと。お願いします。ご答弁はいりません。

次に、地震対策について伺いますが、緊急地震速報を見ますと、やはり地震がある程度来る前に分かって、非常に対応ができてよかったというのをマスコミのニュースとかでよく見ます。工事現場などで、大型クレーンを使っていた人の場合、間もなく地震が来ますというので、急いでみんなを避難させて事故に遭わなかったと、これは非常にいいことだなと思います。ですから、私は、これ10月1日からできるということで、それができれば、早速旭市の方も防災無線で「地震が来ます地震が来ます」と、こういうのが流れると思っていたんですが、やはりできないというのは、先ほど総務課長がお答えになったように、そのシステムでできないんでしょうか。そうであれば、何とか教えていただければいいなと思うんですが、何か方法はありませんか。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 緊急地震速報についてでございますけれども、先ほど御説明いたしましたように、今のシステムではちょっとつながらないということでございます。あとは、当面はNHK等の放送に頼るしかないわけでございますけれども、放送の場合には、スイッチが入っていないと見たり聞いたりすることができないわけございまして、聞くところによりますと、今、携帯電話の会社でも検討をされているようでございます。まだ詳しいことは分かりませんが、私としましては、そちらで早くやっていただければ、皆さん携帯電話を持っている方は多いですから、非常にいいのかなというふうに考えております。

それから、やはり一番いいのは、先ほどの繰り返しになりますけれども、市の防災行政無線で流せるようになるのが一番いいと考えておりますが、私の方としては、緊急地震速報に限らずに、旧1市3町のシステムが今ばらばらで運用、実際は統一した運用をしていますけれども、放送自体はばらばらでやっておりますので、それ自体もできるだけ早い時期に統合したいという思いがありまして、まちづくり交付金の財源を使ってやるわけなんです。できるだけ早くということで、今回の補正で実施計画をお願いしている、そういうようなわけでございます。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） 今、総務課長がお答えになりましたように、個別の受信機、これが10万円を切った値段で販売をされているようでございます。ですから、こういうのを例えば市役所で1台とか消防署で1台とか、あるいは小学校などで1台とあれば、もう直接受信できるわけです。「地震が来ます地震が来ます」と。そうすると、それなりの対応ができると思いますが、市として、そんなお考えはどうか。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 市民全体ということを考えますと、やはり防災行政無線ということの整備が急がれるわけでございますけれども、その前に、例えば公共施設等で対応することであれば、検討してみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） ぜひそのように進めていただければいいかなと思います。

次に、公共施設の耐震補強対策ですが、小学校が済んで、これから保育所とかに入るとい

うことですが、たしか初日か何かの答弁で、旭の中央病院もというような話を聞いたような気がするんですが、そういう予定はありますか。

- 議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

- 病院事業管理者（吉田象二） 病院の耐震につきまして、耐震のみの工事の予定はございません。再整備事業に全部入っております。

- 議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

- 11番（木内欽市） 私の何か聞き違いか何かで、では病院は耐震のそれはやらないということに理解をいたします。

それと、次は一般住宅に対する対策ですが、先ほど課長の方から耐震診断補助制度というお話を聞きましたが、これはどんな制度でしょうか。

- 議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

- 都市整備課長（島田和幸） 今年の7月1日から始めた制度でございまして、まずは適用になる木造住宅でございまして、これは昭和56年5月以前に建築された木造住宅、店舗併用でも床面積が2分の1以内であれば、これも該当になります。この住宅に対しまして補助をするものでございまして、最高限度額が1棟当たり4万円です。大体耐震診断というのは、平均的な住宅、100平米ですと8万円ぐらいです。ですから、その半分为補助になるということにございまして、これは国の補助を受けまして、国から50%、県から25%、市の持ち出しが25%ということにございまして、今年20棟ほど予定しております。

以上でございます。

- 議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

- 11番（木内欽市） 耐震診断による補助金ということにございまして、千葉県下で一番最初に小・中学校の耐震診断を済ませて、ほとんど補強も終わっているという、一番進んでいるこの旭市、公共施設の耐震補強が済んだら、次は一般住宅というのが、これ順序だと思うんです。それで耐震に対する補助金がないということは、ちょっと遅れているのではないかなと、こう感じます。実際のところは、全国で1,000ある自治体のうちに耐震補強で補助金を出している自治体は50くらいだそうですから、本当に少ないんですが、旭市の場合は、先ほど言いましたように、千葉県下でいち早く全部耐震補強を済ませて自慢できているんです。次は一般住宅ということをご検討いただきたいと思います。

といいますのは、阪神・淡路大震災で6千数百人、中越地震でも多数の死者が出ていますが、ほとんどが建物の倒壊による圧死なんです。建物によってつぶされているんです。この間の柏崎の地震も、ほとんどが圧死です。何でこれお年寄りかなと思ったら、若い人たちは皆職場に出ちゃっていたから何でもなかったというんです。ですから、家にいた人がつぶされて亡くなってしまっているんですよ。

話は前後しますけれども、よく備蓄倉庫とか食料とか言いますが、食料や水がなくて死んだ人は1人もいないんです。備蓄も大事でしょうけれども、それよりも一般住宅に対する補強の対策の方が大事だと思います。ぜひこれは県下に先駆けて、当然やるようになると思いますので、そういうお考えはないかどうか、ひとつお願いいたします。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） これは政策的な問題だろうと思いますので、前向きに検討をしてみたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） 前向きなご回答どうもありがとうございます。実際にやはり私も地震の研修の資料をいただきましたが、プレート型の地震というんですか、これは十勝沖地震だとかスマトラ沖の地震だとか、物すごい大規模な地震だそうです。この地区はあと100年くらいは大丈夫だろうと言われておりますが、やはり問題なのは直下型の地震です。いただいた資料を見ますと、やはり千葉県の北東部あたりを震源とする地震が想定されております。これはいつ来てもおかしくない地震だそうです。この直下型は規模は小さいですが、震源の浅い位置で起きます。10キロから20キロで起きますので、起きた場合には物すごい被害が局地的に生じる。ですから、先ほど言いました阪神・淡路大震災だとか中越地震は全部このタイプでございます。ですからこの地区は、この千葉県北東部を震源とする直下型の地震がいつ来てもおかしくないということです。この対応はぜひ早目にお願いをしたいと思います。

それで、亡くなられた方の中にはタンスが倒れてきて、そこに寝ていた人の頭に当たって亡くなったと、こういう被害もあるんです。ですから、直下型というのは物すごい力で来るそうですから、テレビなどは、よく病院とか学校とかにありますね、上で見るテレビ。あのテレビは部屋の端から端までぶっ飛ぶというんです。何でかなと思ったら当然そうですね、がくんと下がったのが跳ね上がって、ぼんとすごい力で押されますから、テレビがぶっ飛ん

じゃうんです。それを聞いてから、私は中央病院とか学校に行ったら、たしかバンドで固定してあります。これは非常にいいことだと思いますので、バンドが劣化していないか、これも見ていただければと思います。

それと、先日防災訓練がありましたが、ああいうときに参加してくれた参加者に簡単な防災グッズなどを配れば、転倒を防げていいかなと、今安く売っているようですから、来た方にそんなものを配ってもらってはなと、こんなふうにも考えておりますが、そういうお考えはどうでしょうか。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 確かに議員ご指摘のように、地震がまいりますと、例えばテレビとか家具とかが吹っ飛んだというのは私どもも聞いております。私も自宅のテレビはワイヤーで固定してあるわけでございますけれども、そういうような部分についても、これからは市民に対してPR、これは各家庭でやっていただくしかないわけでございますから、そこら辺のPRについては、十分努めてまいりたいと思います。

それから、あとの方の防災訓練時のPRグッズでございますけれども、防災訓練自体が実際に目の前で訓練を見ていただいて、それからボーイスカウトと自衛隊が炊いてくれたおむすびを食べて、備蓄品の水を飲んでいただいたりパンを食べていただいたり、現場で体験するというのが主な趣旨でございますけれども、そういうような機会をとらえて、何かいい方法があれば考えてみたいと思っております。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） 前向きな答弁ありがとうございます。

では、次に災害時の支援協定のことですが、ただいまのお答え、医師会であるとか歯科医師会だとか、いろいろなところと協定を結んでいるようでございます。これはやはり他市と比べて本市が非常に進んでいるなと、こんなに多くの団体と結んでいるというのは今初めて知りました。いざ災害が起きた場合、こういう団体からはどのような援助を受けられるのか。団体が多いですから、簡単で結構ですのでちょっと教えてください。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 先ほど何点か相互応援協定についてはご答弁いたしました。例えば

県下で一様に協定しているものは除きまして、旭市の場合には姉妹都市というのがございまして、茅野市と協定を結んでおります。その内容についてちょっとご紹介したいと思います。

まず、食料とか飲料水、生活必需物資の供給、それから被害者の救出、医療防疫関係、それから援護、それから救助活動に必要な車両とか資材の提供、それから消火、救援、医療等の応急復旧活動に必要な職員の派遣等々というふうになっております。

この協定の中で、特に自主応援というのがございまして、お互いに応援の要請がなくても助けた方がいいという判断があれば、お互いにその応援を行うことができます。これは姉妹都市だからでしょうけれども、そういう規定もございまして。

それともう1点、民間でございすけれども、イオンのジャスコ店との協定を結んでおりますが、これについては物資の供給でございまして。飲料品、食料品、日常生活品などの提供を受けることができるようになっております。実はこの間の台風9号の時には、ジャスコ旭店の方から問い合わせをいただいております。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） イオンとかの提供ということは、これは無料なんですか。

それとあと、医師会とか歯科医師会はやはり災害のときには、これは無料でやっていただけるんですか。

それとあと、先般新聞で見たら、どこかでLPガスと、それはガスとかガスコンロを無料で提供してくれるような、ちょっとそんなのを見たんですが、そういったことをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 例えばイオンとの協定の中では、費用は市が負担するということになっております。それから、ほかの協定も調べてございせんが、基本的にはそうだろうと思いますが、実際問題として請求されるかどうかは、ちょっと分かりません。

○議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） 分かりました。では、ほかのところはまた調べておいていただいて、ご連絡でもいただければと思います。

それでは、最後に海上中学校の跡地のことについてお尋ねをいたします。

やはり市の活性化のために利用方法を考えているということでございましょうけれども、

やはり十分考えていただいて、あわてて処分する必要は、皆さんもそうでしょうけれども、考えはないと思いますが、そのところをぜひよろしく願いしたいと思います。

平成の第2ステージで示されました合併の地域、その間で合併しますと、ちょうどこの辺から海上のあの辺が銚子市、匝瑳市、東庄町を入れた場合、一番の中心地になるはずでありますので、中心地で、しかも駅から400メートルの距離、けさはかりましたら、中央病院まで直線にしますと2キロメートルなんです。これだけの好立地条件のところをやはり十分検討していただいて、今後の運用を考えていただきたいなと、こう考えております。

朝、旧海上中のところからこの市役所に来るまでいろいろ考えていたんですが、中央病院の建てかえも進んでいるし、この間のお答えでは、もしも足らなくなったらまた建て増しということもありましたが、今のところがどうしても手狭になったら、場合によっては中央病院の1つの科ぐらいはあそこへ持っていった方がいいのではないかなと、こんなふうに自分で考えながら来たんです。それからあと、団塊の世代が一斉にこれから高齢化に入りますので、どこの老人施設もいっぱいです。100人待ち、200人待ちとやっているの、例えばそういった施設でも、市営でもつくってもいいのかなと、いろいろなことを自分なりに考えながら来たんですが、くどいようですが、その跡地利用については十分そういうことをお考えいただいて検討をしていただきたいと、こう思います。これは来ながら考えたことですから、別にご答弁は結構です。

それとあと、当然それまでの間は、先ほど課長から団体で使ってもらおうということですが、これは大いに結構だと思います。その団体に管理を任せて、草刈りでも何でも自主的にやらせて、そのかわりけがをしたりした場合には、その団体持ちですよと、市は責任負いませんよということであれば、大いにこれ皆さんに開放して使っていただいた方がいいと思います。草だらけになってしまっただけで荒れ放題になっているのを見ているよりも、子どもたちが元気だとか、あるいはお年寄りがゲートボール、グラウンドゴルフをやっているのを見た方がよほどいいですから。

それとあと、これはお願いですが、少年野球などであそこを使わせていただけるという場合には、けさも見てきたんですが、まだバックネットとか何か、本当にまだまっさらなままなんです。ぜひバックネットは、壊すのはいつでもできるんですから、今回、解体工事に入っているかどうか分かりませんが、ぜひバックネットと部室ですか、部室もいろいろな道具を置いたり十分できます。あれを壊すのだって簡単ですから、本体工事と一緒に建物だったら、そこだけ残せというのは無理でしょうけれども、ぜひバックネットと部室ぐらいはよく

ご検討をいただきたいと思うのですが、よろしくお願いします。どうでしょうか。

- 議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

- 庶務課長（浪川敏夫） 解体につきましては、校舎だとかプールだとか、今のお話のようにバックネット等も入れようかという考えでありますけれども、せっかくのご要望でございますので、その辺も十分検討をさせていただくということによろしいでしょうか。

以上でございます。

- 議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員。

- 11番（木内欽市） 大変ありがたいお答えをいただきありがとうございました。

もう質問はございません。ありがとうございます。

- 議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中でございますが、11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時 4分

- 議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐久間 茂 樹

- 議長（嶋田茂樹） 引き続き一般質問を行います。

佐久間茂樹議員、ご登壇願います。

（12番 佐久間茂樹 登壇）

- 12番（佐久間茂樹） 12番、佐久間茂樹。平成19年旭市議会第3回定例会の一般質問を行います。

質問の前に、これまでの経緯について少し述べさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

1市3町が合併して、早いもので2年が過ぎました。合併した当初は組織の再編、例規集

の作成等で、市長はじめ、職員の皆様には見た目でも大変そうでした。同時に、合併特例債の適用されるこの10年間の基本計画の作成という仕事があったわけでございます。予算の裏づけを持った政策を短期間で作成するわけですから、本当に大変だったろうと思います。

私は、かつて旧飯岡町の議会で、学校の耐震補強工事について一般質問を行ったことがございます。子どもたちの身の安全を守ることが急務だろうと考えたからでございます。その結果はみじめなものでした。当時の執行部は、まるでなからやる気がありませんでした。ていのいい答弁でしたが、結局のところお金がなかったからできなかったわけでございます。このことは、今ここにいる事務局長初め、当時の飯岡議会に参加した方はご存じだと思います。

ともかくその経験から、国や県もかなり無責任だ、児童・生徒の身の安全を守れと言っておきながら予算措置もとらないでと思うようになりました。新旭市には20校の学校がございます。すべて耐震補強をやったら数10億円から100億円前後かかるだろう、そして、それが全国規模になったら、とてもできるわけがないと本当にそう思っていました。去年の今ごろだったかと思いますが、委員会か協議会でこの耐震補強の話になったときに、予算の裏づけを持ったしっかりしたものを出してほしいとお願いしました。ですけれども、その時は腹の中では、どうせできないだろうと思っておりまして。ところが、今年の3月の定例会には財政推計とともに基本計画が発表され、学校の耐震工事の一部が即実行されました。正直なところ、えっと思いました。できないだろうと思っていたことが、あっという間に実行されたからでございます。現在では、そのときお願いした飯岡小学校でも工事が行われております。

ともかくも10年間で約180億円の交付税措置額を含む総額2,431億円の事業計画が基本計画として作成されたわけでございます。恐らくこれ以上の予算取りは困難だろうと思われる計画ですから、行政執行部としては、最大限やれるだけやったということになるんだと思います。この間、市長はじめ市職員の皆さん、そして、重田助役はじめ県関係の皆様には大変ご苦労さまでしたと申し上げたいと思います。改めて最大限の敬意を表し、感謝申し上げたいと思います。そして、4月30日には前議長、鈴木正道氏が亡くなりました。最後の最後まで政治活動への情熱を失っていなかったことに改めて驚かされます。ここに改めて追悼の意を表し、お悔やみ申し上げたいと思います。

さて、バブル崩壊の後、金融機構の再生が行われてから、デフレ不況も底を打った感がございます。この間に勝ち組と負け組が明確化し、資本が集積、中小企業、小売店はどんどん

減り、個人経営者はこれからますます苦境に立たされ、どこか大きな会社の社員になるか失職するかの道を選択せざるを得ない状況になっているものと思われます。農業についても、今の10倍の事業規模でなければ、これからやっていけなくなるだろうと言われております。そして、小規模農家は転職を迫られております。いわゆる格差社会が始まり、団塊世代の定年、年金問題等、一般市民にとりましては、必ずしも明るい展望だけではないように思います。合併すなわち自治体の再編、金融機関の再編、農業の再編、企業の再編、病院の再編など、いずれも経営規模が1けた以上も大きくなる再編の時代なのかなとも思えます。

いずれにいたしましても、新旭市では新しい基本計画に即して、これを市民にとって、よりよい形で実現し実行していかなければならないのだろうと思います。そういった観点から、一般質問をさせていただきたいと思います。

最初に、市の財政力の推移についてお伺いいたします。

統計あさひによりますと、旭市の農業産出額は412億円で、市町村別に見ますと全国第7位、千葉県内では第1位ということになっております。また、魚種別水揚げ量ではカタクチイワシが3万7,801トンで、全国順位で第2位、マイワシの水揚げ量が4,047トンで、全国で第3位となっております。水産加工品生産量は7万2,100トンで、全国第1位となっております。

このことは、よく旭市について語るとき引き合いに出されていることでございますが、その都度私は、それではかなり財政は裕福なのだろうなと思うわけでございます。さぞかし豊かで、財政力指数も大きいのではないのかと思うわけでございますが、実際はそれほどでもございません。なぜなんだろう、農業産出額が千葉県で1番くらいでは市としてひとり立ちできないのか、厳しいものなんだなとつくづく思われるわけでございます。

同じく統計あさひによりますと、平成16年度では財政力指数は旧旭市で0.564、旧海上町で0.398、旧飯岡町で0.362、旧干潟町で0.368となっておりまして、平成17年度の合併後の旭市では0.487となっております。財政力指数の意義についてはいろいろな見解もございまして、私はその市の活力度、元気さを示すものと理解しております。

市長は、よくひとり立ちできる市ということを言われておりますが、市長の言うひとり立ちできる市というのは、恐らく財政力指数が1以上の市ということだと理解しますが、私も全く同感でして、これを目指し、市の活性化が進められたらいいなと思っている一人でございます。

そこで、旭市の平成18年度以降の財政力指数がどのくらいになるのかをお尋ねいたします。

できますならば、農業産出額が千葉県で1番であるという要素がどのくらい含まれているのかということが分かるような形でお答え願えればと思います。

次に、市発注業務の受注状況についてお尋ねします。

財政力を高め、市を活性化するために市長が工業団地に新しい企業を誘致したいと一生懸命東奔西走していることは、多くの人の認めるところだろうと思います。また、多くの議員の皆様方からの要望もごさいます。私もそれを希望するものの一人でごさいます。しかしながら、実際には水の問題、アクセス道路の問題等ありまして、まとまりそうでなかなかまとまらないというのが現状なのかなと思います。ほかの市、町でも工業団地をつくっておりますから、立地条件のよいところに持っていけるのだらうとも思います。私もその一例を見て知っております。大変ですが、この面でも引き続きご努力のほどをお願いしたいと思っていますところでございます。

新企業の誘致も大事なことだと思いますが、地元企業、市内業者の育成も、これに負けず劣らず大事なことだと思います。この観点から、市発注業務の受注状況についてお尋ねいたします。

市内業者及び市に支店のある準市内業者、そして市外業者の受注状況はどうなっておりますでしょうか。

3番目に、市内業者の育成についてお尋ねします。

市は、市内業者の育成をどのように考え、どのようにしているのか、そして、これから先どうしようとしているのか、大変難しい問題なのだろうと思いますけれども、お聞かせ願えればと思います。

次に、中央病院についてお尋ねします。

私が中央病院の予算審議に最初に参加したのは、会議録を見ますと、どうやら平成17年10月14日だったようです。まだ2年たっておりません。そのときの印象ですが、50億円近い国債と40億円近い未収入金があり、かつ負債が15億円もない、すごいもうかっている企業だなというものでした。平成18年度の決算書においても、現金、預金が約35億円、未収入金が約40億円、有価証券、多分国債だと思いますが、これが約20億円、流動資産合計が103億8,000万円となっております。これに対しまして、負債合計は19億7,000万円となっております。補助金と交付金で約12億円ありますが、病院事業収益として288億9,000万円を得て、病院事業費用として285億5,000万円を支出している大企業でごさいます。市の一般会計歳入決算額が258億円、歳出決算額が239億円ということですから、単純に比較することはできないかも

しませんが、市本体を上回る事業規模かと思います。

公営企業の常任委員になってから１年半余りですが、その間いろいろなところで中央病院の優秀さを聞かされております。自治体病院の多くが経営破綻をしている中で、旭中央病院がこのような状態でいられるという一つの大きな要因は人件費にあるものと思われるが、職員約1,700人と病院関係者のご努力のたまものと敬意を表し、感謝を申し上げたいと思います。

先日の島田和雄議員の一般質問にもございましたが、市民の生命の安全性の確保はもとより、その経済効果には相当なものがあるかと思います。そこで、お尋ねしますけれども、まず、市内業者への発注状況をお聞かせ願いたいと思います。

私は、市の活性化のためには中央病院が市民と一体化していくことが非常に大切だと考えておりまして、そのことによって中央病院が今後また、ますます発展していくものと信じているものの一人でございます。そこで、まず中央病院からの発注状況についてお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、市内業者の育成についてお尋ねします。

病院ですから治療に専念しているのが当たり前でございまして、市内業者の育成ということまでも考えている余裕はないという話にはなろうかと思えますけれども、もしそうでしたら、ぜひこの際それを考えて、そのお考えをお聞かせ願えればと思います。

続きまして、中央病院の附属看護学校の大学化についてお尋ねします。

先の６月の第２回定例会におきまして、附属看護学校での定員が120人から180人になることが認められることになりました。これによりまして、附属看護学校の学生が来年から20人ずつ増え、３年後には60人増えることになると思います。若い人、とりわけ女性を中心とした学生が60人も増えるということは、市の活性化にとって非常に明るい材料ではなかろうかと思えます。大リーグのイチローのランニングホームランにも匹敵するような大ヒットだろうと、私にはそう思えます。将来この人たちが地元の人と結婚し、そのまま旭市に定着してくれることを切に望むものでございます。

附属看護学校は、現在高校卒業修業年限を３年とする看護師３年課程のようですが、さらに１年を延長しての大学課程を追加できないものかどうかをお伺いします。この課程を増設することによって、さらに先に伸びていこうとする学生の道を開くことができるのではないかと思うからであります。

次に、医療技術専門学校の設立の可能性についてお伺いいたします。

科学及び技術は日進月歩、絶えず進歩しております。とりわけ医療技術はその進歩が速いものと思われます。我が旭中央病院でも、最新の最先端に行く医療技術をいち早く取り入れていると言われておりますが、そういった中で、医療技師の訓練習得をするためには絶好の場所ではないかと思います。医療に集中すべきで、そんなところまで構ってられないと言われるかもしれませんが、医療の分野でもすそ野が大事、これからの若い人たちの層の厚いところは必ず伸びると信じる人も多いはず、ぜひこの学校の設立を考えていただきたいと思います。

前向きな答弁をいただきたいと思います。以上、第1回目の質問を終わります。再質問は自席にてさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（嶋田茂樹） 佐久間茂樹議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） それでは、お答え申し上げます。

大きい1番の地元業者の育成についての中の（1）市の財政力の推移についてという中で、2点ほどございました。1点目は、平成18年度の財政力指数はどのくらいかと、それから2番目が、農業関係の所得がどのくらい寄与しているかということだと思えます。

1点目の財政力指数の関係でございますけれども、平成18年度は0.516でございます。それから、もう既にこれは地方交付税が決まると財政力は出ますので、平成19年度も出ております。参考までに申し上げますと、平成19年度につきましては0.550という状況になっております。

それから、2番目の農業所得云々に絡みましての件でございますけれども、たまたま個人市民税の所得割の中で割合をちょっと申し上げさせていただきますと、もう旭市は何といっても一番多いのは給与所得ということで、これはもう給与所得が84%以上を占めております。農業所得はということでございますけれども、全体の3.2%となっております。

続きまして、2番目の市発注業務の受注状況はということでございます。これにつきましては、平成18年度で申し上げさせていただきます。

まず、財政課の方に依頼のあります契約の状況の中で申し上げさせていただきます。3種類に分けて、まず工事関係でございます。これは、件数としまして107件ございました。件数の率と金額の率で申し上げます。107件のうち市内に本店のある方が受注されたものは102件、これは件数の割合で95.3%、金額にしますと若干違ってまいりますけれども96.0%、それから市内に支店がございます業者、これは2件でございます、件数の割合は1.9%、

金額で申し上げますと3.5%、それから市外でございます。市外は3件でございます、件数の割合は2.8%、金額の割合では0.5%、これが工事でございます。

次に業務委託関係でございますけれども、これは71件でございます。市内に本店があるものが34件、件数の割合で47.9%、金額の割合では48.4%、それから市外でございますけれども、37件、件数の割合で52.1%、金額の割合で51.6%となっております。

それから、物品関係でございますけれども、これは14件ございまして、市内の本店が1件でございます、件数で7.1%、金額で0.7%、それから市外が13件でございますけれども、件数で92.9%、金額で99.3%という状況になっております。

以上でございます。

それから、3番目の質問でございます市内業者育成をどのように考えているかということでございますけれども、非常に難しいわけですが、財政課の立場から、契約事務の依頼を受けているという中でご説明をさせていただきたいと思います。

業者の育成という質問の答えになるかどうか分かりませんが、現状、1億円以上は一般競争入札、それ以下は指名競争入札というのはまだ働いておりますので、そういった中での考え方を申し上げさせていただきたいと思います。

財政課といたしましては、各課から契約依頼がまず財政課に一定の基準以上でまいります。その時に入札を実施するに当たりましては、競争入札の参加資格者名簿、これがなければ話になりませんが、この名簿に登載されました市内業者が、何社という基準が金額によって違ってまいります。一定数市内業者があって、市内業者だけで数が満たされるという場合には、もちろんもう市内を最優先しまして指名をいたしております。

そういった形で、答えになるかどうか分かりませんが、数が市内で足りる場合はもう市内でやる。ただ、金額が上がってきたり、あるいは業種、例えばコンサル関係なんかですと市内には7社しかございません。ですから、どうしても市内では無理という場合があります。こういった場合には、やはり市外を入れざるを得ないということでございまして、くどいようですが、市内で数が足りる場合は市内だけでやる。そういった形で今実施をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 私の方から、病院についての3番と4番についてお答え申し上げます。

附属看護学校の大学化ということでございます。ご指摘のように、看護師養成学校には3年制の専門学校あるいは短期大学と4年制の大学がございます。現在の状況としましては、少子化や技術の高度専門化した技能の習得の必要性から、3年制の学校から4年制への大学へのシフトが始まっておりまして、大学への入学志望者も増加傾向にあります。聞くとところによりますと、茨城県ではほとんど3年制をなくして大学にしようというふうな話もございます。しかしながら、主に資金の、要するにお金の問題と教授、準教授等の人材確保の問題がございます、大学化が進んでおりますのは国のもの、それから都道府県立、あるいは政令指定都市立の学校、それから私立の学校が経営しておりまして、小さな我々のような町の病院としては、まだ4年制の大学があるという事例はございません。

現在のところ、当附属専門学校では大学化の計画はありませんが、これを機会として、今後、看護師養成学校の動向や将来の傾向を熟慮して研究していきたいなと、このように思っております。

看護の質を上げるというのは確かに大事な医療の次にまた出てくる問題でありまして、例えば某病院などは、今4年制大学卒の看護師の割合が5割以上というふうな時代になってまいります。当院ではまだ今のところ4年制大学卒業者というのは数名にすぎません。4年制大学卒の看護師を我々病院としてもさらに入れて募集していきたいなというふうに思いますし、自らの手で教育できれば、これにこしたことはないわけでありますが、先ほど申し上げたいろいろな条件がございますので、すぐどうというわけにはまいりません。民間の私立の大学の誘致だとか、そういうのも一つの手なのかなということもありますということでございます。

それから、次の医療技術専門学校の設立、ここも4年制に移行する傾向がございます、千葉県におきまして医療短期大学が今度4年制の医療技術大学というふうに、看護学部と併せて大学を今度つくる準備を進めておるわけで、平成22年だと思いましたが、大学になる予定であります。こちらの方も我々の病院としましては研究しておるわけでありますが、看護師に比べますと、新しくできたこの卒業生がまだ全部出てきておりませんので、彼らが出てきたときにどれほどの需要があるんだろう、あるいはどれほどの供給があって需要があるかということを見きわめて、また検討していきたいとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 私からは、残る2問についてお答えをいたします。

まず、1点目が市内業者への発注状況でございます。昨年の平成18年度の発注金額は、これは病院全体でありますけれども、約150億円になります。その内容としては、建物工事関係でありますとか、医療機械等の器具、備品、それから薬剤、診療材料、一般消耗品の購入、その他一切合財であります。その相手方の内訳でございますが、まず、市内の業者が約12億円であります。それから、市内に支社または営業所のある業者が約51億円、この2つで約63億円になります。率にしますと42%になります。ですから、残る87億円が市外業者という状況になります。

それから、2点目の市内業者の育成についてということでございますが、病院も契約する場合には、これは病院独自で簡単にできるわけではもちろんありませんで、市長部局と同じような法令の適用があるわけであります。そういう中で、現状としては給食材料、それから日用品等については市内業者を中心に見積もり合わせ等による購入をしております。その他についても、今後でありますけれども、法令を遵守しながら、できる範囲で考慮していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 佐久間茂樹議員。

○12番（佐久間茂樹） それでは、1番目の市の財政力の推移について再度お伺いします。

平成18年度が0.515、平成17年度が0.487だろうと思うんですが、平成19年度が0.550とかなり上がっております。実際、税収も上がっているんでしょうけれども、税源移譲あるいは基準財政需要額が小さくされているのかなと思えるんですけれども、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（嶋田茂樹） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 平成19年度0.550ということで上昇したということで、今、ご指摘ございましたように確かに税源移譲関係で市税が上がっております。基準財政収入額が上がっております。それに比べまして、やはり需要の方、こちらの方はやはり下がっております。そういった相関関係で財政力は上がっているということになります。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 佐久間茂樹議員。

○12番（佐久間茂樹） そうしますと、数字は上がっていますが、実態はそれほど変わっていないということでとらえてよろしいですか。

○議長（嶋田茂樹） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 佐久間議員のご指摘のとおりだと思います。

○議長（嶋田茂樹） 佐久間茂樹議員。

○12番（佐久間茂樹） 財政力指数については以上で結構です。どうもありがとうございます。

税源移譲、多少市税が上がっていますが、合併しても、それほど数字は上がったけれども、余り変わっていないのかなというふうに理解されると思います。

次に、市発注業務の受注状況なんですけれども、再度、指名参加願を出している会社の数と、それから実際に発注している業者の数を教えていただきたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 競争入札の参加業者、いわゆる登録業者数ということで言っておりますけれども、平成19年度、20年度、この2年間登録を有効としておりますので、その登録されている業者数を申し上げます。

まず建設工事、これは建築とか土木とか入っておりますけれども、建設工事の業者数、総数で旭市に登録のある方は709社です。このうち市内に本店のあるもの88社、市内に支店のあるもの3社、県内が457社、県外が161社、それでトータルで709社ということでございます。

それから業務委託、それからコンサル関係でございますけれども、これは総数で330社でございます。市内に本店のあるもの、先ほども申し上げましたように7社、それから市内に支店のあるものはゼロでございます。県内が248社、県外が75社でございます。トータルで330社。

それから、物品役務関係でございますけれども、トータルで901社、市内に本店のあるもの100社、市内に支店のありますもの16社、県内が503社、県外が282社でございます。トータルで901社。総数でございますけれども、1,940社ということで登録をいただいております。

それから、このうち発注ということでございますが、これは先ほど申し上げました数にイコールになるわけでございますけれども、工事関係で107件、結局107社がっておりますけれども、それから、業務委託が71件、71社ということになるかと思います。それから物品が14件、合わせて192件を財政課扱いということでやっております。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 佐久間茂樹議員。

○12番（佐久間茂樹） そうしますと、1,940社登録願を受け付けていまして、実際に声をかけたのは200社くらいですか。

○議長（嶋田茂樹） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 失礼しました。1,940社あるんですけれども、先ほど受注した業者の数が190何件で、実際に、今手元にございませんけれども、金額によりまして大きいものは10社以上、それから、金額によって7社とか5社ございます。ですから、それを掛けた数字をちょっと持っていない、要するに指名の数ですよ。そういったものを持っていませんけれども、先ほど申し上げましたのは、受注した業者の数ということになるかと思います。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 佐久間茂樹議員。

○12番（佐久間茂樹） 多分登録業者すべてに声はかかっていないと思うんです。実際どのくらい分かりませんが、3分の1か4分の1くらい、半分くらいは多分まるっきり声がかかっていないだろうと思うんです。大体そんなところでよろしいですか。

○議長（嶋田茂樹） 佐久間茂樹議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 先ほど工事の関係で申し上げましたけれども、工事の関係を例にとるならば、平成18年度ですと、107件中、市内の業者が102件ということで、実際の登録というのは、県外まで含めると709社あるわけですから、ですから半分、とてもとてもそんな数ではなくて、何割かという形になるかと思います。

○議長（嶋田茂樹） 佐久間茂樹議員。

○12番（佐久間茂樹） 2番目の発注業務の受注状況はということで、これは分かりました。

実際登録されていても、声をかけるところというのはやはり見て、知っているところ、地元あるいはここができそうだとということで判断して、全く声のかからないところの方が多いんだろうと思うんです。これはどこの町でも一緒だと思います。そういう意味では、公正ではないんです。最初から不公平なんです。不平等なんです。私は、市の仕事は市内業者で、県の仕事は県内業者で、国の仕事は国の業者でやるべきだと思っています。

やはり同じく飯岡町議会で一般質問をさせていただきましたけれども、旧飯岡町の例でと

りますと、福祉センター、光と風、なぎさリフレッシュ、いろいろな箱物をつくります。だけれども工事はほとんど全部町外の業者なんです。お金は全部外に出てしまうんです、市の外に。残るのは借金と管理費だけ。この旭市にはそうなってほしくないんです。行政の皆さんが一生懸命交付税算入によってお金を持ってきてくれた、基本計画を立ててくれたわけです。そのお金が市の外に出てしまったら、うまいところが何にもないんですよ。

私はそういった意味で、これはどこの市でもやっていると思いますけれども、制限付き一般競争入札、市内業者を優先してぜひやっていただきたい。副市長、どうですか、その辺は。

○議長（嶋田茂樹） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（鈴木正美） ただいま佐久間議員からお話ありましたが、市長が常々申し上げておりますけれども、建築とかそういったものにつまましては、できるだけ地元が採用されて、地元雇用が生まれ、それで需要が生まれると。それが回り回って家族の方の消費にもつながると、そういうことで非常に大事なことだと思っています。

私どもの方で、制限付き一般競争入札を基本とします郵便によるダイレクト入札、10月からスタートいたしますが、今回も9月中に特に市内の一般業者の方に説明会を開きまして、市外の方はホームページを見ていただくということでやっていただこうと思いますが、そういった形できめ細かく周知をいたしまして、できるだけ市内の方にとっていただきたいと思っています。

ただ、財政課長も先ほど申し上げましたように、世の流れが一般競争入札ということで、指名競争入札も必要な局面もございますけれども、基本は一般競争入札になってまいります。そういう中で、今、佐久間議員の方からおっしゃいましたけれども、地方性をできるだけ考慮いたしまして、競争性が働かない数しかないというのはしょうがありませんので、それ以外については、できるだけそういう制限の中で対応していきたいというふうに考えております。

○議長（嶋田茂樹） 佐久間茂樹議員。

○12番（佐久間茂樹） どうもありがとうございます。とは申しまして、やはり旭市の建設工事指名業者選定基準規程というのがございます。この中で4条、6条、かなり弾力規定というんですか、市長の権限でかなりのところまで業者を持ち上げることができるようになっていんだろうと思うんですけれども、この規定に違反しろとは申しませんけれども、この際市長に、この5年、10年の基本計画の仕事の中で市内の業者のそれぞれランクが1段

上がるくらいの、そのくらいの覚悟で市長にお願いしたいと思うんですけども。

- 議長（嶋田茂樹） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

- 市長（伊藤忠良） 佐久間議員のおっしゃることも十分よく分かります。ただ、今副市長からも申しあげましたとおり、一般競争というシステムを取り入れて今かかったばかりでございますので、そんな意味で市内の業者の皆さん方にも大いに努力をしていただいて、そして競争に勝てるような、そういった体制が作れるように頑張っていただけるようお願いをさせていただきたい、そう思っております。

- 議長（嶋田茂樹） 佐久間茂樹議員。

- 12番（佐久間茂樹） 今、地産地消という言葉がよく言われています。今回のこの10年間の基本計画の事業は、市の職員の皆さんが一生懸命苦労してつくってくれた地産だろうと思います。これをぜひ地元の業者さんでやっていただきたいと、そう思うものでございます。3番目については、それでおしまいにします。

続いて中央病院の方、同じように中央病院に出されている登録業者と、それから発注している数をお聞かせ願えればと思います。

- 議長（嶋田茂樹） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

- 病院事務部長（伊藤敬典） まず、業者数でありますけれども、建設業に関しては市の指名参加資格願というんでしょうか、市の基準をそっくり病院も使っております。ただ、物品については、これは病院独自の審査基準を持っておりまして、業者数については180社を名簿登載しております。

それから、2点目の発注の業者数は、全部で777社でございます。内訳としては、市内業者が180社、それから市内に支社または支店を持っている業者が58社、それから市外業者が539社、合わせて777業者数ということになります。

- 議長（嶋田茂樹） 佐久間茂樹議員。

- 12番（佐久間茂樹） 中央病院でも、やはり市と同じように登録してきた会社に全部声をかけるわけにはいかないんだろうと思います。そういう意味で、もともとから平らでないといえますか、そういうところがあるわけでございます。これは全然知らないところに声をかけてもしょうがないんですけれども、そういった意味では、できれば市内業者に声をかけて、目をかけていただきたいと思います。

先ほどいただきました市の方の発注状況でも、どこをどういうふうにしたらいいのかなというふうなことで見ますと、例えば業務委託会社が非常に弱いわけです。要するに52%外に出ているわけです。というのは、多分旭市内では技術系の会社がやはり弱いんだと。技術系の会社を育てた方がいいのではないかと。中央病院はそういうことで割と、先ほど経営内容をざっと言わせていただきましたけれども、市ではなかなかしにくい。ただ中央病院ならばできるんだらうと、今後ぜひそういった目で、いま一度発注状況を意識してもらいたいと思います。

もう1点だけお伺いしますけれども、最後にこれについては1点だけにさせていただきますけれども、旭市病院事業特定建設工事共同企業体取扱規程、この中の第6条、企業体の結成方法は自主結成とする。ただし千葉県外業者Aグループと千葉県内業者Bグループとの結成とするとあるんです。なぜAは県外業者なんですか。その点のところをお知らせください。

○議長（嶋田茂樹） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 今、そういうJVの要綱があることは、もちろん県もありますので、病院もあるであろうということは承知をしておりましたが、ただ、私も具体的中身のこのことはちょっとまだ不勉強で、まだ勉強しておりません。ですから、ちょっときょうの段階では、なかなかお答えができませんが、しっかり勉強させていただきたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 佐久間茂樹議員。

○12番（佐久間茂樹） それでは、後でまた教えてください。

附属看護学校の大学化について、前向きのご回答をいただきまして本当にありがとうございます。ただこれ前にも、私は知りませんけれども、旧旭市の議会の中でもお話が出たようでございます。ただ、今病院事業管理者が言われたように、4年制の看護師が多くなっていくと、そういう時期が来ているのかなと。来年から20人、40人、60人と増えるわけでございますので、もう1課程くらい増やして、4年制のコースを20人くらい増やしていただけたらなど。そして、医療技術専門学校の設立も、銚子市では大枚をはたいて科学大学を呼んで3科を作っております。今の中央病院ならば、そんなに大枚をはたかなくても、看護学校に増設するという格好でもできるのかなと、そう思うものですから、ぜひ前向きにご検討、準備のほどをよろしく願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 佐久間茂樹議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため午後 1 時まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 56 分

再開 午後 零時 59 分

○議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日 下 昭 治

○議長（嶋田茂樹） 引き続き一般質問を行います。

日下昭治議員、ご登壇願います。

（ 13 番 日下昭治 登壇 ）

○ 13 番（日下昭治） 13番、日下昭治です。平成19年第 3 回定例会において質問を行います。

質問事項については、大きく分けて 4 項目、細部については 9 点に分けて行いますのでよろしくをお願いします。

まず 1 点目、環境行政の中、エコテック最終処分場について伺います。

この処分場設置の経緯については、昭和63年 4 月16日に株式会社仲葉都市開発より事前協議書の申請があり、県は受け付けを行っている。そのようなことからして、当時の町として最終処分場設置反対の決議を行っているものの、平成10年 4 月ごろまではほとんど動きは見られず、また、その地区においてはゴルフ場誘致の話も並行してあり、土地等の売買に関しては、地権者も計画の詳細については知り得ないうちに進んでいたものと思われます。そのような状況であったものが、平成10年 4 月になり、業者が町に頻繁に訪れてきて、時には恫喝まがいのときがあったようなことを耳にしています。そんなことを知ったかどうか分かりませんが、当時の環境生活部長自らが、5 月25日に町長に事前協議書を受理しない旨の連絡があったとのこと。それが、4 日後の29日には事前協議終了の報告があるという、住民にとりましては県のお粗末としか言いあらわせないようなことが過去にもあります。

そのような処分場計画ですが、過日 8 月21日、計画地近くの住民が県に対して行った設置許可の取り消しを求めた裁判で、千葉地裁は原告の主張する全面的なものではありませんが、

特に処分場の設置及び維持管理についての経理的な基礎部分については無理であるという判決をしています。そのような結果を踏まえ、堂本知事の政治姿勢からしても、当然地裁の結果を尊重してくれるものと思っていましたが、残念なことには、4日に県はその結果を不服として控訴しました。まことに残念極まりないものと思っていますところでは。

そのような結果にならないようにと、処分場周辺の地区を初めとする多くの皆さんが、千葉地裁の判決を尊重して、控訴しないでくださいという署名活動をし、堂本知事あてに要請書を提出しました。また、当市議会においても旧海上町時代の問題であったとしても、当時住民投票まで行い、98%を越す設置反対があった事項です。そのようなことからして、旭市議会としても平成17年第2回定例会において、株式会社エコテック産業廃棄物最終処分場建設反対の議会決議を挙げ、産廃処分場建設反対の姿勢を県民の前に明らかにすることの請願を採択、同発議も可決されています。そのようなことからして、28日の議会全員協議会において、知事あてに地裁の判決を尊重して控訴しないでほしい旨を要請することを決定しています。

また、市長としても同様の要請をしていただけるよう、議長より依頼があったものと思いますが、それらに対する行動、議会に同調することができなかったのか、市長のご答弁をお願いしたいと思います。

それと、裁判の中でも指摘されている経理的基礎の審査内容、これは業者が知事あてに提出されている確約書に載っている資金の調達計画及び融資の確認についての1点目、事業主変更地位の継承をしないとする件の2点目、県有地3,366平方メートルへの埋め立て相当分の5万5,000立方メートルの受け入れの協議についての3点目について、県は当然のこととして、平成12年10月改正の廃棄物処理及び清掃に関する法律に照らして処理されているものと思われますが、市民が一番危惧している安心・安全の操業、事業の継続性について、これらの点については、県に精通されておる副市長にお答えをいただければと思います。

次に、産業廃棄物不法投棄の防止対策について伺います。

6月定例会においても、不法投棄かどうかは確認できないが、建設残土等の積載したダンブが相当数海上地区方面へ入っていることを指摘していました。許可をとって行っているものもあるとは伺っていますが、農地等への埋め立ては原状復帰が難しいと思われるような件もあるよう聞いていますし、また、小面積で山林へ投棄し、法令上どうしようもないような場所もあるやに伺っていますが、担当課で厳しく当たってもらわないと、ほかへ波及してしまうという事例もありますので、しっかりと対応していただくよう求めておきたいと思いま

す。

なぜそのようなことを申し上げるかということは、過去に旧海上町で大量の不法投棄が行われたわけですが、産業廃棄物ですので監視し指導するのは県なのですが、その中には自社処分場として許可をした場所へ違法に不法投棄を繰り返されていたこともあります。そのような場所を初め、不法投棄の現場は撤去命令を出して撤去させなければならないと思うが、いまだにされていません。処理対策の取り組みの現況をご報告願いたい。

次の事項についても、県は仮置き場であるかのように、過去に海上町時代に指導していた場所でございますが、それは現在の蛇園について伺います。この場所については旧海上町議会でも再三にわたって指摘を受けた場所でしたが、仮置き場であるからして撤去の指導をしていると何回も答弁を繰り返されたにもかかわらず、推定30万トンとも考えられる量がいまだに撤去されずに残っている。しかも、その場所を県の補助金までつけてもらって、浸出水の検査を環境財団へ依頼して行っておる。当然産廃の不法投棄であるからして、市より県へ要請をして撤去させなければならないものと考えますが、それらについて市環境課としてどのように取り組まれるかを報告願います。

次に、各種税、負担金等の徴収対策について伺います。

これらについては、滞納者についてになります。まず、市税について伺います。

平成18年度決算状況を見てみますと、市税全般では、賦課した額に対して徴収できた割合は81.7%、2割近くは徴収できず、特に固定資産税においては25%強、いわゆる4分の1が未収扱いになっております。税は公平であることからすると、こんなことがあってはならないものと思われませんが、現実ではかなり額が単年度で不納欠損として処理されている。税が不納欠損あるいは未収として繰り越される額は、過去を対象とした場合増えてきているのか、それとも減っているのか、それらの推移をご報告願いたい。

今年度より、県と共同で滞納整理推進機構を発足していますが、その活動状況を伺います。また、滞納整理推進機構がスタートすることにより、今までは不動産等を差し押さえしても強制公売を行えず、塩漬け状態になっている事例もあると聞いていますが、現在、それらの手続は開始されているのか。滞納整理推進機構は1年を通じて執行されるものではなく、一時的なものであるとも伺っていますが、それら機能を生かし効果を上げるための施策としてはどのように考えられているかを伺います。

次に、国民健康保険税について伺います。

まず、国民健康保険の加入率、世帯数では1万5,249世帯、全体の65.5%、人口割合では

53.5%と、全体の半数近い方々は他の保険へ加入していると思います。国保税の徴収については、徴収率70%と3割の方が滞納されているわけですが、市税同様に徴収率、不納欠損されるものについての推移をご報告いただきたい。

なお、滞納者に対してペナルティー等もあると思われますが、それらの実態の状況及び資格証明書や短期被保険者証などの交付も行われていると思われますが、それら世帯数の報告と、それらに対する納付相談、指導実態について伺いたい。

次に、負担金について伺います。

厚生労働省が全市区町村を対象に行った調査で、昨年度分だけで89億7,000万円の保育料を滞納されているとしています。滞納額では総額の1.9%、人数では全体の3.7%が滞納されているとのことです。滞納保育料は金額、滞納率とも文部科学省調査の給食費を上回っている。滞納者の中には高級乗用車を乗り回しながらも支払いを許否したり、支払いできる環境であるにもかかわらず支払わないというモラルの欠如している保護者もあるとのことです。本市においてはそのようなことはないと思われますが、時効により不納欠損されれば市税で補てんしなければならないものと思いますが、それらに対する対策としてどう講じられているか。

もう1点、下水道関係で使用料については、未納率は低いわけですが、負担金については徴収できたのは40%そこそこと極端に低いが、それらについては分割納付もあるので、その関係であるものなのか。そうであるとしても、300万円からの不納欠損処理をされているわけですので、下水道事業に対する理解度というか、必要性が低いのではと思わざるを得ませんが、今後、事業を推進する上で、いかにして関係地区住民への理解を求められていくのか、それと、滞納者の徴収対策を講じられるのかを伺います。

3項目め、海上中学校跡地について伺うものですが、この件につきましては、木内議員の質問でも出ましたので、関係する部分でございますので省略したいと思います。ただ、私も木内議員同様、約3ヘクタールとまとまった土地でありますので、慎重な検討をした上で活用していただけるよう要望したいと思います。

なお、一部再質問でさせていただくものもあるかと思います。

保育所民営化、民間委託について伺います。

保育所を民間に委託するという背景には、国の三位一体改革による保育所運営費の補助金が減らされ、一般財源、交付金化されたことに伴って厳しい財政運営が求められる。そのようなことからして、指定管理者制度により民間へ委託することは、コストの削減、就労形態

などの多様化を見据えた保育ニーズの対応に期待できるものと思います。

本定例会においても、干潟保育所の委託に伴う指定管理者を指定する案件が上程されています。それら案件に関しては大いに賛意を示したいと思います。また、これら事例をはじめとして、今後は指定管理者制度導入による管理体系が進まれるものと期待されますが、案件にあります干潟保育所以外の保育所の取り組み状況についてご報告いただきたいと思います。

なお、民間委託に伴って、現保育士は他の保育所に異動になると思われます。特に干潟保育所に就任されている保育士は多いわけですが、新年度に向け2名の保育士の採用計画がありますが、採用する背景はいろいろとあると思いますが、それらについて報告を求めます。

以上で1回目の質問を終わりますが、再質問は自席で行います。よろしくお願いします。

○議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 日下議員の質問にお答えをさせていただきます。

私からは、1点目の環境行政について、その中でのエコテックの最終処分場の件でお答えをさせていただきたいと思います。

この問題でございませけれども、私も個人的には質問議員と全く同じ考えであります。ただ、正直言ってこの問題に関して、県からも意見を求められたこともございませでしたし、この件で真剣に勉強する機会がこれまでございませでした。それだけに、今度の問題が発生したときに、市の方からも知事あてにそういった控訴をしないしてほしいという旨の願いをするというところまで考えが回らなかったというのが実際のところです。

私からは以上です。

○議長（嶋田茂樹） 副市長。

○副市長（鈴木正美） 日下議員のご質問のうち、環境行政の中のエコテック最終処分場について、先ほど確約書の中に載っている3点について、県に精通しているということなんで聞きたいということでお話がありました。

この確約書につきましては、先ほど日下議員おっしゃいましたように、資金調達計画の部分、それから事業主の変更をしないとか承継しないと、それから県有地面積相当量分を廃棄物に受け入れると、そういうようなことが書いてあったということで承知しております。それで、県の方の中身ですけれども、私も環境行政にちょっと携わっていなかったんで、県に精通しているということで先ほどちょっと持ち上げられているんですけれども、私の今の段

階では、ちょっとお答えできる状況にございません。直接今旭市の方に来ていますので、旭市の立場で、ちょっと県の担当課の方に聞いてはみたんですけれども、確約書については、県と事業者、許可権者と事業者との関係でございますので、それにつきまして市の方として、その中身のやりとりについて、県から逐一お話しを承っておりませんのでちょっと承知をしておりません。

それで、今まで確かに承知していないんですけれども、その感じだけでも分からないかと、感触を聞いてみたんですが、堂本知事も記者会見でおっしゃっていましたが、今の許認可におかれる体系、そういった位置づけが法律的に位置づけがきちとなっていない中で控訴をさせていただいて、その辺を明らかにするということだったので、訴訟に影響も出るということもあるので、ちょっとそのやりとりについても、申し訳ないんですけれども、お答えしにくいということでございました。

日下議員の質問に答えられなくて恐縮ですが、そういう状況であることをご理解いただきたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、私の方から産業廃棄物、不法投棄防止処理対策の関係、それから、産業廃棄物仮置き場の状況関係にお答えしたいと思います。

最初に、産業廃棄物不法投棄防止処理関係でございますけれども、概略的な形としては、6月議会でも私の方から述べたんですけれども、不法投棄の防止対策については、市は定期的に市内全域をシルバー人材センターに委託して環境パトロールを実施して、不法投棄防止の監視活動を行っております。その他不法投棄の多いところには監視カメラを設置、不法投棄防止の看板を設置し防止活動を行っています。

また、各地区より選出された不法投棄監視員より地域の監視活動をお願いし、不審な大型車両が多く見られた場合やゲリラ的な不法投棄を発見した場合には、連絡をいただくことになっております。また、市民からの通報も大変重要なことから、連絡があり次第、うちの方で現場確認をしております。

これらの活動の中で不法投棄されている産業廃棄物を発見、またはそれらしきものがあつた場合については、産業廃棄物については県の所管であることから、速やかに県に通報し、適切な処理をお願いしているところでございます。

次に、埋め立て関係も先ほどお話が出ましたのでお答えしたいと思います。

埋め立て関係、小規模埋め立て関係につきましては、市は500平米から3,000平米未満がう

ちの方の許可関係で出ております。これらについては条例で定められた基準をクリアした土砂等を埋めることになっており、改良リサイクル土も、基準を満たしている旨の検査機関の証明書を添付することになっています。これらを受けて、農地転用や開発行為などを所管する市の関係各課及び県の関係機関との協議が済んだ上で許可をしております。また、500平米未満については、これは許認可ではありませんですが、庁内関係各課との連携や県機関との連携を密にして監視活動に努めております。

次に、産業廃棄物仮置き場の状況関係でございます。

日下議員言われたように、旧海上町蛇園地区における不法投棄の場所でございます。産業廃棄物仮置き場の廃棄物除去については、平成15年度に環境保全の観点から、先ほどお話がありましたように水の検査を県の外郭団体から補助を得てやっております。除去についても県に早期除去の要望を、その当時からお話ししております。また、新市になっても海匠事務所管内産業廃棄物等の連絡協議会がありまして、その中で除去の要望をしております。海匠事務所においても、定期的なパトロールを行うとともに、原因者にも指導しているというお話です。ただ、この原因者が一時期逮捕されまして、今は出てきているみたいですが、資産的な能力が今のところないという話は伺っております。

今後についても、地域環境保全の観点から、県の方に早期の除去と定期的な水質検査の実施について要望している状況です。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） それでは、2番目の市税についてお答えいたします。

まず、固定資産税の徴収率の低下でございますけれども、固定資産税につきましては、所得のない方でも資産があればかかってくると、そういう税的な構造があります。またそれと、今現在大口の会社でもって今精算が済んでいない会社がある。ただそれについては、まだそういう不納欠損で落ちる時効がありませんので、そういう入らない大きなものについては徴収率を低下させているのが一つあります。

それから、もう一つ不納欠損について増えているのかどうかという状況でございますけれども、前年度平成17年度の決算と比較しまして、平成18年度の不納欠損額は市税で9,898万6,000円、前年度が1億1,398万2,000円ということで、マイナスで1,499万7,000円の減となっております。

それから、もう1点の千葉県の滞納整理推進機構の活動状況についてのお尋ねがござい

すけれども、千葉県の滞納整理推進機構については、本市については5月から業務開始しているんですけれども、この東総地区の銚子市、旭市、匝瑳市についてはこのブロックでやっております、銚子市は5月から始まりまして、匝瑳市、旭市がこの9月から3か月間、共同で徴収の方をやるということで、今、財産調査とかそういう中でもって調査をやっているという状況でございます。よろしくお願いします。

○議長（嶋田茂樹） 保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、日下議員の国保税についてということでお答え申し上げます。

まず、国保税の滞納者に対するペナルティーということでございますけれども、保険税の滞納者に対しましては、税負担の公平性という観点、あるいは納付相談の機会を増やすという観点から、交付基準を設けて有効期間の短い短期証及び資格証を発行しておるところでございます。平成19年5月31日現在におきますところの短期被保険者等の交付状況でございますけれども、6か月証が499件、3か月証が437件、1か月証が582件、そして資格証が561件となっております。

また、滞納者対策でございますけれども、保険年金課で対応している部分でございますけれども、国民健康保険税納付相談ということで、年2日間をかけまして実施してございます。これにつきましては、現年度分の滞納額が4期分以上、もしくは過年度に滞納がある方でございます、通知を出しました件数といたしましては2,060名、そのうち相談者が120名集まり、その日来まして、その日に納付された金額が136万円ほどとなっております。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、保育料の関係につきまして、まずご説明を申し上げます。

保育料の未納額につきましては、平成18年度分といたしまして314万6,520円、児童数でいきますと49名分でございます。それから、過年度分といたしましては、これは平成11年度分からずっと過年度分としてございますが、459万3,330円、55名分ということで、合計いたしますと773万9,850円、104名分となっております。

平成17年、18年、この辺が確かに未納される方というのは、その前の年度から比べますと多い状況になってきております。これは、生活が困窮されるというような、そういう状況がここ何年か顕著に表れてきているという結果だろうと思います。

それから、分割納付等を推進しまして、実際に不納欠損できないような形で保育料は納付させていただくように、事務方の方では徴収等を進めておりますが、たまたま平成18年度で不納欠損といたしまして35万400円、これを不納欠損処理させていただいております。それで、この方につきましては破産宣告を裁判所の方で受けまして、どうしても免責決定がなされたものですから、平成12年、13年分の保育料を不納欠損させていただいております。

それから、未納対策ということで、これは直接保護者に電話、それから自宅訪問、これらをしてながら、直接お願いするということを基本にしておりますが、それでもなおかつ納めていただけない場合、これは督促関係の文書はきちっと出させていただいております。それから、保育所長から直接納付を依頼するケースというものもございます。それで、どうしてもまだ保育料がそれでも未納になるという方につきましては、児童扶養手当を口座振替ということではなく、窓口給付する形にしまして、その分を分割で納付をしていただくような、そういう対応もっております。それで、私どもの方としましては、どうしても一括でお支払いいただけない、そういう方が多いわけですので、あくまでも分割でもいいからということで分割納付を勧めておるところでございます。

それから、実際に保育料を銚子市から遠くでは佐倉市、その辺まで住民票を頼りに本人のところへ直接お伺いし、いただけてくるというようなことも積極的にやっております。

それからもう一つ、4番目の保育所の民営化の取り組みということでございますけれども、ご承知のように日下議員の方からお話しございましたが、公立の保育所の運営費が平成16年度から一般財源化をされておりますので、一般財源からの負担分がかなり多くなってきております。したがって、効率的な運営をすることが急務と考えた中で、旭市行政改革アクションプラン、この中に位置づけをいたしまして、あわせて近年の少子化、共働き家庭の問題、家庭や地域の子育て機能の低下、こういうような保育環境の変化にも対応していくために、外部からの民間活力を導入することが有効と考えまして、指定管理者制度の導入に取り組んだところでございます。その結果、平成20年度から干潟保育所の指定管理者による民間委託で運営をすべく、今議会へ指定管理者の指定について、議案として提案させていただいたところでございます。

今後の方針ということでございましたので申し上げますが、今後につきましては、民営化した後の干潟保育所の保育内容、これを十分検証しながら、具体的に決めていきたいというふうに考えております。

それから、もう1点保育士の関係で、コスト削減の中でご質問がございましたが、民営化

に伴います保育士の配置は、日下議員おっしゃられましたように、正規職員は他の保育所の方へローテーションしていくという形で対応をしておりますが、どうしても保育水準、それらを維持向上させていくためには、主要な部分での責任の明確化というような意味合いも含めまして、正規保育士、これらが必要になってきます。

今現在、正規保育士が78名、臨時が39名おります。どうしてもそういう臨時が多い状況というものを少しでも改善したいということと併せまして、また、保育所の保育士のバランス構成というものもあわせて考えていかなければなりませんので、すべてが民営化というわけにもまいりませんので、当然公立の保育所が存在していくわけでございます。それで、今現在保育所の保育士につきましては、平均年齢が44歳くらいになっております。それで、保育士全体の3分の2強が、もうその平均年齢を超えておるといような状況でございます。したがって、どうしても長期的なバランスを考えた場合には、少しずつでも正規職員を採用したいということで、今回採用をお願いしたものでございます。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 下水道課長。

○下水道課長（中野博之） 私どもの方から、（3）の負担金につきまして、下水道事業の受益者負担金のことににつきましてご回答いたします。

平成18年度末の決算におきましては、日下議員がおっしゃられるとおり、収納率につきましては40.8%ということでございます。この収納率が低い理由につきましては、調定額が6,775万5,100円の中に現年度分として2,295万3,500円、それから過年度分、これが前年度までの未納分でございますけれども、これが4,480万1,600円ということでございまして、この過年度分が占める割合が66.1%と高く、この過年度に対する収納済額が777万6,700円ということで、17.4%ということで低いためでございます。

今まで平成12年度当初からの受益者負担金の賦課の総額でございますけれども、総額で申しますと6億3,687万9,900円で、そのうち収納済額が5億9,208万円ということで、収納率が93%という形になっております。

受益者負担金につきましては、供用開始年に土地につきまして1回賦課するというようなものでございます。これにつきまして、納入される方のことを考慮いたしまして、納付の仕方につきましては全額を納付していただく方法、それから5年間に分割していただく方法、それから5年間の分割の中でも、その1年を4回に分けて、合計20回で分割していただく方法という形で、納入がしやすいように考慮しているところでございます。

この低い理由が、分割納付のせいなのかということでございましたけれども、それにつきましては、この中で考慮いたしておりますので、それによって低いというわけではございません。

それから、下水道の供用開始地区における下水道の接続等がなかなか低いところがあるというようなことでございます。下水道について、必要なかどうかということでございますけれども、下水道につきましては、河川等への公共用水域の環境の向上、それから生活衛生環境の向上というものがございまして、今現在下水道を計画している区域におきましては、下水道による整備が有利であろうというふうに考えております。これにつきましても、下水道の必要性、生活衛生環境の向上等々を十分に理解していただけるように説明してまいりたいというふうに考えております。

また、滞納者への対応でございますけれども、受益者負担金につきましても当然100%徴収をしていかなければならないという中、戸別訪問による徴収により下水道の事業のご理解と、それからこのメリット等々を十分に理解していただきながら、徴収率を向上させていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員。

○13番（日下昭治） 冒頭から市長、副市長という形で質問させていただいたわけでございますけれども、副市長には、骨を埋めるつもりで旭市のためにやっていただけという認識を今強くしたわけでございます。そういうことからしても、お若いわけでございますので、将来ずっと旭市にいられるものとは思わないのではないのかなと、そんな認識もしているわけでございますけれども、エコテックの処分場の問題につきましては、市長におかれましても、旧海上町の時代の問題で、過去古い時代のものでありますから、なかなか認識を深めることができなかったということのような理解をしたわけでございますけれども、しかし、この中に副市長に投げた質問の中にもございますけれども、これらは平成12年の廃掃法に基づいてやった結果が、裁判で争点になったかと思えます。それはどういうことかといいますと、事業計画、当初70億円ちょっとなんです。しかし、裁判の争点は107億円ほどかかると。37億円超過するんだと。そうすると、安全な操業が継続できないのではないかと、営業しているときはそれで問題なくできるかと思いますが、埋め立てが終わった後の処理等についての、その辺を市民が危惧しておるわけございまして、土地価格にかかって担保増しをするのが30数億円かかると。この土地は計画書に基づきますと3億円の土地なんです。3億円の土地が

30何億円の担保抹消にかかる。そういうことからして心配になるということなんですから、その辺を今後、いろいろな面で市としても理解度を深めていただきまして、やはり住民が危惧しているのを取り払うというのが行政の役目だと思いますので、ぜひその辺をお願いしたいなと思います。

それと、この計画に対して2001年、平成13年のことでございますけれども、堂本知事より、その当時はまだ知事でないんです。知事直前のことだったんですけれども、海上町議会の議長あてに、石毛文治さんが議長でございましたけれども、それらの回答があるんです。産廃処分場、株式会社エコテックの今後の対応という形の中で、「地元住民の理解が十分に得られないまま、この時期に県が許可を出したことについては遺憾に思います。新しい知事に判断をゆだねるべきでした。手続を中断し、一から調査し、検討していきたいと考えています」と。知事自らそういう答弁をしておるわけです。その時には知事にはなりませんでしたけれども、その後知事になってからのことですが、「行政の継続性からして、前知事の出した決定を覆すことはできないが、許可証に付された条件及び業者の確約の細部にわたり点検をし、自身が納得してからでないと事業着手はさせない」と、そのようなことも言っているわけです。そのようなことからすると、今回の知事の政治姿勢からすると、当然控訴はないものと私も思っているわけです。その辺をできれば知事に市としても、やはり市民がそれだけ心配しているんだよというような要請なりを市挙げてやってほしかったなというのが、切なる地元民の希望なんです。

そういうことからして今後対策も、最後にまたお聞きしますけれども、ある程度出てくるわけですが、なぜこのような確約書を出したかということ。このようなことがあるんですよ。当時県有地3,366平米、それらの土地につきましては、地元住民に払い下げしてほしいなというようなことも要望したわけでございます。それもできなかった。それで、それらにつきましてはどのような結果になっておるかというのは、この事業の継承関係にもなるうかと思いますが、平成13年3月1日に県が許可を出した時点で、県がエコテックに譲渡しているわけです。3月1日、同日付で。3月2日に登記されているわけです。エコテックに登記されたならまだそれでいいんです。その20日後、3月23日、今度はヨコヤマタカシさんに譲渡されるわけです。ということは、県有地がそのような形になっているのかなっていいの、素人が見てわかるんです。なぜその辺も精査してもらえなかったのか、それが残念なんですけれども、その辺をしっかりと市としても知ってもらって、今後の対応をしてほしいなと思います。

それと、当時の話になりますけれども、事前協議に当たって、25日に町長あてに当時の環境生活部長から事前協議の受け入れはないというような話があったものが、29日にはもう許可が出ているわけです。その間に、26日においては深夜まで業者とのやりとりをやっているのが分かっているわけです。だから、それは業者が押されたといえればそれに尽きるわけでございますけれども、それと、当時の産廃課長でございますけれども、反対で陳情なり何なり行ったときの際の話なんですけれども、名前も私は今記憶しておりますけれども、立場上、そういうことは当時の産廃課長とさせていただきますけれども、「あなたの町に産廃の処分場が計画されたらどうしていきますか」と、そのような質問に対して答えたのは、「私は反対します」と言っているんです。ということは、人のことはいいけれども、自分のところだったら反対すると。まるっきり矛盾したことで県が動いているわけです。その辺をしっかりとしてほしいなと思っております。

そのようなことからしまして、今後の対策ということをして市として、県が控訴した以上は係争に当たるわけでございます。しかし、控訴されたものが却下されればその時点で決定をされるわけでございますけれども、その辺の市民の考え方を県にぜひ今後理解していただくように努力してほしいと思うんですけれども、その辺について市長、できればぜひお願いしたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 本当に勉強不足で、きちっとしたことをまだとらえておりませんものですから、その辺をきちっと勉強させていただいて対応をさせていただきたい、そう思います。
以上です。

○議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員。

○13番（日下昭治） では、その辺でしっかりお願いしたいなと思います。

それと、また確約書の話になりますけれども、確約書において、いわゆる業者が県に出した確約書、資金調達計画、それにつきましては日本政策投資銀行、70億円のうち50億円、市中銀行が20億円というような形の中で補正でされていたわけなんです。それは平成12年11月13日に提出だと思えます。そういう形の中で、そのような協調融資を受けるというような形の中で、許可前の話なんですけれども、これは11月13日以前の話です。11月13日には、今度ファイナンス会社から融資を71億円受けると。その辺もたしか裁判で争点になっておったと思います。資金計画に対して利息が余りかかり過ぎると。そうしますと、事業の継続性が厳

しくなるのではないかなというような形の争点になっておると思います。

それと、一番危惧するのは終了後の継続問題なんですけれども、その辺、環境課長にお願いしたいなと思いますけれども、今、旭市、旧一部事務組合だった松沢の処分場、まだ廃止されておらないと思いますけれども、何年たてばその辺は廃止されるか、全く分かるか分からないか、その辺をできればお願いしたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（平野修司） 松沢の最終処分場の関係については、水質検査が国の法律で義務づけられておりまして、今のところ問題がないというのがここ何年か続いているんですけれども、県の許可がおりていない。ですから、向こうからおりるまでやるしかないという形になります。ですから、いつまでというあれは分かりません。

○議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員。

○13番（日下昭治） 公的な施設はそのような形で許可がおりないと。しかし、このような形の中で、一法人が施設をしたものは、法人が解散すればそれで終わってしまうんだと。やはりそれが心配になるということなんです。そのようなことが大きな心配になるわけでございます。例えば先ほども空港代替地の払い下げの疑問があるよということでもございましたけれども、それらに向けましていろいろ要請をしたときに、5万5,000トンの焼却灰ですから、例えばそれらの焼却灰を処理するという、それは不法投棄の現場の解消になるということを正当化の理由にしたわけでもございますけれども、5万5,000トンの焼却灰となりますと、多分50万から60万トンの現物になろうかと思えます。そのような量ということになりますと、恐らく手島の不法投棄が50万トンだと言われておりまして、隣の直島へ一施設を、あれは国で買い取ったのかどうか知りませんが、300億円、400億円かけて、そこで処理をしなければならぬ。それでやっても単年度にはできないと。そういうものの量であると。しかし、この計画は単年度でその焼却灰も受け入れますよと、現実不可能なことも県はのみ込んでおるわけですから、業者の言っていることを。その辺もしっかり今後、とらえておいていただきまして、市の今後の対応をぜひお願いしたいと思えます。

このエコテックにつきましては、そろそろ回数が来たと思えますので、そのような形でお願いしておきたいと思えます。

次に、不法投棄の防止対策については、今、防止対策については十分されておるものと思えます。しかし、ここらにおける不法投棄の処理もそのような形でやれるものとしていたも

のができなくなったり、いろいろあるわけございまして、仮置き場の問題、飛びますけれども、これはタブってきていましたので仮置き場の問題、過去、仮置き場仮置き場と言っておって、もっと早く言えば銚子市にあったものを一時そこに仮置き場だと思っていたら、そのまま置かれてしまうと。確かにいろいろな事業で不法投棄をされた業者がいろいろな問題があったものは十分考えなければならないと思います。しかし、そのような問題があったにしても、やはりその辺は自社処分場等へも不法投棄されたと、当然それは県の監視体制に入っておるものなわけございしますので、その辺をしっかりと今後の中で、県のいろいろな機会があると思います。ぜひ今後も処分をしていただけるよう、いろいろな面で県の方に要請をしながら、ぜひお願いしていきたいなと思います。そういうことでお願いしたいと思います。

続きまして、時間もなくなるようなことになってしまいますので、市税について伺います。

一応推移等をお願いしたいということを申し上げさせていただきましたけれども、合併すると1年分くらいしかないという現実だと思います。しかし、行政ですから過去一・二年のやつは十分持っておるものと思いますけれども、10年先から比較した場合にどう推移をされているのかをお願いしたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） まず、不納欠損の状況ですけれども、合併時に不納欠損の事案につきまして、ちょっと旧3町の方については事案を精査していませんでしたので、それをまず精査しました。それで、その関係で増減が出たんですけれども、まず18条第1項の5年の消滅時効がございまして、これにつきましては、対前年1,120万6,000円ということになっています。それから、3年時効であります執行停止の15条の第4項の関係につきましては、対前年1,935万3,000円の減と、それから、即時消滅については685万2,000円の減ということになっております。ただ、平成16年度以前についてそういう状況でしたので、ちょっと分かりません。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員。

○13番（日下昭治） 実は私もそのような心配をしまして、過去、海上町時代も幾分か議会の方に参加させていただきました。そのような形の中で、旧海上町のときにも、税は町民の公平な義務だよという認識からしまして、税は不納欠損なり未収をできるだけ少なくというようなことを訴えてきたわけでございます。

それで、隣の銚子市におきましては、平成15年か16年だと思いますけれども、税の非常自治体宣言というようなことで、庁舎に大きな垂れ幕を出して、そのような宣言をして税はこれから厳しく対応していくよというふうな形で活動したような記憶をしております。そういうことからして、銚子市はすごく厳しい市税徴収率なんだなという認識をしておったわけでございます。確かにそういった中で厳しさはどこでもあるわけでございますけれども、そして、実は現在の旭市、合併前の1市3町もいろいろな厳しさを味わっておりますので、その辺が合併協議会の中でも若干出ておったから、実は私もそういうことが出せるのかなと思ひまして、各地区別に出したらどんなことが出るんだろうかというような話を、前任者でございました税務課長にお願いしましたところ、今のコンピュータシステムではできないんだというような話をされて、それは結果的には出ておりません。

しかし、市税等あるいはそんなもの程度であれば、簡単に私はコンピュータシステムはどのようのではなく、手書きでもできるのではないかなと。出してまずいいのかいいのか、余りいい方向に行かないのかなというような認識をしたわけでございますけれども、その辺は今の担当課長としてはどう思われていますか。

○議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 昨年度もお話ししましたがけれども、前任者の課長と同じ今の電算システムは直すことができません。また、手書き台帳はどうかということでございますけれども、今のこのシステムでやっているものを手書きだと膨大な事務量が増えて、かえってそれが非効率となってまいりますので、区分けを考えておりません。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員。

○13番（日下昭治） そうですね。では、例えば不納欠損なり、未収処理をして決算に出す前に、担当課としては市長に決裁をいただくわけですね。当然市長、そういう形の中で、現在の徴収状況について、県レベル等について把握されておるものと思いますけれども、その辺は、どの辺に当旭市はあるのか、多分担当課からその辺はあると思いますから、その辺、ぜひお願いしたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 県下の徴収率の順位はどうだということだと思っておりますけれども、

そういう細かい資料については市長の方にやっていませんので、私の方から。

平成18年度の市税の徴収率ですけれども、36市のうち29番目であります。

（「その推移」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） 平成17年度も29位です。あとは分かりません。

○議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員。

○13番（日下昭治） 実は私もそういったものは過去にも出していただいた経緯がありますので、実は市町村別徴収率の状況の比較というものがここにあるんですよ。平成17年度徴収率、平成16年度徴収率、旭市、現年度分95.48%、平成18年度は決算未確定ですから多分出ないと思います。平成17年度は95.48%、滞納繰越分が12.83%、合計81.18%、56市町村中45番ですよ。そういうことではないですか。

○議長（嶋田茂樹） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） 今私が申したのは36市で比較したものでございます。町村を含めたものは私は持っていません。平成18年度については分かりません。

○議長（嶋田茂樹） 日下議員。

○13番（日下昭治） では、ぜひそういうものを今度当然私どもで手に入るわけですから、当然事務方は自由になるわけだから。

○議長（嶋田茂樹） 日下議員に申し上げます。

本件に関しましては、質問は既に4回以上になっておりますので、発言を控えていただきたいと思います。

○13番（日下昭治） 答弁は求めません。まだ時間はありますから。

そういうことで、しっかり理解して徴収率を上げてほしいと、その辺を事務方にやっていただかなければ、なかなかできないわけでございますので、その辺をぜひお願いしたい。

それで次の質問にいきます。

次は中学校になってしまうわけですか、今度。一応中学校には答弁を求めなかったわけでございますけれども、先ほど木内議員の答弁の中で、かなり庶務課長、窮屈な答弁をされていたのではないかなというふうな理解をしたわけでございます。そのような形の中で、今後のグラウンドあるいは解体後の、施設はいいです。そのような施設、社会教育施設等に使えるわけでございますけれども、あれだけの土地を簡単に手放す手はないのではないかなという認識の中で、市長、庶務課長が苦しい答弁をされていたようですので、市長のお考えを

ぜひいただければと思います。

- 議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

- 市長（伊藤忠良） 海上中学校の跡地の問題については、まだ検討をしておりませんものですから、これから前向きに検討をしたいと。できれば、市の活性化に役立てられるような形で利用をしたい。利用したいというのは、売却も含めての件になりますけれども、そういった形でしっかりと検討していきたい、そのように考えています。

- 議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員。

- 13番（日下昭治） 検討していないということでございますけれども、例えば当初計画であると、バックネット等の、先ほどの木内議員の話にもございましたようにバックネット、部室等の解体も入っておったのではないのかなと思います。しかし、その辺をまだ検討されていないということでは、その辺もまだ未定ということになるかと思いますが、今既に解体計画が入っておるということになると、その辺を含んだ解体計画なのか、含まない解体計画なのか、その辺も庶務課長、厳しいお答えになるかと思いますが、お願いしたいと思います。

- 議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

- 庶務課長（浪川敏夫） お答えいたします。

解体につきましては、すべて予定はしております。しかしながら、先ほどのお話もございましたので、バックネットだとか部室、あるいは倉庫ですとかということについては、個別に今後十分に検討をさせていただきたいということでございます。

- 議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員。

- 13番（日下昭治） あと4分ありますから、まだ最後できますね。

では、保育所のいろいろなニーズあるいはいろいろな形の中で、保育士はやはりかなり年齢が高くなっているというような話もございました。その中で、幾分か採用をしていくと。それは若返りの方策の一つだと思います。例えばこの間の新聞に出ておった全施設、これは厚生労働省が発表したもので、子どもケア、風邪ぎみ、アレルギー、障害のある子どものケアを図るために、2008年度から5年間で全国に1万1,200か所ある認可保育園のすべてに看護師を配置する方針を決めたと。全国に1万1,600か所ある公立保育園についても、運営する市町村へ配置を促すと。その中で、もう既に2,000か所については看護師の手当てもされ

ておると。聞くところによると、当市内にある鶴巻保育所においてもそのような配置をされているというような話を聞いておるわけでございます。私立保育園であれば、多分そのような手厚い保護というか、助成措置が早くされているということですので、多分指定管理者になると、その扱いになるのかならないのか分かりませんが、もしその辺分かれればお願いしたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） 鶴巻保育園に関しましては、市全体の病後児の児童を預かっていただくような、そういう目的のもとに病後児保育という特別保育をやっていただいています。それで、今度鶴巻の保育園が自園方式でそれをやっていくという、方向が少し変わってまいりましたので、病後児の保育につきましては、どこかほかの保育所で、市全体のそういう対応を考えなければならないという観点から、できれば干潟保育所に病後児の保育をお願いしたいなということで、今後、協定の中で詰めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員。

○13番（日下昭治） 最後の質問になろうかと思えますけれども、まず、民間委託にするには当然運営費、いろいろな厳しさのために削減を目的と思っておるわけでございます。残った保育士がほかに異動すると、当然臨時保育士よりも、その分運営費は高くなってしまうのではないかなという認識をされておるわけでございますので、その辺を、今の方向としては、干潟保育所の結果を見てということのようでございますけれども、総合計画、アクションプランですか、その際には、干潟保育所を手始めにして、できれば前期くらいにかなりの保育所を民間委託というような方向とは、若干変わってきたのかなという認識をするわけでございますけれども、その辺、変わった範囲はいろいろあると思いますが、当時全く私の聞き違いなのか、その辺わかりませんが、その辺のものとして、今後は前期計画等においては、干潟保育所のみで改まった今後のそういった委託方法等に取り組む姿勢というのはいないということになろうかと思えますけれども、その辺を最後をお願いしたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 私は基本的に、民間でやれるものはできるだけ民間にお願いをしたいというのが基本です。ただ、この保育所の問題でありますけれども、こういった少子化の時代

に保育所の果たす役割というものは非常に大きなものがあるわけですし、そういった意味で、民間の柔軟な対応策というのはこういった形でやってくれるのか、そういったものも十分見きわめながら、そして、これから旭市で若いご夫婦にたくさん子どもを作ってもらおう上で、こういった形をとったら少子化のお手伝いができるのか、そういったものも十分に配慮をしながら民営化に取り組んでいきたい、そのように考えています。

○議長（嶋田茂樹） 日下昭治議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、２時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 ２時 10 分

再開 午後 ２時 24 分

○議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高 橋 利 彦

○議長（嶋田茂樹） 引き続き一般質問を行います。

高橋利彦議員、ご登壇願います。

（ 21 番 高橋利彦 登壇 ）

○ 21 番（高橋利彦） 21番、高橋です。一般質問を行います。

質問は大きく分けて４点です。執行部の皆さんは、答弁に当たって漏れのないよう的確にお願いいたします。

まず初めに、第１点目の旭中央病院について質問させていただきます。

旭中央病院は私が言うまでもありませんが、診療圏人口100万人を擁し、伊藤市長が３月議会で答弁されているように、県にとってもなくてはならない病院になっていると思います。そして、さらに伊藤市長は、「もう既に旭市だけで背負い切れる病院ではないというのが率直な思いであります」と答弁しております。私も市長の考え方と全く同じ考えであります。

旭中央病院は市立病院であることは確かですが、財政規模、職員数など、どれをとっても母体である市を上回っています。これも、故諸橋先生をはじめとした病院関係者の功績のた

まものであり、市民も大変感謝をしていると思います。そして、我が旭中央病院の医療圏内にある本市以外の自治体や住民にとっても、旭市民とほとんど変わりなく医療サービスの提供が受けられ、感謝されていると思います。これは、健全な黒字経営のもとに病院の運営がされてきたことのあかしであり、この偉大な功績を継承することこそが我々に与えられた使命なのではないでしょうか。

現在の厳しい医療環境のもと、それに加えて社会経済の変化の中で、公営企業法全適とは言いながら、市立病院として運営することは多くの問題と課題が山積し、病院関係者職員のご苦労についてもいろいろ伺っておりますが、このようなときこそが腕の見せどころだと思います。これは言い過ぎかもしれませんが、年間10億円以上も国から市を通して、普通ではもらえませんよ。そして、税金を払わなければ、またなりません。誰に頼ることもなく、すべて自らの力量でかせがなければなりません。それだけに、皆さん以上に民間病院や開業医の経営はずっと厳しいと思います。

いろいろと申し上げましたが、中央病院の運営はそれほど重要で、一步経営を誤ると市と市民に重大な影響を及ぼす関係にあることから、私としても大変心配であります。私も市民から負託を受けている者の一人として、その責任の重大さを痛感し、再三にわたり一般質問を行っているわけであります。

それでは、病院の一つ目といたしまして、病院建設計画に伴う経営形態の考え方について、市長と病院事業管理者である病院長にお伺いいたします。

選択肢としては、現行の市立病院のまま継続、あるいは一部事務組合、指定管理者制度、国が行っている独立行政法人国立病院機構、これには千葉東病院、千葉医療センター、下総医療センター、下志津病院等がありますが、これと同様の地方行政独立法人、それからPFIの導入、完全な民営化等、六つくらいの選択肢があると思いますが、市長は、旭市だけで背負い切れる病院ではないという考えの中で、また、管理者である病院長は、自治体に管理された病院の経営管理は、今の時代において既にそぐわない。また、受け皿としての公営企業法全適、地方独立行政法人でも全く不十分で、病院独自で自由に経営管理ができるシステムが必要であるということを主張されております。それに加えて、他の病院との連携にも疑問を抱いております。

お二方の現状、そして将来をかんがみ中、また、建設計画が具体化している中での病院経営の形態と、それに対する考え方などをお伺いいたします。

次は、病院の二つ目として、病院建設計画の収支についてお伺いします。

近年、大きな公共事業は、事業の効率化、透明性の確保、行政による説明責任の遂行といった観点から、事業の必要性や有効性の評価、結果を行い、住民に公表しながら進められております。これらを踏まえなければ、大きな公共事業は当然大問題となって、白紙撤回や大幅な見直しがなされている例が多くあります。しかしながら、病院の再整備事業は317億円もの巨額の事業費を投じるにもかかわらず、昨年、病院事業管理者の交代により急ピッチで進められ、一部が新聞報道されましたが、検討委員会等によって十分検討されたものと思われますが、透明性や公表などが見受けられません。

病院建設計画の収支については、今年の3月31日に株式会社横河建築設計事務所が作成した基本計画の中で最も重要な部分であります。6月の定例会で私の一般質問に対する答弁が余りにも不可解であったため、私はやめてしまいましたので、重複することがございましたらご容赦いただきたいと思います。

基本計画の事業性の中に収支計画らしきものが掲載されておりますが、どのようなメンバーの検討委員会などが何回開催され、どのような点に議論が集中したのか伺います。

また、事業評価をするために事業投資額に対してどれだけ社会的効果が得られるかという費用便益分析の方法として、一般的で最も使われているBバイC、これを算定し、事業の必要性や有効性の評価を住民に公表しながら、市立病院事業として進めるのが当然であると思うが、やらないのはどうしてなのか、特別な理由があるのかお伺いします。

また、公営企業会計は収益的収支で年間の営業面を資本的収支で建設的経費を行い、収益的収支と資本的収支を現金ベースで表現したものが資金計画となり、予算、決算ともに分けて計上しているわけであります。民間企業の会計は、収益的収支はあるが、資本的収支的なものを表現したものはないわけであります。民間企業は、収益的収支と資金面だけであります。議会議員に配られたこの計画書はダイジェスト版のようなものであり、具体的な積み上げの数値は別にあるものと思われませんが、病院は公営企業であるので、法に沿った3条、4条に分けて、数値的な表現で作成する必要があると思うが、法に基づかないのはなぜかお尋ねします。

これでは、6月の定例議会の答弁のように長年勤務している病院事務局も分からなくなってしまうのは当然であり、業者任せで事務局による精査もないようです。病院当局や市当局もよく理解できないので、今度は日本経済研究所に事業計画と収支計画の審査を依頼し、その報告書を議員に配り、権威ある財団法人の日研のお墨つきを得たので、たったの5か月でできてしまった基本設計を配布され、今度は実施設計の予算を組んでいなかったので補正予

算を議会に提出しました。

こんな急ピッチで317億円もの巨額を投じて、市立病院の建設が行われるのは、全国的にも過去にも例はないと思います。早くても最低5年以上はかかると思います。それどころか、基本計画ではケース3までであった収支が、日本経済研究所の報告ではケース3 - 2が追加され、ケース3 - 1が基本計画のケース3ですが、報告書15ページと16ページの資金剰余累計が137億3,600万円、基本計画のケース3の資金剰余累計は127億2,200万円で一致していません。私の勘違いか誤りかお伺いします。

いずれにしても、日本経済研究所の報告書の16から17ページに記載のあるように、ケース3 - 1、ケース3 - 2にも問題点があるので、克服できるような方策をとらないと、赤字経営となって大変なことになるのは必至であります。また、日本経済研究所の報告書に書かれている内容からすると、先ほどのケース3 - 2を初め、医療情報システムの更新費用は、15億円が7億円でダウンし、医薬品にジェネリック品の活用などが登場してきています。日本経済研究所に審査を求めた基本計画と議員に配られた基本計画は異なっていませんが、どのように依頼したのか、理解できないので説明を願いたいと思います。

私は、市立病院ですので将来に取り返しのつかない事態を招かないように、もっと時間をかけて市民に公開、公表しながら、みんなで十分検討し、進めた方がよい方策が得られるのではないかと思います。市長の考えをお伺いします。

次に、病院の3つ目として、入札についてお伺いします。

病院の入札、契約については、人材派遣会社との契約例があるように、透明性がなく、どのように行われているのか全く分かりません。独自に行われているようですが、聞くところによれば、既に一般競争入札も導入しているようですが、どのような契約があり、どのように入札などを行い、年間どのくらいの契約額になるのかお伺いします。

宮崎県では、圧倒的に県民の支持を受けている東国原知事の入札契約制度改革が行われ、入札情報を県議会に定期的に報告するとともに、電子入札の全面導入に併せ、発注見直し、入札情報、入札結果、契約結果などのすべての入札契約情報を県民に分かりやすくするように工夫しながら、インターネットでも公開しています。病院も本体の市よりも予算規模が大きいので、公正、透明で競争性の高い入札、契約制度への改革を進めることによって、健全な財政運営が図られるのではないかと思います。今後の方針について伺います。

次に、大きな2番目として、市税と財産収入についてお尋ねをいたします。

まず、初めに収入状況についてお尋ねをいたします。

今、都市部と地方の経済格差の問題が大きな課題となっています。景気がよいよいと言われておりますが、好況感は全く感じられません。むしろ税金、公共料金、そして物価の値上がりで、生活が厳しくなっているという感じです。そのためかどうか、昨年度の決算において、市税、そして財産収入の一つであると思いますが、市営住宅等の滞納が悪化の一途をたどっています。そこで、これらの状況、それと県内で徴収率の一番よい、また一番悪い市町村と、その徴収率、そして我が旭市の位置づけ、それから、この近隣の市町村の徴収率と位置づけについてお尋ねをいたします。

2つ目として、滞納の主な原因について、どのようになっているのかお伺いします。

3つ目として、今後の対策、現状どのような取り組みをしているのか、その反省点を踏まえて、どのように今後の対策を検討しているのかお伺いします。

次に、大きな3番目として、行財政改革についてお尋ねします。

まず1点目は、現状の取り組みについてであります。

新生旭市誕生以来、2年が過ぎました。合併しなければ財政的に厳しい、そのためには合併して、行財政の効率化を図る以外ないということで、究極の選択肢が合併であったはずですが、しかし、合併ですべてが解決し、万々歳という感が否めません。行財政改革の現状の取り組みをどのように行っているのか伺います。

次に、2点目としましては、この2年間ににおける実績と効果について、どのような効果があったのか、その辺をお尋ねします。

大きな4点目として、市の公債についてお伺いをします。

まず初めに、現状の公債金額と比率についてお尋ねします。

一般的には、比率が15%を超えると黄色信号、20%を超えると赤信号と言われ、一部の地方債の発行が制限されることになります。しかし、それに加えて平成18年度からは、起債制限比率に加え、実質公債比率という財政の健全度を示す指標も導入され、それに伴い起債は許可制から協議制になりました。しかし、協議は18%未満のみで、18%以上25%未満の団体は許可により発行、また、25%以上の団体は発行が制限されるようになりました。

我が旭市も公債比率が高くなっていると思いますが、現状の公債金額と実質公債比率、それと病院の200億円などを想定した中での最高時点での公債金額と実質公債費率と年度についてお伺いします。

2つ目として、病院建設計画に伴う市への影響について伺います。

病院の建設に伴う200億円の借り入れに伴い、今後の行財政運営においてどのような影響

が想定されるのかお伺いします。

3 点目として、病院の借入金の責任について伺います。

病院の再整備事業が実施され、建設計画、収支計画が誤りであって、大赤字となり、借金の返済ができなくなった場合、その責任は誰にあるのか伺います。

以上で第 1 回目の質問を終わります。あとは自席で行います。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） それでは、高橋議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、中央病院の再整備に伴う経営形態の考え方ということでございますけれども、高橋議員からもお話がございましたように、旭中央病院は公営企業法を全部適用の病院として、これまでも本当にすばらしい経営をして我々のために活躍をしてくれております。本当に心から感謝をしておるところであり、同時に中央病院には、これからもこのような形で、自分の足でしっかりと歩んでいていただきたい、そのように思っています。

ただ、中央病院の一番の特徴というのは、24時間の救急医療体制、しかも専門医が病院内の医師マンションあるいはすぐそばに住んでいて、そして、いつでも専門医で対応ができる、そのような形の救急医療をしいてくれているわけでありましてけれども、それだけに、先日の一般質問の中でも病院の方から答弁がありましたように、正直救急部門は、いわゆる赤字、不採算部門ということになっておるわけでありましてけれども、こういった形がしっかりとれているというのは、1 つには、公立病院の特徴だろうと、そのように思っています。

完全に利益追求型の病院という形になってしまいますと、なかなかそういった不採算部門は手を出したくないというのが率直なところでありましょうから、こういった中央病院の持っているよさというのをこれからも生かせるような経営体にしていきたい、そして、できれば病院が自由に活躍ができるような形というのが一番いいだろうと、そのように考えております。そういったものを含めましても病院としっかり相談をしながら、検討をしていきたい、そのように考えております。

それから、もう 1 点、再整備の計画はもっと時間をかけて、市民の理解をいただきながら進めた方がよいのではないかというご質問でございましたけれども、この辺にしましては、中央病院が今再整備を考えておる病棟というのは、非常に古い病棟でありまして、そういった意味でも、拠点病院としては、それをしっかりと整備をして、そして災害等が起きたとき

には、拠点病院の持っている力というのを十二分に発揮をしていただかなければならないわけですから、私は、できるだけ早い段階で整備をするのがいいだろう、そして、病院側の方では、この件に関しては、もう十分時間をかけて検討をしてきてくれているようですから、病院の考えを尊重していきたい、そのように思います。

当然、先日も申し上げましたように、今回の議会で認めていただけたら、今度は私の仕事としては、県から国へ働きかけをさせていただいて、できるだけ多くの補助をいただいて、中央病院の経営がより一層楽になるように、そういった形で応援をしたい、そのように思っておりますし、現在でも病院だけの力で十分やれるという研究所の答えも出ているわけですから、それに補助金をちょうだいして、より一層健全な経営ができるように応援をしていきたい、そのように考えております。

以上です。

- 議長（嶋田茂樹） 病院事業管理者。
- 病院事業管理者（吉田象二） 再整備事業について、建築に伴う経営形態、考え方ということについて、まずお話ししたいと思います。

この再整備事業をやるに当たっての経営主体は、現状の形態である地方公営企業法全部適用した旭市立病院として、できるだけ早く再整備事業を着手したいと考えております。ただ、将来における病院の経営形態につきましては、今後の検討課題として認識しておる次第でございます。

それから、私の時代になって急にこの再整備計画が出たのではないかと、こういう話であります。これは既に前院長の時代から、この再整備計画につきましては、もう計画をしております。この時代に合った病院をつくろうと、このようなことで粛々と計画を進めてまいったわけでありまして。そして、ある程度形になったところで皆様にお知らせすると、ご検討いただくと、こういうようなことで出てきたものでございますので、私が急に進めたと、こういうわけではございません。

それから、やはり今やらなければいけないかと、こういうことでありますが、やはりゆっくり考えて、数年たって病院を作り変えようではないかと、こういうことではどうも遅過ぎるようでありまして、今、老朽化の問題、機能の問題、手術をしたくてもオペ室が足りませんし、病室も十分ではないと、老朽化して、機能的に使えない。検査も2週間も4週間もお待ちいただくと、このような状況もございます。そのようなことで、なるべく早くこの事業を進めたいと、このように考えております。

それから、その他につきましては、担当の者からお答えいたします。

○議長（嶋田茂樹） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） それでは、私の方から入札の関係についてお答え申し上げます。

先ほど佐久間議員の方からも午前中ご質問があったわけでありますけれども、現在、病院としては契約の方法につきましては、法令、これは地方公営企業法という法律がありますが、その関係法令に基づきまして、競争入札または見積もり合わせによります随意契約で行っております。

具体的な平成18年度の契約状況でございますが、建築工事の関係では、件数と金額を申し上げます。それから、入札の種類をまた申し上げていきますので、建築工事関係では、まず件数が43件です。それから、金額にいたしまして9億1,900万円。その内訳でございますが、一般競争入札が2件、それから、指名競争入札が11件、随意契約が30件、それから、もう一つの方の契約の範疇では、医療機械等でありますけれども、これについては全体件数が116件、金額が18億4,100万円、また、契約の種類、内訳でございますが、一般競争入札が46件、指名競争入札が36件、それから、随意契約が34件でございます。

今後とも病院としては競争性、それから公開性の高い契約というものをどんどん進めていきたいというふうに考えております。

それから、公表についてでありますけれども、現在、入札結果については病院内の告示で公にしているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 私の方から数点ご報告いたします。

今回の収支計画で実際にどのようなメンバーで、どのようなことを何回くらい行ったのかということでありますけれども、やはりこちらの方は事務部が主体で、あと企画室の方と一緒にっております。回数ですけれども、大体週1回程度で、まとまりがつくまではそのような状況でありました。その内容ですけれども、もちろん事業性があるとか、そこら辺がメインでありました。

次に、必要性とか、ちょっと質問の内容が書き取れなかったんですけれども、おっしゃっていることは、支出して、それだけ収入があってペイできるかとか、そういうようなことだったと思うんですけれども、そちらの方は、収支結果で分かると思っております。

それから、その次に、議員おっしゃいました確かに現金ベースでというのがあるんですけ

れども、今回の資料はそれを集約したものであります。もちろん3条、収益的と資本的な方、資金計画的なものでやってありまして、そちらの方も法のとおりに作成してございます。

それから、以前のケース3と今回の3-1が内容的に違うのではないかなというようにことですが、確かにこれ少し精査しております。大きなところを申しますと、3-1では、収益的収支の方で収益に理論償還の分が含まれておりませんでした。市中銀行からの分も交付税で入ってくるという分が抜けておりまして、これが20億円くらいございましたので、3-1でそれを含めております。あと、資金計画の方で、自己資金でありますとか、資産減耗費、負担金交付金でありまして、差し引きで7億円増加しております。特に資産減耗費というのは費用に載るんですけれども、その内部留保というところで加算をしてございませんでした。

それから、情報システムを変えた件でございますけれども、おっしゃるように、前回は5年ごとに15億円ずつを支出していたんですけれども、今回の案では、新棟移設時には主にハード、機器の方を更新しようというようなものでありまして、未導入の部門システムでありますとか、既存システムの移設費だけを見込んでおります。

それから、次の日本経済研究所にどのような依頼をしたかというような、なぜということなんですけれども、やはりいろいろ大事なところでありますので、第三者の公正な評価というのをいただきたいということで、こちらの方は、7月に入りまして契約をいたしました。7月7日契約で7月31日までというようなことで契約をしております。

私の方からは以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 副市長。

○副市長（鈴木正美） 私の方から、3番目の大きな項目の行財政改革につきまして答弁させていただきます。

先ほど市長、病院事業管理者の答弁の後に本来であればお答えすべきところでしたが、病院の流れを切り離さないために、ただいまご説明をさせていただくことといたしました。

行財政改革の現状の取り組みということでございますが、行財政改革は合併の大きな目的の一つでございます。平成18年3月に策定いたしました旭市行財政改革アクションプラン、これは平成17年度から21年度までの計画でございますが、それを指針に進めております。

アクションプランでは、市民と行政が手を携えて日本一住みよいまちを創造していく、そのための基盤づくりを3つのテーマを掲げて行うこととしております。1つ目が、市民が親しみやすく効率的で簡素な行政基盤、それから2つ目が、健全で持続可能な基盤整備、3つ

目が、市民との協働によるまちづくりでございます。それぞれのテーマにより推進項目を定めております。最初の市民が親しみやすく、効率的で簡素な行政基盤につきましては、組織機構の見直しなど41項目、それから、2番目の健全で持続可能な財政基盤につきましては、企業誘致活動の推進など35項目、それから、3番目の市民との協働によるまちづくりにつきましては、地区懇談会の開催など15項目の取り組みが掲げられております。

2年間経過をいたしました、目標達成に向けまして取り組みを実施しております。今年の2月14日に市民の代表者で構成する旭市行政改革推進委員会にご報告をさせていただきましたが、主なものについて、2番目の効果というような話でもありますので、実績を踏まえて申し述べます。

1点目ですが、組織の再配置、これについては、支所庁舎の有効活用の観点から、平成18年4月から農水産課や農業委員会を干潟支所、教育委員会を海上支所で配置する、また、飯岡支所の2階に市民ギャラリーを配置するなどの取り組みをいたしました。また、定員適正化計画に基づく定員管理としましては、平成17年度に策定しました定員適正化計画、新規採用を定年退職者の3分の1程度とする削減計画でございますが、そういったものに基づいて行っておりまして、平成18、19年度で削減目標の12名に対しまして、実績は38名でございました。計画数に対し26名の削減増となっております。一方、地域包括支援センターの設置に伴いまして、社会福祉職や平成20年度からスタートいたします市町村国保の特定健康診査、そういった保健指導のための管理栄養士など、新たな時代の要請に基づいた職員も必要となってきております。

そのほか、指定管理者制度の活用、これはこの議会でもいろいろな形で質問等もございますけれども、あさひ健康福祉センターや海上ふれあいサポートセンター、旭市福祉作業所、飯岡福祉センターなどにつきまして、平成18年度に導入をいたしまして、本議会には干潟保育所に係る指定管理者の件につきまして上程をさせていただいております。

そのほか、行政のホームページの充実というようなことで、私もつい最近見たのですが、旭市ホームページの中に旭市不審者情報の掲載というのがあるんですけども、旭市の不審者の情報サイトが9月4日にスタートしています。どこどこにどんな変な感じの人がいたとか、そういう情報が載っております。ごらんいただければありがたいと思いますが、こういった地道な部分もございますが、いろいろな取り組みをさせていただいております。

今後もアクションプランの進行管理につきましては、絶えず点検、チェックをいたしまして、実施に向けて努力してまいりたいと思います。

この後、個々の事業でご質問等がございましたら、担当課長の方からご説明をさせていただきたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） それでは、市税についてお答えいたします。

先ほど徴収率の順位についてお尋ねがありましたのでお答えします。

まず、徴収率については、これは平成18年度の36市の状況で申し上げます。

1番は袖ヶ浦市でございます。36市の一番最後が八街市で、旭市が29位で、お隣の銚子市が30位、匝瑳市が31位という状況であります。

徴収率でございますけれども、袖ヶ浦市が96.6%、八街市が76.7%、旭市が81.7%、銚子市が81.3%、匝瑳市が80.8%という状況であります。

次に、未収の原因ということでございますけれども、銚子市については平成18年度については81.7%と、対前年と比べ0.5%増となったわけでございますけれども、年々個人の所得の減少が続いていること、それで、納税者の方がそういう生活資金の資金力が悪化が出ているということで、民間資金にも手を出している傾向があるのかなと思っております。そういうのが大きな原因になってきているのだと思っております。それから、特に所得がございせんでも、先ほど申し上げましたが、固定資産税、これを持っている方については課税されると、そういうことで年々かなり厳しい状況になっていると考えております。

それから、現状を踏まえて今後の対策ということでございますけれども、まず、徴収率を上げるためには、現年課税分についてはなるべく徴収率を上げたいと。要するに新たな滞納者を増やさないようにするために、納期内納付の推奨、あるいは口座振替の推進、場合によっては延滞金を徴収すると。また、そういう納税についての周知を行うこと。こういうことも重要なことではないかと考えております。

次に、公平な徴収を行うために高額滞納者についての財産調査を行う。あと、資金力があるのに支払わない滞納者につきましては、差し押さえ等の滞納処分を行うということで、千葉県滞納整理推進機構も発足して、9月から開始しますので、その辺を中心に強力に推進していきたいというふうに考えております。

（「答弁漏れ」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） 滞納処分につきましては、国税徴収法に基づいてやっておりますので、まず財産調査をきちんとやっていかないと、滞納処分に入れませんので、その辺を重点

にやっていきたいと。また、なるべくそういう財産調査の成果により差し押さえ、実のあることにつなげていきたいなというふうに考えております。

○議長（嶋田茂樹） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） それでは、2番の市税と財産収入についての中で、市営住宅の使用料ということで申し上げさせていただきます。

まず、最初に収入の状況ということでございますけれども、市営住宅使用料の徴収状況につきましては、平成17年度の合併前の4月分から6月分を含めた現年度分の徴収率、これが84.22%でございました。それから、過年度分につきましては徴収率が8.85%、これに對しまして、平成18年度につきましては、現年度分の徴収率が83.26%で0.96ポイントほど減でございます。それから、過年度分につきましては徴収率13.85%ということで5.0ポイントの増となっております。

それから、2番目の未収の原因ということでございますけれども、市営住宅の場合は、どうしても低所得者のための住宅というところがございまして、どうしても収入を得づらい方が多いというような状況でございまして、なかなか徴収が難しい、結果的に徴収が難しいということでございます。

参考までに申し上げますと、実際424世帯のうち政策空き家とかいろいろありまして、平成18年度末では385世帯が入居していたわけですがけれども、所得の低い世帯、いわゆる収入階層で、旭市の方は料金が決まるんですけれども、課税所得が例えばゼロから12万3,000円までの方が83%を占めている。それから、そのうちでまた課税所得がゼロという方が50%を占めていると。こういう状況で、ちょっとあれなんですけれども、低所得者の方が対象ということだけに、また滞納もしやすいというような状況があるように思います。

それから、滞納の取り組みということでございますけれども、滞納者にそれぞれの滞納原因を把握しながら、長期及び高額滞納者、こういったものについては、連帯保証人の方あるいは親族の方等もご協力をいただきながら徴収してまいりたいなと。それから、比較的滞納期間が長い方もいるんですが、こういった方は夜間の徴収、あるいは日中の徴収ももちろんやっているんですけれども、そういった形で、これらをもっと強くやっていきたいなということで考えております。

先ほどの住宅関係ですけれども、ちょっと税と違いまして、他市の状況はちょっとつかんでおりませんので、申しわけございません。

それから、大きい4番でございまして、市の公債についてということで、現状の公

債金額、それからいつごろピークなんだということだと思います。平成18年度末の地方債現在高は、一般会計ベースで256億6,891万5,000円、それから、他会計を含めました市全体の総額ですと488億7,693万6,000円、こういう状況でございます。また、実質公債費比率につきましては、先般から申し上げておりますように、平成18年度で18.5%という形になっております。

それで、今後の見込みとピークということでございますけれども、今後の見込みといたしまして、一般会計ベースでは、ピークが平成26年度末くらいで約324億4,000万円程度と見込んでおります。これに一般会計と、それから中央病院とか公営企業を含めました全体の総額ということだと思いますけれども、この残高のピークは平成23年度末に約682億5,000万円程度になるかということで推測をいたしております。また、実質公債費比率のピークでございますけれども、これは残高のピークと公債費比率のピークが違ってまいります。これは据え置きがあったりということです。ですから残高のピークは平成23年度末ですけれども、実質公債費比率のピークは、これも先般の議会で申し上げましたように、平成27年度で21.1%になるものと推計をいたしております。

続きまして、次の(2)の病院建設計画に伴う市の影響というようなことでご質問でございます。病院建設に伴いまして、市に対してどのような影響があるのかということだと思いますけれども、まず、直接的なものとしたしましては、この事業の財源として中央病院が起こします地方債に対して、いわゆる元利償還金の2分の1というものが、これは地方公営企業上の繰り出し基準額となります。ですから借り入れが増えれば、この基準額が一応上がるということになります。

しかしながら、実際には病院との取り決めで、これも何回も申し上げておりますけれども、私どもの方は基準額ではなくて、地方交付税の中で措置されました額のみを繰り出すということになっております。したがって、病院建設をした場合、普通交付税に繰り出し基準額の45%程度の元利償還分が算入となるわけですが、今までのルールどおり、交付税の需要額に算入のあった額だけを出すというルールを守っていくということになれば、持ち出しはないということで影響はないということで考えております。

それから、また間接的な影響ということでございますけれども、これは今度公営企業を含めました市全体の公債費の状況を示す、もうご存じのとおり実質公債費比率ということが平成18年度分の数値から適用になるわけでございますけれども、平成18年度は、これも申し上げておりますように18.5%、これは18%を超えた団体につきましては、従前の協議団体から

許可団体、これは議員も申し上げられましたとおり、そういう形になります。今回の病院建設における収支計画によりまして算出しました実質公債率、先ほどこっと申し上げましたけれども、平成27年度がピークで21.1%ということで、先ほども申し上げました。実際に25%を過ぎますと、一般単独事業債というものが起債の制限を受けると。一応今の推計では、そこまではいかないということで、21.1%というようなことで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 市長。

○市長（伊藤忠良） それでは私の方からもう1点、病院の借入金の責任という問題でお答えをさせていただきたいと思います。

もう言うまでもなく、病院の場合には独立採算を原則とした地方公営企業でありますから、病院の経営の中で借入金については責任を持って支払っていただくというのが原則であります。そして、起債を起こすときには、当然将来の負担が伴っていくわけですから、借り入れる際には、公営企業においても一般会計と同様に議会の議決が必要となります。同時に県の許可も受けるわけですから、どうぞひとつ議員の皆さん方にもしっかりとしりをたたいていただきながら、経営に誤りがないように監督もお願いをさせていただきたいと思います。

この病院の将来の建設計画の償還計画等を拝見させていただきましても、もうしっかりと検討を重ねておりますし、同時にチェック機関のチェックも受けておりますから、私は病院のこの計画を信頼させていただいておりますし、さらに病院側にとりましても、この計画がきちんと守れるように努力をお願いさせていただきたいと思います。

そういった意味で、病院の中で支払っていただくというのが原則な責任というふうに思います。

（「ちょっと議長、答弁漏れ。」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 病院の借り入れの責任の最終責任ですか。

市長。

○市長（伊藤忠良） 最終責任ということでありますけれども、正直どの企業で何をするにつけても、全くリスクを伴わないということはないわけですし、そういった意味で、今、こういった形でちゃんと計画をしながら仕事を進めていく段階で、私は最終的な責任はだれが持つんだという問題というのは、今、検討する必要はないのではないのかな、そう思います。

（発言する人あり）

○議長（嶋田茂樹） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） 最終的な責任ということで、非常に難しいんですけども、今はそういう想定はしていないんですけども、地方自治体でございますので、地方自治体が借りたお金は地方自治体が最後まで払うと、これはもう基本でございます。例えばこれから借りる金もそうなんですけれども、前市長の時代に借りたものも全部行政が引き継いで、これは返しています。これからも同じだと思います。将来的にも行政が責任を持って返していく、基本的にはそういうことだと思います。

（発言する人あり）

○議長（嶋田茂樹） 中央病院に伴う経営形態の考え方ですか、それが答弁になっていないと。ではその辺、市長。

○市長（伊藤忠良） 経営形態については、中央病院が独立してやっていけるような形がいいだろうとは思っていますけれども、こういった形でやるんだということは、まだ私の場合には検討をしておりませんから、それについてどういう形態ということは答えかねます。

○議長（嶋田茂樹） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 先ほどお答えしたつもりです。これは今後の検討課題だということで、現在とはとにかくこのままで計画を進めていきたいと申し上げたわけであります。将来どうするかは、病院が考えるだけでは非常に僭越でありますので、市長あるいは議員の皆さん、あるいは今度の地域医療連携の皆さんのご意見をいろいろお伺いしながら決めていきたいなというふうに思っております。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） では、再質問します。

この病院の形態、病院再整備事業の中では一番大きな問題になると思うわけですが、病院長は、先ほど私が申しましたように、今の公営企業全適では全くできない、やっていけないというような考えをお持ちなんです。そういう中で、ただこの経営形態については私が考えることではないと、市がというわけですが、ただ、市長はもうこれだけの大きな病院、到底やっていけないよということ、そういう中で旭市だけで背負うのは無理だと、背負い切れる病院でないということを言っておりますが、ただ、私はそれに対して、病院のことはよくわからないから院長にということを行っているわけですが、ただ公営企業全適ということは、市長が任命権者で、また罷免権者でもある。そういう中でみんな病院長に一切お任せしてあるわけです。それで病院長が病院経営の中で一番肌で感じたことの中でも、

公営企業全適でもやっていけないんだという話をしているわけです。また、市長もやっていけないという中で、317億円の大きな予算の中で200億円の借金をして、なぜやっていくのか私は不思議なんです。

そういう中で今回実施設計の補正が組まれています。一般であれば、私が家を建てたかったら、とりあえず大工にこのぐらいの坪数で建てるとなれば、どのくらいかかるか聞いて、では大工が、例えば50坪であれば例えば2,000万円だと、そうすれば、私が1,000万円持っている中で、前に親が200万円か300万円出してやるよとなれば、当然親にも話をする。それで足りない分を銀行へ相談に行くわけです。それとこれは同じだと思うんです。結局今、基本計画ができた。基本計画ができたということは、とりあえず大工に相談に行ったと。それによって、今度はどういう金の工面をするかをやるわけです。しかし、それもやらないで、実施計画にすぐ行くと。こんなおかしいことはないと思うんです。やはり計画は確かに出してありますよ。しかし、その計画の中でこういうふうに幾つもパターンを出しているわけです。実施計画、補正予算で組むとなれば、当然のこととしてもう金の工面をする。それから市長は、これで実施計画の補正が通ったら、県へ行きます、国へ行きます。これではまるっきり順序が違うと思うんです。

やはりびちっとした、もう基本計画は仮のあれですから、実施計画になったら、もうこれは出発したらすごくかかるわけですから、例えばそこで金の工面ができなかったりなんかしたら、その実施計画の金がみんな無駄金になってしまうわけです。ですから、やはりここは基本計画に沿った中で、やはりきちっと資金繰りはこうします、それから県との折衝、国との折衝の中でこれだけもらってきます、それからの実施計画で、私はいいじゃないかと思うんですが、その辺、どういうふうに市長はお考えなのか。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 中央病院の経営体の問題につきましては、先ほども申し上げましたように、まだ検討していないから、どういう形かということは言いかねますけれども、ただ中央病院そのものが、これまでもただの一度も赤字を出さずにきちんと歩んできている。そういったことを見ていただければわかりますように、もう病院が責任を持って歩んできているわけですから、そういった意味では、今すぐどうこうということを考えなくても、これはもう十分にやっていける。

私が中央病院を背負い切れないというのは、いわゆる医療圏人口100万人の大きな病院に

なって、市民のもうかかっている割合が3割と言えるような病院ですから、もっといろいろなところに中央病院の影響を与えているんですから、もっと大きな範囲で中央病院を担ってもらって、拠点病院として生かすというのが一番いいだろう、そう思っている話ですから、経営を心配をしているという問題だけではないわけであります。

もう一つ思いますのは、県へ行って補助金のようなものを先にもらってきて、それから実施計画だろうという話ですけれども、県に全然話も何もしていないという話ではないんです。県の方も、きちんとした計画ができ上がったら、それを持って相談に来いやということになっているわけですから、そういった意味でも実施計画ができ上がったら、県へ国へ全面的にお願いにも行く。そういう段階で、中央病院の経営だけでも十分やれるという見通しを立てているわけですから、その上にさらに補助金がいただければ、より安全な経営ができるということですから、私はそういった意味では何ら心配はしていないということです。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 要は今、中央病院の経営状況、5年前には約10億円あった利益が3億円、そういう中で、やはり病院長も公営企業全適ではできないかという話が出たのではないかと思います。

それとまた、今市長が実施計画が通ってからと言いますけれども、実施計画というのは、もう資金繰りができた中での正式な設計だと思うんです。ちょっと私と市長の認識のずれがあると思うんですが、やはりきちんとした資金計画を含めて、今、議員に説明されているのは、資金計画だっってはっきりした資金計画、幾つかのパターンだけなんです。やはり実施計画を出すということになったら、きちんとした、これだけ県から出ますよ、それから財投からこれだけ借ります、足りないところは銀行ですよ、民間資金ですよ。それを出して議員にぴちっと説明した中で、実施計画を出すのが本当なんです。これでは資金計画も何もなくて、もし万が一実施計画を作りました。金のやりくりがつかなかったらどうするんですか。ちょっとこれは順序が違うと思うんです。

やはり、これでいろいろこの実施計画等について説明がありましたが、私は、はっきり言って何が何だか分からないのが現状です。ほかの議員の皆さん、全部十分理解していますけれども、私は全然分からないから今回質問しているわけです。そういう中で、ちょっとその辺は市長、順序が逆ではないですか。その辺もう一回ちょっとお尋ねします。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 資金計画については、病院の方でも十分やってくれていると思います。ですから、その辺は病院の方から答えていただきますけれども、そういった資金計画ができた上で、さらに今度はこれだけのいわゆる市民以外に大きな影響を与えている病院だから、補助金をちょうだいに行くということでもありますから、私は決して順序が逆だとは思っていません。

○議長（嶋田茂樹） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） まず、先ほど来病院がもうこういう形態ではだめだということをどこかで表明したというふうなことを盛んにおっしゃっておりますが、これは院内報で私が病院の中向けに、一般論として今後の自治体病院のあるべき姿ということで、そのように述べているわけでありまして、今、うちもそうしなければいけないというふうには、一切言っておりません。それをまず、それがどうして高橋議員の方にいったか、それはよく分かりませんけれども、院内向けに出しておるわけでありまして。

それから、今、一般に自治体病院の補助金だとか、あるいは起債だとかというのは、ある程度形ができたものを役所の方に持っていかないと取りあっていただけません。やはりある程度の形ができて、そういう各方面の役所に行って、その話をしているわけでありまして。今回も既に内々にはそのような話をして、皆様にお示しした最悪のシナリオというものまでお示ししてございます。補助金がゼロで、それから起債の、財投の比率50%という、通常は普通あり得ない数字まで出して、それでもできますよ、ご安心くださいということでお出ししております。さらに、また信用できない方がいらっしゃるので、社会的に今、日本経済研究所、これは我が国で認められている一つのシンクタンクであります。これは自治体病院関係で非常に信頼のできるコンサルをやっているところでありまして、彼らも非常に堅実な計画であると、こういうお墨つきをいただいたわけでありまして、その点はぜひ、一番皆さんも安心していただきたいし、私どもが一番安心しなければいけない。これで大丈夫だということやるわけでありまして、ぜひその点をご理解いただきたいなというふうに思っております。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） ただいま経営形態について、病院長は内部で出した資料だからということですが、それが本音だと思います。それがやはりこういう経営の経過の中で出てきた数字だと思うんです。

それと、またこれだけの病院計画の中で、実際旭市の住民が中央病院に行っているのは約

3割なんです。あとは他の市町村です。そういう中で、やはり市長は応分の負担を求める。この努力をする、これが市長が市民に負託された立場、また責任だと思います。そういう中で、また先ほど実施計画が云々と言いましたが、資金計画とかそういうものは実施計画の予算はないわけですね。実施計画というのは、極端に言えば設計なんです。金をどこから借りる、それは実施計画にはないわけです。実施計画を作るのであれば、そこまでのきちっとした、確定したものを議会に説明する。その上で実施計画を出すのが、私は本筋だと思います。

先ほど資金計画の答弁をされなかったんです、答えを出されていませんが、どういう資金計画でやるのか、その辺。

それから、病院長も内部のもので私がということですが、それが本当のことだと思います。それから、市長もそういう中で、各近隣市町村とどういう話し合いをしたのか、また、もし県・国と話し合いをしてあれば、その内容を具体的に答弁いただきたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 近隣市町にどういう話をということでありますけれども、匝瑳市あるいは東庄町、銚子市、こういったところとは医療連携を進めております。そうした中で、市民が3割で外部が7割だから応分の負担をという話ですから、そういったことも一つは考えられますけれども、もう一つは、大勢の患者さんが来てくれるから、中央病院そのものがあれだけの医療器具を抱えて、拠点病院としてやっていけるということにもなるわけですから、そういった意味では、大勢のお客さんが来てくれるために、全国に誇れるような中央病院があるということもあるわけですから、単純に患者さんの面倒を見てやるんだから負担を出せというだけではないというふうに私は考えます。

ただ、そういった意味では周りの市町の市民、町民の皆さん方も、これだけの病院が近くにあるということで大変な安心度を持っている。それだけの世話にもなっているということで、当然県の方にも中央病院が再整備をするときには、ぜひひとつ助成をお願いしたいという話をしてございます。ですから、きちんとした計画ができれば、それを持って県の方、国の方へお願いにあがるという思いでいます。

○議長（嶋田茂樹） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 私の方からは資金計画でありますけれども、まず、1つは事業性を見るためにいろいろな想定をしております。当初見込んだものが財投資金の割合を変え

たもので、一番厳しいもので50、50を当初の案としたわけです。今回、日本経済研究所にお願いするのに、もう一つの案の方がいいということがあって、もう一つの案を作って、それも検証してもらっているわけです。それはこの再整備事業の事業性を見るためのものであると同時に、要するに今全体で317億円のうち自己資金が108億円ですから、209億円を起債でいくと。これも一つの資金計画ではあると思います。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） では、2番目の収支について、その辺も関係してきますからお尋ねします。

まず検討委員会、週1回くらい開かれていたということですが、何ら具体的なことしか答えられておりませんが、そういう中で、実際問題家を建てようと思って、それでまだ資金計画が全く立たないというのは、これは論外だと思います。

事務部長もそうでしょう、自分で家を建てるとき、資金計画もなく設計屋に設計お願いしますか、大工にお願いしますか、最終的な。そうでしょう。そういう中で実施設計というものはそういうものでしょう。資金計画というのは、その事前のものでしょう。

それとあと、自己資金100億円あると言いますが、自己資金の中でかなりの運転資金が必要だと思うんですが。運転資金が必要となれば、結局自己資金の中で運転資金を、それを建設に充ててしまったら、今度は運転資金が足りなくなってしまうわけですね。そうしたら、そういう資金の計画はどういうふうにしているのか。

それからまた、今では200億円しかないけれども、毎年かなり中央病院はいろいろな面で投資しているわけです。当然これから今までのような投資がある中で果たしてどうなっていくのか、その辺ちょっとお尋ねします。

○議長（嶋田茂樹） 病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 1点目の今回の資金計画、これは資金計画も含めてのものです。何年度には幾ら借りて、幾ら自己資金を使ったと、そういうようなものも実際の計算の方には含めてあります。

それと2点目なんですけれども、運転資金がないのではないかなというようなことでありますけれども、今回の計画ですけれども、まず、平成18年度末の資金残高、これが62億円ございましたけれども、これをスタートにしております。それで、運転資金も含めての計画となっております。

それで、事業費の総額317億円なんですけれども、このうちの108億円は内部留保ということとで計算しておるんですけれども、この108億円ですけれども、一度に出るものではなくて、予定では、平成20年度の工事着工から24年度の再整備事業の終了までの4年間に使っていくものです。これらを含んだ資金計画ですけれども、基本的に事業費を負担する年度は、単年度では確かに一時的にマイナスになる年もございますけれども、先ほど言いましたように、累積資金がございますので不足になると、つまり底をついてしまうというようなところは1年ありません。というようなことで、今回3 - 2の方でお示ししましたところでは、平成37年度までには累積で126億円が見込まれておるといような状況です。

○議長（嶋田茂樹） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） ちょっと補足をさせていただきますが、要はものをつくっていきますと、減価償却費というものが当然生まれます。それで、もちろん起債をして借金を返していくんですが、今のこの計画ですと、毎年の内部留保の方が大きいんです。ですから資金の面においては、確かに一時的に例えば建築をするときにお金を出しますので、そのときには確かに単年度では赤字になる場合がありますが、ただ、累積の資金がショートすることはない、そういう計画になっています。

以上です。

○議長（嶋田茂樹） 一般質問は途中ですが、3時50分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時37分

再開 午後 3時50分

○議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き高橋利彦議員の一般質問を行います。

ただいま答弁漏れがあったようでございますので、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 非常に分かりにくい説明で申し訳ありませんでした。要は資金のところを、要するに全体317億円のうちの108億円は自己資金を充てますと。その自己資金が今は一体どうなっているんだという部分のお話だと思います。これについては、今、平成18年度末現在の手持ちの自己資金は62億円しかありません。では残りの46億円はどうするん

だという話になりますが、今のこの資金計画の中では、内部留保が生まれる額というのは当然計算してありまして、平成37年まで20年間に519億円の内部留保が生まれるという計算が手元にあります。ですから、この中から先ほどの不足する40数億円については充当していくと、そういうことで考えております。

お分かりでしょうか。

(「全然分からない」の声あり)

- 病院事務部長(伊藤敬典) 本当はこの表をお配りして見ていただければ一番いいんですが、今、内部留保資金の見込みですと、減価償却費が平成18年から37年までの20年間に519億円生まれるという想定になっております。

(「減価償却費含めて」の声あり)

- 病院事務部長(伊藤敬典) 減価償却費が519億円生まれるんです。それが内部留保資金で手元に残るんです。費用としては計上しますが、手元に残ります。このうちの一部を自己資金の方に充てるわけです。

以上でございます。

- 議長(嶋田茂樹) 病院事務部長。
- 病院事務部長(伊藤敬典) たくさん疑問があると思います。本当はこの表をお配りして見ていただくことが一番いいんですけれども、ここで内部留保資金、減価償却費等、それから年度ごとの元利償還額、この差が全部落としてあります。ですから、これを見ていただければ、何年度に資金が幾らあるかと、単年度ですね、それが分かりますので、これは後ほどお配りさせていただきたいと思います。
- 議長(嶋田茂樹) 高橋利彦議員。
- 21番(高橋利彦) 私もこの収支計画を見て、はっきり言ってがっかりしました。100数億円あると思いましたが、たった60億円、それをこれから発生する利益、つまりとらぬタヌキの皮算用で病院建設をするというのが、私は実態だと思います。それとともに、先ほど7億円云々と、病院にしたら7億円、10億円というのは何という金、本当のはした金というのが私の実感でございまして、この収支計画、私はもう何とも言いません。

そういう中で、あと入札の問題でございまして、入札いろいろあるわけですが、大分一般が多くなったようでございますが、今年ですか、託児所の入札がありましたが、それはどういう入札を行ったのか、また、この基本設計、この入札はどのような形で行ったのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

- 議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

- 病院事務部長（伊藤敬典） お答えする前に、先ほど高橋議員がとらぬタヌキの皮算用で利益とおっしゃいましたが、これは内部留保ですから、必ず生まれるものですから、これはとらぬタヌキではありません。

それでは、院内保育所の関係でございますが、病院の院内保育所は看護師確保のための一環の事業として、24時間保育が可能な施設として7月から運営を開始しております。その運営委託を株式会社コティというところに委託をしております。この業者選定についての今お尋ねでありますけれども、これにつきましては、4月に一般公募によりまして参加者を募りました。4社から応募がありました。それで、その4社それぞれから企画の提案を受けまして、要はプレゼンテーションを受けまして、院内の選定委員会で5月に業者を決めております。その後、6月初めに、親会社のコムスンの問題が新聞報道されまして、そこで初めて病院としても分かったわけでありまして、まず病院としては、コティに対しまして今後の業務遂行に問題がないか、文書での回答を求めました。その回答を踏まえまして、病院としては顧問弁護士にも相談をいたしました。委託業務そのものに支障がなければ、契約を継続することは問題ないという弁護士の回答でありましたので、現在もこのコティに委託をしております。

あと基本設計については、これはいろいろな経緯がございまして、実際には平成15年から16年にかけて数社から、これも提案型で公募をして、これはちょっと前回の6月議会でもお答えしたことがありましたけれども、これは病院の建築設計に定評のある大手7社を指名いたしまして、それで平成15年6月から16年3月にかけて7社からプレゼンテーションを受けております。その後、平成16年5月17日に外部の有識者、これは自治体病院の施設センターの設計部長であります、その方を加えて、提出されました図面、それから資料を検討して、そこで3社に絞っております。さらに平成16年9月14日でありますが、この日に学識経験者、広島国際大学の教授であります、この1名を加えて病院内部の審査会で総合的に評価をして、3社から横河建築設計事務所を選定しておりまして、この横河建築設計事務所に平成17年度にマスタープラン、18年度に基本計画書、それから19年、今年に入ってからでありますけれども、基本設計の委託をしております。

- 議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

- 21番（高橋利彦） いずれにしても入札問題、かなり不透明な場面がありますので、

公平な入札制度、その辺をお願いしたいと思います。

それから、あと今度は市税の問題でございますが、先ほど徴収率等をお聞きしたわけですが、旭市は下から数えた方が早いという中で、主な原因を聞きましたら所得の減少ということでございますが、そういう中で取り組み、どのようにということですが、これがかなり抽象的でございますが、税というのは、これは特に今回三位一体改革の中で、今まで所得税として納めたものを国から交付税としてもらったんですが、今度は市町村民税に変わったわけですね。そうしますと、この徴収率が悪いということは、旭市の財政にかなり響くと思うんです。交付金であれば、交付税であれば黙っていても入ってくるけれども、これはかなり響くと思うわけです。そうすると、これは税の公平の問題、それから税収が減るということは住民福祉、インフラ整備を含めてかなりこれから支障を起こすと思うんです。特にいつも建設課長いじめられておりますが、この税金をきちっと回収していれば、建設課長、黙っていたって皆さん方の要望にこたえられるんです。そういう中では、この税収を上げること、これに努力してもらいたいと思います。

特に公務員法にあるわけです。公務員法には服務規定で、すべて職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げると、こういう1項がある。旭市の条例もそれに準用したのがあると思うんです。皆さん方は税を賦課するだけでなく、回収する義務があるわけです。そのために頑張ってもらいたいと思います。それがまた皆さん方が給料をもらっている源ですから。

それと同時に、また今滞納整理機構ですが、こういうものが出ましたけれども、なぜ今まで市でそれをやらなかったのか。これは皆さん方怠慢だと思うんです。企業でも同じです。長年培ったノウハウがあるから、今企業があるわけです。それと同じで、皆さん方だってノウハウがあるわけです。そういう中で、なぜ人に頼ってやらなければならないのか。自分らでそのくらいのノウハウを持って当然なんです。

それとともに、また行政というのはかなり優遇されているわけです。例えば税金だって、裁判をやらなくても取れるわけです。そういう優遇されている中で、皆さんただ黙っていて、振り替えだ、それから相談に来てくれと言ったって、だれも来ないですよ。そう思いませんか。後でその答えをよくいただきたいと思いますが、そういう中で、まして今の徴収率、旭市が、2割、一般企業で未収金をつくったら普通倒産ですよ。そういう中で、皆さんどういうふう考えているのか、ひとつ地方公務員法の服務規定を含めてご答弁いただきます。

- 議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

- 税務課長（野口徳和） 徴収の取り組みについて具体的な内容が少なかったということで、再度またお答えします。

まず、現在月２回の夜間の納税窓口を実施しております。また、年５回の休日納税窓口の実施、あるいは年３回の休日徴収の実施も行っております。

それから、税源移譲による徴収率の低下で起こる影響ということですが、確かに高橋議員おっしゃるように、税収が不足すれば、その財源については市税につながる。基準財政収入額の方で算定されます。確かにそれについては、徴収率がよいのにこしたことはないということでございます。

それから、千葉県滞納整理機構の関係でございますけれども、これは、今何かということですが、今回この税源移譲による住民税の負担が上がってきたということで、県の方も市民税と県民税と一緒に徴収しますので、この徴収が悪いと県の方に入る金も少なくなるということで、これは県の方と市と共同歩調でもって徴収することで、36市町村全部が加入してつくったものであります。

それから、徴収率につきましては確かにこの地域、徴収率がかなり悪いと。収入状況の構造的なものとしまして、特に市民税につきましては特別徴収の割合が都市部と比べて低いと。この辺についても構造的に徴収率が低下するような原因となっているのではないかと考えております。

- 議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

- ２１番（高橋利彦） それから、この国保税もかなり悪くなっていますけれども、国保税なんか徴収率が悪いと国からの補助金等のペナルティーがあるでしょう。だからそういう中で、かなり今度は税収が上がらない、補助金も来ないと、そういう問題もあるわけです。そういう中で、その辺を含めてどういうペナルティーがあるのか、その金額がどのくらいになるのか、もし分かればお尋ねします。

- 議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

- 保険年金課長（増田富雄） 高橋議員の国保税の徴収率の関係でペナルティーということのご質問でございますけれども、国保財政の中では市町村間の不均衡を調整するため、国から交付される国庫支出金でございます財政調整交付金というのがございます。その財政調整交

付金の交付に当たりまして、徴収率、例えばこれは段階的になっておるんですけれども、例えば旭市の場合是一般の被保険者数が2万8,000人でございますので、その段階で見ますと、徴収率でございますけれども、今、88.9%くらいでございますので、その中で見ますと減額率として7%、これは前年度の徴収率が対象になりますけれども、7%という形で減額されてございます。

以上でございます。

(「金額は」の声あり)

- 保険年金課長(増田富雄) 金額でございますか。平成18年度決算額でよろしいでしょうか。平成18年度決算額で見ますと3,340万円でございます。

(「じゃほかの税は」の声あり)

- 議長(嶋田茂樹) 税務課長。
- 税務課長(野口徳和) そのほかでは国の制度によるようなペナルティーはございません。
- 議長(嶋田茂樹) 高橋利彦議員。
- 21番(高橋利彦) いずれにしても、行政というのは税金で賄われているわけです。また、その税金によって皆さんは給料をもらって生活しているわけでございますので、その辺を十分踏まえた中で、これから税の徴収に当たっていただきたいと思います。

次に、市の公債比率の問題でございますが、先ほどお聞きしましたから、これにつきましては、できれば18%以下、協議の中で今後の行政運営ができるように努力していただきたいと思います。

それから、病院の借入れの責任の問題でございますが、先ほど答弁いただきました。それは、私も十分知っております。これは自治法の中では誰も責任を持たなくてもいい。しかし、万が一旭市が破綻した場合、誰が責任を持つのか。これは市が持つということですが、結果的には、市民がその負担を負わなくてはならないわけです。そういう中で、病院の再整備、これは十分慎重に慎重を期してやっていただきたいと思いますと思うわけです。

我々この問題、病院の再整備はよく分かりませんが、市長は先般の東総用水ですか、この借入れの保証の件につきましては、私は万が一には個人的な保証ですから、その保証をした皆さん方で持たなければならないから理事もあります。そして、保証もやりませんということで、理事をおやめになったわけでございますが、個人保証であればやらない。それで、今度は例えば病院の再整備、最終的には責任を持たなくてもいいから、これを強行に推し進めるんだと。

私の考えとしては、皆さん方が本当に強行におやりになるのなら、自治法ではそれは保証する義務はありませんけれども、個々に任意に保証されたら、これは問題ないから保証されたいのではないかと思うわけでございます。そういう中で市長のご見解をいただきたいと思います。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 先般の個人保証の問題は、私は理事をおりるとかおりないとかという問題ではなくて、こういった問題で個人保証をするというのはおかしいという話をした問題でして、そういったことで反対したわけで、理事をおりるとかおりないとかという話はしていません。

それで、今度の病院の問題でありますけれども、病院の問題は、先ほどから言っているように何度も病院で検討をして、もう十分これでやれるというちゃんとしたシミュレーションを立ててものをやっているわけであります。これまで中央病院が、これだけの旭市民にとって本当に病院の恩恵に預かることができるような形というのは、病院の皆さん方がしっかりと努力をした結果、同時に大勢の皆さん方が患者さんとして中央病院に来てくれる。それを受けて、中央病院もこれだけの全国有数の拠点病院として活躍をしてくれているわけであります。同時に、これまでもいろいろな意味で、すべての面で先取りでものをやってきた。それが今年度なんか大勢の先生方に認められて、研修医が大勢中央病院で研修してくれるように申し入れてきているわけです。本当に中央病院が旭市に及ぼしてくれている医療の面だけでなく、経済面まで含めて、これほど大きな影響を与えてくれている病院というのを、これを本当に大事にみんなで育て上げていかなければ、これがあるから今の旭市があるわけですから、そんな意味でも、みんなでひとつこの病院の計画を押し上げて、そしてより一層医療の拠点として中央病院が頑張れるように私は努力をさせてもらいたい、そのように思っています。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 私は中央病院の建設については大賛成なんです。しかし、全くコンセンサスもなく、ただ建設ありきの中で、また、私も全然理解できない中で質問しているわけです。ほかの議員の皆さん方は十分理解しているから問題ないと思いますが、私が理解できないからやっているわけでございまして、いずれにしましても、この中央病院の再整備計画ですか、これについては慎重の上にも慎重を期した中で、私は自分の意思も決めていかなけ

ればならないと思っているわけでございます。

そういう中で、皆さん方絶対市民にこのツケは回さないように、皆さん方は旭の市民でございませんで、最終的な負担は負わなくていいわけですね。全部が全部とは言いませんが、やはり最終的には、夕張市のように一番困るのは市でもなく住民なんです。その辺を十分踏まえた中で、この中央病院の建設の再整備を進めていっていただきたいと思います。

私は以上で終わります。

○議長（嶋田茂樹） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

伊 藤 房 代

○議長（嶋田茂樹） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（ 4 番 伊藤房代 登壇 ）

○ 4 番（伊藤房代） 議席番号 4 番、伊藤房代でございます。

平成19年第 3 回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。今回私は、大きく分けて 3 点の質問をさせていただきます。

1 点目、福祉について、2 点目、防災について、3 点目、防犯について質問いたします。まず 1 点目、福祉について。

（ 1 ）健康診断バスの巡回について。

老人医療費の改定により70歳以上の医療費が 3 割負担となりました。医療費がかかるようになり、病院にかかる人の数が減り、早期に治療すれば治る脳卒中やがんの死亡率が高いと聞いています。

平成17年度千葉県下保険者別 1 人当たりの総医療費の比較を見ますと、千葉県国民健康保険団体連合会が平成19年 3 月に発行した平成18年度版国民健康保険の概況から抜粋した資料によりますと、旭市は千葉県下56市町村のうち保険者別 1 人当たりの総医療費が 2 番目に安いことが分かりました。医療費が高いところは死亡率が少ない傾向にあると聞いています。その防止のためには、日ごろの健康診断バスの回数を増やすとか、市独自で診断バスを持って、細かいところまで入り込むとか、検診バスの稼働数を増やすことはできないのでしょうか。

現在、65歳以上の人口が 1 万5,498人、そのうち検診バスの受診者5,335人という数字が平

成18年度の統計で出ております。高齢者のみならず、成人病検診、乳がん検診とか若い人たちも無料で受け早期に病気を発見し、早期に治療が受けられ、人口の減少化を防ぐように努力することを考えてはいかがでしょうか質問します。

2、地域ホスピタルについて。

1、集会所、コミュニティ施設などで医者、看護師、栄養士の派遣について。

(1)で質問をいたしました、それでもひとり暮らしや家族にも検診バスまで送ってもらえない高齢者や、本人が検診が怖いと思う人もいると考えます。その人たちも地域の集会とか、お茶飲み会や老人会には集会所には足を運びます。その会合の何か月に一度でも、お医者さんや看護師、また相談員が集会に参加して質問コーナーを設けて、血圧測定や集まっている高齢者や皆さんから日ごろ自分の体で気になっていること、例えば手がしびれるとか、ひざの関節が痛いとか、目が見えにくいとか、身近な質問から受け、助言をしてあげて、大変な病気も早く気づくことができるのではないのでしょうか。

一地域に1軒でも病院、医院などが、看護師もいるかと考えます。夜の集会や昼の集会の短時間でも設けると、手遅れにならずに済むのではないのでしょうか。旭市としても医師会に声をかけ、応援をお願いすることはできないのでしょうか。また、その合間に栄養士さんとか保健師さんの出張相談も考えることができないかどうか質問します。

2、防災について。

1、地震の予知について。

10月より震度5以上の地震について、地震の予知をラジオ、テレビで予知するという事です。気象庁より電波にて放送されるのですが、素早く正確な対応が必要です。南米のペルーでは、中心部の建物で133人が生き埋めとなって死亡しました。また、5階建ての1階から2階がつぶれ、犠牲者は下敷きのまま数はわからないが、生存の可能性はゼロ、外国人がいるかもしれないといい、政府の公式集計では死者513人、負傷者1,090人と発表、今後、まだ増えそうとのことでした。また、刑務所も完全に倒れ、受刑者500人近くも逃走し、今も行方不明で、夜は特に怖いと住民が語っているとありました。

建物が倒壊する地震とは、やはり震度5以上だと考えます。気象庁より直接旭市役所に報告があるのではなく、千葉県へ来て、沿岸一帯とか銚子沖とか太平洋地域とかで、旭沖とかという身近な言葉がないので、避難するにも時間がかかるのではないかと考えます。正しい情報をすばやく伝えられるように、日ごろから取り組んでいるのでしょうか質問します。

津波の情報についても同じです。質問します。

3、防犯について質問いたします。

1、旭市の小学生に携帯電話を持たせているのかどうか。

全国的に小学生に携帯電話を持たせている地域があると聞いておりますが、旭市では、小学生に居る場所、歩いているところが親に分かるという携帯電話を持たせているのか質問いたします。持たせているとすれば、どの程度の情報のものが入っているのか質問します。

2、近年、携帯電話の悪用、また児童売春とか携帯サイトの仲間で殺人を平気で起こすという事件が起こっています。顔が見えない、声分からない、メールで仲間を募る、名前も男か女か偽名を使い、偽装、例えば男、女とするとか、一番問題になっています。

私の友人の携帯にも大変破廉恥なメールが1日に2件は入っていると言っていました。我が旭市としても、広報とか市長談とか、学校でも正しい携帯の使い方など、また、だまされないように呼びかけることはできないのでしょうか、質問します。

先日、テレビで携帯のメールでメル友になった友人と東京で待ち合わせをしている中学生の放送がありました。待ち合わせは渋谷ハチ公前とだけで、どんな人が来るか不安げな様子でした。しかし、来たメル友は女の子で、初めて会って趣味等も一緒に話が弾み、食堂で一緒に食事をして別れたところが放映されました。しかし、私はほっとした反面、そのメル友が男性だったり、変なことに誘う友だったらと思うとぞっとする放送でした。

携帯もメールも本当に便利なものですが、一歩間違えると犯罪も起こしかねません。家庭でも学校でも、旭市としても、だまされない強い市民になるよう訴え続けたいと考えますが、いかがでしょうか。

1回目の質問を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） それでは、私の方から大きな1番の福祉についてお答えさせていただきます。

最初に1番目、健康診断バスの巡回について。健康診断バスを購入して、巡回して検診をしてはどうかということでございますけれども、自己導入による各種検診に必要なスタッフとしては、基本健康診査ではバス1台に医師1人、検査技師2人、これは心電図と眼底検査がございます。看護師が3人、大型バス運転手1人と。がん検診につきましてはバス5台に医師2人、放射線技師及び検査技師6人、大型バス運転手5人が必要となります。

経費としましては、検診車が1台、約5,000万円、これが6台ほど必要になります。全部

で3億円になります。これが5年耐用年数とした場合、年6,000万円となります。人件費ですが、医師、技師、看護師、大型バス運転手としまして計18人、年額約1億1,600万円、その他検査費用が約7,000万円、平成18年度の実績1億5,500万円、委託料でございますけれども、比較しますと9,100万円が増えることになります。

それと、検診の所要日数でございますけれども、旭市の行政区は154区ございますので、各地区を項目ごとに検診した場合には924日必要となり、1年ではとても終わりません。また、集会所周辺の状況によっても、検診車が入れないところもあると思われます。

以上のことから、経費的にも日数的にも、また会場面でも非常に無理があるかと思いますので、自己導入による地区ごとの検診は無理だと思われます。

続きまして、(2)の地域ホスピタルでございますけれども、集会所、コミュニティ施設等で医師、看護師、栄養士の派遣についてということでございますけれども、地区の集会所、コミュニティ施設等での健康教育、健康相談については、地区からのご要望に基づき、保健師、管理栄養士等を派遣して現在行っておるところでございます。平成18年度の実施回数は36回で、延べ882人の方が参加されました。

ご質問のありました行政区ごとに月1回ないし2か月に1回の健康教育、健康相談を実施することになると、保健師、管理栄養士は健康教育、健康相談のほかに、先ほども申し上げました基本健康診査とか各種がん検診、健康づくり教室等の事業に従事しているため、全行政区154区を定期的に健康教育、健康相談を実施することは困難と思われます。

今後は、さらに地区の要望を受け、市民の健康づくりの推進に向け、健康教育、健康相談事業等の充実に努めていきたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 消防長。

○消防長（佐藤眞一） まず初めに、地震の予知について少し触れたいと思います。

地震の予知とは、地震の発生時間、発生場所、そして大きさを地震の発生前に判断することができることと、そのように考えておりますが、これについては、数千年の昔からいろいろな形で実験したり、それから研究したりやっつけられましたけれども、これについては、いまだに地震予知については実現がされておられません。

一般には地震の発生を事前に正確に予知することは、これはとても困難なこととされておりまして、何月何日の何時に、どこでどの程度の規模の地震が発生するといった範囲の予知を科学的な根拠をもとに提示するということは、少なくとも現時点では不可能ではないかと

思っております。そして、現在日本で唯一予知が可能であるとされます東海地震でも、必ずしも予知ができるとは限らないと思っております。今後も一日も早く地震予知ができるようになることを願うものであります。

地震情報について、現在、私どもの消防本部で実施している状況につきましては、気象庁の地震火山部発表後、千葉県の消防地震防災課から県防災情報システムにより、県防災行政無線でこの情報を受けまして、そして震度4以上の地震に対しましては、直ちに市の防災行政無線、これは今、旧市町ごとに全部違うんですけれども、そして本署の指令課、そして各分署、これを個々に駆使しまして、一斉に市民に情報伝達をして、そしてさらにメールの配信によって注意等を促しております。

そしてまた、この情報ですけれども、県だけではなくて、県から来るのは大体気象庁が発表後、2分半後です、旭市の方が受けるのは。大体気象庁が発表するのは、今の段階では地震が発生してから約2分、そして県が受けるのが発生から2分半後、それが今までのデータとなっております。そして、さらに銚子气象台から入るのが、大体5分後で入ってきます。地震の場合あるいは津波の場合には、できる限り早い情報を流すというのが、これが一番大切だと考えております。

そしてまた、津波情報につきましても、地震情報と同様に防災行政無線を使用しまして、旭地区及び飯岡地区に一斉に情報を伝達あるいはメールにて送信、そしてさらに、消防車両にて海岸一帯の警戒広報、これらを実施しておるのが現状であります。

そして、先ほど木内議員の質問で総務課長が答えましたが、また重複するかもしれませんが、気象庁では地震発生後、早い段階での地震情報の伝達を平成18年8月1日から、防災機関及び報道機関に実施してきたんですけれども、本年度さらに一般の方々に早い情報を伝達するということで、この10月1日から緊急地震速報にて情報の提供が開始される予定であります。そしてまた、テレビの関係では、NHKではテレビとラジオで、気象庁から震度5弱以上の発表がなされた場合には全国放送をすると、そういうことになっております。

地震につきましては、とにかく地震は唐突にやってくるものと、これを十分理解しながら、それに対する日々の備えが一番大切ではなかろうかと考えております。

以上であります。

○議長（嶋田茂樹） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） それでは、3点目の防犯についてのご質問にお答えいたします。

1 点目の旭市の小学生に携帯電話を持たせているかどうかとのご質問ですが、現在、旭市の小学生が学校に携帯電話を所持することを許可している小学校はございません。しかし、市内15小学校のうち保護者からの要望や家庭の事情、保護者の仕事の関係など、やむを得ない事由がある場合などについては、一部許可をしている学校はあります。

このように学校では携帯電話を学校に所持することについては、原則として許可はしていません。また、小学生が所持している携帯電話は、主に子どもの学校や塾、習い事などの送迎のために持たせているものでありまして、携帯電話に入っている情報は、親や保護者の電話番号及びメールアドレスなどが主なものであります。

教育委員会としましては、こうした状況を踏まえ、各小学校の置かれた状況や事態に沿って、各学校の生徒指導の方針や地域性及び保護者の要望などにかんがみ、適切に対応していくよう指導していきたいと考えております。

続いて、2 点目の正しい携帯電話の使用についてのご質問ですが、携帯電話の使用については、市内の小学校では原則的に学校での所持を許可していないことから、これまで携帯電話だけを取り上げて、その使用方法やマナーなどについての指導はほとんど行われておりません。しかし、パソコンや携帯電話に係る犯罪や事件、事故が数多く発生している現状から、学校では情報教育や学習指導において、パソコンの基本的な使用方法やインターネットなどの使用についてを中心として、情報モラルについての指導をし、さらに携帯電話の使用方法についても指導しているところであります。

そこで、教育委員会としましては、これまでの情報教育、パソコン学習の時間を利用し、携帯電話の正しい使い方、マナーなどについても指導の徹底を図り、児童の携帯電話などに係る事故防止及び犯罪防止に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員。

○4 番（伊藤房代） 福祉のところの（2）の現在の現在栄養士さん、また保健師さんの出張相談ということで、36日で822名の方が相談ということなんですけれども、どういうところで例えば相談とか、ちょっともう少し詳しく教えていただけましたらと思います。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） 集会所等へ出張して、要望があった場合にはやっております。

以上でございます。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員。

○4番（伊藤房代） 今後、目標として例えば36日で822名ですけれども、もっと積極的にこちらの方から、呼ばれたらではなく、もっと積極的に行くという部分での計画というものはございますでしょうか。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） 先ほどの答弁にもございましたように、検診とかいろいろ、検診だけやってやりっ放しではなくて、その後保健指導などもっておりますので、日数的に、定期的というのは非常に厳しいものがございます。また、人を集めて定期的というのはなかなか難しいと思われますので、地区から要望があれば、なるべくそれはもう優先的に、これから健康相談の方は実施させていただきたいと。これが本来の健康管理課の職務ですので、その点については、今後はどんどん回数はふやす努力はしていきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員。

○4番（伊藤房代） ありがとうございます。今後とも早期発見、早期治療に努めていただきたいと思います。

それからあと、防犯のところなんですけれども、正しい携帯電話の使用についてということで、ちょっと市長の方からご意見をお聞かせ願いたいと思うんですけれども。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 私も正直言って小学生に携帯を持たせるという思いはありませんで、地区の皆さん方全員にお願いをして、子どもたちの安全をひとつ守っていただきたい、そういったお願いをさせていただいております。

ただ、今のように携帯を使っているいろいろな犯罪が引き起こされているということを見るにつけても、小学生の高学年あたりになったら、少しそういったこともきちんとした注意をしていかなければならないのかなと、そんなふうには考えております。

また、教育長とも相談をしながら、そういった面で必要があれば、それに応じてきちんとした指導ができるように努めてまいりたい、そのように考えております。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員。

○4番（伊藤房代） これは提案なんですけれども、本当に旭市としても広報とか、また、市

長談とか、また学校でも正しい携帯の使い方などを本当に訴え続けていくことが大事ではないかなというふうに思います。やはり起きてからでは間に合わないと思いますので、よろしくをお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は26日、定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時38分

平成 19 年旭市議会第 3 回定例会会議録

議 事 日 程 （第 5 号）

平成 19 年 9 月 26 日（水曜日）午前 10 時開議

- 第 1 決算審査特別委員長報告
- 第 2 質疑、討論、採決
- 第 3 常任委員長報告
- 第 4 質疑、討論、採決
- 第 5 常任委員長陳情報告
- 第 6 質疑、討論、採決
- 第 7 事務報告
- 第 8 閉 会

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 決算審査特別委員長報告
- 日程第 2 質疑、討論、採決
- 日程第 3 常任委員長報告
- 日程第 4 質疑、討論、採決
- 日程第 5 常任委員長陳情報告
- 日程第 6 質疑、討論、採決
- 追加日程第 1 議案上程
- 追加日程第 2 提案理由の説明
- 追加日程第 3 議案の補足説明
- 追加日程第 4 質疑、討論、採決
- 追加日程第 5 発議案上程
- 追加日程第 6 提案理由の説明
- 追加日程第 7 質疑、討論、採決
- 日程第 7 事務報告
- 日程第 8 閉 会

出席議員（ 24 名 ）

1 番	伊 藤 保	2 番	島 田 和 雄
3 番	平 野 忠 作	4 番	伊 藤 房 代
5 番	林 七 巳	6 番	向 後 悦 世
7 番	景 山 岩三郎	8 番	滑 川 公 英
9 番	嶋 田 哲 純	10 番	柴 田 徹 也
11 番	木 内 欽 市	12 番	佐久間 茂 樹
13 番	日 下 昭 治	14 番	平 野 浩
15 番	林 俊 介	16 番	明 智 忠 直
17 番	林 一 雄	18 番	高 木 武 雄
19 番	嶋 田 茂 樹	20 番	向 後 和 夫
21 番	高 橋 利 彦	22 番	林 正一郎
24 番	神 子 功	26 番	林 一 哉

欠席議員（ 1 名 ）

25 番 伊 藤 鐵

説明のため出席した者

市 長	伊 藤 忠 良	副 市 長	鈴 木 正 美
教 育 長	米 本 弥榮子	病 院 事 業 者 管 理 者	吉 田 象 二
病院事務部長	伊 藤 敬 典	総 務 課 長	高 埜 英 俊
秘書広報課長	加 瀬 寿 一	企 画 課 長	加 瀬 正 彦
財 政 課 長	平 野 哲 也	税 務 課 長	野 口 徳 和
市 民 課 長	木 内 國 利	環 境 課 長	平 野 修 司
保険年金課長	増 田 富 雄	健康管理課長	小長谷 博
社会福祉課長	在 田 豊	高 齢 者 長 福 祉 課 長	横 山 秀 喜
商工観光課長	神 原 房 雄	農 水 産 課 長	堀 江 隆 夫
建 設 課 長	米 本 壽 一	都市整備課長	島 田 和 幸

下水道課長	中野博之	会計管理者	木内孫兵衛
消防長	佐藤真一	水道課長	堀川茂博
庶務課長	浪川敏夫	学校教育課長	及川博
生涯学習課長	花香寛源	監査委員局長	林久男
農業委員会 事務局 局長	小田雄治	飯岡荘支配人	野口國男
病院經理課長	鈴木清武	病再整備室 院長	鎚木友孝

事務局職員出席者

事務局 局長	宮本英一	事務局 次長	石毛健一
--------	------	--------	------

開議 午前 10 時 7 分

○議長（嶋田茂樹） おはようございます。

ただいまの出席議員は24名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

日程第 1 決算審査特別委員長報告

○議長（嶋田茂樹） 議案第 1 号から議案第22号までの22議案及び陳情第 2 号、陳情第 3 号の陳情 2 件を一括議題といたします。

日程第 1、決算審査特別委員長報告。

決算審査特別委員会及び各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配布のとおりであります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 配布漏れないものと認めます。

これより決算審査特別委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

委員長、高木武雄議員、ご登壇願います。

（決算審査特別委員長 高木武雄 登壇）

○決算審査特別委員長（高木武雄） 決算審査特別委員会委員長の報告を申し上げます。

去る 9 月 6 日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第 1 号、平成18年度旭市一般会計決算の認定について、議案第 2 号、平成18年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、議案第 3 号、平成18年度旭市老人保健特別会計決算の認定について、議案第 4 号、平成18年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第 5 号、平成18年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、議案第 6 号、平成18年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、議案第 7 号、平成18年度旭市水道事業会計決算の認定について、議案第 8 号、平成18年度旭市病院事業会計決算の認定について、議案第 9 号、

平成18年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定についての9議案について、審査の経過並びに結果を申し上げます。

去る9月12日及び13日のそれぞれ午前10時より、議会委員会室において議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号について主な質疑5点について申し上げます。

1点目として、平成18年度決算の人件費のうち職員手当については、当初予算と比べ1億円余り減額しているが、その理由は何かとの質疑では、手当の中では、特に時間外手当が大幅に減額をした。これは時間外勤務手当等の取扱いに関する規程というものをつくり、時間外勤務命令を原則1日3時間、1か月30時間以内と定めるとともに、毎週水曜日はノー残業デーということで取り組みを行ってきた。

また、平成17年度は合併の関係で各部門とも残業が非常に多かったという事情があり、だんだんと平年ベースに戻ってきているものと考えているとの答弁がありました。

次に、2点目として、総務費の児童交通安全街頭指導委託料についてその内容はどうかとの質疑では、朝の登校時の交通安全指導を行うもので旧旭の七つの小学校において、8月を除く週3日間、午前7時から8時まで実施しており、年間168人、時間数としては1,590時間分をシルバー人材センターに委託しているとの答弁がありました。

次に、3点目として、歳入の民生費負担金773万円余りの収入未済金について、どういう状況なのか、またどのように対応しているのかとの質疑では、平成17年、18年の保育料の滞納合計額であり、主に生活が困窮しているもので納められないということで、ここ数年間、かなり増えている。対応としては、分割納付あるいは電話や面接、また直接出向いて徴収を行っているとの答弁がありました。

次に、4点目として、土木費の橋梁点検業務委託料について、どの程度の点検をしたのか。また、補修箇所は何か所あり、どのようなものであったかとの質疑では、点検した場所は、川口地先にある無名橋と谷丁場遊正線にかかる更生橋の2か所について、ひび割れや鉄筋に影響が及んでいるか等、細かく点検を行い、結果、川口地先の無名橋は、外観の塗装のはがれ等があったが、影響のない範囲であり、また、谷丁場遊正線の更生橋については、0.1ミリから0.4ミリのひびが見つかったが、橋台、上部の橋げたとも致命的な弱りではなかった。なお、平成19年度は、飯岡の矢指橋の点検を行う予定であるとの答弁がありました。

次に、5点目として、土木費のあさひ健康パーク整備事業について、開設が何か月か延び

ているとのことであるが、その理由は何か。また倒産した業者に前払いした分は、その後どうなったかとの質疑では、開設を当初4月に予定していたが、4月はいろいろとイベントが多く天候不順な関係もあり、また芝の養生もあるので、3か月おくらせて7月に開設する予定である。

また、前払い金については、契約保証金ということで3,611万7,115円が保証され、そのうち3,600万1,615円が健康パーク分、残りの11万5,500円が第二中学校の工事分であり、ともに石川組が請け負ったものである。

健康パーク分の内訳は、前払いしたものから出来高を引いた2,593万円と違約金997万5,000円、それと前払いした利息分9万6,615円であるとの答弁がありました。

次に、議案第2号の主な質疑2点について申し上げます。

1点目として、平成18年度の不納欠損額については8,234万円余りであるが、その内訳と職業別では、こういった傾向にあるのかとの質疑では、不納欠損額の内訳として5年時効が6,488万1,530円、人数で600人、3年時効は1,744万3,300円、人数で160人、即時消滅が2万1,600円で1人である。

また、不納欠損の職業別での分析はしていないので、国民健康保険税の職業別の滞納状況から一番多いのが会社員、次に無職、年金生活者、その他事業等という状況であるとの答弁がありました。

次に、2点目として、徴収率にかかわる国庫支出金の減額について、対象内容はどうなっているのかとの質疑では、徴収率による国の財政調整交付金の減額については、財政調整交付金として国から交付されているが、その中でペナルティーとして、前年度の徴収率がある一定以上いかないと減額され、また翌年度に徴収率が改善されると減額された分の2分の1が戻ってくるという制度がある。

当市においては、一般被保険者数が2万人ということで、1万人から5万人の区分となり、徴収率の区分は87%以上90%未満の区分に当たることから、7%の減額となったものである。また、90%以上92%未満であれば5%の減額となり、92%以上にならないと減額されることになるとの答弁がありました。

次に、議案第3号の主な質疑について申し上げます。

一般管理費の当初予算が1,492万円余りで、補正で89万円の措置をしているが、結果、不用額が生じている、これはどういうことなのかとの質疑では、昨年の8月1日から制度の改正があり、電算システムの改修を行ったが、その時点においては、国からの補助金の額が決

定しておらず、その後、国から補助金として89万円が確定したためであるとの答弁がありました。

次に、議案第4号の主な質疑について申し上げます。

介護予防関係の配食サービス事業と任意で行っている配食サービス事業では、何か違いがあるのかとの質疑では、配食サービス事業の内容は基本的に同じであるが、介護予防事業で行うと市の負担金は12.5%となり、また任意で行うと市の負担金は20.25%となることから、会計処理上、2本立てにして実施している。現在の対象者は、介護予防事業で53人、任意事業が92人となっているとの答弁がありました。

次に、議案第5号の主な質疑について申し上げます。

下水道の運転業務委託料について、どこに委託しているのか。また、今後、市独自の技術者を育成し維持管理する考えはあるのかとの質疑では、委託業者は9社の見積もり合わせを行い、月島テクノメンテサービスと契約している。また、市独自の維持管理については、処理場の運転業務に資格等が必要であり、職員が資格を取得することもあるが、特定の職員となってしまうこともあり、また職員の増員もしなければならないことから、現状としては委託の方が経済的であり状況に即していると考えているとの答弁がありました。

次に、議案第6号の主な質疑について申し上げます。

資源循環型の汚泥分析について毎年行っているようであるが、その結果はどうなっているのか。また、汚泥農地還元業務委託料の内容はとの質疑では、肥料として使用するため毎年分析を行っているといろいろと数値は違っているが肥料登録している。また、農業集落排水事業から汚泥を農地に還元することを国から指導されているが、農家の方には家畜堆肥の方がよいとのこともあり、現実的に進んでいない。今後、産業まつり等で市民の方に試験的に使っていただくような取りかかりをしようと現在動いているとの答弁がありました。

次に、議案第7号の主な質疑について申し上げます。

有収率について、前年度と比較して上昇したが、その要因は何か。また、有収率を高めるためにはどんな工夫があるのかとの質疑では、昨年、漏水箇所が見つかり、特に干潟エリアで日量100トン漏れていた場所があり、それらの改善により有収率が高くなったものである。

また、有収率を上げるためには漏水を減らすことや火災等による消火栓の使用が少ないこと、停滞水の解消等があるとの答弁がありました。

次に、議案第8号の主な質疑3点について申し上げます。

1点目として、流動資産の未収金について38億6,033万円余りということであるが、どう

いった内容なのかとの質疑では、未収金の中に診療報酬請求分が含まれており、かかった診療報酬を請求すると２か月後にお金が返ってくるので、請求した段階では未収金として計上していることから、その部分の未収金が大きなものとなっているとの答弁がありました。

次に、２点目として、給与費について職種ごとの人数は何人か。また、賃金の内容は何かとの質疑では、職種ごとの人数は医師125名、医療技術員240名、看護師701名、事務員99名、その他職員386名である。また、賃金については臨時職員となるが、医師105名、医療技術員27名、看護師４名、事務員２名、その他職員12名であり、医師については、当院に各種専攻科を得るためや専門医の資格を取るために勉強に来ており、就業単位が１年ということで、臨時職員の取り扱いをしている。また、技師については、当院において高度な医療ができるか、的確な判断ができないことから、臨時職員扱いとしているが、その後、本採用するものであるとの答弁がありました。

最後に、３点目として、病院事業費用の職員被服費について何社の業者が入っているのか。また、派遣職員分も含まれているのかとの質疑では、職員の制服のリースについては３社から見積もりを取ったが、人数に対応できるところが少なく、現実、対応できた業者が１社であったため、その１件と随意契約している。

また、派遣職員分も含まれており、職員と同様に貸与しているとの答弁がありました。

次に、議案第９号の主な質疑について申し上げます。

宿泊人数が417人ふえたが、休憩者が1,831人と減少した。この原因は何かとの質疑では、最近、素泊まりの方が非常に多くなっており、全体の33%が素泊まりになっている。減少については、車での休憩利用が非常に少なくなっており、その方が宿泊の方に移ったものと考えているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほかに質疑を尽くし慎重審査の結果、別紙報告書のとおり、９議案とも全員異議なく認定すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成19年９月26日、決算審査特別委員会委員長、高木武雄。

○議長（嶋田茂樹） 決算審査特別委員会委員長の報告は終わりました。

日程第２ 質疑、討論、採決

○議長（嶋田茂樹） 日程第2、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

ただいまの委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。

質疑の通告はありません。質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員、ご登壇願います。

（24番 神子 功 登壇）

○24番（神子 功） 私は、議案第1号、議案第2号、議案第4号、議案第5号、議案第8号について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

まず初めに、議案第1号、平成18年度旭市一般会計決算について討論申し上げます。

平成18年度につきましては、旭市が合併して2年目の年に当たります。平成17年度とは異なりまして通年型の予算を組んだ年に当たるわけであります。歳入が258億1,649万3,593円、歳出は239億2,399万467円、実質収支額は8億377万2,000円となったものでございます。平成18年度の決算に当たりまして決算委員ということもありましたが、財源の確保、健全財政運営、効率的な事業運営という立場から何点が討論いたします。

財源的には、合併による効果として地方交付税5,995万円余り、国の支出金が3億7,369万円余り、県支出金が7,204万円余り、昨年度よりアップをしている状況、さらには市の財源とも言われます市税が1億5,103万6,000円、平成17年度より増加が見られました。これは、税制改革や景気の動向によるものと言われております。

そこで、とはいいまして市税の滞納につきましては年々の課題でございます。そういった点で、現在、徴収員の方によります努力、そしてまた職員による努力によりまして平成18年度も成果が見られております。市税滞納者への納付の指導ということでお尋ねいたしましたところ、催告書あるいは窓口相談、財産調査、差し押さえ予告、こういったことを行いながら結果的に夜間納税窓口については、平成17年度実績が211件あったものが平成18年度は676件、額的には1,447名、さらに休日の納税窓口については、平成17年度が83件に対して平成18年度は576件、1,482万円、こういうように税の率が上がっているわけでございます。これは、財政的な裏づけを示すことになるというふうに評価をいたします。

しかし、この市税の徴収に当たりましては、旭市行政改革アクションプラン、平成17年度から21年度までこの計画を立てて市税の徴収率アップに向けて目標を立てております。これ

を見ると、平成18年度の目標につきましては96.14%、これは現年課税分であります。しかし、決算におきましては95.9%、目標には達成できませんでした。このことについては、税につきましては、あらかじめ予算的には見込めるものを見込む。しかし、アクションプランでは目標を立てて徴収率を上げるということになっておりますけれども、そういった意味では滞納者への対応は行われておりますけれども、目標については目標で終わってはいけないというふうに判断するものでありますので、アクションプランについてはこの目標についてもう一度検討をしていただいて、この目標がいいかどうか、変えるものであればまだ平成21年までプランがありますので、そういった意味で見直しを図っていただきたいというように思います。

次に、経費の節減ということで見てみました。これは不納欠損が多いということで、これは予算的に見込んでも事情によって執行できなかったもの、さらには必要なかったもの等々いろいろな内容がありますけれども、その中で先ほど決算委員長からも報告がありました残業の関係につきまして触れてみたいと思います。

市では、平成18年度残業に対しては取扱い要綱を定めまして、そしてそれを周知しながら結果的に7,440万円余り削減できたということになっております。これは、経費節減と言ってもなかなかできるものではありませんが、やはり小さなことからコツコツとやることが大切であり、そしてまた目標を掲げて飛びつけるような目標の中でそれを達成していくという心がけが大事かと思えます。そういった意味では、この経費削減という位置づけのもとに行われております今回の残業手当については、まさにその一つの表れかと思えます。全体的にはいろいろな問題がありますけれども、こういったことから健全財政あるいは効率的な運営というものを図っていただきたいというふうに改めてお願いを申し上げる次第でございます。

続いて、歳出の方を若干触れたいと思います。平成18年度につきましては、指定管理者制度を導入した年でもありました。説明書の29ページにその効果が表れておりますが、この目的につきましては、財政的にどう効率を高めるか、事業の効果があるのかどうか、そして民間に委託したことによって財政的な状況が、市としてどう効果が上がったのかどうかということが、行政効果としてはチェックできると思いますが、平成18年度につきましては、内容的に事業費はそのまま昨年度と同じような状況で実施したということですから、本来の目的には達成できなかったということがあろうかと思えます。初年度でございますので、そういった意味からすると、この民間いわゆる指定管理者の制度を導入した1年目としては、反省すべき点ではないかというふうに思うわけであります。これは、議案第20号でも今回議案に

載っておりますけれども、そういった意味からすると、この指定管理者制度に対する市の考え方についても改めて十分検討していただきたいということを、これは指摘をさせていただきたいと思います。

次に、老人保健事業の関係ですが、平成18年度につきましても議論をさせていただきましたけれども、健康教室、健康相談、そしてまたがんの検診等々事業がされておりますが、内容的に何人が受けたかどうかということはございますけれども、質問したことによってどうの方ががんにかかっているおそれがあるなということも発表していただきました。やはりその辺が予防対策としては重要なことでありますので、数値を確認していただいて効果がどうであったかということについては、その裏づけとなる資料はそろえてあるにもかかわらず、それが反映してないということについても、これはいいことをやっっているが市民の方々への対応ということから考えた場合には、十分発揮できてないということについては、ぜひこれから平成19年、20年度事業を行ってきて予防対策ができたという評価についても十分反映していただきたいと思います。

適応指導教室指導員配置事業であります。これについては平成18年度中に不登校のお子さんたちが6名復帰できたということで説明がありました。担当者の方々についてのご労苦に対して改めて厚く御礼申し上げます。

やはり、こういったきめ細かい対応というものが行政に望まれていることと思います。これは、評価をさせていただきたいと思います。

以上、何点かご指摘申し上げ、そしてまた評価をいたしました。平成18年度一般会計につきましても、全体的に財源の面では国や県の交付金等々効果はありましたけれども、不用額が残ったということについては今後十分内容的に分析をいたしまして、健全財政に向けてぜひ頑張っていただきたいということをお願い申し上げまして、議案第1号については賛成の討論といたします。

続いて、議案第2号、平成18年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定についてでございます。これも1号議案で申し上げましたように、毎年なのですが、一般会計と同様に税の滞納者、こういったことが毎年増加の傾向にあります。不納欠損、収入未済額、これの増加にあるということは大変対応としては難しい面もありますけれども、国保会計の健全化、こういったことに向けてぜひ厳しい対応も必要でありますし、納得できるような説明もご理解も必要かと思えます。どうか日々大変でございますが、健全化に向けてのご努力をお願いして議案第2号は終わります。

議案第4号につきましては、平成18年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定についてであります。お年寄りの方々が、やはり滞納し不納欠損、収入未済額、これは不納欠損は2年で処理をされますけれども、制度上ニーズが高まっていることはご案内のとおりでございます。この制度につきまして、不納欠損、収入未済額が増える中、大変でございますが、ニーズが高まっているということを踏まえまして滞納がなくなるような対応も考えていただき、この事業を円滑に進めていただくことを要望いたします。

議案第5号、平成18年度旭市下水道事業特別会計決算の認定についてでございます。2点申し上げます。

一つは、先ほども委員長の報告がありましたように、運転業務の関係でございます。これについては旧旭市からの懸案事項でありましたけれども、要は市の職員でできないかと議論をさせていただきました。しかし、この予算については、年々同じような予算額が組み込まれ数年来たわけであります。平成18年度につきましては、当初予算6,200万円余りに対しまして決算は4,725万円、これは入札によるものということでございましたけれども、実際に運転管理をするのは大手企業であって、内容的には変わらなく運転業務ができる、こういったことも担当課長からご説明をいただきました。ここで削減ができましたが、ぜひこの管理委託につきましては、業務が滞りなくしかも間違いがなく運用できますようにご配慮をお願いしたいと思います。

2点目は、毎年のように面整備を行ってきます。面整備を行った年については効果は表れません。要は、次年度以降に水洗化率アップのためにご努力をしていただいてつなぎ込みができるということになっております。そういった意味では、面整備を行っている年度は種まき期間として、いわゆる営業活動と言いますか、そういったことを十分に行っていないと次年度には効果が表れません。そういった意味で、さらなる効果が発揮できますようにご努力をお願いしたいと思います。

次に、議案第8号、平成18年度旭市病院事業会計決算の認定についてであります。多くは申し上げますが、平成18年度につきましては、当期利益が3億236万5,000円、これまで推移を見てきた場合には10億円以上の利益を上げてきた、これが平成18年度には1けた億台の額になったということです。内容的には、材料費等の削減がこの大きな要因として挙げられるということでもありますけれども、平成18年度につきましては、人材派遣会社への問題が議会でも議論されました。職員の移行という問題であります。3,500万円を付して人材派遣に職員を移行した、こういう問題があった年でもありました。さらに、業務委託と言いますか

委託費が増加傾向にあります。そういった意味では、この病院事業を全体的にもう一度効率を高める議論が必要かと思います。平成18年のように当期利益が3億円台、こういったことでは次年度、さらにはその年、次の年、新整備計画もされておりますけれども、行き詰まるような状況ではないかということを考え、十分に経営につきましても配慮いただきたいということをご指摘申し上げます。

以上で、簡単でございますけれども討論にかえさせていただきます。

○議長（嶋田茂樹） 以上で通告による討論は終わりました。

討論を終わります。

これより議案第1号から議案第9号までの9議案について採決いたします。

議案第1号、平成18年度旭市一般会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第1号は認定することに決しました。

議案第2号、平成18年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第2号は認定することに決しました。

議案第3号、平成18年度旭市老人保健特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第3号は認定することに決しました。

議案第4号、平成18年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第4号は認定することに決しました。

議案第5号、平成18年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長(嶋田茂樹) 全員賛成。

よって、議案第5号は認定することに決しました。

議案第6号、平成18年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長(嶋田茂樹) 全員賛成。

よって、議案第6号は認定することに決しました。

議案第7号、平成18年度旭市水道事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長(嶋田茂樹) 全員賛成。

よって、議案第7号は認定することに決しました。

議案第8号、平成18年度旭市病院事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長(嶋田茂樹) 全員賛成。

よって、議案第8号は認定することに決しました。

議案第9号、平成18年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長(嶋田茂樹) 全員賛成。

よって、議案第9号は認定することに決しました。

ここで、11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時 4分

- 議長(嶋田茂樹) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 3 常任委員長報告

○議長（嶋田茂樹） 日程第 3、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、公営企業常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（公営企業常任委員長 高橋利彦 登壇）

○公営企業常任委員長（高橋利彦） 公営企業常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る 9 月 6 日の本会議において、当委員会に付託されました議案第 11 号、平成 19 年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、議案第 12 号、平成 19 年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について、議案第 17 号、旭市国民宿舎事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての 3 議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る 9 月 18 日午前 10 時より、議会委員会室において議案説明のため執行部より副市長、病院事業管理者ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

また、議案第 11 号については、9 月 18 日において審査が終わらなかったため 9 月 21 日午後 1 時 30 分より、執行部より副市長、病院事業管理者ほか関係課長の出席を求め引き続き審査を行いました。

それでは、審査内容について質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第 12 号の主な質疑について申し上げます。

3 条予算の臨時職員の賃金 476 万円余りの内容はとの質疑では、新しい業務システムをやっていく中で、レストランサービスに 3 名から 5 名の専門的な職員を配置するためのものである。

また、手当については、1 日 8 時間で 8,000 円程度を見ているが、今までにないサービスを行うことから若干レベルを上げた形で採用していきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第 17 号の主な質疑について申し上げます。

名称変更について全国公募した結果、333 名の応募であったが、少なかった理由は何かと

の質疑では、現在ホームページを開設して非常にアクセス数が増えており、これを見た方は非常に多かったと判断している。また、宿泊客に対してもお願いをしており、応募の状況を見ると、北海道から福岡まで含まれて非常に効果はあったかと思うが、もう少しメディア等を使い1人でも多くの方に知っていただくことが基本であるので、今後頑張っていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第11号の主な質疑10点について申し上げます。

1点目として、再整備事業について資金計画や収支計画が試算どおりにいくのか、また、交付税措置が今の水準を維持できるのかとの質疑では、収支の見通しについては、診療報酬が2.5%ずつアップしていく前提というものもあるが、今回、財団法人日本経済研究所にDPCによる増収効果と7対1看護基準による増収効果について検証を行い、現在はこの収支見通しを軸に考えている。

また、交付税については、不採算が見込まれるものについて、国は交付税という財源措置をしているが、交付税の担う役割や財源の調整機能と財源の保障であり、三位一体の改革の中でいろいろと議論されているが、財源の保障機能であることから少なくとも公立の基幹病院に対しては、なくなることはないだろうと考えているとの答弁がありました。

次に、2点目として、実施計画が通ったならば再整備事業はすべてゴーとなるのかとの質疑では、病院側の認識とすれば一連の流れで動いているという認識があり、実施設計が承認されればより具体的に目標に向かって、さらに一歩歩みを進めたという認識であるとの答弁がありました。

次に、3点目として、3億1,395万円の実施設計の内訳は何かとの質疑では、国で公表している算式に沿って計算をしているが、大きく分けて直接人件費と間接諸経費及び技術料である。直接人件費については、主に建築意匠で調査業務、実施CAD作図や詳細設計の検討、積算業務等である。また、間接諸経費については、直接人件費の1.0倍が標準であるが、それを0.5で計算し、技術料についても直接人件費の0.5の標準を0.25で計算しているとの答弁がありました。

次に、4点目として、平成15年から16年にかけて提案型の公募で基本計画を始めたが、どのように公募したのかとの質疑では、病院建築に精通している業者7社に集まっていいただきプレゼンテーションを実施した。評価した要素については、主に実績、経験及び能力等であるが、次に創造性ということで現在の土地にどのような形で効果的に配置できるか、進入路、駐車場等の安全、効率性を考えた配置やデザイン、周辺環境との調和があるか。また、技術

力、耐久性と費用面での経済性、自然採光や利用者に対しての配慮がなされている施設であるか、有事の際の避難誘導、動線が効率的であるかなど総合的にプレゼンテーションをして、その中で3社を選考し、さらに細かい部分のヒヤリング等を実施し、実現性もしくは病院に対して熱意を持っているかを含めて評価し選定したものであるとの答弁がありました。

次に、5点目として、317億円のうち200億円の借金をするわけであるが、市との協議をしたのか。また、市はどう考えているのかとの質疑では、昨年より資金や起債等について情報交換を行って、収支のシミュレーションあるいは政策投資銀行も見ているなど、この計画は成立可能ではないかと考えている。地域の基幹病院として一刻も早く地震等に対応するような形で、また医師不足にならない整備をしていくことは大事だと思うので、計画の中で実行できればと考えているとの答弁がありました。

次に、6点目として、減価償却費を建設の3分の1に充てるというが、このお金はどこにあるのか。また、人口が減っていく中で、今の100万医療圏という数字は違ってくる、DPCとか7対1看護とかあるが、DPCについては2010年にはなくなり、7対1看護においても看護師の確保があり、これでなぜ大丈夫なのかとの質疑では、減価償却費については帳簿上の支出で実際は現金として残っており、平成18年度末で62億円の現金がある。また、人口減少については確かに減少の方向に向かっているが、65歳以上のいわゆる病気を起こす人口というのは、団塊の世代の寿命が25年くらいあることから余り変わらないだろうと考えている。DPC等については、国の制度や診療報酬という大きな枠組みの中で行っており、改革はこれまでに何度も行われ、その都度対応してきた。医療保険の制度が国の方針によって変化するわけであるが、その都度対応していかなければならないものであり、将来、20年、30年を見越す場合に、現時点での一番最悪なシナリオとして示しているとの答弁がありました。

次に、7点目として、実施計画が可決されたら市民に説明をするとのことであるが、どんな形で説明を行い、また市民からの意見をどうするのかとの質疑では、市の広報や院内の掲示、また当院のホームページでお知らせしたいと考えており、意見も書き込めるようなことも検討したいと考えているが、基本的なことは固まってしまうので、その中で可能なものについて取り入れるようなことで考えているとの答弁がありました。

次に、8点目として、再整備という大きな事業の中で、今後、起債が難しくなり、市として必要な投資事業をどう進めていくのか。また、県では施設整備事業費20億円以上については、事前評価の対象として事業着手の妥当性を検証しているが、市としてこの再整備の進め方にどのような感想を持っているのかとの質疑では、実質公債比率が上がる現象はあるが、

その公債費についても、交付税措置があるものをできるだけ活用し、必要な事業を必要最小限の一般財源の持ち出しで済むような工夫をしながら、また病院の関係では補助金等もできるだけ県からお願いしたいと考えている。事前評価制度については、県と同じような制度を市は持っていないが、その事業の効率性といった要素が見合うような内容の検討も、病院内部では当然含まれているものと思っている。将来の財政負担がどのようになるかということをも十分試算し、関係機関と起債等の扱いについて協議を行い、ピークの21.1%という実質公債比率を十分配慮しながら市の経営が危うくならないように考えているとの答弁がありました。

次に、9点目として、建設に対する補助制度はないのかとの質疑では、国と県に補助制度はあったが、国は平成18年度からなくなり県のみには制度がある。内容については、今ある機能は基本的に補助してもらっているので、制度の中に特別に知事が認めた場合という項目があり、その中で地域の貢献性等を勘案して、特別に認められるように話をしているとの答弁がありました。

最後に、10点目として、計画の中で医業収支が平成18年度と20年後の37年度において、1.5倍くらいの伸びに対して損益が約7倍の21億円となっているが、なぜこんなになるのかとの質疑では、2.5%の伸びを見込んでいるわけであるが、古い施設の中に相当維持管理費がかかっているものもあり、再整備によって全くなくなるものではないが、相当少なくなっていくということで、できる限りのものを見込んで算出した結果であるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし慎重審査の結果、別紙報告書のとおり3議案とも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成19年9月26日、公営企業常任委員会委員長、高橋利彦。

○議長（嶋田茂樹） 公営企業常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、建設経済常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、向後和夫議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 向後和夫 登壇）

○建設経済常任委員長（向後和夫） 建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月6日の本会議において、本委員会に付託されました議案第10号、平成19年度旭市

一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第15号、旭市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、旭市土地開発公社定款の変更についての3議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月19日、午前10時より議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長の出席を求め本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第10号の主な質疑3点について申し上げます。

1点目として、中央病院のアクセス道路について地元と話し合いがつかないときはどうするのか。また、坪当たりの単価と総事業費は幾らかとの質疑では、現在の状況は65%から70%くらいまではおおむね了承している。厳しい方は5%あるが誠意を持って対応したい。また、総事業費については、飯岡バイパスを真っすぐ抜けて川島歯科、中央病院のヘリポートまでと網戸から江ヶ崎を抜けて総堀り線から大規模農道までと全部合わせて20数億円である。単価については、現況が田んぼであっても宅地見込み地として取り扱うので、平米1万8,000円前後であるとの答弁がありました。

次に、2点目として、商工費の中小企業金融対策事業について、融資が増加したとのことであるが、どんな業種が融資を受けようとしているのかとの質疑では、現在、融資済件数が265件あり、合併後については63件ある。最近の傾向としては建築業、運送業などが多くなっている。今後の見込みとしては、10件程度見込んでいるとの答弁がありました。

最後に、3点目として、道路の業務委託について地元業者の育成をどう考えているのかとの質疑では、道路の詳細設計や測量業務については、できるだけ細かく分離分割をしているが、合併後の2年間の推移ということで、建設だけでなくその他の部分についても調査を行い、また入札制度の公平性や競争性といった中で、どういう形が地元還元に貢献できるのかという面も踏まえて考えていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第15号の主な質疑について申し上げます。

損失の補償について過去に事例はあったのかとの質疑では、代位弁済の状況ですが、5件あり金額は1,779万6,951円である。その中で、市の損失補償金額は248万5,482円であり、多少の回収金もあり現在の損失補償残高は181万7,272円であるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし慎重審査の結果、別紙報告書のとおり3議案とも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成19年 9月26日、建設経済常任委員長、向後和夫。

○議長（嶋田茂樹） 建設経済常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、林一雄議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 林 一雄 登壇）

○文教福祉常任委員長（林 一雄） 文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る 9月 6日の本会議において、本委員会に付託されました議案第10号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第20号、指定管理者の指定についての 2 議案について審査経過並びに結果を申し上げます。

去る 9月20日午前10時より議会委員会室において議案説明のため執行部より教育長ほか関係課長の出席を求め本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第10号の主な質疑の 2 点について申し上げます。

1 点目として、小学校大規模改造事業において設計変更となった理由は何かとの質疑では、耐震補強ということで、共和小と豊畑小の屋内運動場の工事にあたり、壁に穴があいて補強しても使い勝手が悪いもの、外壁にひびが入っているものなどが見つかり、また、両校とも照明器具において電球等の取りかえに結構な経費が必要となることから、管理のしやすい昇降式に変えたためであるとの答弁がありました。

次に、2 点目に、中学校施設の管理費の施設維持管理委託料については、毎年委託するのか。また、入札方法はとの質疑では、海上中学校の芝生の養生ということで管理委託するものであり、校舎側の部分、約 1 万平米をお願いするもので、機械が入れないことや生えていないところもあることから、1 年や 2 年は委託をしていく計画であるが、その後は P T A や生徒等に管理をお願いしていく予定である。また、入札方法については、市の財務規則にのっとって業者を決定していきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第20号の主な質疑 3 点について申し上げます。

1 点目として、なぜ指定管理にするのか。また、保護者への説明はできているのかとの質疑では、厳しい財政状況の中で行政コストをいかに抑えながら効率的な行政運営を展開していく流れの中で、民間にできることは極力民間にということもあるが、すべてカバーできるものではなく、保育サービスを今以上に展開できる方法として、指定管理者による民間委託

であると考えており、今後は今回の民間委託を十分見きわめた中で決定していきたい。また、保護者への説明については、当初、指定管理は平成19年から実施する予定であったが、保護者の理解を得るため1年間、実施を延ばし説明会を何度か開催し、また、アンケートでは休日保育の実施の要望が多く寄せられ、そうした特別保育や延長保育という部分で決してサービスの質を落とさないで今のサービスを維持しながら保護者の意向に対応できるように、保育内容も検討した中で指定管理者による理解をいただいているとの答弁がありました。

次に、2点目として、公募期間について短かったのではないかと。また、1社の応募しなかった理由は何かとの質疑では、平成19年度から既に指定管理者になるようなことで、公募する前から問い合わせ等があり、また、市内の幼稚園や民間でやられている代表の方にも直接会って説明を行い、実際、県外の事業所を含めて、7事業所から問い合わせはあったが、結果、1法人の応募となった。

応募しなかった理由については、仕様書の中に既に保育所運営をしている条件があることや、保育園を経営している方には、この制度に関心はあっても運営するまではいかないうような状況であるとの答弁がありました。

最後に、3点目として、園児の事故等の賠償についてはどうなっているかとの質疑では、事故の賠償責任については、協定書の中で明確にできるような内容で結んでいきたいと考えているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げますが、そのほか質疑を尽くし慎重審査の結果、別紙報告書のとおり2議案とも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成19年9月26日、文教福祉常任委員会委員長、林一雄。

○議長（嶋田茂樹） 文教福祉常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、平野浩議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 平野 浩 登壇）

○総務常任委員長（平野 浩） 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月6日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第10号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第13号、政治倫理の確立のための旭市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定につい

て、議案第14号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号、財産の取得について、議案第21号、市の区域内の字の区域及び名称の変更について、議案第22号、市の区域内の字の区域及び名称の変更についての7議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月21日午前10時より議会委員会室において議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長の出席を求め本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第10号の主な質疑3点について申し上げます。

1点目として、消防施設整備事業の起債については、実質公債費比率18%を超えた初めての起債であり、協議から許可となった手続はどうなっているのか。また、市の起債残高480億円に対して実質公債費比率が18%を超えているわけであるが、病院の200億円を上乗せしたとき2%程度の上昇でよいのかとの質疑では、起債の手続については、今までと同様に申請して、問題なく許可を得ている。

また、病院の再整備事業における209億円の起債に対する実質公債費比率については、財政投融资と銀行からの借り入れを行う予定であるが、財政投融资については30年間、銀行の借り入れについては15年間で償還する計画となっており、2%程度増える前提というのは、財政投融资と銀行の借り入れを50対50で試算していることから、実質的にはそれよりも影響は少なくなると考えているとの答弁がありました。

次に、2点目として、電算システム運用事業の電算業務委託料について、なぜ当初から見込めなかったのかとの質疑では、これは、後期高齢者の医療システムであり、新年度当初予算を組む段階では、国から詳細な内容が示されていなかったためであるとの答弁がありました。

最後に、3点目として、防災行政無線統合整備事業において個別受信機は無料で配布するのか。また、1基当たり幾らかとの質疑では、個別受信機は市の備品として購入することで、まちづくり交付金の対象事業となり、その後、市民に無償で貸与することを考えている。また、個別受信機1基当たり5万5,000円から6万円程度であるとの答弁がありました。

次に、議案第13号についての主な質疑について申し上げます。

資産等の公開について、今までに閲覧請求は何件あったかとの質疑では、マスコミ関係のみで年間5件程度の請求があるとの答弁がありました。

次に、議案第16号についての主な質疑について申し上げます。

市営住宅の入居率と応募状況はどうなっているのか。また、市の人口を増やすためには住宅を増やすことも必要と思うが、住宅政策をどう考えているかとの質疑では、平成19年9月1日現在の入居率は、政策空き家27戸を含めた425戸に対して入居が384戸で、入居率は90.5%である。応募状況については、平成18年度が11戸の募集に対し45戸の応募があり、率は4.1倍、また、平成19年度は10戸の募集に対して28戸の応募があり、率は2.8倍である。住宅政策については、生活保護や極めて所得の少ない方のためにできるだけ最低限のものを確保し、本当に必要な方に住んでもらうことを考えているので状況を見ながら考えていきたいとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし慎重審査の結果、別紙報告書のとおり7議案とも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成19年9月26日、総務常任委員会委員長、平野浩。

○議長（嶋田茂樹） 総務常任委員会委員長の報告は終わりました。

以上で付託議案に対する各常任委員会委員長の報告は終わりました。

日程第4 質疑、討論、採決

○議長（嶋田茂樹） 日程第4、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。

質疑の通告はありません。質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員、ご登壇願います。

（24番 神子 功 登壇）

○24番（神子 功） 私は、議案第11号、議案第12号、議案第20号につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

まず、議案第11号、平成19年度旭市病院事業会計補正予算の議決についてでございます。今、常任委員長の方から議論の経過が行われました。この件については、再整備事業の実施計画ということで質疑でも議論をさせていただいた経過がございます。私の議論の内容というのは、今回、実施計画が出た経過というのは、どういうことであったのかどうか。要は箱物が必要だから建てたのか、それとも医療技術の進歩に伴って患者の皆さんがそれを受けるのに必要だったから建てたのか。さらに、老朽化しているためにその問題点を解決するためにどうしたらいいのかどうかというこの3点についての議論をしながら、そして今回の計画に載ったのかどうか、こういった点について質疑をさせていただいたわけでございます。

その中で、病院事務部長はこういうようにお答えいただいております。私の内容が今そういうことでお伺いいたしました。要は、問題点がどういったことがあったのかどうか、それは改善することによってどういったメリットが出てくるのかどうか、要は入り口の部分で議論しておかなければ間違ったことになるという前提のもとでございました。病院事務部長の答弁の中に、今回の実施設計は基本的な基本計画に基づいてそれを設計に落とすという作業である。例えば、手術の部屋が今12しかないものが15になる。こういった具体的な基本設計のことについてはこれから進めていくものである。したがって、実施設計でさらに詳細にしていけるものであるということで、病院の再整備をするという問題とは少し切り離してほしいという私の質疑に対して、切り離しの内容の話がありました。

しかし、どうでしょうか。要は問題点とか、これから医療技術の進歩とか、それから旭中央病院をどうしていくのかということの基本的なことがなければ、要は実施設計までいくには問題点を解決することにはならないと思います。要は、今回、耐震診断をするということについては、これはつくってもお金を生むことはありません。医療技術の進歩によって、それを現在の老朽化している設備あるいは施設について、そこにできないからやることによってきっとメリットは生じるでしょう、幾らかはわかりません。患者が増えていくことによって設備を導入し、現在例えば1日60人しか対応できなかったものが医療設備を入れることによって、効率化が伴うことによって1日それが2倍に増えるのか、1.5倍に増えるのか、そういったことがあるために新しく設備があったときに一緒にやりましょう、これはいいのではないかというふうに考えた場合には、このいわゆる基本的な基本計画、それに基づく設計、実施設計というものは切り離しはできないというふうに私は思います。

そういったことで、今回の補正につきましては、これから計画をしておりますいわゆる箱物、316億円余りかかりますけれども、そこに結果的には現在の問題となる設備も入ると思

います。それから、動線が今現在、困っている状況も集約するからそれは解決するでしょう。しかし、もう一方ではその経営をどうするかということについては、本会議でもいろいろ議論がありましたけれども、その課題も残ります。要は箱物だけ建てれば良いという問題ではないというふうに思う一人でございます。そういった意味で、今回、実施設計はありますけれども、私は建てることには賛成です。しかし、入り口の部分で議論をされているとすれば、本会議あるいは委員会でもその議論した内容を議員に示すべきではないか、そこが入り口の部分で足らなかったのではないかとすることを私は指摘をしたいのであります。したがって、必要な内容については何であったかどうかということ、建物を建てるということ以前にあったはずでございますので、そういったことを現在やられているとすれば、それをもう少しわかりやすく適宜適切に話をいただくということをぜひ行っていただきたい。そして、設計が今、委員長の報告にありましたように、将来的に資金の調達とか、それから起債の云々、それから交付税の云々ということについては、これはこれからでございますから、それを十分に考えられるようなことについては、市当局とそれで全適用を適応している病院との話し合いによって、それが十分に確保できるように今から進めてもらいたいということをぜひお願いしておきたいと思います。

したがって、もう一度申し上げます。将来を見越して今回建てるものについては、現在問題点がどういうことであったのかどうか、耐震診断はもともと問題点がありましたのでこれはいいとしましょう、しかしお金はかかります。そのために財源をどうするかということが今出ておりますので、よく整理をして、これからぜひ進んでいただきたいことを要望いたします。議案第11号については終わります。

次に、議案第12号、平成19年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決についてでございます。結論的には、食彩の宿いいおかをこれから構築していく、名前を募集した、名前が決まった、さあ平成19年度が終わって平成20年度からスタートしましょう。こういうような状況の中での補正でございます。臨時職員の予算、ボイラーの修繕等々ありますが、ここで問題なのは、やはり食彩だけを掲げて今後、将来に向かっていくとすれば、どういう問題が起きるかということについては、本当に検討しているのでしょうか。私は、施設をよくすることは賛成であります。しかし、建設経済常任委員会で最近いろいろなところに食に行っ
てまいります。そうしますと、1,000円程度で食べられてしかも家庭の味がそこで満喫できる。そういったことが飯岡荘であった方がいいのか、それとも一風変わった旭市の食材を使ってそれを食べてもらったことの効果があらわれるのかどうか、さらに今まで宿泊施設とし

てこれまで培ってきた部屋数が減るということについて、どれだけ危機感を持って対応するのかどうかということは課題に上ってくると思います。

そういったことを考えると、ただ単に臨時職員の予算を組む、それから現在の老朽化している施設を建てかえるあるいは修繕する、そしてきれいにすればいいという、そういった問題ではなくて根本的にレストランを設置したことにはどのようなことが必要か、宿泊施設として欠けていることになるのであれば、それをどうしたらいいのかどうかということは、専門的な方の意見も必要ですけれども、旭市として施設をどう運営するかということについては、運営委員会に任せることなく基本的に庁内で議論して、それを反映することが必要ではないかということで、これは指摘でございますけれども、しかし、方向づけが出ておりますので、それについては私はやぶさかではありません、賛成いたしますけれども、その点、十分配慮していただいて次年度を迎えるように検討をよろしくお願いいたします。

最後に、議案第20号、指定管理者の指定についてで、この件につきましてもご質疑申し上げますし、先ほども決算の中で議論させていただきました。平成18年度に指定管理者制度を導入いたしましたけれども、結果的には事業費は例年と同じように措置をした。結果的に今、委員長の方からも話がありましたように、内容的には財政の効果とかいわゆる効率化ということは果たしてどうであったかというのが、平成18年度の、先ほど指摘したとおりでございます。平成19年度は、ご努力によりましてようやく民間らしい民間の委託ができる。こういう運びになったわけではありますが、質疑でも申し上げますように、指定管理者制度につきましてもは多様化する住民ニーズによりまして、効果的かつ効率的に対応するための公の施設の管理を民間の能力を活用して、住民サービスの向上を図っていく。したがって、経費削減等を図るのが目的だということが基本的な内容でございます。

そこで、今回、幼稚園ということをお願いするわけですが、本会議で質疑をさせていただきましたけれども、8,900万円という価格が出ました。これは、100万円単位から1,000万円単位までの間で削減できるでしょう。この方向づけもいただきましたので、それは削減ができるという判断ですから、いいと思います。しかし、その過程においてどんな議論がされたかどうかというのが、今後指定管理者制度をさらに導入していくためには、考えなければならない点だというふうに私は思います。平成18年12月に市長とも議論させていただきました。要は、どういったねらいをするのか、コスト削減のためには現在、例えば今回の指定管理者制度を導入するその保育所ということをターゲットにします。それが現在どういう運営をしているか、幾らかかっているか、どういった問題があるか、これについて民間委託した場合に

は、どういうコストの削減ができるのかどうか、そしてどういう効果がねられるのかどうかということで、それをどこの民間に何を民間にどういう効果をねらっているのだということ根底に置いて、選択肢を求めて、それで財政の健全のためにそれを推しはかっていくような状態を十分に把握して、その把握するのは市の職員あるいは外部の方でも結構です。そして、住民サービスになるような現在のニーズに応えられることも含めてそれに反映していく。それが円滑になるようなことであれば、ではやっていきましょうという結論を出すことだと私は思います。

そういった意味では、確かに価格的には今下がるということで確認をいたしておりますので、どれだけ下がるかということは別にいたしましても、そういう今後進めていくためには、場合によってはプロジェクトチームをつくって民間へ委託するためには、どういう基準であってほしいという、そういったことをつくることも大事でしょう。歳入としては最大に、歳出は最小に、こういった効果ができるような制度をぜひつくっていただきたいというのが今回、要望する内容ですが、初めての保育所では、第1号となる指定管理者制度でございます。これを成功させなければ次はありません。したがって、今申し上げたことについて、これから契約を結ぶでしょう。ぜひそのことを念頭に置いていただいて、次に発展できるように要望いたしまして、賛成討論を終わります。

○議長（嶋田茂樹） 以上で通告による討論は終わりました。

討論を終わります。

これより議案第10号から議案第22号までの13議案について採決いたします。

議案第10号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、平成19年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（嶋田茂樹） 賛成多数。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、平成19年度旭市国民宿舎事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立

を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、政治倫理の確立のための旭市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、旭市国民宿舎事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、旭市土地開発公社定款の変更について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長(嶋田茂樹) 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長(嶋田茂樹) 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長(嶋田茂樹) 全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号、市の区域内の字の区域及び名称の変更について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長(嶋田茂樹) 全員賛成。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号、市の区域内の字の区域及び名称の変更について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長(嶋田茂樹) 全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第5 常任委員長陳情報告

- 議長(嶋田茂樹) 日程第5、常任委員長陳情報告。

これより各常任委員会に付託いたしました陳情審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、向後和夫議員、ご登壇願います。

(建設経済常任委員長 向後和夫 登壇)

- 建設経済常任委員長(向後和夫) 建設経済常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る9月6日の本会議において付託されました陳情第3号、稲作農家に勤労者並みの労賃

と再生産を確保するため「2万円米価」を保障する制度確立を求める陳情についての1件について、審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は、9月19日、付託議案の審査終了後、担当課より本陳情の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、陳情の趣旨に労働者が求める最低賃金を日給8,000円としているが、千葉県の最低賃金保障は687円であり、一般労働者との最低賃金との位置づけと米消費の構造的な状況等を踏まえてさらに検討したいとの意見が出され、結果、別紙報告書のとおり全員賛成で閉会中の継続審査と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成19年9月26日、建設経済常任委員会委員長、向後和夫。

○議長（嶋田茂樹） 建設経済常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、林一雄議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 林 一雄 登壇）

○文教福祉常任委員長（林 一雄） 文教福祉常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る9月6日の本会議において付託されました陳情第2号、後期高齢者医療制度を抜本的に見直すよう国への意見書採択を求める陳情についての陳情1件について、審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は、9月20日、付託議案の審査終了後、担当課より本陳情の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、今回の改革は、経費等の面において効率的であるところから、市町村単位から県単位に広げたものであり、保険料の年平均7万5,000円とあるが、その積算根拠は、老人にかかわる年間医療給付費の1割を被保険者数1,300万人で割り戻したもので、実際に賦課する際には、所得がある方は所得割で、ない方については均等割で最大7割軽減の措置があるとのことで、陳情の趣旨にあるような一律月額1万円以上の負担とはならないとの意見が出され、結果、別紙報告書のとおり、陳情第2号については全員賛成で不採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成19年9月26日、文教福祉常任委員会委員長、林一雄。

○議長（嶋田茂樹） 文教福祉常任委員会委員長の報告は終わりました。

以上で、付託陳情に対する各常任委員会委員長の報告は終わりました。

日程第 6 質疑、討論、採決

- 議長（嶋田茂樹） 日程第 6、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。

質疑の通告はありません。質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。討論なしと認めます。

これより陳情第 2 号、陳情第 3 号の 2 件について採決いたします。

陳情第 2 号、後期高齢者医療制度を抜本的に見直すよう国への意見書採択を求める陳情について、文教福祉常任委員会委員長の報告のとおり不採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、陳情第 2 号は不採択と決しました。

陳情第 3 号、稲作農家に勤労者並みの労賃と再生産を確保するため「2 万円米価」を保障する制度確立を求める陳情について、建設経済常任委員会委員長の報告のとおり閉会中の継続審査と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、陳情第 3 号は閉会中の継続審査と決しました。

昼食のため 1 時 10 分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 3 分

再開 午後 1 時 9 分

- 議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、市長より追加議案の送付があり、これを受理いたしました。

追加のありました議案は、議案第24号、和解及び損害賠償の額を定めることについての1議案であります。

また、本日発議案が提出されました。提出されました発議案は発議第1号、旭市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、発議第2号、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての2発議案であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 配布漏れないものと認めます。

ただいま追加議案並びに発議案に伴う日程の追加について、議会運営委員会を開催していただきました。その結果につきまして、神子委員長よりご報告をお願いしたいと思います。

神子委員長、ご登壇願います。

（議会運営委員長 神子 功 登壇）

○議会運営委員長（神子 功） ただいま議会運営委員会を開きまして、追加議案の提出に伴う日程の変更について協議をいたしましたので、その内容について私の方よりご報告申し上げます。

追加議案は、市長より提案のありました議案第24号の1議案と本日、提出のありました発議第1号、旭市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について及び発議第2号、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての2発議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配布してあります平成19年旭市議会第3回定例会議事日程（その2）の2ページになりますが、9月26日、水曜日のとおり、この後、追加日程第1、議案第24号を上程。追加日程第2、提案理由の説明。追加日程第3の議案の補足説明については、消防長を予定しております。また、議案の審査につきましては、委員会付託を省略して直接審議でお願いしたいと思います。追加日程第4、質疑、討論、採決。追加日程第5、発議第1号及び発議第2号の発議案を一括上程。追加日程第6、提案理由の説明。提案理由の説明については、2発議案とも私、神子功がいたします。追加日程第7、質疑、討論、採決。

以上でございます。

以上で追加日程の協議についての報告を終わります。

よろしくお願いいたします。

- 議長（嶋田茂樹） 神子委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。議案第24号の1議案と発議第1号及び発議第2号の2発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（嶋田茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、本議案及び発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1 議案上程

- 議長（嶋田茂樹） 追加日程第1、議案上程。

議案第24号の1議案を上程いたします。

追加日程第2 提案理由の説明

- 議長（嶋田茂樹） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

- 市長（伊藤忠良） 本日、議案1件を追加提案し、ご審議いただくことといたしました。議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第24号は、和解及び損害賠償の額を定めることについてでありまして、平成18年4月15日、旭市松ヶ谷1839番地先路上で発生した市消防署の救助工作車と普通乗用車との接触による人身事故について和解し、損害賠償額を267万5,448円と定めるものであります。

以上、追加提案いたしました案件の趣旨をご説明いたしました。詳しくは事務担当者から説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、ご審議の上、ご賛同くださるようお願い申し上げます。

- 議長（嶋田茂樹） 提案理由の説明は終わりました。
-

追加日程第3 議案の補足説明

- 議長（嶋田茂樹） 追加日程第3、議案の補足説明。議案の補足説明を求めます。
消防長、登壇してください。

（消防長 佐藤真一 登壇）

- 消防長（佐藤真一） 議案第24号、和解及び損害賠償の額を定めることについて補足説明を申し上げます。

事故の内容は、平成18年4月15日日曜日、午前11時15分ころ、旭市松ヶ谷1839番地路上において、緊急走行中の救助工作車が徐行しすれ違う際、停車状態の普通乗用車と接触事故を起こし、普通乗用車の運転手が負傷したものであります。事故後の通院による医療機関から提出されました診断書によりますと、右肩打撲により10日間の加療を要するとされましたが、その後も右頸部痛、右肩関節の挙上制限、握力低下、右手の膨張により通院を続けていたものであります。その間、平成18年7月から8月にかけて調査会社に全国市有物件の依頼による医療調査を実施しております。その後、平成19年2月いっぱいをもって病態の改善が認められませんので、医療に関し本人の承諾のもとで打ち切りまして、自賠責保険による後遺障害認定を申請いたしましたが、認定はされませんでした。その後、損害賠償に関する交渉によりまして、平成19年8月31日に賠償金額を提示し承諾を得られましたために、地方自治法第96条第1項の規定によりまして、議会の議決を求めるものであります。賠償金額にありましては267万5,448円であります。

以上で、補足説明を終わります。

- 議長（嶋田茂樹） 消防長の補足説明は終わりました。

追加日程第4 質疑、討論、採決

- 議長（嶋田茂樹） おはかりいたします。議案第24号は、委員会付託を省略して直接審議することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（嶋田茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は直接審議することに決しました。

追加日程第4、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

議案第24号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

神子議員。

- 24番（神子 功） ご質疑申し上げます。

事故の内容につきましてはご説明をいただきました。そこで、この事故の際に概要が書いてありますけれども、どちらが悪いという判断がいつも事故はつくわけですが、その辺の判断は公的な立場で判断をしてきたのか、それともどのような状況をもって今日まできたのかどうか、事故の当時のことにつきましてもう少し詳しくお願いいたします。

なお、消防署のこの工作車を運転していた方については、過失があったというふうに判断をしていれば何らかの措置が施されますけれども、その点はいかがかどう、これが2つ目です。

そして、この和解の要旨ということで損害賠償金がございますが、これについては財源の措置はどのようになっているのかどうか、保険金で全部賄われるものなのか、それとも市の方で何らかの補てんをするものなのかどうか、この辺伺いたいと思います。

以上です。

- 議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑に対し答弁を求めます。

消防長。

- 消防長（佐藤眞一） この事故の当時は、松ケ谷でワゴン車が横転しまして、それによる救出途中でありました。当然のように、ワゴン車ですので、大勢いるだろうというような判断で当初は事故人数はわからなかったです。それで、救急隊2隊の消防隊2隊、それから救助工作車1隊の計5隊が出場しまして、その途中、松ケ谷の坂を上がり、そして集落に入る路上でありますけれども、幅員5メートルでありました。そして、両側にガードレールがやっでありまして、非常にスピードを出しては絶対に走れないという状態でありました。そこで、相手側はガードレールのところにとまったんです。我々の方も徐行で走ったんですけれども、やはり最後の救助工作車の右側後部が出るところで、相手側の後部のバンパーをこすってしまったと、そういう状態でありました。

それで、事故の後の措置につきましては、当然のように警察官に来ていただきまして、それですぐにこの市有物件の方も連絡いたしまして、よしあしということに関しては、当然のようにこの警察官の判断、そして損害賠償についてはこの市有物件に一切を任したというこ

とでございます。そして、やはり運転者につきましては、二度ほど去年、警察に呼ばれまして結果的にはやはり安全運転をちょっとできなかったということで、5点の減点でありました。そして、この損害賠償の金額につきましては、全額この市有物件から出るようになっております。

以上であります。

○議長（嶋田茂樹） 神子功議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 議案第24号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（嶋田茂樹） 討論なしと認めます。

これより議案第24号について採決いたします。

議案第24号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

追加日程第5 発議案上程

○議長（嶋田茂樹） 追加日程第5、発議案上程。

発議第1号及び発議第2号の2発議案を一括上程いたします。

追加日程第6 提案理由の説明

○議長（嶋田茂樹） 追加日程第6、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第1号及び発議第2号について、神子功議員、ご登壇願います。

(2 4 番 神子 功 登壇)

- 2 4 番 (神子 功) ただいま一括議題となりました発議第 1 号、旭市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、発議第 2 号、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての 2 発議案について提案理由をご説明申し上げます。

初めに、発議第 1 号について申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正により委員会にも議案を提出する権限が認められたこと、また会議録の電磁的記録による作成が可能となったこととともに、その他の規定の整備を図るため所要の改正を行うものであります。

次に、発議第 2 号について申し上げます。

本案につきましても、地方自治法の一部改正により委員会委員の選任が議長権限により可能となったこと、また、委員会会議録についても電磁的記録による作成が可能となったこととともに、その他の規定の整備を図るため所要の改正を行うものであります。

以上、発議第 1 号及び発議第 2 号の 2 発議案につきましてご審議の上、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

- 議長 (嶋田茂樹) 神子功議員の提案理由の説明は終わりました。

追加日程第 7 質疑、討論、採決

- 議長 (嶋田茂樹) おはかりいたします。発議第 1 号及び発議第 2 号の 2 発議案は、委員会付託を省略して直接審議することにご異議ありませんか。

(「 異議なし 」 の声あり)

- 議長 (嶋田茂樹) ご異議なしと認めます。

よって、本発議案は委員会付託を省略して直接審議することに決しました。

追加日程第 7、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

発議第 1 号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「 なし 」 の声あり)

- 議長 (嶋田茂樹) 質疑なしと認めます。

発議第 2 号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（嶋田茂樹） 質疑なしと認めます。

以上で発議案の質疑は終わりました。

これより発議第1号及び発議第2号の2発議案について一括して討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（嶋田茂樹） 討論なしと認めます。

これより発議第1号及び発議第2号の2発議案について採決いたします。

発議第1号、旭市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

発議第2号、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（嶋田茂樹） 全員賛成。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第7 事務報告

- 議長（嶋田茂樹） 日程第7、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長 高埜英俊 登壇）

- 総務課長（高埜英俊） 篤志寄附を受納いたしましたので、ご報告いたします。

1、金20万円を株式会社エステート・プロデュース様より7月3日受納いたしました。

1、児童図書84冊ほか50万円相当を佐藤吉子様より7月20日受納いたしました。

以上でございます。

- 議長（嶋田茂樹） 事務報告は終わりました。

日程第 8 閉 会

- 議長（嶋田茂樹） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて平成19年旭市議会第 3 回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 1 時 3 0 分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

旭市議会 議 長 嶋 田 茂 樹

副 議 長 林 俊 介

議 員 林 一 雄

議 員 高 木 武 雄